



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第1号) 1253

◇川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例(第2号) 1253

◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(第3号) 1253

◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第4号) 1253

◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第5号) 1253

◇川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(第6号) 1254

◇川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例(第7号) 1255

◇川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例(第8号) 1255

◇川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例(第9号) 1256

◇川崎市都市景観条例の一部を改正する条例(第10号) 1256

◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例(第11号) 1257

◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第12号) 1257

◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第13号) 1257

◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例(第14号) 1257

◇川崎市水道条例の一部を改正する条例(第15号) 1258

◇川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例(第16号) 1258

◇川崎市下水道条例の一部を改正する条例(第17号) 1258

◇川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例(第18号) 1258

◇川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例(第19号) 1259

◇川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例(第20号) 1260

◇川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第21号) 1260

◇川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例(第22号) 1260

◇川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(第23号) 1261

◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第24号) 1261

規 則

◇川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則(第8号) 1261

◇川崎市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則(第9号) 1262

◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第10号) 1267

◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第11号) 1270

◇川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(第12号) 1271

◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第13号) 1275

◇川崎市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則(第14号) 1287

◇川崎市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則(第15号) 1887

◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第16号) 1288

◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第17号) ……………	1289	◇市道路線の認定(第137号)……………	1352
◇川崎市契約規則の一部を改正する規則(第18号) ……………	1289	◇道路区域の決定(第138号)……………	1352
◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第19号) ……………	1289	◇道路の供用開始(第139号)……………	1353
◇川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第20号) ……………	1291	◇市道路線の廃止(第140号)……………	1353
◇川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(第21号) ……………	1291	◇道路区域の変更(第141号)……………	1353
◇川崎市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則(第22号) ……………	1295	◇道路区域の変更(第142号)……………	1354
◇川崎市老人福祉・地域交流センター条例施行規則の一部を改正する規則(第23号) ……………	1295	◇道路の供用開始(第143号)……………	1354
◇川崎市久末老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則(第24号) ……………	1295	◇多摩都市計画道路の変更及び図書の縦覧(第144号)……………	1354
◇川崎市障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則(第25号) ……………	1296	◇川崎市営霊園の指定管理者の指定(第145号)……………	1354
◇川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第26号) ……………	1296	◇自転車等の撤去と保管(第146号)……………	1355
◇川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則(第27号) ……………	1307	◇徴税吏員証の無効(第147号)……………	1355
◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第28号) ……………	1308	◇道路区域の変更(第148号)……………	1355
◇土地境界査定取扱規則の一部を改正する規則(第29号) ……………	1309	◇道路の供用開始(第149号)……………	1355
◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第30号) ……………	1317	◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則に規定する調査の方法並びに処理対策の方法及び管理の方法の一部改正(第150号)……………	1356
◇川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(第31号) ……………	1317	◇自転車等の撤去と保管(第151号)……………	1356
◇川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則(第32号) ……………	1319	◇川崎シンフォニーホールの指定管理者の指定(第152号)……………	1357
◇川崎市港湾振興会館条例施行規則の一部を改正する規則(第33号) ……………	1319	◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第153号)……………	1357
◇川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第34号) ……………	1320	◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第154号)……………	1357
◇川崎市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則(第35号) ……………	1320	◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第155号)……………	1357
告 示		◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第156号)……………	1357
◇議決された予算の公表(第136号)……………	1321	◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第157号)……………	1357
		◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第158号)……………	1357
		◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第159号)……………	1357
		◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第160号)……………	1358
		◇指定障害児通所支援事業者の指定(第161号)……………	1358
		◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第162号)……………	1359
		◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第163号)……………	1359
		◇港湾施設の名称、位置、規模等(第164号)……………	1359
		◇道路区域の変更(第165号)……………	1360
		◇道路の供用開始(第166号)……………	1360

◇都市計画法の規定による変更認可 (第167号)……………	1360	公 告	
◇都市計画法の規定による都市計画事 業の図書の写しの縦覧(第168号)……………	1360	◇一般競争入札の執行(第205号)……………	1386
◇都市計画法の規定による変更認可 (第169号)……………	1361	◇開発行為に関する工事の完了(第206 号)……………	1389
◇都市計画法の規定による都市計画事 業の図書の写しの縦覧(第170号)……………	1361	◇条例環境影響評価審査書の公告(第 207号)……………	1389
◇都市計画法の規定による変更認可 (第171号)……………	1361	◇開発行為に関する工事の完了(第208 号)……………	1391
◇都市計画法の規定による都市計画事 業の図書の写しの縦覧(第172号)……………	1361	◇開発行為に関する工事の完了(第209 号)……………	1391
◇都市計画法の規定による変更認可 (第173号)……………	1362	◇公募型プロポーザルの実施(第210号)……………	1391
◇都市計画法の規定による都市計画事 業の図書の写しの縦覧(第174号)……………	1362	◇公募型プロポーザルの実施(第211号)……………	1393
◇都市計画法の規定による変更認可 (第175号)……………	1362	◇都市公園の供用開始(第212号)……………	1394
◇都市計画法の規定による都市計画事 業の図書の写しの縦覧(第176号)……………	1362	◇一般競争入札の執行(第213号)……………	1394
◇道路の供用開始(第177号)……………	1362	◇環境影響評価に関する条例による条 例見解書の公告(第214号)……………	1404
◇道路区域の変更(第178号)……………	1363	◇都市公園の区域の変更(第215号)……………	1404
◇道路の供用開始(第179号)……………	1363	◇一般競争入札の執行(第216号)……………	1404
◇道路区域の変更(第180号)……………	1363	◇一般競争入札の執行(第217号)……………	1406
◇道路の供用開始(第181号)……………	1363	◇一般競争入札の執行(第218号)……………	1407
◇道路区域の変更(第182号)……………	1363	◇農用地利用集積計画の制定(第219号)……………	1408
◇道路の供用開始(第183号)……………	1364	◇開発行為に関する工事の完了(第220 号)……………	1410
◇予防接種の業務を行う医師(第184号)……………	1364	◇一般競争入札の執行(第221号)……………	1410
◇定期予防接種の実施(第185号)……………	1371	◇都市公園の供用開始(第222号)……………	1419
◇定期予防接種の実施(第186号)……………	1371	◇開発行為に関する工事の完了(第223 号)……………	1419
◇定期予防接種の実施(第187号)……………	1371	◇開発行為に関する工事の完了(第224 号)……………	1420
◇定期予防接種の実施(第188号)……………	1372	◇開発行為に関する工事の完了(第225 号)……………	1420
◇定期予防接種の実施(第189号)……………	1372	◇道路位置の指定(第226号)……………	1420
◇定期予防接種の実施(第190号)……………	1372	◇一般競争入札の執行(第227号)……………	1420
◇定期予防接種の実施(第191号)……………	1373	◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請(第228号)……………	1422
◇定期予防接種の実施(第192号)……………	1373	◇特定非営利活動法人の設立の認証申 請(第229号)……………	1422
◇定期予防接種の実施(第193号)……………	1373	◇道路の指定(第230号)……………	1423
◇定期予防接種の実施(第194号)……………	1374	◇公募型プロポーザルの実施(第231号)……………	1423
◇川崎市一般廃棄物処理実施計画(第 195号)……………	1374	◇道路位置の廃止(第232号)……………	1424
◇公印の廃止(第196号)……………	1385	公 告 (調 達)	
◇都市計画マスタープラン麻生区構想 及び多摩区構想の改定及び図書の縦 覧(第197号)……………	1385	◇落札者等の公示(第242号)……………	1425
◇道路区域の変更(第198号)……………	1386	◇落札者等の公示(第243号)……………	1425
◇道路の供用開始(第199号)……………	1386	◇落札者等の公示(第244号)……………	1425
◇道路の供用開始(第200号)……………	1386	◇落札者等の公示(第245号)……………	1426
		◇落札者等の公示(第246号)……………	1426
		◇落札者等の公示(第247号)……………	1426
		◇公募型プロポーザルの実施(第248号)……………	1426

◇一般競争入札の執行(第249号)……………	1428	◇川崎市軽易工事契約事務取扱規程の 一部を改正する訓令(第10号)……………	1457
◇一般競争入札の執行(第250号)……………	1430	上下水道局規程	
◇一般競争入札の執行(第251号)……………	1431	◇川崎市入江崎余熱利用プール条例施 行規程の一部を改正する規程(第3 号)……………	1457
◇落札者等の公示(第252号)……………	1433	◇川崎市上下水道局事務分掌規程の一 部を改正する規程(第4号)……………	1458
◇公募型プロポーザルの実施(第253 号)……………	1433	◇川崎市水道事業の布設工事監督者及 び水道技術管理者の資格等に関する 条例施行規程の一部を改正する規程 (第5号)……………	1459
◇一般競争入札の公告(第254号)……………	1435	◇川崎市上下水道局企業職員被服貸与 規程の一部を改正する規程(第6号)……………	1460
◇一般競争入札の公告(第255号)……………	1437	◇川崎市上下水道局企業職員服務規程 の一部を改正する規程(第7号)……………	1464
◇一般競争入札の執行(第256号)……………	1439	◇川崎市上下水道局企業職員の勤務時 間、休日、休暇等に関する規程の一 部を改正する規程(第8号)……………	1464
◇一般競争入札の執行(第257号)……………	1441	◇川崎市上下水道局企業職員の特殊勤 務手当支給規程の一部を改正する規 程(第9号)……………	1464
◇一般競争入札の執行(第258号)……………	1443	◇川崎市上下水道局企業職員の期末手 当及び勤勉手当の支給に関する規程 の一部を改正する規程(第10号)……………	1465
◇一般競争入札の公告(第259号)……………	1444	◇川崎市上下水道局企業職員の自己啓 発等休業に関する規程の一部を改正 する規程(第11号)……………	1465
◇落札者等の公示(第260号)……………	1446	◇川崎市上下水道局契約規程の一部を 改正する規程(第12号)……………	1465
◇落札者等の公示(第261号)……………	1447	◇川崎市上下水道局安全衛生管理規程 の一部を改正する規程(第13号)……………	1466
◇落札者等の公示(第262号)……………	1447	◇川崎市上下水道局財務規程の一部を 改正する規程(第14号)……………	1466
◇落札者等の公示(第263号)……………	1447	◇川崎市上下水道局軽易工事執行の特 例を定める規程の一部を改正する規 程(第15号)……………	1466
◇一般競争入札の執行(第264号)……………	1447	上下水道局告示	
税 告 告		◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定(第15号)……………	1468
◇納税通知書の公示送達(第54号)……………	1449	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更(第16号)……………	1468
◇差押調書(謄本)の公示送達(第55 号)……………	1449	◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第17号)……………	1468
◇差押調書(謄本)の公示送達(第56 号)……………	1449	◇川崎市排水設備指定工事店の指定の 取消し(第18号)……………	1468
◇差押調書(謄本)の公示送達(第57 号)……………	1449	上下水道局公告	
◇交付要求通知書の公示送達(第58号)……………	1450	◇一般競争入札の執行(第22号)……………	1469
◇差押調書(謄本)の公示送達(第59 号)……………	1450		
訓 令			
◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正 する規則の制定に伴う職員の勤務に ついて(第2号)……………	1450		
◇川崎市政策・調整会議規程の一部を 改正する訓令(第3号)……………	1454		
◇川崎市事務決裁規程の一部を改正す る訓令(第4号)……………	1455		
◇川崎市事業所等事務決裁規程の一部 を改正する訓令(第5号)……………	1455		
◇川崎市職員の勤務時間等に関する規 程の一部を改正する訓令(第6号)……………	1456		
◇川崎市職員出勤記録整理規程の一部 を改正する訓令(第7号)……………	1456		
◇川崎市職員服務規程の一部を改正す る訓令(第8号)……………	1457		
◇川崎市職員の自己啓発等休業に関す る規程の一部を改正する訓令(第9 号)……………	1457		

◇一般競争入札の執行(第23号) ……………	1469	◇川崎市病院局契約規程の一部を改正 する規程(第6号) ……………	1486
◇一般競争入札の執行(第24号) ……………	1471	◇川崎市病院局軽易工事執行の特例を 定める規程の一部を改正する規程 (第7号) ……………	1486
上下水道局公告(調達)		病院局告示	
◇落札者等の公示(第11号) ……………	1474	◇川崎市病院事業出納取扱金融機関の 指定解除(第1号) ……………	1487
交通局規程		◇川崎市立井田病院収納取扱金融機関 の指定解除(第2号) ……………	1487
◇川崎市交通局企業職員の期末手当及 び勤勉手当の支給に関する規程の一 部を改正する規程(第1号) ……………	1474	病院局公告(調達)	
◇川崎市交通局現業機関設置規程の一 部を改正する規程(第2号) ……………	1474	◇落札者等の公示(第4号) ……………	1487
◇川崎市交通局ICカード取扱規程の 一部を改正する規程(第3号) ……………	1475	消防局訓令	
◇川崎市交通局軽易工事執行の特例を 定める規程の一部を改正する規程 (第4号) ……………	1475	◇川崎市危険物事務処理規程の一部を 改正する訓令(第3号) ……………	1488
◇川崎市交通局契約規程の一部を改正 する規程(第5号) ……………	1475	◇川崎市危険物流出等の事故調査に関 する規程の一部を改正する訓令(第 4号) ……………	1491
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規 程の一部を改正する規程(第6号) ……………	1475	◇川崎市消防団休団事務処理規程(第 5号) ……………	1494
◇川崎市交通局企業職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する規程の一部を 改正する規程(第7号) ……………	1475	◇消防団の火災出場区分基準の一部を 改正する訓令(第6号) ……………	1497
◇川崎市交通局企業職員の自己啓発等 休業に関する規程の一部を改正する 規程(第8号) ……………	1476	◇消防職員及び主要機械の配置基準 (第7号) ……………	1497
◇川崎市交通局事務決裁規程の一部を 改正する規程(第9号) ……………	1476	◇川崎市消防署の組織に関する規程の 一部を改正する訓令(第8号) ……………	1511
交通局告示		◇川崎市消防職員の隔日勤務に関する 規程の一部を改正する訓令(第9号) ……………	1511
◇公金徴収業務の委託(第1号) ……………	1484	◇川崎市消防職員服務規程の一部を改 正する訓令(第10号) ……………	1512
◇公金徴収業務の委託(第2号) ……………	1484	◇川崎市消防局消防職員委員会規程の 一部を改正する訓令(第11号) ……………	1512
◇公金徴収業務の委託(第3号) ……………	1484	教育委員会規則	
◇公金徴収業務の委託(第4号) ……………	1485	◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規 則の一部を改正する規則(第2号) ……………	1512
交通局訓令		◇川崎市立学校の施設の開放に関する 規則の一部を改正する規則(第3号) ……………	1512
◇川崎市交通局企業職員服務規程の一 部を改正する訓令(第1号) ……………	1485	◇川崎市就学奨励規則の一部を改正す る規則(第4号) ……………	1512
病院局規程		教育委員会告示	
◇川崎市病院局事務分掌規程の一部を 改正する規程(第1号) ……………	1485	◇教育委員会定例会の議事の訂正及び 追加(第10号) ……………	1513
◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する規程の一部を 改正する規程(第2号) ……………	1485	◇教育委員会臨時会の招集(第11号) ……………	1513
◇川崎市病院局企業職員服務規程の一 部を改正する規程(第3号) ……………	1486	◇教育委員会臨時会の招集(第12号) ……………	1513
◇川崎市病院局企業職員の自己啓発等 休業に関する規程の一部を改正する 規程(第4号) ……………	1486	教育委員会訓令	
◇川崎市病院局事務決裁規程の一部を 改正する規程(第5号) ……………	1486	◇川崎市教育委員会職員の人事評価等 に関する規程及び川崎市立学校教職 員の人事評価に関する規程の一部を	

改正する訓令 (第1号) ……………	1513	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (川崎区第40号) ……………	1566
◇川崎市教育委員会職員出勤記録整理 規程及び川崎市教育委員会職員服務 規程の一部を改正する訓令の一部を 改正する訓令 (第2号) ……………	1514	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (川崎区第41号) ……………	1566
◇川崎市教育委員会職員の自己啓発等 休業に関する規程の一部を改正する 訓令 (第3号) ……………	1514	◇国民健康保険料に係る差押調書 (膳 本) の公示送達 (川崎区第42号) ……………	1567
◇教員特殊業務手当の支給に関する規 程の一部を改正する訓令 (第4号) ……………	1514	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第8号) ……………	1567
◇川崎市教育委員会職員服務規程の一 部を改正する訓令 (第5号) ……………	1515	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達 (幸区第9号) ……………	1567
人事委員会規則		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (幸区第10号) ……………	1567
◇川崎市職員の勤務時間、休暇等に関 する規則の一部を改正する規則 (第 1号) ……………	1515	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (中原区第16号) ……………	1568
◇川崎市職員の給料等の支給に関する 規則の一部を改正する規則 (第2号) ……………	1516	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第17号) ……………	1568
◇川崎市職員の管理職手当に関する規 則の一部を改正する規則 (第3号) ……………	1516	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第14号) ……………	1568
◇管理職員等の範囲を定める規則の一 部を改正する規則 (第4号) ……………	1517	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達 (高津区第15号) ……………	1569
農業委員会告示		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (高津区第16号) ……………	1569
◇川崎市農業委員会総会の招集 (第4 号) ……………	1517	◇住民票の職権消除 (高津区第17号) ……………	1569
職員共済組合告示		◇印鑑登録の抹消 (高津区第18号) ……………	1569
◇川崎市職員共済組合定款の一部変更 (第1号) ……………	1517	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達 (宮前区第12号) ……………	1569
職員共済組合公告		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第13号) ……………	1570
◇平成31年度事業計画及び予算 (第2 号) ……………	1517	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (宮前区第14号) ……………	1570
◇任意継続掛金の標準となる額の算定 の基礎となる組合員の平均標準報酬 月額 (第3号) ……………	1565	◇住民票の職権消除 (宮前区第15号) ……………	1570
区告示		◇印鑑登録の抹消 (宮前区第16号) ……………	1571
◇自動車臨時運行許可番号標の無効 (川崎区第2号) ……………	1565	◇住民票の職権消除 (宮前区第17号) ……………	1571
◇自動車臨時運行許可番号標の無効 (宮前区第4号) ……………	1565	◇印鑑登録の抹消 (宮前区第18号) ……………	1571
区公告		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (多摩区第21号) ……………	1571
◇後期高齢者医療保険料に係る納入通 知書の公示送達 (川崎区第36号) ……………	1565	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第22号) ……………	1571
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第37号) ……………	1565	◇住民票の職権消除 (多摩区第23号) ……………	1572
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達 (川崎区第38号) ……………	1565	◇印鑑登録の抹消 (多摩区第24号) ……………	1572
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (川崎区第39号) ……………	1565	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (麻生区第14号) ……………	1572
		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (麻生区第15号) ……………	1572

川崎市長 福 田 紀 彦

条 例

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第1号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する
条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市行財政改革推進委員会の項の次に次の1項を加える。

川崎市民間活用推進委員会	公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	2年
--------------	---	------	-------	----

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第2号

川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

（川崎市職員定数条例の一部改正）

第1条 川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7,251人」を「7,239人」に改め、同条第5号ア中「390人」を「395人」に改め、同号イ中「7,051人」を「7,090人」に改める。

（川崎市病院局企業職員定数条例の一部改正）

第2条 川崎市病院局企業職員定数条例（平成16年川崎市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,373人」を「1,389人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市条例第3号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を削り、同項第2号中「児童福祉法第12条」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項第1号中「第5号」を「第4号」に改め、同項第2号中「前項第6号」を「前項第5号」に改める。

第5条第1項第1号中「児童福祉施設等」を「児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設等」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第4号

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表に次のように加える。

スポーツ振興基金	スポーツ振興事業の資金に充てる。
災害救助基金	災害救助法に基づく費用の支弁の財源に充てる。
墓地整備事業基金	墓地整備事業の資金に充てる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の表の改正規定（スポーツ振興基金に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第5号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第276号」を「第280号」に改め、同条第197号イ（ア）中「第264号及び第266号」を「第

268号及び第270号」に改め、同条第199号から第202号までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第214号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同条中第292号を第296号とし、第291号を第295号とし、第290号を第294号とし、同条第289号中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同号を同条第293号とし、同条第288号中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同号を同条第292号とし、同条中第287号を第291号とし、第272号から第286号までを4号ずつ繰り下げ、同条第271号中「第264号」を「第268号」に改め、同号を同条第275号とし、同条第270号ア中「第266号ア」を「第270号ア」に改め、同号イ中「第266号イ」を「第270号イ」に改め、同号ウ(ア) a中「第266号ウ(ア)」を「第270号ウ(ア)」に改め、同号ウ(イ) a(a)中「第266号ウ(イ) a」を「第270号ウ(イ) a」に改め、同号ウ(イ) b中「第266号ウ(イ) b」を「第270号ウ(イ) b」に改め、同号ウ(イ) c中「第266号ウ(イ) c」を「第270号ウ(イ) c」に改め、同号を同条第274号とし、同条第269号を同条第273号とし、同条第268号ア(イ)中「第266号ア(イ)」を「第270号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第266号イ(イ)」を「第270号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第266号ウ(イ)」を「第270号ウ(イ)」に改め、同号を同条第272号とし、同条第267号中「第269号」を「第273号」に改め、同号を同条第271号とし、同条第266号ア(イ) a中「第268号及び第270号」を「第272号及び第274号」に改め、同号ア(イ) b及びc中「第270号」を「第274号」に改め、同号を同条第270号とし、同条中第265号を第269号とし、第264号を第268号とし、第263号を第267号とし、同条第262号ア(イ)中「第260号ア(イ)」を「第264号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第260号イ(イ)」を「第264号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第260号ウ(イ)」を「第264号ウ(イ)」に改め、同号を同条第266号とし、同条第261号中「第263号」を「第267号」に改め、同号を同条第265号とし、同条第260号ア中「第262号、第266号、第268号及び第270号」を「第266号、第270号、第272号及び第274号」に改め、同号イ中「第262号、第266号及び第268号」を「第266号、第270号及び第272号」に改め、同号を同条第264号とし、同条中第259号を第263号とし、第258号を第262号とし、第257号を第261号とし、同条第256号中「第258号」を「第262号」に改め、同号ア中「第254号ア(ア)又は(イ)」を「第258号ア(ア)又は(イ)」に改め、同号イ中「第254号イ(ア)から(ケ)まで」を「第258号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第254号ウ(ア)又は(イ)」を「第258号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同号を同条第260号とし、同条第255号中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第257号」を「第261号」

に改め、同号を同条第259号とし、同条第254号イ中「第256号」を「第260号」に改め、同号を同条第258号とし、同条中第253号を第257号とし、第243号から第252号までを4号ずつ繰り下げ、第242号の次に次の4号を加える。

(243) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存建築物の工事の全体計画の認定の申請に対する審査

1件につき 120,000円

(244) 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存建築物の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査

1件につき 120,000円

(245) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に対する審査

1件につき 120,000円

(246) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に対する審査

1件につき 160,000円

第5条中「第2条第290号」を「第2条第294号」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第6号

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市中央卸売市場業務条例(昭和47年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第51条第4項中「100分の108」を「100分の110(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品(以下「軽減対象資産」という。)にあつては、100分の108)」に、「同項」を「前項」に改める。

第56条第3項中「100分の108」を「100分の110(軽減対象資産にあつては、100分の108)」に改める。

第59条第1項中「100分の8」を「100分の10(軽減対象資産にあつては、100分の8)」に、「100分の108」を「100分の110(軽減対象資産にあつては、100分の108)」に改める。

第60条第1項中「卸売金額」を「せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額」に改め、「得た額」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加える。

第63条第1項中「100分の108」を「100分の110(軽減対象資産にあつては、100分の108)」に改める。

第72条第1項中「次に掲げるとおりとする」を「別表第5の金額に100分の110を乗じて得た額（土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料にあっては、同表の金額）の範囲内において規則で定める」に改め、各号を削る。

別表第5卸売業者市場使用料の項中「卸売金額」の次に「に110分の100（軽減対象資産の卸売にあっては、108分の100）を乗じて得た額」を加え、同表仲卸業者市場使用料の項中「以下同じ。」の次に「に110分の100（軽減対象資産にあっては、108分の100）を乗じて得た額」を加え、同表関連事業者市場使用料の項中「販売金額」の次に「に110分の100（軽減対象資産にあっては、108分の100）を乗じて得た額」を加える。

第2条 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第51条第4項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号」を「消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成35年10月1日から施行する。（経過措置）
- 第1条の規定による改正後の条例第72条第1項及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第7号

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第46条第4項中「100分の108」を「100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）にあっては、100分の108）」に、「同項」を「前項」に改める。

第50条第3項中「100分の108」を「100分の110（軽減対象資産にあっては、100分の108）」に改める。

第52条中「100分の8」を「100分の10（軽減対象資産にあっては、100分の8）」に、「100分の108」を「100分の110（軽減対象資産にあっては、100分の108）」に

改める。

第55条第1項中「100分の108」を「100分の110（軽減対象資産にあっては、100分の108）」に改める。

第64条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする」を「別表第5の金額に100分の110を乗じて得た額（土地利用料金のうち1月以上の利用に係る利用料金にあっては、同表の金額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める」に改め、各号を削る。

別表第5卸売業者市場利用料金の項中「卸売金額」の次に「に110分の100（軽減対象資産の卸売にあっては、108分の100）を乗じて得た額」を加え、同表仲卸業者市場利用料金の項中「以下同じ。」の次に「に110分の100（軽減対象資産にあっては、108分の100）を乗じて得た額」を加え、同表関連事業者市場利用料金の項中「販売金額」の次に「に110分の100（軽減対象資産にあっては、108分の100）を乗じて得た額」を加える。

第2条 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第46条第4項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号」を「消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成35年10月1日から施行する。（経過措置）
- 第1条の規定による改正後の条例第64条第2項及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第8号

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例

川崎市競輪場内売店使用条例（昭和34年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の川崎市競輪場内売店の使用に係る使用料について適用し、同日前の川崎市競輪場内売店の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第9号

川崎市競輪場使用条例の一部を改正する
条例

川崎市競輪場使用条例(昭和27年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の川崎競輪場の使用に係る使用料について適用し、同日前の川崎競輪場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市都市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第10号

川崎市都市景観条例の一部を改正する条例

川崎市都市景観条例(平成6年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号ただし書中「(昭和43年法律第100号)」の次に「第7条第3項に規定する市街化調整区域(次号において「市街化調整区域」という。)又は同法」を加え、「この号」を「この項」に改め、「左欄に掲げる」の次に「区域区分及び同表の中欄に掲げる」を加え、同号の表を次のように改める。

区域区分	高度地区の種別	高さ
市街化区域	第1種	10メートル
	第2種	15メートル
	第3種	20メートル
	第4種	
市街化調整区域		10メートル

第13条第1項第2号中「長さ)」を「長さ。以下この号において「長さ」という。)」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、市街化調整区域又は高度地区における建築物の建築等にあつては、次の表の左欄に掲げる区域区分及び同表の中欄に掲げる都市計画に定める高度地区の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる長さを超える建築物の建築等

区域区分	高度地区の種別	長さ
市街化区域	第1種	30メートル
	第2種	50メートル
	第3種	70メートル
	第4種	
市街化調整区域		30メートル

第13条第1項第3号を次のように改める。

(3) 橋長が100メートルを超える橋りょうの建設等
第13条第1項に次の1号を加える。

(4) 高架鉄道の駅又は橋上駅の施設のうち外壁又はこれに相当する工作物の建設等

第13条第2項中「の周囲に接する地面のうち最も低い地面」を「が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面(それらの接する位置の高低差が3メートルを超えるものにあつては、それらの周囲に接する地面のうち最も低い地面)」に改める。

第23条中「又は」を「若しくは同条第5項後段の規定による通知をした者又は」に改め、「当該届出」の次に「又は通知」を、「ときは、」の次に「当該届出又は通知をした際に外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本を市長に提出した場合を除き、」を加える。

第24条中「者又は」を「者若しくは同条第5項後段の規定による通知をした者又は」に改め、「当該届出」の次に「又は通知」を加える。

第27条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(平成21年川崎市条例第12号)第10条第2項第8号の規定により市長が認める同条例第1条に規定する建築物等に関すること。

第27条中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

7 臨時委員は、市長が委嘱する。

8 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第13条に定めるもののほか、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に着手する建築物(法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築等(法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。)又は工作物(川崎市都市景観条例第2条第3号に規定する工作物をいう。以下同じ。)の建設等(法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。)であって、改正前の条例(以下「旧条例」という。)第13条第1項各号に掲げる行為のうち、施行日前に法第16条第1項の規定による届出をしたもの及び同条第5項後段の規定による通知をしたもの並びに施行日から平成31年7月30日までに着手する建築物の建築等又は工作物の建設等であって、旧条例第13条第1項本文に規定する行為とする。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第11号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(平成21年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 市長が、適用区域に係る地区計画において定められた整備、開発及び保全に関する方針に適合し、川崎市都市景観条例(平成6年川崎市条例第38号)第9条第1項に規定する景観計画による良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないと同条例第27条に規定する川崎市都市景観審議会の意見を聴いて認めた建築物等

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第12号

川崎市地区計画の区域内における建築物に

係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例(昭和62年川崎市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2の13鹿島田駅東部地区再開発地区整備計画区域の表A街区の区域の部建築物の建蔽率の最高限度の項及び同表B街区の区域の部建築物の建蔽率の最高限度の項中「同条第5項第1号」を「同条第6項第1号」に改める。

別表第2の43新丸子東3丁目南部地区整備計画区域の表A—1地区の区域の部建築物の建蔽率の最高限度の項中「同条第5項第1号」を「同条第6項第1号」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第13号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項の表ゴルフ場の項中「19,540円」を「19,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第8条の2第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後のゴルフ場の利用に係る料金について適用し、同日前のゴルフ場の利用に係る料金については、なお従前の例による。

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第14号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、第14号」を削り、「100分の108」

を「100分の110」に改め、同項第14号を次のように改める。

(4) 削除

第13条の2第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定（「100分の108」を「100分の110」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第13条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の上屋の利用に係る使用料について適用し、施行日前の上屋の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第13条の2第3項（第7号又は第8号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

4 施行日前から施行日にわたる軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用（軌道走行式荷役機械にあつては利用を開始してから30分までごとの利用、電気施設にあつては利用を開始してから1時間までごとの利用のうち、この条例の施行の時を含むものに限る。）は、施行日以後の軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用とみなして、前項の規定を適用する。

川崎市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第15号

川崎市水道条例の一部を改正する条例

川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項並びに第32条第2項並びに第4項第1号及び第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第27条第1項の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平

成24年法律第68号）附則第16条第1項において読み替えて準用する同法附則第5条第2項の適用を受ける水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第16号

川崎市工業用水道条例の一部を改正する
条例

川崎市工業用水道条例（昭和31年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

川崎市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第17号

川崎市下水道条例の一部を改正する条例

川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第12条の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第16条第1項において読み替えて準用する同法附則第5条第2項の適用を受ける下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第18号

川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を
改正する条例

川崎市入江崎余熱利用プール条例（平成8年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表15歳以上の者の項中「510円」を「520円」

に改め、別表の2の表を次のように改める。

2 水泳教室使用料

区 分	単 位	金 額
週1回コース	月4回	5,760円以内で管理規程で定める額
週2回コース	月8回	7,330円以内で管理規程で定める額
短期集中コース	5回	6,280円以内で管理規程で定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の川崎市入江崎余熱利用プールの使用に係る使用料について適用し、同日前の川崎市入江崎余熱利用プールの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第19号

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市乗合自動車乗車料条例(昭和25年川崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 普通乗車料金 大人
 - (12歳以上の者をいう。以下同じ。)
 - 1乗車につき 210円
 - 小児
 - (12歳未満の者をいう。以下同じ。)
 - 1乗車につき 110円
- (2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき 110円
 - 小児 1乗車につき 60円
- (3) 定期乗車料金
 - 通勤定期乗車券
 - 1箇月 9,450円
 - 3箇月 26,930円
 - 6箇月 51,030円
 - 特殊通勤定期乗車券
 - 1箇月 6,620円
 - 3箇月 18,870円
 - 6箇月 35,750円
 - 通学定期乗車券(甲)
 - 1箇月 7,460円
 - 3箇月 21,260円
 - 6箇月 40,280円
 - 通学定期乗車券(乙)
 - 1箇月 2,460円
 - 3箇月 7,010円
 - 6箇月 13,280円

- 特殊通学定期乗車券(甲)
 - 1箇月 5,220円
 - 3箇月 14,880円
 - 6箇月 28,200円
- 特殊通学定期乗車券(乙)
 - 1箇月 1,720円
 - 3箇月 4,910円
 - 6箇月 9,300円

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項第4号」を「前項第3号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項に規定する共通回数乗車券の料金については第1項第3号に規定する種類の回数乗車券に応じた料金を、」を削り、「第1項第4号」を「第1項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第6条の2中「当該券片1枚又は1冊」を「乗車券1枚」に改め、ただし書を削る。

第2条 川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 普通乗車料金 大人
 - (12歳以上の者をいう。以下同じ。)
 - 1乗車につき 220円
 - 小児
 - (12歳未満の者をいう。以下同じ。)
 - 1乗車につき 110円
- (2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき 110円
 - 小児 1乗車につき 60円
- (3) 定期乗車料金
 - 通勤定期乗車券
 - 1箇月 9,900円
 - 3箇月 28,220円
 - 6箇月 53,460円
 - 特殊通勤定期乗車券
 - 1箇月 6,930円
 - 3箇月 19,750円
 - 6箇月 37,420円
 - 通学定期乗車券(甲)
 - 1箇月 7,300円
 - 3箇月 20,810円
 - 6箇月 39,420円
 - 通学定期乗車券(乙)
 - 1箇月 2,400円
 - 3箇月 6,840円
 - 6箇月 12,960円
 - 特殊通学定期乗車券(甲)
 - 1箇月 5,110円
 - 3箇月 14,570円
 - 6箇月 27,590円
 - 特殊通学定期乗車券(乙)
 - 1箇月 1,680円
 - 3箇月 4,790円
 - 6箇月 9,070円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(第1条の規定による改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に発行された回数乗車券については、当分の間、引き続き使用することができる。
- 3 施行日前に発行された回数乗車券の乗車料金を還付する場合の手数料については、第1条の規定による改正後の条例第6条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に発行された定期乗車券については、その有効期間中に限り、引き続き使用することができる。
(第2条の規定による改正に伴う経過措置)
- 5 第1条の規定による改正前の条例の規定により発行された回数乗車券については、川崎市乗合自動車乗車料条例第9条第1項及び第3項前段の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日以後、当分の間、当該回数乗車券に表示された額と同条の規定による改正後の条例の規定による普通乗車料金との差額を添えて引き続き使用することができる。
- 6 第2条の規定の施行の日前に発行された定期乗車券については、その有効期間中に限り、引き続き使用することができる。

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第20号

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する
条例

川崎市貸切自動車条例(平成17年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払われる運賃について適用し、施行日前に支払われた運賃については、なお従前の例による。
- 3 新条例第4条の規定は、施行日以後に運送を終了するものに係る料金について適用し、施行日前に運送を終了したものに係る料金については、なお従前の例による。

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第21号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第16条第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表の2手数料の表を次のように改める。

2 手数料

文書料 1件	診断書	普通診断書その他の簡易なもの	1,570円
		死亡診断書その他の複雑なもの	3,140円
		生命保険に関する診断書(複雑なものに限る。)その他の特に複雑なもの	4,710円
		上記以外のもの	9,420円以内で管理者が定める額
	証明書	通院証明書その他の簡易なもの	1,040円
		出生証明書その他の複雑なもの	2,090円
		自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書その他の特に複雑なもの	4,190円
		上記以外のもの	8,380円以内で管理者が定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の条例別表の2手数料の表の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に請求のあったもので同日以後交付するものに係る手数料の額については、なお従前の例による。

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第22号

川崎市消防団給与条例の一部を改正する

条例

川崎市消防団給与条例(昭和23年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「から支給し、」を「から」に改め、「」まで」の次に「の期間(勤務しない期間を除く。）」について」を加え、同条第4項中「支給し、」を削り、「まで」の次に「の期間(勤務しない期間を除く。）」について」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第23号

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第14条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年3パーセント」を「無利子」に改める。

第15条第1項中「又は半年賦による元利均等償還」を「、半年賦又は月賦による均等償還」に改め、同条第2項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の条例第14条及び第15条(月賦による償還に係る部分を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第24号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第29条第4項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改め、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)」を削る。

第60条第4号中「の学部で」を「(短期大学を除く。次号において同じ。）」において」に改め、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を削り、同条第5号中「の学部で」を「において」に改め、同条第9号中「規定する」の次に「幼稚園、」を加える。

第88条第3項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。）」において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第96条第4号中「学校教育法に規定する大学の学部で」を「学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。）」において」に改め、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を削り、「同法に規定する大学の学部で」を「同法に規定する大学において」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

規 則

川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第8号

川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市基金条例施行規則(昭和46年川崎市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号の表に次のように加える。

スポーツ振興基金	スポーツ振興事業の財源に充当する。
災害救助基金	当該基金に編入する。
墓地整備事業基金	当該基金に編入する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号の表の改正規定(スポーツ振興基金に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

川崎市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第9号

川崎市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市景観条例施行規則（平成7年川崎市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 高架鉄道の駅又は橋上駅の施設のうち外壁又はこれに相当するもの

第7条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出をする際に外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本を市長に提出することができる。

第8条第4号中「第12号」を「第13号」に改める。

第14条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第20条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出をする際に外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本を市長に提出することができる。

第16条中「」を「」に外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本その他市長が必要と認める書類を添えて」に改める。

第30条第2項中「委員」の次に「及び議事に関する臨時委員」を加え、同条第3項中「出席委員の過半数で」を「出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって」に改める。

第31条第1項中「委員」の次に「及び臨時委員」を加え、同条第2項中「互選により」を「うちから、当該専門部会に属する委員及び臨時委員の選挙によって」に改める。

第32条中「委員」の次に「及び臨時委員」を加える。

別表第1建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の部各階の平面図の項及び主要部2面以上の断面図の項を削る。

別表第2建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の部各階の平面図の項及び主要部2面以上の断面図の項を削る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

押印欄

景観形成事前協議書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(協議者) 住 所
氏 名 印
電話番号

川崎市都市景観条例施行規則第6条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり提出します。

対 象 事 業 の 名 称					
行 為 地 の 地 名 地 番	川崎市 区				
景 観 計 画 特 定 地 区	<input type="checkbox"/> (地区名称:)				
都 市 景 観 形 成 地 区	<input type="checkbox"/> (地区名称:)				
区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域				
高 度 地 区	<input type="checkbox"/> 第1種高度地区 <input type="checkbox"/> 第2種高度地区 <input type="checkbox"/> 第3種高度地区 <input type="checkbox"/> 第4種高度地区				
設 計 者	事務所名 所在地 氏 名	(電話) (担当)			
施 工 者	営業所名 所在地 氏 名	(電話) (担当)			
行 為 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
行 為 の 種 類	建築物	届 出 部 分	届出以外の部分	合 計	
	<input type="checkbox"/> 新築	敷 地 面 積	m ²	m ²	
	<input type="checkbox"/> 増築	建 築 面 積	m ²	m ²	
	<input type="checkbox"/> 改築	延 べ 面 積	m ²	m ²	
	<input type="checkbox"/> 移転	条例第13条第1項第2号に規定する長さ		m	
	<input type="checkbox"/> 外観に係る修繕	主 要 用 途	構 造		
	<input type="checkbox"/> 外観に係る模様替	階 数	地 上 階 地 下 階	高 さ	m
	<input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	屋 根	仕 上 げ	色 彩	
		外 壁	仕 上 げ	色 彩	

			各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	東面	m ² (m ²)
				西面	m ² (m ²)
				南面	m ² (m ²)
				北面	m ² (m ²)
工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	種 類		構 造		
	高 さ	m	面 積	m ²	
	橋 長 (橋りょうのみ)	m	仕 上 げ		
	色 彩		/		
	各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	東面	m ² (m ²)		
		西面	m ² (m ²)		
		南面	m ² (m ²)		
		北面	m ² (m ²)		
協議理由					

- (注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
 2 条例第13条第1項第2号に規定する長さとは、建築物の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さのことをいいます。
 3 アクセント色とは、色彩に関する制限を超える色彩のことをいいます。
 4 協議書は、川崎市都市景観条例施行規則別表第1に規定する図書を添えて提出してください。

第3号様式(1)・(2)を次のように改める。

第3号様式(1)・(2)

押印欄				
<input type="checkbox"/> 景観計画区域内における行為（変更）届出書（1） <input type="checkbox"/> 都市景観形成地区内行為（変更）届出書（2）				
年 月 日				
(宛先) 川崎市長				
届出者 住 所 (行為者) 氏 名 電話番号				
印				
関係図書を添えて次のとおり届け出ます。				
行為地の地名地番	川崎市 区			
景観計画特定地区	<input type="checkbox"/> (地区名称:)			
都市景観形成地区	<input type="checkbox"/> (地区名称:)			
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域			
高度地区	<input type="checkbox"/> 第1種高度地区 <input type="checkbox"/> 第2種高度地区 <input type="checkbox"/> 第3種高度地区 <input type="checkbox"/> 第4種高度地区			
設計者	事務所名 (電話) 所在地 氏 名 (担当)			
施工者	営業所名 (電話) 所在地 氏 名 (担当)			
行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
行為 の 種 類	建築物	届出部分	届出以外の部分	合 計
	<input type="checkbox"/> 新築	敷地面積	m ²	m ²
	<input type="checkbox"/> 増築	建築面積	m ²	m ²
	<input type="checkbox"/> 改築	延べ面積	m ²	m ²
	<input type="checkbox"/> 移転	条例第13条第1項第2号に規定する長さ		m
	<input type="checkbox"/> 外観に係る修繕	主要用途	構 造	
	<input type="checkbox"/> 外観に係る模様替	階 数	地 上 階 地 下 階	高 さ m
	<input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	屋 根	仕 上 げ	色 彩
		外 壁	仕 上 げ	色 彩
		各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	東面	m ² (m ²)
			西面	m ² (m ²)
			南面	m ² (m ²)
		北面	m ² (m ²)	

工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	種 類		構 造	
	高 さ	m	面 積	m ²
	橋 長 (橋りょうのみ)	m	仕 上 げ	
	色 彩			
	各面のアクセント色の使用面積(各面の見付面積)	東面	m ² (m ²)	
西面		m ² (m ²)		
南面		m ² (m ²)		
北面		m ² (m ²)		
都市景観形成地区内で下記の行為を行う場合は、以下も御記入ください。				
<input type="checkbox"/> 広告物 <input type="checkbox"/> 広告物を掲出する工作物 <input type="checkbox"/> 表示 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 改造	種 類		数 量	
	表 示 面 積	m ²	高 さ	m
	仕 上 げ		色 彩	
	主 な 表 示 内 容			
<input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> その他土地の整備	行 為 の 内 容			
	行 為 面 積	m ²		
	植栽の種類等	種 類	高 さ	m
その他	行 為 の 内 容			
※ 受 付 欄		※ 助 言 ・ 指 導 欄		※ 処 理 欄
※ 外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本の提出の有無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- (注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
 2 届出をしようとする行為が変更の場合は、変更の文字に○印を付けてください。
 3 条例第13条第1項第2号に規定する長さとは、建築物の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さのことをいいます。
 4 アクセント色とは、色彩に関する制限を超える色彩のことをいいます。
 5 各面のアクセント色の使用面積(各面の見付面積)は、アクセント色を使用する場合に記入してください。
 6 この届出書は、正副2部を提出してください。
 7 ※印のある欄は、記入しないでください。

第8号様式中「あて先」を「宛先」に、「景観計画区域内における行為(変更)届出書」を「景観計画区域内における行為(変更)届出書(通知書)」に改め、同様式(注)第4項を次のように改める。

- 4 この届出書には、外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本その他市長が必要と認める書類を添付してください。

第9号様式中「あて先」を「宛先」に、「景観計画区域内における行為(変更)届出書」を「景観計画区域内における行為(変更)届出書(通知書)」に改め、同様式(注)第5項を次のように改める。

- 5 この届出書には、外観の色彩及び仕上げが確認できる各面ごとの現況カラー写真その他市長が必要と認める書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第10号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例施行規則(平成21年川崎市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第3条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 高架鉄道の駅又は橋上駅の施設のうち外壁又はこれに相当するもの

第4条第3項中「図書の」の次に「うち」を加え、「ときは、これ」を「ものについては、その添付」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条中「第6号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「第10条第2項第8号」を「第10条第2項第9号」に改め、同条第3号中「第12号」を「第13号」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(建築物等の形態意匠の制限の適用除外についての協

議)

第10条 適用区域内において建築物等の建築等又は建設等をしようとする者は、あらかじめ、当該建築物等が条例第10条第2項第8号に掲げる建築物等に該当するか否かについて、建築物等の形態意匠の制限の適用除外に関する協議書(第6号様式)に、別表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて提出し、市長と協議することができる。

- 2 前項の協議書及び添付図書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、別表に掲げる図書のうち添付の必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

- 4 市長は、第1項の規定による協議により、条例第10条第2項第8号に掲げる建築物等に該当するか否かを判断したときは、建築物等の形態意匠の制限の適用除外に関する協議結果通知書(第7号様式)により、その結果及び理由を第1項の規定による協議をした者に通知するものとする。

- 5 前項の通知書の交付は、第1項の協議書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

別表中「第4条」の次に「、第10条」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

押印欄

認定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所
(行為者) 氏 名
電話番号

印

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり計画の認定を申請します。

行 為 地 の 地 名 地 番 川崎市 区

工 事 主 住 所 (電話)
氏 名

設 計 者 所 在 地
事 務 所 名 (電話)
氏 名 (担当)
資 格 ()建築士 ()登録第 号

工 事 監 理 者 所 在 地
事 務 所 名 (電話)
氏 名 (担当)
資 格 ()建築士 ()登録第 号

工 事 施 工 者 所 在 地 (電話)
営 業 所 名 建設業の許可()第 号
氏 名 (担当)

行 為 の 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

行 為 の 種 類	建築物	申 請 部 分		申 請 部 分 以 外 の 部 分		合 計	
		敷 地 面 積	建 築 面 積	延 べ 面 積	主 要 用 途	構 造	階 数
種 類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	敷 地 面 積	m ²				m ²
		建 築 面 積	m ²	m ²			m ²
		延 べ 面 積	m ²	m ²			m ²
		主 要 用 途			構 造		
		階 数	地上	階、地下	階	高 さ	m
		屋 根	仕 上 げ		色 彩		
		外 壁	各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	東面			m ² (m ²)
				西面			m ² (m ²)
				南面			m ² (m ²)
				北面			m ² (m ²)
工 作 物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	種 類		構 造			
		高 さ	m	面 積	m ²		
		仕 上 げ		色 彩			
		外 壁	各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	東面			m ² (m ²)
				西面			m ² (m ²)
屋 外 広 告 物 を 掲 出 す る 工 作 物	<input type="checkbox"/> 表示 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 改造	種 類		数 量			
		表 示 面 積	m ²	高 さ	m		
		仕 上 げ		色 彩			
		主 な 表 示 内 容					

※ 受付欄

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
 2 アクセント色とは、色彩に関する制限を超える色彩のことをいいます。
 3 各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積) は、アクセント色を使用する場合に記入してください。
 4 この申請書は、正副2部を提出してください。
 5 工事監理者又は工事施工者が未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 6 ※印のある欄は、記入しないでください。

第6号様式を第8号様式とし、第5号様式の次に次の2様式を加える。

第6号様式

押印欄

建築物等の形態意匠の制限の適用除外に関する協議書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(協議者) 住 所
氏 名
電話番号

印

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

行 為 地 の 地 名 地 番	川崎市 区
工 事 主	住 所 名 (電話) 氏 名
設 計 者	所 在 地 (電話) 事 務 所 名 (担当) 氏 名 資 格 () 建築士 () 登録第 号
工 事 監 理 者	所 在 地 (電話) 事 務 所 名 (担当) 氏 名 資 格 () 建築士 () 登録第 号
工 事 施 工 者	所 在 地 (電話) 営 業 所 名 建設業の許可() 第 号 氏 名 (担当)

行 為 の 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日			
行 為 の 種 類	建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	敷 地 面 積	協 議 部 分	協 議 部 分 以 外 の 部 分	合 計
		建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
		延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
		主 要 用 途	構 造		
		階 数	地 上 階、地 下 階	高 さ	m
		屋 根 仕 上 げ	色 彩		
	外 壁	各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	東 面	m ² (m ²)	
			西 面	m ² (m ²)	
			南 面	m ² (m ²)	
			北 面	m ² (m ²)	
工 作 物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	種 類	構 造			
	高 さ	m	面 積	m ²	
	仕 上 げ	色 彩			
	外 壁	各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積)	東 面	m ² (m ²)	
			西 面	m ² (m ²)	
			南 面	m ² (m ²)	
北 面			m ² (m ²)		
屋 外 広 告 物 を 掲 出 す る 工 作 物 <input type="checkbox"/> 表示 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 改造	種 類	数 量			
	表 示 面 積	m ²	高 さ	m	
	仕 上 げ	色 彩			
	主 な 表 示 内 容				
協 議 理 由					

- (注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
 2 アクセント色とは、色彩に関する制限を超える色彩のことをいいます。
 3 各面のアクセント色の使用面積 (各面の見付面積) は、アクセント色を使用する場合に記入してください。
 4 この協議書は、正副2部を提出してください。
 5 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。

第7号様式

建築物等の形態意匠の制限の適用除外に関する協議結果通知書

川 第 号

住 所

様

年 月 日付で協議のあった { 建築物の建築等 }
 { 工作物の建設等 } については、川崎

市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例第10条第2項第8

号に掲げる建築物等に { 該当します }
 { 該当しません } ので、同条例施行規則第10条第4項の規定によ

り通知します。

年 月 日

川崎市長

印

行為地の地名地番

川崎市 区

理 由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第11号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

久末	高津区久末	285	
----	-------	-----	--

を

」

久末	高津区久末	345	車椅子使用者向4戸
----	-------	-----	-----------

に改める。

附 則

この規則は、平成31年3月28日から施行する。

川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第12号

川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市個人情報保護条例施行規則（昭和60年川崎市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（個人識別符号）

第2条の2 条例第2条第3号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成15年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号

- (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (8) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (10) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (11) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第1項及び第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (12) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (13) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (15) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (16) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (17) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- (18) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- (19) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- (20) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (21) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (22) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (23) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (24) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (25) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (26) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

(27) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

(28) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(29) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

(要配慮個人情報)

第2条の3 条例第2条第4号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第3条第3項中「第8条第1項第6号」を「第8条第1項第7号」に改め、同項中第4号を第5号とし、

第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 個人情報を収集する法令の根拠(法令の根拠がない場合にあつては、業務上必要な理由)

第3条第6項中「第8条第3項第6号」を「第8条第3項第7号」に改め、同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 個人情報を収集する法令の根拠(法令の根拠がない場合にあつては、業務上必要な理由)

第7条第1号中「消費者行政センター」を「センター」に改め、同条第3号中「区役所保健福祉センター健康ステーション」を「区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)及び区役所地区健康福祉ステーション(課を除く。))にあつては担当課長とし」に改める。

第8条第3項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」を「番号法」に改める。

第1号様式を次のように改める。

個人情報ファイル届出書

川 崎 市 長 様

第 年 月 日

実 施 機 関 名

川崎市個人情報保護条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出担当課				
個人情報ファイルの名称						
個人情報ファイルに係る業務の名称						
個人情報ファイルの利用目的						
個人情報ファイルに係る業務の目的						
個人情報ファイルの対象者						
個人情報ファイルの内容 要配慮個人情報	戸籍的事項	経歴	心身	財産状況	思想・信条	その他
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 資産内容	/	<input type="checkbox"/> 団体加入
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 学業成績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 収入		<input type="checkbox"/> 暮らし向き
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 職業、職位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 公的扶助
	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 受賞歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好
	<input type="checkbox"/> 国籍、本籍	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 電話番号
	<input type="checkbox"/> 親族、続柄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
個人情報を収集する法令の根拠（法令の根拠がない場合にあつては、業務上必要な理由）						
個人情報ファイルの管理責任者						
個人情報ファイルの保有開始年月日		年 月 日				
個人情報の収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人（ <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 申請書等） <input type="checkbox"/> 本人以外（ <input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 公刊出版物 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 所在不明等 <input type="checkbox"/> その他					
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期（ 月 ～ 月 ） <input type="checkbox"/> 随 時					
本人への通知の方法	<input type="checkbox"/> 文 書 <input type="checkbox"/> 口 頭 <input type="checkbox"/> 告 示					
個人情報ファイルの形態	<input type="checkbox"/> 文 書 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他					
備考						

注 川崎市個人情報保護条例第8条第5項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入してください。

第3号様式を次のように改める。

保有個人情報業務届出書

川 崎 市 長 様

第 年 月 日 号

実 施 機 関 名

川崎市個人情報保護条例第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出担当課				
業務の名称						
業務の目的						
保有個人情報の対象者						
保有個人情報の内容 要配慮個人情報	戸籍的事項	経歴	心身	財産状況	思想・信条	その他
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 資産内容	/	<input type="checkbox"/> 団体加入
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 学業成績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 収入		<input type="checkbox"/> 暮らし向き
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 職業、職位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 公的扶助
	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 受賞歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 趣味・し好
	<input type="checkbox"/> 国籍、本籍	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 電話番号
	<input type="checkbox"/> 親族、続柄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
個人情報を収集する法令の根拠（法令の根拠がない場合にあつては、業務上必要な理由）						
保有個人情報の管理責任者						
業務の開始年月日 年 月 日						
個人情報の収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人（ <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 申請書等） <input type="checkbox"/> 本人以外（ <input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 公刊出版物 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 所在不明等 <input type="checkbox"/> その他）					
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期（ 月 ～ 月） <input type="checkbox"/> 随時					
本人への通知の方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示					
保有個人情報の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他					
備考						

注 川崎市個人情報保護条例第8条第5項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入してください。

を

「

職員厚生課	
総務事務センター	

」

に改め、同条健康福祉局の表中

「

障害計画課	計画推進係	地域支援・療育係	給付係
-------	-------	----------	-----

」

を

「

障害計画課	計画推進係	給付係
-------	-------	-----

」

に改め、同条建設緑政局の表中

「

道路施設課	調査係	道路維持改良係	安全施設係
	橋りょう維持係	設備維持改良係	

」

を

「

道路施設課	調査係	道路維持改良係	安全施設係
	橋りょう維持係	電気設備維持改良係	機械設備維持改良係

」

に改める。

第2条の表情報管理部の部ICT推進課の項に次の1号を加える。

(8) 情報システムの開発及び運用の支援に関する事

第2条の表情報管理部の部システム管理課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同表人事部の部労務課の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同表人事部の部職員厚生課の項の次に次の1項を加える。

総務事務センター

- (1) 総務事務の効率化に係る調整に関する事
- (2) 職員の給与の支給に関する事
- (3) 職員の旅費の認定に関する事
- (4) 職員の被服の貸与に関する事

第2条の表行政改革マネジメント推進室の部第15号中「行財政改革推進委員会」の次に「及び民間活用推進委員会」を加える。

第3条の表財政部の部庶務課の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 交通安全対策特別交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、市町村移譲事務交付金、市町村自治盤強化総合補助金、市町村事業推進交付金及び首都圏等整備事業費に係る国庫補助負担率のかさ上げ措置に関する事

第3条の表財政部の部資金課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第7号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (6) ふるさと納税に関する事
- (7) 市債及び一時借入金に関する事

第3条の表税務部の部税制課の項第11号中「道府県民税所得割臨時交付金」を削る。

第5条の表国際経済推進室の部中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 外国企業の誘致に関する事

第5条の表国際経済推進室の部中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第7条の表障害保健福祉部の部障害計画課の項第8号中「わーくす川崎」を削り、同部障害者雇用・就労推進課の項第2号中「及びわーくす中原」及び「総括及び」を削り、同表保健所の部健康増進課の項中第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

- (12) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事
- (13) 国民健康保険法に基づく保健事業に関する事(保険年金課の所管に属するものを除く。)
- (14) 後期高齢者の健康診査に関する事

第7条の表医療保険部の部長寿・福祉医療課の項第1号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同部収納管理課の項第1号中「国民健康保険料」の次に「、後期高齢者医療保険料及び介護保険料」を加える。

第8条の表子ども支援部の部子ども保健福祉課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 特定の不妊治療の費用に係る助成に関する事

第9条の表計画部の部中第7号を第9号とし、同部第6号中「地区計画」の次に「等」を加え、同部第8号とし、同部中第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 市民による地区まちづくりの支援に関する事

第9条の表計画部の部中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地区まちづくり審議会に関する事

第9条の表交通政策室の部第7号中「調整」の次に「及び推進」を加え、同部第9号を次のように改める。

- (9) 横浜市高速鉄道3号線の延伸の推進に関する事

第9条の表市街地整備部の部地域整備推進課の項第1号中「部」を「課」に改め、同部防災まちづくり推進課の項第4号を削り、同項第3号中「及び地区まちづくり」

を削り、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号と第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 課の市税外収入に関すること。

第9条の表市街地整備部の部防災まちづくり推進課の項に次の2号を加える。

- (5) 建築物の耐震化の支援に関すること。
- (6) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定に関すること。

第9条の表指導部の部建築管理課の項中第7号及び第8号を削り、第6号を第10号とし、第5号の次に次の4号を加える。

- (6) 建築物の環境配慮に関すること。
- (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物の新築等に係る適合性判定、届出及び認定に関すること。
- (8) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。
- (9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく建築等計画の認定等に関すること。

第9条の表指導部の部建築管理課の項に次の3号を加える。

- (11) 福祉のまちづくりに係る事前協議及び完了検査に関すること。
- (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物又は工作物（建築基準法第88条に規定するものに限る。）の解体工事、新築工事等に係る届出、助言、勧告及び命令に関すること。
- (13) 租税特別措置法に基づく優良住宅認定に関すること。

第9条の表指導部の部建築指導課の項第1号中「許可」の次に「及び認定」を加え、「、認定及び」を「並びに」に改め、同項第9号から第15号までを削り、同部建築審査課の項第9号を削る。

第10条の表総務部の部企画課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同表緑政部の部多摩川施策推進課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 水辺の活用に関すること。

第10条の表道路河川整備部の部道路施設課の項第4号中「計画」の次に「、設計」を加える。

第13条中「消費者行政センター」を「センター」に改める。

第17条第2項中「消費者行政センター」を「センター」に改め、同条第3項中「消費者行政センター」を「センター」に改め、「(課)の次に「(センターを含む。)」を加える。

(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「庶務係

生活環境推進係

収集係

し尿・浄化槽係（南部生活環境事業所及び宮前生活環境事業所に限る。）

を

「庶務係

安全管理係

業務第1係

業務第2係

し尿・浄化槽係（川崎生活環境事業所及び宮前生活環境事業所に限る。）

に改める。

第3条の表生活環境事業所の項中「南部生活環境事業所」を「川崎生活環境事業所」に改め、同表わーくすの項中「わーくす」を「わーくす大島」に改め、同表動物愛護センターの項に次の1号を加える。

(9) 特定動物の飼養又は保管の規制に関すること。

第4条第1項ただし書中「わーくす」を「わーくす大島」に改め、同条第3項中「宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所に限る」を「川崎生活環境事業所を除く」に改める。

別表第1中

「

川崎市宮前生活環境事業所 川崎市多摩生活環境事業所	川崎市南部生活環境事業所 川崎市川崎生活環境事業所 川崎市中原生活環境事業所
------------------------------	--

」

を

「

川崎市中原生活環境事業所 川崎市宮前生活環境事業所 川崎市多摩生活環境事業所	川崎市川崎生活環境事業所
--	--------------

」

に、

「

川崎市わーくす大島 川崎市わーくす中原

」

を

川崎市わーくす大島

」

に、

「
川崎市北加瀬保育園
川崎市小倉保育園
」

を

「
川崎市北加瀬保育園
」

に、

「
川崎市ごうじ保育園
川崎市西宮内保育園
川崎市蟹ヶ谷保育園
川崎市西高津保育園
」

を

「
川崎市西宮内保育園
川崎市蟹ヶ谷保育園
」

に、

「
川崎市菅生保育園
川崎市南菅生保育園
」

を

「
川崎市菅生保育園
」

に改める。

別表第2中

南部生活環境事業所	川崎市川崎区塩浜4丁目11番9号	川崎市川崎区役所大師支所及び川崎市川崎区役所田島支所の所管区域並びに京町3丁目、小田1丁目、渡田山王町、渡田新町1、2、3丁目、渡田1、2、3、4丁目、渡田向町、渡田東町、大島1、2、3、4、5丁目、大島上町、中島1、2、3丁目（し尿及び浄化槽に関する事務については、川崎市川崎生活環境事業所の所管区域を含む。）
川崎生活環境事業所	川崎市川崎区堤根52番地	所管区域のうち川崎市南部生活環境事業所の所管に属しない区域及び川崎市幸区役所の所管区域

中原生活環境事業所	川崎市中原区中丸子155番地1	川崎市中原区役所の所管区域
宮前生活環境事業所	川崎市宮前区宮崎172番地	川崎市高津区役所及び川崎市宮前区役所の所管区域（し尿及び浄化槽に関する事務については、川崎市中原生活環境事業所及び川崎市多摩生活環境事業所の所管区域を含む。）

を

川崎生活環境事業所	川崎市川崎区塩浜4丁目11番9号	川崎市川崎区役所の所管区域（し尿及び浄化槽に関する事務については、川崎市幸区役所及び川崎市中原区役所の所管区域を含む。）
中原生活環境事業所	川崎市中原区中丸子155番地1	川崎市幸区役所及び川崎市中原区役所の所管区域
宮前生活環境事業所	川崎市宮前区宮崎172番地	川崎市高津区役所及び川崎市宮前区役所の所管区域（し尿及び浄化槽に関する事務については、川崎市多摩区役所及び川崎市麻生区役所の所管区域を含む。）
宮前生活環境事業所	川崎市宮前区宮崎172番地	川崎市高津区役所及び川崎市宮前区役所の所管区域（し尿及び浄化槽に関する事務については、川崎市中原生活環境事業所及び川崎市多摩生活環境事業所の所管区域を含む。）

に改める。

（川崎市保健所事務分掌規則の一部改正）

第3条 川崎市保健所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

地域ケア推進課

管理運営係

企画調整係

地域支援課

地区支援係（川崎支所に限る。）

地区支援第1係（川崎支所を除く。）

地区支援第2係（川崎支所を除く。）

地域サポート係

児童家庭課

児童家庭サービス係

高齢・障害課

精神保健係
 衛生課
 感染症対策係
 環境衛生係
 食品衛生係

第3条第1項の表こども保健福祉課の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特定の不妊治療の費用に係る助成に関すること。

第3条第2項の表中

- 「 (1) 保健統計及び衛生教育に関すること。
 (2) 原爆被爆者の援護、指定難病等に係る公費負担及び公害に係る補償等に関すること。
 (3) 血液対策に関すること。
 (4) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
 (5) 地域保健対策の推進に関すること。
 (6) 健康づくり事業の推進に関すること。
 (7) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
 (8) 歯科保健に関すること。
 (9) 栄養の指導に関すること。
 (10) 食品表示（栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。）に関すること。
 (11) アレルギー相談に関すること。
 (12) 母性及び乳幼児の保健に関すること（児童家庭課の所管に属するものを除く。）。
 (13) 障害児支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
 (14) 地区健康福祉ステーションとの連絡調整に関すること（保健福祉センターが所管する事務に限る。）（川崎区役所に限る。）。
 (15) その他保健福祉センター内他の課の主管に属しないこと。」

を

「 地域ケア推進課

- (1) 保健統計及び衛生教育に関すること。
 (2) 原爆被爆者の援護、指定難病等に係る公費負担及び公害に係る補償等に関すること。
 (3) 血液対策に関すること。
 (4) その他地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 地域保健対策の推進に関すること。
 (2) 健康づくり事業の推進に関すること。
 (3) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
 (4) 歯科保健に関すること。
 (5) 栄養の指導に関すること。

(6) 食品表示（栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。）に関すること。

(7) アレルギー相談に関すること。

(8) 母性及び乳幼児の保健に関すること（児童家庭課の所管に属するものを除く。）。」

に改め、同表児童家庭課の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定の不妊治療の費用に係る助成に関すること。

第3条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第5項中「区役所保健福祉センター」を「区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」に、「保健福祉センター所長」を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長」に改め、同条第7項及び第9項中「区役所保健福祉センター」を「区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」に改める。

第5条第1項中「区役所保健福祉センター、」を「区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）及び」に、「担当課長及び」を「担当課長並びに」に改める。

第8条第3項中「区役所保健福祉センター、」を「区役所」に改める。

（川崎市福祉事務所事務分掌規則の一部改正）

第4条 川崎市福祉事務所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「児童家庭課

児童家庭サービス係

高齢・障害課

高齢者支援係

障害者支援係

を

「地域ケア推進課

管理運営係

企画調整係

地域支援課

地区支援係（川崎福祉事務所に限る。）

地区支援第1係（川崎福祉事務所を除く。）

地区支援第2係（川崎福祉事務所を除く。）

地域サポート係

児童家庭課

児童家庭サービス係

高齢・障害課

高齢者支援係

障害者支援係

精神保健係

に改める。

第3条の表中

- 「(1) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (2) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。
- (3) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護に関すること。
- (4) 日本赤十字社に関すること。
- (5) 小災害の見舞金交付に関すること。
- (6) 児童福祉の実施に関すること（助産及び母子保護の実施に関することに限る。）。
- (7) 女性保護相談に関すること。
- (8) 児童の相談及び通告に関すること。
- (9) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
- (10) 児童の相談に係る関係機関との連携に関すること。
- (11) 家庭児童相談室の運営に関すること。
- (12) 障害児支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。」

を

「地域ケア推進課

- (1) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (2) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。
- (3) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護に関すること。
- (4) 日本赤十字社に関すること。
- (5) 小災害の見舞金交付に関すること。

地域支援課

- (1) 児童福祉の実施に関すること（助産及び母子保護の実施に関することに限る。）。
- (2) 女性保護相談に関すること。
- (3) 児童の相談及び通告に関すること。
- (4) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
- (5) 児童の相談に係る関係機関との連携に関すること。
- (6) 家庭児童相談室の運営に関すること。」

に改め、同表児童家庭課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同表高齢・障害課の項第5号中「の支給の決定」を削る。

第4条第4項中「区役所保健福祉センター」を「区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」に、「保健福祉センター所長」を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長」に改め、同条第5項及び第6項中「区役所保健福祉センター」を「区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」に改める。

（川崎市区役所等事務分掌規則の一部改正）

第5条 川崎市区役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「保健福祉センター

- 児童家庭課
- 児童家庭サービス係
- 高齢・障害課
- 高齢者支援係
- 介護認定給付係
- 障害者支援係

を

「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

- 地域ケア推進課
- 管理運営係
- 企画調整係
- 地域支援課
- 地区支援係（川崎区役所に限る。）
- 地区支援第1係（川崎区役所を除く。）
- 地区支援第2係（川崎区役所を除く。）
- 地域サポート係

児童家庭課

- 児童家庭サービス係
- 高齢・障害課
- 高齢者支援係
- 介護認定給付係
- 障害者支援係
- 精神保健係

に改め、同条第2項の表中

「保護第4係

- 保護第5係（川崎区役所田島地区健康福祉ステーションに限る。）」

を

「保護第4係

に改める。

第2条第1項の表保健福祉センターの部中

「保健福祉センター

- (1) 保健統計及び衛生教育に関すること。
- (2) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (3) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。
- (4) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護に関すること。
- (5) 日本赤十字社に関すること。
- (6) 小災害の見舞金交付に関すること。
- (7) 原爆被爆者の援護、指定難病等に係る公費負担及び公害に係る補償等に関すること。
- (8) 血液対策に関すること。
- (9) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (10) 地域福祉計画に関すること。
- (11) 地域の子どもに関する総合的支援に関すること。
- (12) 地域保健対策の推進に関すること。
- (13) 健康づくり事業の推進に関すること。

- (14) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
- (15) 歯科保健に関すること。
- (16) 栄養の指導に関すること。
- (17) 食品表示（栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。）に関すること。
- (18) アレルギー相談に関すること。
- (19) 地域支援事業に関すること。
- (20) 母性及び乳幼児の保健に関すること（児童家庭課の所管に属するものを除く。）。
- (21) 児童福祉の実施に関すること（助産及び母子保護の実施に関することに限る。）。
- (22) 女性保護相談に関すること。
- (23) 児童の相談及び通告に関すること。
- (24) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
- (25) 児童の相談に係る関係機関との連携に関すること。
- (26) 家庭児童相談室の運営に関すること。
- (27) 障害児支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (28) 地区健康福祉ステーションとの連絡調整に関すること（保健福祉センターが所管する事務に関するものに限る。）（川崎区役所に限る。）。
- (29) その他センター内他の課の主管に属しないこと。 」

を

「 地域みまもり支援センター
（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課

- (1) 保健統計及び衛生教育に関すること。
- (2) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (3) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。
- (4) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護に関すること。
- (5) 日本赤十字社に関すること。
- (6) 小災害の見舞金交付に関すること。
- (7) 原爆被爆者の援護、指定難病等に係る公費負担及び公害に係る補償等に関すること。
- (8) 血液対策に関すること。
- (9) 地域包括ケアシステムの推進に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (10) 地域福祉計画に関すること。
- (11) 地域の子どもに関する総合的支援に関すること。
- (12) 地区健康福祉ステーションとの連絡調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）（川崎区役所に限る。）。
- (13) その他センター内他の課の主管に属しないこ

と。

地域支援課

- (1) 地域保健対策の推進に関すること。
 - (2) 健康づくり事業の推進に関すること。
 - (3) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
 - (4) 歯科保健に関すること。
 - (5) 栄養の指導に関すること。
 - (6) 食品表示（栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。）に関すること。
 - (7) アレルギー相談に関すること。
 - (8) 地域支援事業に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
 - (9) 母性及び乳幼児の保健に関すること（児童家庭課の所管に属するものを除く。）。
 - (10) 児童福祉の実施に関すること（助産及び母子保護の実施に関することに限る。）。
 - (11) 女性保護相談に関すること。
 - (12) 児童の相談及び通告に関すること。
 - (13) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
 - (14) 児童の相談に係る関係機関との連携に関すること。
 - (15) 家庭児童相談室の運営に関すること。 」
- に改め、同部児童家庭課の項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 特定の不妊治療の費用に係る助成に関すること。
- 第2条第1項の表保健福祉センターの部高齢・障害課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「の支給の決定」を削り、同号を同項第8号とし、同項第6号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
- (4) 地域支援事業に関すること（認知症施策、医療と介護の連携、地域包括支援センターの連絡調整に関することに限る。）。
- 第2条第2項の表中
- 「(1) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (2) 地域保健対策の推進に関すること。
 - (3) 母子保健に関すること。
 - (4) 公害に係る補償等に関すること。
 - (5) 各種給付券の交付に関すること（生活保護に関するものを除く。）。
 - (6) 福祉統計に関すること（生活保護に関するものを除く。）。
 - (7) 社会福祉団体との連絡調整に関すること（保護課の所管に属するものを除く。）。
 - (8) 民生委員及び児童委員に関すること。 」

を

- 「(1) 地域保健対策の推進に関すること。
- (2) 母子保健に関すること。
- (3) 公害に係る補償等に関すること。
- (4) 各種給付券の交付に関すること（生活保護に関するものを除く。）。
- (5) 福祉統計に関すること（生活保護に関するものを除く。）。
- (6) 社会福祉団体との連絡調整に関すること（保護課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (8) 児童扶養手当に関すること。」

に改める。

第3条第2項中「保健福祉センター」を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」に改める。

（川崎市立看護短期大学事務分掌規則の一部改正）

第6条 川崎市立看護短期大学事務分掌規則（平成7年川崎市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「 総務学生課 」

を

「 事務局

- (1) 4年制大学設置の準備に関すること。

総務学生課 」

に改める。

（川崎市コード管理規則の一部改正）

第7条 川崎市コード管理規則（昭和37年川崎市規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	総務企画局人事部 労務課長	」
---	------------------	---

を

「	総務企画局人事部 総務事務センター室長	」
---	------------------------	---

に改める。

（川崎市公印規則の一部改正）

第8条 川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表中

「

28	福祉事務所長印	〃	方21	所長名で発する公文書	区役所保健福祉センター高齢・障害課長及び川崎区役所地区健康福祉ステーション保護課長	区役所保健福祉センター高齢・障害課及び川崎区役所地区健康福祉ステーション保護課
----	---------	---	-----	------------	---	---

」

を

「

28	福祉事務所長印	〃	方21	所長名で発する公文書	区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長及び川崎区役所地区健康福祉ステーション保護課長	区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課及び川崎区役所地区健康福祉ステーション保護課
----	---------	---	-----	------------	--	--

」

に、

「

42	建築主事印	てん書	方21	建築基準法に基づく建築確認	まちづくり局指導部建築管理課長	まちづくり局指導部建築管理課
42の2	建築監視員印	〃	方21	建築基準法に基づく建築監視員名で発する公文書	〃	〃

」

を

「

42	建築主事印	てん書	方21	建築基準法に基づく建築確認	まちづくり局指導部建築審査課長	まちづくり局指導部建築審査課
42の2	建築監視員印	〃	方21	建築基準法に基づく建築監視員名で発する公文書	まちづくり局指導部建築指導課長	まちづくり局指導部建築指導課

」

に改める。

別表第1 専用公印の表中

「

2	国民健康保険、介護保険、自立支援給付及び住民基本台帳事務専用市印	れい書	方6	国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険標準負担額減額認定証、障害福祉サービス受給者手帳、障害児通所受給者証、障害児入所受給者証及び住民基本台帳カード並びに介護保険事務専用	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長、区役所区民サービス部区民課長、区役所区民サービス部保険年金課長、区役所保健福祉センター高齢・障害課長、川崎区役所地区健康福祉ステーション所長及び区役所支所区民センター室長	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課、区役所区民サービス部区民課、区役所区民サービス部保険年金課、区役所保健福祉センター高齢・障害課、川崎区役所地区健康福祉ステーション及び区役所支所区民センター
---	----------------------------------	-----	----	--	--	--

を

「

2	国民健康保険、介護保険、自立支援給付及び住民基本台帳事務専用市印	れい書	方6	国民健康保険標準負担額減額認定証、障害福祉サービス受給者手帳、障害児通所受給者証、障害児入所受給者証及び住民基本台帳カード並びに介護保険事務専用	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長、区役所区民サービス部区民課長、区役所区民サービス部保険年金課長、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長、川崎区役所地区健康福祉ステーション所長及び区役所支所区民センター室長	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課、区役所区民サービス部区民課、区役所区民サービス部保険年金課、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課、川崎区役所地区健康福祉ステーション及び区役所支所区民センター
---	----------------------------------	-----	----	--	---	---

に、

「

13	給与証明専用市長印	〃	方21	給与関係諸証明専用	総務企画局人事部労務課長	総務企画局人事部労務課
----	-----------	---	-----	-----------	--------------	-------------

を

「

13	給与証明専用市長印	〃	方21	給与関係諸証明専用	総務企画局人事部総務事務センター室長	総務企画局人事部総務事務センター
----	-----------	---	-----	-----------	--------------------	------------------

に、

「

35	福祉事務所専用市長印	〃	方21	福祉事務所所掌事務専用	区役所保健福祉センター高齢・障害課長及び川崎区役所地区健康福祉ステーション保護課長	区役所保健福祉センター高齢・障害課及び川崎区役所地区健康福祉ステーション保護課
----	------------	---	-----	-------------	---	---

を

「

35	福祉事務所専用市長印	〃	方21	福祉事務所所掌事務専用	区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長及び川崎区役所地区健康福祉ステーション保護課長	区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課及び川崎区役所地区健康福祉ステーション保護課
----	------------	---	-----	-------------	--	--

に、

「	47	建築開発証明専用市長印	〃	方21	建築開発関係証明専用	まちづくり局指導部建築管理課長	まちづくり局指導部建築管理課
を							
「	47	建築開発証明専用市長印	〃	方21	建築開発関係証明専用	まちづくり局指導部建築管理課長及び建築審査課長	まちづくり局指導部建築管理課及び建築審査課
に、							
「	59	介護保険事務専用区長印	〃	方21	介護保険事務専用	区役所保健福祉センター高齢・障害課長及び川崎区役所地区健康福祉ステーション所長	区役所保健福祉センター高齢・障害課及び川崎区役所地区健康福祉ステーション
を							
「	59	介護保険事務専用区長印	〃	方21	介護保険事務専用	区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 高齢・障害課長及び川崎区役所地区健康福祉ステーション所長	区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 高齢・障害課及び川崎区役所地区健康福祉ステーション
に、							
「	65の3	保健所支所専用保健所長印	〃	方21	保健所支所所掌事務専用	区役所保健福祉センター衛生課長	区役所保健福祉センター衛生課
を							
「	65の3	保健所支所専用保健所長印	〃	方21	保健所支所所掌事務専用	区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 衛生課長	区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 衛生課
に、							
「	70	割印用市印	てん書	縦21横12角なし	携帯用身分証明書、学生証等の証明書及び魚介類行商許可証の割印	総務企画局情報管理部行政情報課長、看護短期大学事務局総務学生課長及び区役所保健福祉センター衛生課長	総務企画局情報管理部行政情報課、看護短期大学事務局総務学生課及び区役所保健福祉センター衛生課
を							
「	70	割印用市印	てん書	縦21横12角なし	携帯用身分証明書、学生証等の証明書及び魚介類行商許可証の割印	総務企画局情報管理部行政情報課長、看護短期大学事務局総務学生課長及び区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 衛生課長	総務企画局情報管理部行政情報課、看護短期大学事務局総務学生課及び区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 衛生課

に改める。

(川崎市庁用自動車管理規則の一部改正)

第9条 川崎市庁用自動車管理規則(平成15年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表環境局の項中

生活環境事業所(宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所を除く。)	所長	生活環境事業所(宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所を除く。)の所管に属する庁用自動車
宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所	副所長	宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所の所管に属する庁用自動車

を

川崎生活環境事業所	所長	川崎生活環境事業所の所管に属する庁用自動車
生活環境事業所(川崎生活環境事業所を除く。)	副所長	生活環境事業所(川崎生活環境事業所を除く。)の所管に属する庁用自動車

に改め、同表健康福祉局の項中「わーくす」を「わーくす大島」に改める。

(川崎市職員の標準的な職を定める規則の一部改正)

第10条 川崎市職員の標準的な職を定める規則(平成28年川崎市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「、副室長」を削り、「保健福祉センター」を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」に改める。

(川崎市職員被服貸与規則の一部改正)

第11条 川崎市職員被服貸与規則(昭和29年川崎市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務企画局人事部労務課長」を「総務企画局人事部総務事務センター室長」に、「労務課長」を「総務事務センター室長」に改める。

第4条、第6条第2項、第7条、第8条ただし書及び第13条中「労務課長」を「総務事務センター室長」に改める。

別表第1健康福祉局の部中「わーくす」を「わーくす大島」に改める。

第1号様式(1)及び第5号様式中「労務課」を「総務事務センター」に改める。

(川崎市職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部改正)

第12条 川崎市職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和47年川崎市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「総務企画局人事部労務課長」を「総務企画局人事部総務事務センター室長」に改める。

(川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

第13条 川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成30年川崎市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(表)及び第2号様式(表)中「保健福祉センター使用欄」を「事務処理欄(この欄は記入しないでください。)」に改める。

第8号様式(裏)中「及び介護予防居宅療養管理指導」を「、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービス」に改める。

第12号様式中

訪問看護	訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護療養施設サービス
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	
訪問看護	訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護療養施設サービス
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	
訪問看護	訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護療養施設サービス
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	
訪問看護	訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護療養施設サービス
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	

を

訪問看護	訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護療養施設サービス
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	介護医療院サービス
訪問看護	訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護療養施設サービス
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	介護医療院サービス
訪問看護	訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護療養施設サービス
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	介護医療院サービス
訪問看護	訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護療養施設サービス
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	介護医療院サービス

に改める。

(川崎市児童福祉法施行細則の一部改正)

第14条 川崎市児童福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第15号の9様式中「保健福祉センター」を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」に改める。

(川崎市金銭会計規則の一部改正)

第15条 川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第1条に掲げる課及び消費者行政センターの項中「消費者行政センター」を「センター」に改め、同表環境局の項中「所長(宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所においては副所長)」を「副所長(川崎生活環境事業所においては所長)」に改める。

別表第2 総務企画局の項中

人事部	労務課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	職員厚生課	課長	健康保険料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

人事部	職員厚生課	課長	健康保険料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	総務事務センター	室長	給与の返納金その他室の事務事業に附帯する諸収入の収納

に改め、同表環境局の項中「所長(宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所においては副所長)」を「副所長(川崎生活環境事業所においては所長)」に改め、同表こども未来局の項中

総務部	庶務課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
-----	-----	----	-------------------

を

総務部	庶務課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	企画課	課長	寄附金その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納

に改め、同表区役所の項中

保健福祉センター	高齢・障害課	課長	老人措置費負担金収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
----------	--------	----	--------------------------------

を

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)	地域支援課	課長	歯科に係る薬物塗布使用料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	高齢・障害課	課長	老人措置費負担金収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納

に改める。

(川崎市物品会計規則の一部改正)

第16条 川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第1条に掲げる課及び消費者行政センターの項中「消費者行政センター」を「センター」に改め、同表環境局の項中「所長(宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所にあつては、副所長)」を「副所長(川崎生活環境事業所にあつては、所長)」に改める。

別表第3 川崎市事務分掌規則第1条に掲げる課及び消

費者行政センターの項中「消費者行政センター」を「センター」に改める。

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付された第13条の規定による改正前の川崎市 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則第8号様式の規定による特定医療費(指定難病)受給者証は、その特定医療費(指定難病)受給者証に記載された有効期間が満了するまでの間、同条の規定による改正後の川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則第8号様式の規定による特定医療費(指定難病)受給者証とみなす。

3 第13条の規定による改正前の川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第14号

川崎市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の職名等に関する規則(昭和39年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表事務職員の項中「、青少年指導員」を削り、「生活環境職」の次に「、法務職」を加え、同表技術職員の項中「、計量職」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第15号

川崎市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

川崎市職員安全衛生管理規則(平成18年川崎市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「及び第3項」を「及び第5項」に、「第15条第1項」を「第15条」に改める。

第25条第1項を次のように改める。

市長は、次に掲げる職員に対し、産業医その他の医師

による面接指導を行うものとする。

(1) 労働時間の状況が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当する職員

(2) 労働時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当し、かつ、面接指導を受けることを希望する旨の申出をした職員(前号に掲げる職員を除く。)

25条に次の1項を加える。

4 その他長時間労働者に対する面接指導等について必要な事項は、別に定める。

別表第1中

本庁	南部生活環境事業所
総務企画局総務部長	所長

を

本庁	総務企画局総務部長
----	-----------

に改める。

別表第2中

南部生活環境事業所	担当課長、担当係長(安全衛生を担当する者に限る。)、収集係長、し尿・浄化槽係長
川崎生活環境事業所	担当課長、担当係長(安全衛生を担当する者に限る。)、収集係長
中原生活環境事業所	担当課長、担当係長(安全衛生を担当する者に限る。)、収集係長
宮前生活環境事業所	副所長、担当課長、担当係長(安全衛生を担当する者に限る。)、収集係長、し尿・浄化槽係長
多摩生活環境事業所	副所長、担当課長、担当係長(安全衛生を担当する者に限る。)、収集係長

を

川崎生活環境事業所	担当課長、安全管理係長、業務第1係長又は業務第2係長のうち所属長が指名する者、し尿・浄化槽係長
中原生活環境事業所	副所長、担当課長、安全管理係長、業務第1係長又は業務第2係長のうち所属長が指名する者

宮前生活環境事業所	副所長、担当課長、安全管理係長、業務第1係長又は業務第2係長のうち所属長が指名する者、し尿・浄化槽係長
多摩生活環境事業所	副所長、担当課長、安全管理係長、業務第1係長又は業務第2係長のうち所属長が指名する者

に改める。

別表第3を次のように改める。

事業場
本庁
かわさき市税事務所
みぞのくち市税事務所（こすぎ市税分室を除く。）
みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室
しんゆり市税事務所
看護短期大学
こども家庭センター
川崎区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課、道路公園センター、地区健康福祉ステーション並びに支所を除く。）
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課
川崎区役所大師支所（大師地区健康福祉ステーションを含む。）
川崎区役所田島支所（田島地区健康福祉ステーションを含む。）
幸区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課を除く。）
幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課
中原区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。）
中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課
高津区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。）
高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課
宮前区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。）
宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課
多摩区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。）

多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課
麻生区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。）
麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課

別表第4中

南部生活環境事業所
川崎生活環境事業所

を

川崎生活環境事業所

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第16号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成20年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「総務企画局人事部労務課長」を「総務企画局人事部総務事務センター室長」に改める。

別表福祉業務等手当の部(1)の項を削り、同部(2)の項中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第1号」に改め、同項イ中「(5)の項」を「(4)の項」に改め、同項を同部(1)の項とし、同部(3)の項中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第2号」に改め、同項ア中「看護師」の次に「(准看護師を含む。以下同じ。)」を加え、同項を同部(2)の項とし、同部(4)の項中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第3号」に改め、同項ア中「わーくす」を「わーくす大島」に改め、同項イ中「(5)の項のアに掲げる者を除く。」を削り、同項ウ及びオ中「及び(5)の項のア」を削り、同項を同部(3)の項とし、同部(5)の項中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第4号」に改め、同項ア中「総務企画局、健康福祉局、こども未来局、区役所又は教育委員会事務局」を「児童相談所又は区役所」に改め、「(3)の項のア及び(4)の項のエに掲げる者を

除く。)を削り、同項イ及びウ中「保健福祉センター」を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」に改め、同項を同部(4)の項とし、同部(6)の項中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第5号」に改め、同項を同部(5)の項とし、同表動物管理業務手当の部ウ及び同表危険作業手当の部(2)の項中「区役所保健福祉センター」を「区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」に改め、同表教員特殊業務手当の部中「300円」を「350円」に改める。

別記様式中「労務課」を「総務事務センター」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第17号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の106」に、「100分の190」を「100分の185」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の98.5」に、「100分の108.5」を「100分の106」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の93.5」を「100分の91」に改める。

第8条の4第1項各号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第18号

川崎市契約規則の一部を改正する規則

川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項第1号中「建物等の小破修繕等に類するもので市長が別に定めるもの」を「市長が別に定める軽易工事」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第19号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表様式目次中

「

第5号様式	(1)(2)	軽自動車税納税通知書軽自動車税納税証明書	条例第11条、法第20条の10
-------	--------	----------------------	-----------------

」

を

「

第5号様式	(1)(2)(3)	軽自動車税納税通知書軽自動車税納税証明書	条例第11条、法第20条の10
-------	-----------	----------------------	-----------------

」

に改める。

別表第5号様式(2)の次に次の1様式を加える。

第5号様式(3)

軽自動車税納税証明書 (車検用)

標識 (車両) 番号	
氏名 (名称)	
納付済年月日	年 月 日

この証明書は 年 月 日まで有効です。

上記のとおり証明します。

川崎市長

印

郵便はがき

〒

様

お問合せ先

別表第41号様式中

「

1月1日以 降退職時 までの給 与支払額	退職手当 等の支払 額(支払 予定額)
円	円
控除社会 保険料額	勤続年数
円	年

」

を

「

1月1日以降退職時 までの給与支払額	
	円
控除社会保険料額	
	円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第20号

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則(平成25年川崎市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「による短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項第6号中「又は水道環境」を

削り、同項第7号中「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「高等専門学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の規則第2条第1項第6号の規定の適用については、同法第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第21号

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年川崎市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(第14号様式)」を「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(第14号様式)又は政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(第14号の2様式)」に改め、同条第2項中「高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書(第15号様式)」を「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書(第15号様式)又は政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書(第15号の2様式)」に改める。

様式目次中

「

14	高額障害福祉サービス等給付費支給申請書	第14条第1項
15	高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書	第14条第2項

」

を

「

14	政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書	第14条第1項
14 の 2	政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書	第14条第1項
15	政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書	第14条第2項
15 の 2	政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書	第14条第2項

」

に改める。

第4号様式、第4号の2様式及び第13号様式中「保健福祉センター」を「地域みまもり支援センター」に改める。

第14号様式中「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「高額障害福祉サービス等給付費の」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の」に、「高額障害福祉サービス等給付費を」を「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費を」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第14号の2様式

政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書
 (宛先) 川崎市長

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ				①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律②介護保険法	
申請者氏名				制度	受給者証番号又は介護被保険者証番号
生年月日	年	月	日	①	
個人番号				②	
居住地	〒				
	電話				
申請に係るサービス利用月	年	月	分	申請に係るサービス利用月分の障害福祉相当介護保険サービス支払額(注)	65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

- (注) 1 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載(本人支払額があれば分けて記載)してください。
 2 この申請書に利用者負担額の領収書及びサービスの提供を証明する書類を添付してください。

政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費を次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		金融機関コード	
	本店 支店 支所 出張所		店舗コード	
口座番号	1 普通 2 当座 3 その他()		フリガナ	
			口座名義人	

※申請者以外の方が提出をする場合のみ記入してください。

申請書提出者	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒
	電話	
	申請者との関係	

受付印

第15号様式中「高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書」を「政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書」に、「高額障害福祉サービス等給付費の」を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第15号の2様式

年 月 日

様

川崎市長

印

政令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者氏名		受給者証番号																		
-------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日		決定年月日	
障害福祉相当介護保険サービスに係る本人支払額(注)		申請に係る障害福祉相当介護保険サービスの利用月	年 月分 から 年 月分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

(注) 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）しています。

次の口座に振り込みます。

金融機関			
口座種目		口座番号	
口座名義人			

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

第20号様式中「特定疾病療養受領証」を「特定疾病療養受療証」に、「お問い合わせ先」を「お問合せ先」に、「上限管理表」を「自己負担上限額管理票」に、「保健福祉センター等」を「地域みまもり支援センター」に改める。

第21号様式中「特定疾病療養受領証」を「特定疾病療養受療証」に、「お問い合わせ先」を「お問合せ先」に、「上限管理表」を「自己負担上限額管理票」に、「保健福祉センター」を「地域みまもり支援センター」に改める。

第22号様式中「お問い合わせ先」を「お問合せ先」に、「上限管理表」を「自己負担上限額管理票」に、「保健福祉センター」を「地域みまもり支援センター」に、「保健福祉センター等」を「地域みまもり支援センター」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に交付された改正前の規則第4号様式、第4号の2様式、第20号様式、第21号様式及び第22号様式の規定による障害福祉サービス・地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証、自立支援医療受給者証(育成医療)、自立支援医療受給者証(更生医療)及び自立支援医療受給者証(精神通院医療)(以下これらを「障害福祉サービス・地域相談支援受給者証等」という。)は、それぞれの障害福祉サービス・地域相談支援受給者証等に記載された有効期間又は適用期間が満了するまでの間、改正後の規則第4号様式、第4号の2様式、第20号様式、第21号様式及び第22号様式の規定による障害福祉サービス・地域相談支援受給者証等とみなす。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票(第13号様式及び第15号様式を除く。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第22号

川崎市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市老人福祉センター条例施行規則(昭和41年川崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

川崎市日進町老人福祉センター	150人
川崎市さいわい健康福祉プラザ	200人

を

川崎市さいわい健康福祉プラザ	200人
----------------	------

に改める。

第3条中「川崎市さいわい健康福祉プラザ及び川崎市多摩老人福祉センターにあっては、法人。」を削る。

第7条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市老人福祉・地域交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第23号

川崎市老人福祉・地域交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市老人福祉・地域交流センター条例施行規則(平成17年川崎市規則第115号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号を削り、同項第2号中「川崎市高津老人福祉・地域交流センター」を「センター」に、「申込月の17日」を「利用日の属する月の4月前の月(以下「申込月」という。)の17日」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の規則の規定は、平成31年8月1日以後の利用に係るものから適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

川崎市久末老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第24号

川崎市久末老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則

川崎市久末老人デイサービスセンター条例施行規則
(平成15年川崎市規則第134号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第25号

川崎市障害者就労支援施設条例施行規則の
一部を改正する規則

川崎市障害者就労支援施設条例施行規則(昭和36年川
崎市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市わーくす川崎の項及び川崎市わーく
す中原の項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一
部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第26号

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭
和49年川崎市規則第112号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第17条」を「第16条」に、「第18条・第19条」
を「第17条・第18条」に改める。

第10条中「保証人の連署した」及び「貸付決定者及び
保証人の」を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条
とする。

第16条第2項第1号中「借受人」を「資金の貸付けを
受けている者(以下「借受人」という。)」に改め、同条
を第15条とする。

第17条ただし書中「借受人又は保証人」を「借受人」
に、「保証人が代って」を「相続人が代わって」に改め、
同条を第16条とする。

第5章中第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。
様式目次中「第14条第1項」を「第13条第1項」に、
「第14条第3項」を「第13条第3項」に、「第15条第1項」
を「第14条第1項」に、「第15条第3項」を「第14条第
3項」に、「第16条第1項」を「第15条第1項」に、「第
16条第4項」を「第15条第4項」に、「第17条」を「第
16条」に改める。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式

災 害 援 護 資 金 借 入 申 込 書

*受付日		*受付番号		*受付者		*貸付番号	
被災日時		年 月 日 時		災害名			
被害の種類		(1) 世帯主の負傷 (2) 住居の全壊 (3) 住居の半壊 (4) 家財の損害		被害場所			
返す方法		(1) 年賦 (2) 半年賦 (3) 月賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)	
借入申込者について	ふりがな			生年月日	年 月 日 (歳)		
	ふりがな			郵便番号	電 話 番 号		
	現住所			〒			
	本職			勤務先の名称と所在地	電 話		
世帯の状況と収入	氏 名	世帯主との続柄	年 齢	健 否	職 業	収入(月収)	勤務先・学校名
収入合計		円		支出合計		円	
資産の状況	土地	(1) 住宅 m ² (2) 田畑 m ²	住居の状況		(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間		
	建物	(3) 山林 m ² (1) 自宅 m ² (2) その他 m ²	生活保護		年 月 日から受給(生教住医介)		
負債		(内容)		(金額) 円			
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況						(有・無) (状況)	
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有・無)	
資金の使途	資金の使い方		総 額	円	資金の内訳		合 計
				円	災害援護資金で		円
				円	手持資金で		円
				円	その他()で		円
被災者の状況	被災時の具体的状況					負 傷	全治 月
	住居の被害		(1) 全 壊	(2) 半 壊			
	品 名	現在購入に要する費用	被害額	品 名	現在購入に要する費用	被害額	
	和 だ ん す			電 話			
	整 理 だ ん す			量(畳中で			
	洋 服 だ ん す			が被害)			
	鏡			障 子			
	腰 掛			ふ す ま			
	本 箱 ・ 本 棚			小 計			
	食 器 戸 棚			その他被害のあった家財			
	食卓・茶ぶ台			品 名	現在購入に要する費用	被害額	
	下 駄 箱						
	照 明 器 具						
	じ ゅ う た ん						
	扇 風 機						
石 油 ス ト ー プ							
電 気 や ぐ ら こ た つ							
電 気 冷 蔵 庫							
電 気 ・ ガ ス 炊 飯 器							
電 気 洗 濯 機							
電 気 掃 除 機							
ミ シ ン							
電 気 ア イ ロ ン							
自 転 車							
テ レ ビ							
ラ ジ オ							
柱 時 計							
目 覚 し 時 計				小 計			
ス テ レ オ				合 計			
上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。							
年 月 日				借入申込者 (印)			
(宛先) 川崎市長							

第3号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金については、次のとおり貸し付けるものと決定いたしましたのでお知らせします。

- 1 貸付番号 第 号
- 2 貸付金額 円
- 3 据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 償還方法 年賦・半年賦・月賦
- 6 利 子 無利子
- 7 資金をお渡しする日と手続について
 - (1) 貸付金交付日 年 月 日
 - (2) 場 所
 - (3) 持参するもの
 - ア この通知書
 - イ 同封の借用書
 - ウ 印鑑
 - エ 印鑑証明書1通

第5号様式を次のように改める。

第5号様式

貸付番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円
利 子 無利子
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦・半年賦・月賦

上記のとおり借用いたします。

については、川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例及び川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所
借 受 人 氏 名

印

(宛先) 川崎市長

第7号様式から第10号様式までを次のように改める。
第7号様式

災害援護資金違約金支払免除申請書

次のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名



(宛先) 川崎市長

貸付番号			
支払免除を申請する違約金の金額		円	
内 容	回数	期 別	償 還 金
		年 月期	
申請日までの違約金			
違約金の支払免除を要する具体的な理由			

第8号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市長



災害援護資金違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申請のありました違約金の支払免除については、次のとおり承認しましたのでお知らせいたします。

年 月 日償還予定の第 回償還金 円に係る 年
月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

第9号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市長



災害援護資金違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申請のありました違約金の支払免除については、次の理由
で不承認としましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金 円に係る
違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願
います。

第10号様式

災害援護資金償還金支払猶予申請書

次のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名



(宛先) 川崎市長

申請の理由 (具体的に)					
貸付の条件	借入金額	円		貸付番号	
	据置期間	(1) 3年 (2) 5年		希望猶予期間等	ただし 月
	償還方法	(1) 年賦 (2) 半年賦 (3) 月賦			年 月 日 第 回償還以降
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		変更後の償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

第13号様式から第16号様式までを次のように改める。

第13号様式

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	(1) 年賦 (2) 半年賦 (3) 月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円 [償還未済額の 全 部 一 部 で] 円				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日
	氏 名				
	現住所				
	本 籍				
	借受人との関係		職 業		
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	ふりがな			生年月日	年 月 日
	氏 名				
	現住所			借受人との続柄	
	職 業			勤務先及び所在地	

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年 月 日

免除申請者



(宛先) 川崎市長

第14号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市長



災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申請のありました災害援護資金の償還免除については、次のとおり承認しましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

貸付金額	円
違 約 金	円
合 計	円

償還を免除した額

貸付金額	円
違 約 金	円
合 計	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

貸付金額	円
違 約 金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

第15号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市長



災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申請のありました災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認としましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

貸付金額	円
違 約 金	円
合 計	円

第16号様式

災害援護資金住所等変更届

貸付番号			
借受人	氏名		住所
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)	
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">変更届出者（借受人、同居の親族又は相続人） 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>(宛先) 川崎市長</p>			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第27号

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則（昭和47年川崎市規則第51号）の一部を次のように改正する。
第1号様式の1から第1号様式の5までの規定中「あて先」を「宛先」に、

「

医 師 の 意 見	※支給期間延長申請のときのみ証明してください。
引き続き治療を必要とします。	医療機関の名称
年 月 日	医師名 _____ 印

」

を

「

医 師 の 意 見		※支給期間延長申請のときのみ証明してください。	
次の疾病について引き続き治療を必要とします。			
疾病名 _____		医療機関の名称 _____	
年	月	日	医師名 _____ 印

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第28号

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市保育園条例施行規則（昭和62年川崎市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市北加瀬保育園	60名
川崎市小倉保育園	95名

」

を

「

川崎市北加瀬保育園	60名
-----------	-----

」

に、

「

川崎市南平間保育園	120名
川崎市中丸子保育園	120名
川崎市中原保育園	120名
川崎市下小田中保育園	95名
川崎市ごうじ保育園	90名
川崎市西宮内保育園	90名
川崎市蟹ヶ谷保育園	90名
川崎市西高津保育園	95名

」

を

「

川崎市中丸子保育園	120名
川崎市中原保育園	120名
川崎市下小田中保育園	95名
川崎市西宮内保育園	90名
川崎市蟹ヶ谷保育園	90名

」

に、

「

川崎市菅生保育園	120名
川崎市南菅生保育園	90名
川崎市宮前平保育園	150名

」

を

「

川崎市菅生保育園	120名
----------	------

」

に、

「

川崎市虹ヶ丘保育園	120名
川崎市白鳥保育園	120名

」

を

「

川崎市虹ヶ丘保育園	120名
-----------	------

」

に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

土地境界査定取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第29号

土地境界査定取扱規則の一部を改正する規則
土地境界査定取扱規則(昭和27年川崎市規則第10号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

土地境界確定等取扱規則

第1条から第8条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 市が管理する道路、河川、水路、堤とう敷等と民有地との境界(以下「土地境界」という。)の確定及び復元については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 境界確定 土地境界が確定していない場合に土地境界を確定すること又は土地境界が確定している場合に土地境界を変更し再び確定することをいう。
- (2) 境界復元 土地境界が確定している場合に川崎市道水路台帳平面図(以下「道水路台帳平面図」という。)に基づいて境界標を復元することをいう。

(土地境界確定等の申請)

第3条 境界確定又は境界復元を申請しようとする者は、土地境界確定等申請書(第1号様式)に公図の写しその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(境界確定又は境界復元の実施の決定等)

第4条 市長は、土地境界確定等申請書を受受理したときは、申請に係る土地に関して必要な事項及び隣接地の所有者を道水路台帳平面図、公図、登記事項証明書等により調査し、並びに、現地において境界標の有無等を確認し、市長による境界確定の実施又は前条の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)による境界復元の実施を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により境界確定の実施を決定したときは、速やかに境界確定を実施するものとし、同項の規定により境界復元の実施を決定したときは、速やかに申請者にその旨を通知するとともに境界復元に必要な資料を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により境界確定の実施を決定した場合において、速やかに境界確定を実施できないときは、その理由を申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定による境界確定又は境界復元のほか、市長は、道路等の管理上必要が生じた場合は、職権に

より、境界確定又は境界復元を実施することができる。この場合において、当該境界確定については次条から第9条までの規定を準用し、当該境界復元については市長が別に定めるところによる。

(境界確定の立会いの通知)

第5条 市長は、境界確定を実施する場合は、申請者及び隣接地の所有者(以下「関係土地所有者」という。)に、書面により立会いの日時及び場所を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、立会いの日の10日前までに行うものとする。ただし、緊急と認められる場合又は関係土地所有者が承諾した場合は、この限りでない。

(境界確定の立会い及び協議等)

第6条 前条第1項の通知を受けた関係土地所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会って、境界確定について協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議を行うことが困難であると認めるときは、境界確定の案を関係土地所有者に示し、当該境界確定の承諾を求めることができる。

(境界確定の成立)

第7条 市長は、前条第1項の規定による協議又は同条第2項の承諾により境界確定が成立したときは、関係土地所有者から承諾書(第2号様式)の提出を受け、境界線上必要な箇所に境界標を設置するものとする。

(測量及び道水路台帳平面図の調製)

第8条 市長は、前条に規定する境界標の位置を記録するため、現地について必要な測量を行い、道水路台帳平面図を調製しなければならない。

第9条中「第6条」を「市長は、第6条第1項」に、「土地境界の確定」を「又は同条第2項の承諾が得られず、境界確定」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

(境界復元の実施)

第10条 第4条第2項の規定による通知を受けた申請者は、境界復元を実施するものとする。

(境界復元の立会いの通知等)

第11条 前条の申請者は、境界復元を実施する場合は、立会いの日時及び場所について市長と協議するものとし、その境界復元により復元しようとする境界標が申請者の所有する土地以外の土地に接することとなるときは、当該土地の所有者(以下「境界標地先土地所有者」という。)に、書面により当該立会いの日時及び場所を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、立会いの日の10日前までに行うものとする。ただし、緊急と認められる場合又は境界標地先土地所有者が承諾した場合は、この限りでない。

第11条の次に次の6条を加える。

(境界復元の立会い及び確認)

第12条 前条第1項の協議又は通知を受けた市長及び境界標地先土地所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の協議又は通知に従い、その場所に立ち会って、境界復元について確認しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による境界標地先土地所有者の確認を行うことが困難であると認めるときは、境界復元の案を当該境界標地先土地所有者に示し、当該境界復元について確認を求めることができる。

(境界復元の完了)

第13条 申請者は、市長から前条第1項の規定による確認を受けたときは、境界標を復元する位置を示した図面を市長に提出し、当該位置に境界標を設置するものとする。

2 申請者は、第11条第1項の規定により境界標地先土地所有者に通知した場合にあっては、当該境界標地先土地所有者から前条第1項又は第2項の規定による確認を受けた後、確認書(第3号様式)の交付を受け、これを前項の図面と併せて市長に提出するものとする。

(境界復元がなされない場合の取扱い)

第14条 第4条第2項の規定による通知をした日から6月を経過しても前条第1項の規定による境界標の設置がなされない場合において、申請者がその理由を示さないときは、市長は申請が取り下げられたものとして取り扱うことができる。

2 市長は、前項の規定により申請が取り下げられたものとして取り扱ったときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(書類の保管)

第15条 市長は、境界確定又は境界復元が終了した後、土地境界確定等申請書及び承諾書又は確認書を、申請ごとに一括して保管しなければならない。

(土地境界確定図の交付及びその手数料基準)

第16条 土地境界確定図の交付を受けようとする者は、土地境界確定図交付申請書(第4号様式)を提出し、土地境界確定図(第5号様式)の交付を受けることができる。この場合、川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)第5条により実費として次の基準による料金を徴収する。

手数料 境界線の延長10メートルまでごとに 300円

(土地境界承諾書の交付)

第17条 土地境界承諾書の交付を受けようとする者は、土地境界承諾書交付申請書(第6号様式)を提出し、土地境界承諾書の交付を受けることができる。

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第 1 号様式

土 地 境 界 確 定 等 申 請 書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先
(電話) _____

次のとおり申請します。

1 土地の所在	川崎市 _____ 区 _____		
2 公有地区分	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> 堤とう敷 <input type="checkbox"/> その他		
3 申請理由			
4 測量業者等	氏名又は名称		
	担当者氏名		
	連絡先(電話)		
	メールアドレス		
(添付図書)	1 案内図(駅、バス停、建物等の目標物を入れてください。)		
	2 公図の写し(法務局公図の写し。申請位置に朱線を入れてください。)		
	3 現地調査図(申請地に関係する境界標の有無及び種別を確認し、並びに境界標間距離を測定し、記載した図面)		
	4 道水路台帳平面図の写し(申請位置に朱線を入れてください。)		
	5 申請箇所の土地所有者以外からの申請については、その委任状	筆数	領収印
	6 土地所有者調査書	手数料	
	7 その他関係資料	筆	円

※1 申請者が法人の場合は、「住所」の欄に事業所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「連絡先」の欄に担当者の所属及び氏名を併せて記入してください。

※2 境界復元は、市長が交付する資料に基づいて、申請者が実施してください。なお、市長が資料を交付した日から6月を経過しても境界標の設置がなされない場合において、申請者がその理由を示さないときは、境界復元を不成立として取り扱うことがあります。

第 2 号様式

承 諾 書

年 月 日

(宛先)川崎市長

私が所有する次の土地と道路・河川・水路・堤とう敷・その他との境界は、協議したとおり承諾します。

立 会 日	土 地 の 所 在		所 有 者		
	町 名	地 番	住 所	氏 名	印
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

※ 所有者ごとに、記名押印してください。

第 3 号様式

確 認 書

年 月 日

(宛先)川崎市長

私が所有する次の土地と道路・河川・水路・堤とう敷・その他との境界を示す境界標を復元する位置は、道水路台帳平面図に基づいたものであることを確認しました。

立 会 日	土 地 の 所 在		所 有 者		
	町 名	地 番	住 所	氏 名	印
年 月 日					

※ 1 所有者ごとに、記名押印してください。

※ 2 道水路台帳平面図（縮尺500分の1）に復元しようとする境界標の位置を示したものにより確認してください。

第 4 号様式

押 印 欄

土地境界確定図交付申請書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先 _____
(電話) _____

次の土地と川崎市が管理する道路・河川・水路・堤とう敷・その他との境界に係る土地境界確定図の交付を申請します。

土地の所在 川崎市 _____ 区 _____

別添図示のとおり

(添付図書)

- 1 案内図
- 2 現地調査図（申請地に関係する境界標の有無及び種別を確認し、並びに境界標間距離を測定し、記載した図面）
- 3 道水路台帳平面図の写し（申請位置に朱線を入れてください。）

延長	m	領収印
手数料		

※ 申請者が法人の場合は、「住所」の欄に事業所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「連絡先」の欄に担当者の所属及び氏名を併せて記入してください。

第5号様式

台帳番号 _____

土地境界確定図

縮尺 1/

この図面のとおり、土地境界が確定していることを証明します。

年 月 日

証明合計距離 () m

証明箇所 ()箇所

川崎市長

印

第 6 号様式

押 印 欄

土地境界承諾書交付申請書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先 _____
(電話) _____

私が所有する次の土地と川崎市が管理する道路・河川・水路・堤とう敷・その他との境界に係る土地境界承諾書の交付を申請します。

土地の所在 川崎市 _____ 区 _____

(添付書類)

土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)

土 地 境 界 承 諾 書

年 月 日

_____ 様

川崎市長 印

あなたが所有する上記の土地と道路・河川・水路・堤とう敷・その他との境界については、 年 月 日現地立会いし、設置した境界標のとおり承諾します。

備考

手数料

円

※ 申請者が法人の場合は、「住所」の欄に事業所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「連絡先」の欄に担当者の所属及び氏名を併せて記入してください。申請箇所土地所有者以外からの申請については、その委任状を添付してください。

第7号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に、改正前の規則の規定により申請があった土地境界の確認又は土地境界査定原図抄本若しくは土地境界承諾書の交付については、なお従前の例による。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第30号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「3日前」の次に「(野球場、野球場照明施設、野球場会議室、野球場シャワー室、野球場ロッカー室又は屋内野球練習場を利用する場合にあっては、7日前)」を加え、同条第2項第3号中「3日前」の次に「(野球場を利用する場合にあっては、7日前)」を加える。

附 則

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第31号

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市屋外広告物条例施行規則(昭和47年川崎市規則第80号)の一部を次のように改正する。

別表第2第8項第1号中「除く。)」の次に「を」を加え、同項第2号エ中「場合」の次に「(オに規定する場合を除く。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、同号エの次に次のように加える。

オ 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗において、建築物の壁面を利用する場合の1壁面における広告物又は掲出物件の面積は、同一壁面を利用する全ての広告物又は掲出物件(袖看板及び添加広告板を除く。)の面積(当該壁面に使用する色彩にマンセル

値が、色相0Rから9.9Rまでの範囲であり彩度4を超える色彩、色相0YRから9.9YRまでの範囲であり彩度6を超える色彩、色相0Yから4.9Yまでの範囲であり彩度6を超える色彩、色相5.0Yから9.9Yまでの範囲であり彩度4を超える色彩又はこれら以外の色相であり彩度2を超える色彩が含まれる場合は、それらの部分の面積を含む。)(切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物又は掲出物件の面積に算入しない。)を合わせて、当該壁面の面積の5分の1未満かつ100平方メートル以下とすること。

別表第3第1項第13号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 電柱その他の柱類を利用する添加看板及び巻付け看板(以下「電柱等利用広告物」という。)は、設置しないこと。

別表第3第2項第18号中「電柱を利用する添加看板及び巻付け看板」を「電柱等利用広告物」に改め、同表第3項第1号中「壁面看板」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項第10号及び第11号中「の建築物の壁面」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 電柱等利用広告物は、設置しないこと。

別表第3第4項第1号中「壁面看板」の次に「(武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区、グランド地区、武蔵小杉駅南口駅前地区、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区及び小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含み、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項第5号中「0Y」の次に「まで」を加え、同項第6号中「1壁面」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。)」を加え、同項第8号本文中「の壁面」の次に「(武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東急武蔵小杉駅の区分に係る区域においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含み、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同項第9号ただし書中「、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区」を削り、同項

第11号中「においては、地上から10メートルを超え45メートル以下の部分の建築物の壁面」の次に「(武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同項第12号中「地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合」を「地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面(武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)」を利用する場合」に改め、同項第13号中「目隠しの工作物を」の次に「(含む、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を)」を加え、同項第14号ウ中「壁面(」の次に「武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、」を加え、同号エ中「及び」を「並びに」に改め、「新丸子東3丁目南部地区のうち」の次に「大規模商業地区及び」を加え、「出入口」を「開口部」に改め、「壁面」の次に「(新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を含む。)」を加え、同項第21号イを次のように改める。

イ 新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、1の建築物当たり1箇所、自己の名称、店名、又はそれに係る商標を切り文字で表示する場合であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するとき。

(ア) 建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物(目隠しの工作物又は建築物の上端(建築物に階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分若しくは棟飾、防火壁の屋上突出部分その他これらに類する屋上突出物がある場合には、その上端)から高さ8.5メートル以下の部分に設ける工作物に限る。)を利用して表示するとき。

(イ) 階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類

する建築物の屋上部分に直接表示するとき。

別表第3第4項中第34号を第35号とし、同項第33号中「及び第27号から第31号まで」を「、第27号から第30号まで及び第32号」に改め、同号を同項第34号とし、同項第32号中「及び第27号から前号まで」を「、第27号から第30号まで及び前号」に改め、同号を同項第33号とし、同項中第31号を第32号とし、第30号の次に次の1号を加える。

(31) 電柱等利用広告物は、設置しないこと。

別表第3第5項第1号中「壁面看板」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項第5号本文中「の壁面」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同項第8号中「においては、地上階又はデッキ部分に接する階の壁面」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同項第9号中「においては、建築物の壁面」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同項第10号中「アからウまで」を「ア又はイ」に改め、同号ア中「A地区において、」を削り、「出入口」を「開口部」に改め、「壁面」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)」を、「以下」の次に「のもの又は縦の長さ3メートル以下の切り文字」を加え、同号イを次のように改める。

イ B地区において、建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートル以内の部分において、縦の長さ5メートル以下の切り文字で表示するもの
別表第3第5項第10号ウを削り、同項中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 電柱等利用広告物は、設置しないこと。

別表第3第6項第1号中「壁面看板」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項第8号中「1壁面」の次に「(建築物にあつては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同項第9号中「建築物の壁面」の次に「(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同項第19号を次のように改める。

(19) 電柱等利用広告物は、設置しないこと。

を加え、「の3日前」を「(体育室にあっては、利用日の3日前)」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「の3日前」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則第8条第3項第1号及び第2号(これらの規定中研修室に係る部分に限る。)の規定は、平成31年8月1日以後の研修室の利用に係るものから適用し、同日前の研修室の利用に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、改正前の規則第8条第3項第1号中「利用日の3日前」とあるのは、「利用日」とする。
- 3 改正後の規則第8条第3項第1号及び第2号(これらの規定中体育室(専用利用の場合に限る。以下同じ。)に係る部分に限る。)の規定は、平成31年8月1日以後の体育室の利用に係るものから適用し、同日前の体育室の利用に係るものについては、なお従前の例による。

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第34号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第70号)の施行期日は、平成31年4月1日とする。

別記様式中

「

※1 意見取りまとめ者氏名		※2 受	付 年 月 日
------------------	--	---------	---------

」

を

「

※1 意見取りまとめ者氏名		※2 受	付 年 月 日
(意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から消防局総務部人事課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名 ・ 匿名			

」

川崎市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第35号

川崎市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則

川崎市消防局消防職員委員会規則(平成8年川崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長が欠けたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、再任されることができる。

第9条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この」を「前項の」に改め、「取扱い」の次に「(審議の対象としない場合にあつては、その理由を含む。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、当該会議に係る前条第1項の規定による意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(運営上の留意事項)

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境の整備並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第136号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成31年2月12日招集の平成31年第1回川崎市議会定例会において、平成31年3月15日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

- 平成31年度川崎市一般会計予算
- 平成31年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 平成31年度川崎市公債管理特別会計予算
- 平成31年度川崎市病院事業会計予算
- 平成31年度川崎市下水道事業会計予算
- 平成31年度川崎市水道事業会計予算
- 平成31年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 平成31年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 平成30年度川崎市一般会計補正予算
- 平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
- 平成30年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 平成30年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
- 平成30年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
- 平成30年度川崎市下水道事業会計補正予算
- 平成30年度川崎市一般会計補正予算
- 平成31年度川崎市一般会計補正予算

平成31年度川崎市一般会計予算

平成31年度川崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ759,066,283千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 363,727,801
	1 市 民 税	193,598,060
	2 固 定 資 産 税	125,459,881
	3 軽 自 動 車 税	834,107
	4 市 た ば こ 税	8,560,608
	5 特 別 土 地 保 有 税	2
	6 入 湯 税	3,464
	7 事 業 所 税	9,032,852
	8 都 市 計 画 税	26,238,827

2 地方譲与税		千円 2,939,575	14 交通安全対策 特別交付金		千円 316,835	
	1 地方揮発油譲与税	783,038		1 交通安全対策 特別交付金	316,835	
	2 自動車重量譲与税	1,550,615		15 分担金及 び負担金		13,432,871
	3 地方道路譲与税	1			1 負担金	13,432,871
	4 森林環境譲与税	56,503		16 使用料及 び手数料		16,387,681
	5 特別とん譲与税	536,169			1 使用料	12,333,464
	6 航空機燃料譲与税	1		2 手数料	4,054,217	
	7 石油ガス譲与税	13,248		17 国庫支出金		133,251,965
3 利子割交付金	281,240	1 国庫負担金	108,662,128			
1 利子割交付金	281,240	2 国庫補助金	24,098,834			
4 配当割交付金		1,773,496	3 委託金	491,003		
	1 配当割交付金	1,773,496	18 県支出金		30,183,884	
5 株式等譲渡所 得割交付金		1,269,737		1 県負担金	20,904,317	
	1 株式等譲渡所 得割交付金	1,269,737		2 県補助金	5,894,718	
6 分離課税所 得割交付金		314,199	3 委託金	3,384,849		
	1 分離課税所 得割交付金	314,199	19 財産収入		2,481,710	
7 地方消費 税交付金		24,869,855		1 財産運用収入	1,736,775	
	1 地方消費税交付金	24,869,855	2 財産売払収入	744,935		
8 ゴルフ場利 用税交付金		34,351	20 寄附金		399,892	
	1 ゴルフ場利 用税交付金	34,351		1 寄附金	399,892	
9 自動車取得 税交付金		861,318	21 繰入金		67,351,861	
	1 自動車取得 税交付金	861,318		1 基金繰入金	63,984,318	
10 環境性能 割交付金		365,304	2 特別会計繰入金	3,367,543		
	1 環境性能 割交付金	365,304	22 繰越金		100,000	
11 軽油引取 税交付金		3,996,104		1 繰越金	100,000	
	1 軽油引取 税交付金	3,996,104	23 諸収入		35,020,458	
12 地方特例 交付金		4,594,159		1 延滞金及び加算金	360,145	
	1 地方特例交付金	2,143,243		2 市預金利子	755	
	2 子ども・子育て 支援臨時交付金	2,450,916		3 貸付金元利収入	21,094,696	
	13 地方交付税			427,987	4 収益事業収入	3,774,198
1 地方交付税		427,987		5 受託事業収入	536,315	
			6 雑入	9,254,349		
			24 市債		54,684,000	
				1 市債	54,684,000	
			歳入合計		759,066,283	

歳出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,674,387
	1 議 会 費	1,674,387
2 総 務 費		49,640,256
	1 職 員 管 理 費	31,691,670
	2 総 務 管 理 費	7,748,223
	3 危 機 管 理 費	1,825,388
	4 臨海部国際戦略費	1,046,468
	5 徴 税 費	5,804,944
	6 選 挙 費	1,013,815
	7 統 計 調 査 費	203,689
	8 人 事 委 員 会 費	142,272
3 市 民 文 化 費		7,618,967
	1 市 民 文 化 費	7,618,967
4 こども未来費		121,211,544
	1 こども青少年費	47,343,569
	2 こども支援費	73,867,975
5 健康福祉費		147,026,832
	1 健康福祉費	9,450,343
	2 社会福祉費	707,820
	3 生活保護費	60,061,189
	4 老人福祉費	17,037,721
	5 障害者福祉費	44,862,344
	6 国民年金費	301,188
	7 公衆衛生費	9,848,324
	8 公害保健費	2,027,175
	9 保健衛生施設費	885,350
	10 保健所費	50,366
	11 看護短期大学費	515,484
12 施設整備費	1,279,528	
6 環 境 費		19,316,533
	1 環境管理費	1,666,295
	2 公害対策費	898,300
	3 ごみ処理費	13,274,252
	4 し尿処理費	524,865
5 施 設 費		2,952,821
	1 産 業 経 済 費	1,015,503
	2 商 工 業 費	2,798,643
	3 中 小 企 業 支 援 費	21,897,903
	4 農 業 費	225,858

	5 勞 政 費	408,666
8 建設緑政費		32,964,313
	1 建設緑政管理費	2,750,279
	2 道路橋りょう費	10,055,002
	3 街路事業費	12,475,382
	4 広域道路費	89,459
	5 河 川 費	2,658,744
	6 緑 化 費	239,139
	7 自然保護対策費	850,199
8 公 園 費		3,846,109
	1 港 湾 管 理 費	3,042,184
2 港 湾 建 設 費		4,651,319
	1 港 湾 管 理 費	3,042,184
10 まちづくり費		25,438,066
	1 まちづくり管理費	536,451
	2 計 画 費	705,538
	3 整備事業費	14,062,082
	4 建築管理費	3,859,296
5 住 宅 費	6,274,699	
11 区 役 所 費		14,491,081
	1 区 政 振 興 費	12,212,738
2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費		2,278,343
12 消 防 費		17,394,868
	1 消 防 費	17,394,868
13 教 育 費		110,117,933
	1 教育総務費	35,335,214
	2 小 学 校 費	26,349,033
	3 中 学 校 費	13,133,973
	4 高 等 学 校 費	3,707,895
	5 特別支援教育費	2,642,865
	6 社会教育費	3,201,507
	7 体育保健費	5,522,057
8 教育施設整備費	20,225,389	
14 公 債 費		73,098,565
	1 公 債 費	73,098,565
15 諸 支 出 金		104,532,862
	1 繰 出 金	104,532,862
16 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出 合 計		759,066,283

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額			
平成31年度庁内電話網整備有効活用事業費	平成31年度から平成37年度まで	千円 18,016	ホームレス自立支援センター事業費	平成32年度から平成33年度まで	千円 238,244
新本庁舎等移転業務支援委託経費	平成32年度から平成34年度まで	68,000	生活自立・仕事相談センター事業費	平成32年度から平成33年度まで	191,472
新本庁舎整備事業費	平成31年度から平成34年度まで	39,710,417	福祉人材確保支援事業費	平成32年度	16,980
電子計算組織運営経費	平成32年度	19	平成31年度民間特別養護老人ホーム整備事業費	平成31年度から平成35年度まで	2,313,500
市税システム及び区役所事務サービスシステム等運用委託経費(その2)	平成32年度から平成34年度まで	14,148	平成31年度民間障害者福祉施設に係る金融機関等からの借入金への返済補助金	平成32年度から平成35年度まで	210,230
電子システム等IDC委託経費(その2)	平成32年度から平成34年度まで	4,564	障害者虐待通報ダイヤル委託経費	平成32年度から平成33年度まで	14,916
ふるさと納税クレジット収納等業務委託経費	平成32年度から平成33年度まで	95,678	特定医療費支給事務委託経費(その2)	平成32年度	648
資産マネジメント事業支援業務委託経費	平成32年度	15,000	障害者福祉施設整備事業費(附属施設分)	平成32年度	15,765
総合防災情報システム運用業務等委託経費	平成32年度	30,323	障害者福祉施設整備事業費	平成32年度から平成33年度まで	561,551
マイクロフィルム等保管・照会業務等委託経費	平成32年度から平成35年度まで	5,117	環境学習施設運営管理事業費	平成31年度から平成34年度まで	99,693
課税事務及び証明窓口事務等委託経費	平成32年度	6,833	粗大ごみ申込受付業務委託経費	平成31年度から平成36年度まで	640,605
住民税関連システム保守委託経費	平成32年度から平成33年度まで	1,026	粗大ごみ収集運搬業務経費	平成31年度から平成36年度まで	2,000,225
市県民税税額決定通知等印字・封入封緘業務委託経費	平成31年度から平成32年度まで	47,883	空き缶・ペットボトル分別収集運搬業務経費(北部)	平成31年度から平成36年度まで	749,040
市税システム開発・運用等委託経費	平成31年度から平成44年度まで	7,000,000	ごみ収集車両整備事業費	平成31年度から平成32年度まで	144,736
市税システム開発監理委託経費	平成32年度から平成34年度まで	125,541	浮島処理センター夜間運転監視等業務委託経費	平成31年度から平成34年度まで	478,863
新総合自治会館整備事業費	平成31年度から平成32年度まで	1,471,664千円	放射性物質対策事業費	平成31年度から平成35年度まで	683,995
麻生スポーツセンターESCO事業費(その2)	平成32年度から平成33年度まで	16	空き缶・ペットボトル選別業務経費	平成31年度から平成35年度まで	665,928
こども文化センター整備事業費	平成32年度	50,875	浮島処理センター基幹的施設整備事業費	平成31年度から平成35年度まで	11,188,000
平成31年度民間児童福祉施設整備に係る金融機関からの借入金への返済補助金	平成32年度から平成33年度まで	338,392	堤根処理センター環境影響評価業務等委託経費	平成32年度から平成34年度まで	122,972
民間保育所整備事業費	平成31年度から平成33年度まで	2,619,715	堤根処理センター整備計画策定等支援業務委託経費	平成31年度から平成33年度まで	56,037
公立保育所整備事業費	平成32年度	941,118	余熱利用施設整備調査業務経費	平成32年度	8,000
福祉事業関連帳票印刷・封入封緘業務委託経費(その2)	平成32年度から平成34年度まで	86,605	入江崎クリーンセンター整備発注支援業務委託経費	平成32年度から平成33年度まで	23,633

平成31年度がんばるものづくり企業操業環境整備助成事業費	平成31年度から平成33年度まで	千円 60,000	生田出張所新庁舎整備事業費	平成31年度から平成33年度まで	千円 518,624
産業振興会館E S C O事業費	平成32年度から平成34年度まで	3,407	川崎駅中央道路改修事業費	平成32年度	267,166
一般国道409号整備事業費	平成32年度	239,080	消防救急無線固定局再整備事業費	平成32年度	164,719
川崎駅東口周辺地区総合自転車対策事業費	平成32年度	67,554	学習状況調査事業費	平成32年度	25,860
自転車通行環境整備事業費(県道扇町川崎停車場)	平成32年度	132,138	情報教育ネットワーク事業費	平成32年度から平成36年度まで	493,800
都市計画道路世田谷町田線整備事業費(その2)	平成32年度	30,000	図書館システム開発・管理事業費(その2)	平成32年度から平成35年度まで	871
都市計画道路荻宿小田中線整備事業費	平成32年度から平成34年度まで	1,779,890	黒川地区小中学校新築事業費(その2)	平成32年度から平成34年度まで	5,372
京浜急行大師線連続立体交差事業費	平成31年度から平成36年度まで	71,206,967	校舎建築事業費	平成31年度から平成33年度まで	3,251,005
J R南武線連続立体交差事業費(その2)	平成32年度	51,300	平成31年度学校施設長期保全計画推進事業費	平成32年度から平成33年度まで	2,103,242
五反田川放水路整備事業費(その3)	平成32年度	210,600	高等学校施設整備事業費	平成32年度	395,000
五反田川放水路設備等整備事業費(その2)	平成32年度	155,000	平成31年度公共施設管理運営事業費	平成32年度から平成35年度まで	20,335,504
平瀬川護岸改修事業費	平成32年度	89,933	平成31年度家屋等リース経費	平成32年度から平成36年度まで	577,805
等々力硬式野球場整備事業費(その4)	平成31年度から平成32年度まで	223,327	平成31年度土地借上料	平成32年度から平成61年度まで	7,296,598
等々力陸上競技場設計委託経費	平成32年度	120,000	公共施設維持補修工事等経費	平成31年度から平成32年度まで	210,000
道路照明灯・公園灯LED化E S C O事業費	平成31年度から平成41年度まで	1,921,920	公共用地の取得(川崎市土地開発公社分)	平成31年度から平成40年度まで	1,525,000
船舶新造事業費	平成31年度から平成32年度まで	308,741	川崎市土地開発公社の事業資金借入れに伴う金融機関等に対する債務保証	平成31年度から債務消滅時まで	元金10,700,000及びこれに対する利子相当額
臨港道路東扇島水江町線整備受託事業費	平成32年度	448,800	地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成31年度から債務消滅時まで	元金1,227,000,000及びこれに対する利子相当額
臨港道路東扇島水江町線直轄工事負担金(その2)	平成32年度から平成35年度まで	9,748,000			
小杉町3丁目東地区市街地再開発事業費	平成32年度	30,248			
南武線駅アクセス向上等整備事業費(稲田堤駅)(その2)	平成31年度から平成35年度まで	263,444			
平成31年度公共建築物長寿命化対策事業費	平成32年度	44,913			
市営住宅長寿命化改善事業費	平成32年度	772,000			
麻生区役所E S C O事業費(その2)	平成32年度	70			
麻生区役所トイレ等改修事業費	平成32年度	84,011			

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
本庁舎等の建替事業	千円 293,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
災害情報機器整備事業	83,000			
災害援護資金貸付事業	1,000	政府資金から普通貸借による。	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律に定めるところにより償還する。
臨海部国際戦略事業	359,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。 ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
小 計	736,000			
コミュニティ推進事業	267,000	同 上	同 上	同 上
文化 振 興 事 業	599,000			
小 計	866,000			
青 少 年 事 業	494,000	同 上	同 上	同 上
保 育 事 業	2,702,000			
小 計	3,196,000			
老人福祉総務事業	63,000	同 上	同 上	同 上
施設整備事業	425,000			
施設建設事業	472,000			
小 計	960,000			
ごみ運搬車両等整備事業	300,000	同 上	同 上	同 上
廃棄物処理施設等整備事業	2,405,000			
小 計	2,705,000			
工業 振 興 事 業	9,000	同 上	同 上	同 上
中小企業支援事業	470,000			
農業技術支援事業	18,000			
小 計	497,000			

安全施設整備事業	1,239,000	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	2,160,000			
橋りょう架設改良事業	1,697,000			
自転車対策事業	372,000			
街路事業	4,088,000			
連続立体交差事業	437,000			
河川整備事業	1,268,000			
自然保護対策事業	439,000			
公園緑地施設整備事業	2,009,000			
霊園整備事業	64,000			
小 計	13,773,000			
浮島埋立事業	321,000	同 上	同 上	同 上
港湾改修事業	543,000			
港湾改良事業	486,000			
港湾工事負担金	2,093,000			
小 計	3,443,000			
土地区画整備事業	5,578,000	同 上	同 上	同 上
住宅市街地総合整備事業	57,000			
小杉駅周辺地区再開発事業	105,000			
駅施設関連事業	1,141,000			
開発行為指導対策事業	36,000			
施設整備事業	2,325,000			
公営住宅整備事業	1,366,000			
小 計	10,608,000			
区役所施設整備事業	207,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	1,825,000	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	14,107,000	同 上	同 上	同 上
高等学校施設整備事業	1,425,000			
社会教育施設整備事業	336,000			
小 計	15,868,000			
合 計	54,684,000			

平成31年度川崎市競輪事業特別会計予算

平成31年度川崎市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,936,420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

競輪事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 競輪事業収入		千円 18,667,202
	1 事業収入	18,667,202
2 繰入金		69,218
	1 基金繰入金	69,218
3 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
歳入合計		18,936,420

歳出

款	項	金額
1 競輪事業費		千円 18,454,879
	1 競輪事務費	187,669
	2 競輪開催費	18,194,908
	3 競輪場整備費	72,302
2 諸支出金		310,001
	1 繰出金	310,000
	2 納付金	1
3 予備費		171,540
	1 予備費	171,540
歳出合計		18,936,420

平成31年度川崎市卸売市場事業特別会計
予算

平成31年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,850,366千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

卸売市場事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 812,668
	1 使用料	812,667
	2 手数料	1
2 財産収入		31,775
	1 財産売却収入	2
	2 財産貸付収入	31,773
3 繰入金		331,779
	1 繰入金	331,779
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		236,143
	1 延滞金及び加算金	1
	2 雑収入	236,142
6 市債		438,000
	1 市債	438,000
歳入合計		1,850,366

歳出

款	項	金額
1 卸売市場事業費		千円 1,384,329
	1 運営費	834,720
	2 施設整備費	549,609
2 公債費		461,037
	1 公債費	461,037
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		1,850,366

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
北部市場水産棟 屋上防水改修事業費	平成32年度	千円 246,965
南部市場冷凍冷 蔵庫更新事業費	平成32年度	138,909

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
北部市場施設整備事業 南部市場施設整備事業	千円 346,000 92,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
合 計	438,000			

平成31年度川崎市国民健康保険事業特別
会計予算

平成31年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,275,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

国民健康保険事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 国民健康 保 険 料		千円 30,871,141
	1 保 険 料	30,871,141
2 負 担 金		2
	1 一 部 負 担 金	2
3 国庫支出金		1,664
	1 国庫負担金	1,664
4 県支出金		80,948,110
	1 県補助金	80,948,109
	2 財政安定化 基金支出金	1

5 財 産 収 入		千円 9,925
	1 財 産 運 用 収 入	9,925
6 繰 入 金		11,054,454
	1 繰 入 金	11,054,454
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		390,469
	1 延滞金・加算 金及び過料	141,478
	2 雑 入	248,991
歳 入 合 計		123,275,766

歳出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 2,873,486
	1 総 務 管 理 費	2,423,718
	2 保 険 料 徴 収 費	411,318
	3 運 営 協 議 会 費	505
	4 広 報 普 及 費	37,945
2 保 険 給 付 費		79,962,240
	1 保 険 給 付 費	79,962,240
3 国民健康保険 事業費納付金		39,306,130
	1 医 療 給 付 費 分 納 付 金	27,555,105

	2 後期高齢者支援金等分納付金	千円 8,604,037
	3 介護納付金分納付金	3,146,988
4 保健事業費		829,065
	1 保健事業費	829,065
5 諸支出金		194,919
	1 負担金及び分担金	22,283
	2 償還金利子及び還付加算金	172,634
	3 延滞金	1
	4 国庫負担金等返還金	1
6 基金積立金		9,926
	1 基金積立金	9,926
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		123,275,766

平成31年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成31年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ358,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 53,972
	1 繰入金	53,972
2 繰越金		30
	1 繰越金	30
3 諸収入		235,537
	1 貸付金元利収入	235,516
	2 雑収入	21
4 市債		68,468
	1 市債	68,468
歳入合計		358,007

歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 358,007
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	358,007
歳出合計		358,007

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	千円 68,468	政府資金から普通貸借による。	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成31年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成31年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,228,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

後期高齢者医療事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 13,166,528
	1 後期高齢者医療保険料	13,166,528
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 繰入金		2,017,207
	1 一般会計繰入金	2,017,207
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		45,174
	1 延滞金・加算金及び過料	3,950
	2 償還金及び償還付加算金	35,753
	3 雑収入	5,471
歳入合計		15,228,912

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 158,317
	1 総務管理費	89,394
	2 徴収費	68,923
2 後期高齢者医療広域連合納付金		15,024,840
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	15,024,840
3 諸支出金		35,755
	1 還付金及び還付加算金	35,755
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		15,228,912

平成31年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算

平成31年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

公害健康被害補償事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 28,940
	1 負担金	28,940
2 財産収入		2,077
	1 財産運用収入	2,077
3 繰入金		32,489
	1 基金繰入金	19,912
	2 一般会計繰入金	12,577
4 繰越金		15,836
	1 繰越金	15,836
歳入合計		79,342

歳出

款	項	金 額
1 公害健康被害補償事業費		千円 79,342
	1 公害健康被害補償事業費	79,342
歳出合計		79,342

平成31年度川崎市介護保険事業特別会計予算

平成31年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,655,625千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

介護保険事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 介護保険料		千円 21,795,814
	1 保険料	21,795,814
2 使用料及び手数料		33,941
	1 手数料	33,941
3 国庫支出金		20,619,237
	1 国庫負担金	16,448,718
	2 国庫補助金	4,170,519
4 県支出金		13,461,884
	1 県負担金	12,786,067
	2 県補助金	675,815
	3 財政安定化基金支出金	2
5 財産収入		56,576
	1 財産運用収入	56,576
6 支払基金交付金		24,970,964
	1 支払基金交付金	24,970,964
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		15,669,800
	1 一般会計繰入金	14,212,033
	2 基金繰入金	1,457,767
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		47,407
	1 延滞金・加算金及び過料	2
	2 雑収入	47,405
歳入合計		96,655,625

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 2,164,328
	1 総務管理費	2,164,328
2 保険給付費		89,957,931
	1 保険給付費	89,957,931
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1

4 地域支援事業費		千円 4,401,771
	1 地域支援事業費	4,401,771
5 諸支出金		55,017
	1 還付金	55,016
	2 延滞金	1
6 基金積立金		56,577
	1 基金積立金	56,577
7 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		96,655,625

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
制度案内業務等コールセンター運営及び保険料収納業務委託経費(その2)	平成32年度から平成33年度まで	千円 21,098

平成31年度川崎市港湾整備事業特別会計

予算

平成31年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,161,634千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

港湾整備事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料 及び手数料		千円 471,660
	1 使用料	471,657
	2 手数料	3
2 国庫支出金		19,390
	1 国庫補助金	19,390
3 県支出金		546
	1 委託金	546
4 財産収入		1,176,489
	1 財産運用収入	1,176,488
	2 財産売却収入	1
5 繰入金		6,039,154
	1 基金繰入金	6,039,154
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		2,153,394
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	29,601
	3 雑収入	2,123,792

8 市 債		千円 301,000
	1 市 債	301,000
歳 入 合 計		10,161,634

歳出

款	項	金 額
1 港湾整備 事業費		千円 9,427,401
	1 運営費	968,614
	2 整備費	8,458,787
2 諸支出金		629,527
	1 積立金	142,307
	2 繰出金	550,220
3 公債費		40,706
	1 公債費	40,706
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		10,161,634

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東扇島コンテナターミナル 整備事業費	平成32年度	千円 452,937
東扇島土地造成事業費	平成32年度	2,302,266

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
東扇島コンテナ機能 施設整備事業	千円 301,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借り入れの日から40ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

平成31年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算

平成31年度川崎市の勤労者福祉共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,815千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

勤労者福祉共済事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 共済掛金収入		千円 74,248
	1 共済掛金収入	74,248
2 財産収入		838
	1 財産運用収入	838
3 繰入金		25,634
	1 基金繰入金	5,382
	2 一般会計繰入金	20,252
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		6,995
	1 貸付金元利収入	5,000
	2 雑収入	1,995
歳入合計		107,815

歳出

款	項	金 額
1 勤労者福祉共済事業費		千円 106,815
	1 勤労者福祉共済事業費	106,815
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		107,815

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
勤労者福祉共済会員管理・給付等受付処理業務委託経費	平成32年度から平成33年度まで	千円 18,522
勤労者福祉共済厚生事業等業務委託経費	平成32年度から平成33年度まで	96,748

平成31年度川崎市墓地整備事業特別会計
予算

平成31年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ493,754千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

墓地整備事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 259,092
	1 使用料	259,092
2 繰越金		234,661
	1 繰越金	234,661
3 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		493,754

歳出

款	項	金 額
1 墓地整備事業費		千円 450,243
	1 墓地整備事業費	450,243
2 公債費		25,036
	1 公債費	25,036
3 予備費		18,475
	1 予備費	18,475
歳出合計		493,754

平成31年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業
特別会計予算

平成31年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ493,177千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 103,083
	1 繰越金	103,083
2 諸収入		390,094
	1 雑収入	390,094
歳入合計		493,177

歳出

款	項	金 額
1 ゴルフ場事業費		千円 128,961
	1 ゴルフ場事業費	128,961
2 公債費		35,043
	1 公債費	35,043
3 諸支出金		298,802
	1 繰出金	298,802
4 予備費		30,371
	1 予備費	30,371
歳出合計		493,177

平成31年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

平成31年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,827,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

公共用地先行取得等事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 手数料	1
2 財産収入		1,251,471
	1 財産運用収入	7,676
	2 財産売払収入	1,243,795
3 繰入金		475,475
	1 基金繰入金	174,726
	2 他会計繰入金	300,749
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		624
	1 雑収入	624
6 市債		2,100,000
	1 市債	2,100,000
歳入合計		3,827,572

歳出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等事業費		千円 3,375,396
	1 公共用地先行取得等事業費	3,375,396
2 公債費		23,655
	1 公債費	23,655
3 諸支出金		418,521
	1 繰出金	418,521
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		3,827,572

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得事業	千円 2,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から10カ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

平成31年度川崎市公債管理特別会計予算

平成31年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ228,708,840千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

公債管理特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 財産収入		2,184,908

		千円
1 財産運用収入		2,184,908
2 繰入金		177,760,931
	1 基金繰入金	56,123,614
	2 他会計繰入金	121,637,317
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		48,763,000
	1 借換債	48,763,000
歳入合計		228,708,840

歳出

款	項	金額
		千円
1 公債費		226,227,827
	1 公債費	226,227,827
2 諸支出金		2,479,013
	1 繰出金	2,479,013
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		228,708,840

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 48,763,000	銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借り入れの日から25ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

平成31年度 川崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数(許可)	川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382床	663床	343床
精神病床	38床	38床	—
感染症病床	12床	12床	—
結核病床	40床	—	40床
合計	1,472床	713床	383床

イ 年間患者数

入院	423,394人	194,712人	114,558人	114,124人
外来	699,743人	324,720人	157,200人	217,823人

ウ 1日平均患者数

入院	1,157人	532人	313人	312人
外来	2,827人	1,353人	655人	819人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	266,273千円
イ 施設改良工事	576,350千円
ウ 医療器械整備事業	460,997千円
エ 資産購入費	87,706千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり

と定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	35,270,418千円
第1項 医業収益	28,269,914千円
第2項 医業外収益	6,251,271千円
第3項 特別利益	749,233千円

支 出	
第1款 病院事業費用	34,440,722千円
第1項 医業費用	33,269,452千円
第2項 医業外費用	979,308千円
第3項 特別損失	181,962千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,976,550千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,188千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1,969,362千円で補てんするものとする。）。)

収 入

第1款 病院事業資本的収入	3,182,009千円
第1項 企業債	1,300,000千円
第2項 固定資産売却代金	2千円
第3項 補助金	4千円
第4項 負担金	1,882,003千円

支 出

第1款 病院事業資本的支出	5,158,559千円
第1項 建設改良費	1,391,326千円
第2項 企業債償還金	3,767,233千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度 医療器械等保守業務経費	平成32年度から 平成36年度まで	千円 361,211
川崎病院 医療機能再編整備設計業務 経費	平成32年度から 平成33年度まで	千円 194,763
川崎病院 エネルギーサービス事業経 費	平成32年度から 平成49年度まで	プロポーザ ル競争入札 における最 優秀者の提 案に基づく エネルギー サービス事 業に要する 額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 病院施設整備事業	千円 265,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 病院施設改良事業	575,000			
3 医療器械整備事業	460,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 15,724,682千円
(2) 交際費 2,108千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,258,850千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	器械備品	磁気共鳴画像診断装置 (MR装置)	1式
	器械備品	乳房用X線撮影装置	1式

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成31年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理面積 10,713ヘクタール
- (2) 水洗化助成戸数 74戸
- (3) 主要な建設改良事業

下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業 19,099,889千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	44,161,990千円
第1項 営業収益	35,887,831千円
第2項 営業外収益	8,273,149千円
第3項 特別利益	1,010千円

支出

第1款 下水道事業費用	39,987,743千円
第1項 営業費用	35,862,409千円
第2項 営業外費用	4,093,784千円
第3項 特別損失	11,550千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額18,750,553千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,123,622千円、減債積立

金3,082,332千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金14,544,599千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 下水道事業資本的収入	34,514,297千円
第1項 企業債	24,367,000千円
第2項 一般会計出資金	4,800,000千円
第3項 国庫補助金	5,000,000千円
第4項 負担金	20千円
第5項 寄附金	10千円
第6項 水洗便所等貸付事業収入	30千円
第7項 基金繰入金	347,207千円
第8項 固定資産売却代金	10千円
第9項 投資収入	10千円
第10項 その他資本的収入	10千円

支出

第1款 下水道事業資本的支出	53,264,850千円
第1項 建設改良費	19,099,889千円
第2項 企業債償還金	32,339,748千円
第3項 水洗便所等貸付事業費	30千円
第4項 投資	1,815,183千円
第5項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
入江崎余熱利用プール管理運営委託経費	平成32年度から平成34年度まで	5,656千円
私道共同排水設備修繕工事助成金	平成32年度	10,000千円
平成31年度公共下水道建設事業費	平成32年度から平成34年度まで	15,676,800千円
平成31年度土地借上料	平成32年度から平成33年度まで	22,956千円
「水洗便所改造等資金融資あっせん」に伴う金融機関に対する損失補償	平成31年度から債務消滅時まで	819千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公共下水道整備事業	千円 13,322,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 借換債	11,045,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	借入れの日から25か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が乗じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,780,037千円
(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,161,403千円である。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

平成31年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 742,521戸
(2) 年間総配水量 181,609,200m³
(3) 1日平均配水量 496,200m³
(4) 主要な建設改良事業

- ア 浄水施設費 1,577,937千円
イ 耐震管路等整備事業 5,928,323千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 35,319,037千円
第1項 営業収益 31,533,324千円
第2項 営業外収益 3,781,282千円
第3項 特別利益 4,431千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 33,325,167千円
第1項 営業費用 32,083,891千円
第2項 営業外費用 1,220,926千円
第3項 特別損失 10,350千円

第4項 予備費 10,000千円
(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,452,765千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額844,050千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金6,608,715千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 水道事業資本的収入 6,733,206千円
第1項 企業債 6,274,000千円
第2項 出資金 4,000千円
第3項 補助金 124,739千円
第4項 負担金 330,437千円
第5項 融資補償金返還金 10千円
第6項 固定資産売却代金 10千円
第7項 その他の資本的収入 10千円

支出

第1款 水道事業資本的支出 14,185,971千円
第1項 建設改良費 10,955,395千円
第2項 投資 4,000千円
第3項 企業債償還金 3,221,546千円
第4項 補助金返還金 10千円
第5項 融資補償金 10千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 水道浄水施設等整備事業	千円 1,360,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 水道配水施設等整備事業	203,000			
3 耐震管路等整備事業	4,670,000			
4 川崎縦貫道路関連施設整備事業	41,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

第6項 その他の資本的支出 10千円
第7項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
平成31年度 原・浄・配水施設関連経費	平成32年度から 平成33年度まで	4,058,380千円
平成31年度 耐震管路等整備事業関連経費	平成32年度	4,793,704千円
平成31年度 川崎縦貫道路関連施設整備事業関連経費	平成32年度	74,559千円
平成31年度 土地借上料	平成32年度から 平成35年度まで	13,824千円
水道料金等徴収に係る 関連経費	平成32年度から 平成36年度まで	7,529,391千円
設備管理システム構築 関連経費	平成31年度から 平成36年度まで	141,947千円
川崎市水道100年史 発行関連経費	平成31年度から 平成33年度まで	77,578千円
「給水装置改良資金融 資」に伴う金融機関に 対する損失補償	平成31年度から 債務消滅時まで	10,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,438,686千円
(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、199,542千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、468,000千円と定める。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成31年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 59社79工場
- (2) 年間総契約水量 188,738,880m³
- (3) 1日当たり契約水量 515,680m³
- (4) 主要な建設改良事業

- ア 浄水施設費 278,953千円
- イ 配水施設費 261,743千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 工業用水道事業収益 7,856,368千円
 - 第1項 営業収益 7,680,974千円
 - 第2項 営業外収益 175,364千円
 - 第3項 特別利益 30千円

支 出

- 第1款 工業用水道事業費用 7,431,302千円
 - 第1項 営業費用 7,177,030千円
 - 第2項 営業外費用 244,252千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 工業用水道浄水施設等整備事業	千円 122,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

- 第3項 特別損失 20千円
 - 第4項 予備費 10,000千円
- (資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,312,923千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額73,174千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,239,749千円で補てんするものとする。）。)

収 入

- 第1款 工業用水道事業資本的收入 265,770千円
 - 第1項 企業債 122,000千円
 - 第2項 補助金 143,740千円
 - 第3項 負担金 10千円
 - 第4項 固定資産売却代金 10千円
 - 第5項 その他の資本的收入 10千円

支 出

- 第1款 工業用水道事業資本的支出 1,578,693千円
 - 第1項 建設改良費 883,204千円
 - 第2項 企業債償還金 690,469千円
 - 第3項 補助金返還金 10千円
 - 第4項 その他の資本的支出 10千円
 - 第5項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度 原・浄・配水施設関連経費	平成32年度から平成33年度まで	2,939,002千円
平成31年度 土地借上料	平成32年度から平成35年度まで	864千円
設備管理システム構築関連経費	平成31年度から平成36年度まで	97,349千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 782,705千円
(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、177,245千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,000千円と定める。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成31年度川崎市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項目)	(乗合)	(貸切)
(1) 車両数	344両	5両
(2) 年間走行キロ	13,137千km	60千km
(3) 年間輸送人員	49,440千人	385千人
(4) 1日平均輸送人員	135,082人	1,052人
(5) 主要な建設改良事業		
ア バス停留所施設整備事業		41,354千円
イ 乗合自動車購入費		784,032千円
ウ 運転手養成事業		40,590千円
エ 乗車券管理事務		306,337千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車運送事業収益 10,468,885千円

第1項 営業収益	8,890,809千円
第2項 営業外収益	1,577,076千円
第3項 特別利益	1,000千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用	10,599,537千円
第1項 営業費用	10,287,581千円
第2項 営業外費用	300,456千円
第3項 特別損失	1,500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額192,037千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額131,375千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金60,662千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 自動車運送事業資本的収入	1,429,416千円
第1項 企業債	1,243,000千円
第2項 国庫補助金	9,054千円
第3項 県交付金	4,759千円
第4項 一般会計補助金	172,603千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	1,621,453千円
第1項 建設改良費	1,471,603千円
第2項 企業債償還金	139,850千円
第3項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上平間営業所 建替整備事業費	平成32年度	635,527千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
自動車運送事業	千円 1,243,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗または財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,546,602千円
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,085,930千円である。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成30年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,168,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ740,490,537千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		348,258,460	2,367,209	350,625,669
	1 市 民 税	181,015,288	2,367,209	183,382,497
17 国 庫 支 出 金		125,858,734	1,213,383	127,072,117
	1 国 庫 負 担 金	104,194,521	643,203	104,837,724
	2 国 庫 補 助 金	21,090,797	570,180	21,660,977
18 県 支 出 金		26,785,917	357,790	27,143,707
	1 県 負 担 金	18,568,113	308,694	18,876,807

		千円	千円	千円
	2 県 補 助 金	5,220,289	49,096	5,269,385
20 寄 附 金		413,096	200,039	613,135
	1 寄 付 金	413,096	200,039	613,135
21 繰 入 金		64,023,644	118,637	64,142,281
	1 基 金 繰 入 金	60,512,478	118,637	60,631,115
24 市 債		54,030,000	1,911,000	55,941,000
	1 市 債	54,030,000	1,911,000	55,941,000
	歳 入 合 計	734,322,479	6,168,058	740,490,537

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		49,192,257	100,039	49,292,296
	2 総 務 管 理 費	7,914,910	100,039	8,014,949
3 市 民 文 化 費		7,239,343	100,000	7,339,343
	1 市 民 文 化 費	7,239,343	100,000	7,339,343
4 こ ども 未 来 費		111,655,914	872,099	112,528,013
	1 こ ども 青 少 年 費	44,706,154	662,337	45,368,491
	2 こ ども 支 援 費	66,949,760	209,762	67,159,522
5 健 康 福 祉 費		145,914,081	2,359,347	148,273,428
	1 健 康 福 祉 費	9,282,358	759,211	10,041,569
	5 障 害 者 福 祉 費	42,065,991	1,600,136	43,666,127
13 教 育 費		106,348,694	2,736,573	109,085,267
	8 教 育 施 設 整 備 費	17,087,231	2,736,573	19,823,804
	歳 出 合 計	734,322,479	6,168,058	740,490,537

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2 総 務 費	2 総 務 管 理 費	本 庁 舎 等 建 替 事 業	3,740
	4 臨 海 部 国 際 戦 略 費	国 際 戦 略 拠 点 地 区 整 備 推 進 事 業	136,070
		サ ポ ー ト エ リ ア 整 備 推 進 事 業	8,796
	小 計		148,606
4 こ ども 未 来 費	2 こ ども 支 援 費	民 間 保 育 所 整 備 事 業	544,398
5 健 康 福 祉 費	4 老 人 福 祉 費	民 間 特 別 養 老 老 人 ホ ー ム 等 整 備 事 業	607,050
	12 施 設 整 備 費	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	22,855
		衛 生 施 設 整 備 事 業	6,696
		障 害 者 通 所 施 設 等 整 備 事 業	151,415
	小 計		788,016
6 環 境 費	5 施 設 費	廃 棄 物 処 理 施 設 等 建 設 事 業	326,873
7 経 済 労 働 費	2 商 工 業 費	操 業 環 境 整 備 事 業	30,000
8 建 設 緑 政 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	安 全 施 設 整 備 事 業	364,814

		道 路 整 備 事 業	千円 1,708,676
		橋 り ょ う 架 設 改 良 事 業	871,623
		自 転 車 対 策 事 業	299,429
	3 街 路 事 業 費	街 路 事 業	4,818,350
		連 続 立 体 交 差 事 業	1,952,534
	5 河 川 費	河 川 整 備 事 業	1,711,882
	6 緑 化 費	緑 化 推 進 事 業	29,000
	7 自 然 保 護 対 策 費	自 然 保 護 対 策 事 業	97,740
	8 公 園 費	公 園 緑 地 施 設 事 業	189,203
		靈 園 事 業	42,844
		多 摩 川 施 策 推 進 事 業	73,230
	小 計		12,159,325
9 港 湾 費	1 港 湾 管 理 費	港 湾 維 持 管 理 事 業	2,215
		港 湾 振 興 会 館 管 理 運 営 事 業	41,005
	2 港 湾 建 設 費	港 湾 改 修 事 業	381,446
		千 鳥 町 再 整 備 事 業	82,000
		港 湾 工 事 負 担 金	60,000
小 計		566,666	
10 まちづくり費	1 まちづくり管理費	ホ ー ム ド ア 等 整 備 促 進 事 業	52,500
	3 整 備 事 業 費	市 営 四 方 嶺 住 宅 跡 地 周 辺 整 備 事 業	39,400
		登 戸 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	3,075,901
		J R 川 崎 駅 北 口 自 由 通 路 等 整 備 事 業	54,503
	4 建 設 管 理 費	宅 地 開 発 指 導 及 び 規 制 事 業	2,420
		公 共 建 築 物 長 寿 命 化 対 策 事 業	792,076
5 住 宅 費	公 営 住 宅 整 備 事 業	21,050	
小 計		4,037,850	
11 区 役 所 費	1 区 政 振 興 費	区 政 総 務 道 路 維 持 補 修 事 業	381,313
		区 政 総 務 公 園 緑 地 維 持 管 理 事 業	44,908
		宮 前 区 道 路 維 持 補 修 事 業	170,079
		多 摩 区 水 路 整 備 事 業	10,617
		多 摩 区 公 園 緑 地 維 持 管 理 事 業	11,016
		麻 生 区 道 路 維 持 補 修 事 業	5,973
小 計		623,906	
13 教 育 費	6 社 会 教 育 費	橋 官 衛 遺 跡 群 保 存 整 備 ・ 活 用 事 業	123,995
	8 教 育 施 設 整 備 費	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	4,749,936
	小 計		4,873,931
合 計			24,099,571

2 変更

款	項	事 業 名	補正前の額	補 正 額	補正後の額
10	まちづくり費	3 整備事業費	千円 101,920	千円 376,370	千円 478,290
繰越明許費総合計					24,605,754

第3表 地方債補正

変更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補正額	計
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	千円 10,994,000	千円 1,911,000	千円 12,905,000
地 方 債 総 合 計	54,030,000	1,911,000	55,941,000

平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計
補正予算

平成30年度川崎市の卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

卸売市場事業特別会計

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 卸売市場事業費	2 施設整備費	北部市場施設整備事業	千円 84,780

平成30年度川崎市国民健康保険事業特別
会計補正予算

平成30年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,672,401千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ129,059,108千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

国民健康保険事業特別会計

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		千円 10,879,922	千円 1,672,401	千円 12,552,323
	2 基金繰入金	—	1,672,401	1,672,401
歳 入 合 計		127,386,707	1,672,401	129,059,108

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 支 出 金		千円 221,593	千円 1,672,401	千円 1,893,994
	4 国庫負担金等返還金	—	1,672,401	1,672,401
歳 出 合 計		127,386,707	1,672,401	129,059,108

平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計

補正予算

平成30年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

港湾整備事業特別会計

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費	2 整備費	東扇島コンテナ事業	千円 213,432
		東扇島施設事業	17,874
		東扇島土地造成事業	1,069,165
		千鳥町施設整備事業	4,007
合 計			1,304,478

平成30年度川崎市墓地整備事業特別会計

補正予算

平成30年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

墓地整備事業特別会計

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 墓地整備事業費	1 墓地整備事業費	早野聖地公園整備事業	千円 140,370

平成30年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業

特別会計補正予算

平成30年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 ゴルフ場事業費	1 ゴルフ場事業費	生田緑地ゴルフ場整備事業	千円 60,000

平成30年度川崎市下水道事業会計補正予算
(総則)

第1条 平成30年度川崎市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成30年度川崎市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(3) 主要な建設改良事業

下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業

19,088,419千円 940,000千円 20,028,419千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,303,058千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,303,458千円」に「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額960,271千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額991,262千円」に、「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金

14,760,488千円」を「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金14,729,897千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 下水道事業資本的収入

43,519,156千円 939,600千円 44,458,756千円

第1項 企業債

32,021,000千円 418,000千円 32,439,000千円

第3項 国庫補助金

5,000,000千円 521,600千円 5,521,600千円

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 下水道事業資本的支出

61,822,214千円 940,000千円 62,762,214千円

第1項 建設改良費

19,088,419千円 940,000千円 20,028,419千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円
1 公 共 下 水 道 整 備 事 業	13,277,000	418,000	13,695,000
企 業 債 総 合 計	32,021,000	418,000	32,439,000

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成30年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,601,032千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ750,091,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成31年2月21日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	分担金及び負担金	14,040,774	2,175,000	16,215,774
	1 負担金	14,040,774	2,175,000	16,215,774
17	国庫支出金	127,072,117	2,331,515	129,403,632
	2 国庫補助金	21,660,977	2,331,515	23,992,492
18	県支出金	27,143,707	290,517	27,434,224
	2 県補助金	5,269,385	290,517	5,559,902
24	市債	55,941,000	4,804,000	60,745,000
	1 市債	55,941,000	4,804,000	60,745,000
歳入合計		740,490,537	9,601,032	750,091,569

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	49,292,296	211,198	49,503,494
	2 総務管理費	8,014,949	211,198	8,226,147
3	市民文化費	7,339,343	10,000	7,349,343
	1 市民文化費	7,339,343	10,000	7,349,343
8	建設緑政費	35,942,797	4,857,600	40,800,397
	2 道路橋りょう費	10,051,737	137,600	10,189,337
	3 街路事業費	14,061,441	4,350,000	18,411,441
	8 公園費	4,971,294	370,000	5,341,294
10	まちづくり費	25,855,726	30,000	25,885,726
	4 建築管理費	4,208,227	30,000	4,238,227
13	教育費	109,085,267	4,492,234	113,577,501
	8 教育施設整備費	19,823,804	4,492,234	24,316,038
歳出合計		740,490,537	9,601,032	750,091,569

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
3	1 市民文化費	外国人総合相談事業	10,000
7	4 農業費	農林業振興事業	45,776
10	3 整備事業費	小杉駅周辺地区再開発等事業	1,855,234
	4 建築管理費	建築開発指導審査事業	40,000
	小計		1,895,234
合計			1,951,010

2 変更

款	項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
8 建設緑政費	2 道路橋りょう費	橋りょう架設改良事業	千円 871,623	千円 137,600	千円 1,009,223
	3 街路事業費	街路事業	4,818,350	4,350,000	9,168,350
	8 公園費	公園緑地施設事業	189,203	370,000	559,203
	小計		5,879,176	4,857,600	10,736,776
13 教育費	8 教育施設整備費	義務教育施設整備事業	4,749,936	4,549,276	9,299,212
合計			10,629,112	9,406,876	20,035,988

繰越明許費総合計		35,963,640
----------	--	------------

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
橋りょう架設改良事業	千円 922,000	千円 76,000	千円 998,000
街路事業	3,453,000	796,000	4,249,000
公園緑地施設整備事業	3,297,000	185,000	3,482,000
義務教育施設整備事業	12,905,000	3,747,000	16,652,000
合計	20,577,000	4,804,000	25,381,000
地方債総合計	55,941,000	4,804,000	60,745,000

平成31年度川崎市一般会計補正予算

平成31年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,693,274千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ754,373,009千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成31年2月21日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 分担金及び負担金		千円 13,432,871	千円 △2,175,000	千円 11,257,871
	1 負 担 金	13,432,871	△2,175,000	11,257,871
17 国庫支出金		133,251,965	△1,321,026	131,930,939
	2 国庫補助金	24,098,834	△1,321,026	22,777,808
18 県支出金		30,183,884	△287,248	29,896,636
	2 県補助金	5,894,718	△287,248	5,607,470
24 市 債		54,684,000	△910,000	53,774,000
	1 市 債	54,684,000	△910,000	53,774,000
歳 入 合 計		759,066,283	△4,693,274	754,373,009

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 49,640,256	千円 137,568	千円 49,777,824
	2 総務管理費	7,748,223	137,568	7,885,791
8 建設緑政費		32,964,313	△4,813,000	28,151,313
	2 道路橋りょう費	10,055,002	△25,000	10,030,002
	3 街路事業費	12,475,382	△4,418,000	8,057,382
	8 公園費	3,846,109	△370,000	3,476,109
10 まちづくり費		25,438,066	△30,000	25,408,066
	4 建築管理費	3,859,296	△30,000	3,829,296
12 消 防 費		17,394,868	12,158	17,407,026
	1 消 防 費	17,394,868	12,158	17,407,026
歳 出 合 計		759,066,283	△4,693,274	754,373,009

第2表 地方債補正

変更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
道 路 整 備 事 業	2,160,000	△14,000	2,146,000
街 路 事 業	4,088,000	△748,000	3,340,000
公 園 緑 地 施 設 整 備 事 業	2,009,000	△148,000	1,861,000
合 計	8,257,000	△910,000	7,347,000
地 方 債 総 合 計	54,684,000	△910,000	53,774,000

川崎市告示第137号

市道路線認定に関する告示
道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。
その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。
平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

Table with 4 columns: 整理番号, 路線名, 起点, 重要な経過地. Contains 11 rows of route information.

川崎市告示第138号

道路区域決定に関する告示
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。
その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月18日から平成31年4月2日まで一般の縦覧に供します。
平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

Table with 6 columns: 整理番号, 路線名, 起点, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. Contains 11 rows of route information.

川崎市告示第139号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成31年3月18日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月18日から平成31年4月2日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	上作延第212号線	高津区上作延428番5先		
		高津区上作延428番10先		
2	蟹ヶ谷第79号線	高津区蟹ヶ谷265番3先		
		高津区蟹ヶ谷235番先		
3	野川第519号線	宮前区野川39番2先		
		宮前区野川39番12先		
4	野川第520号線	宮前区野川1265番3先		
		宮前区野川1275番41先		
5	野川第521号線	宮前区野川1266番23先		
		宮前区野川1273番1先		
6	野川第522号線	宮前区野川1265番1先		
		宮前区野川1275番43先		
7	菅生第833号線	宮前区菅生1丁目1969番11先		
		宮前区菅生1丁目1970番9先		
8	水沢第10号線	宮前区水沢3丁目2817番10先		
		宮前区水沢3丁目2827番10先		
9	菅稲田堤第98号線	多摩区菅稲田堤1丁目2906番4先		
		多摩区菅稲田堤1丁目2911番5先		
10	菅野戸呂第33号線	多摩区菅野戸呂1755番1先		
		多摩区菅野戸呂1746番17先		
11	東百合丘第160号線	麻生区東百合丘4丁目7501番5先		
		麻生区東百合丘4丁目7493番8先		

川崎市告示第140号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
12	小倉第76号線	幸区小倉5丁目1691番2先		
		幸区小倉5丁目1712番1先		
13	市ノ坪第22号線	中原区市ノ坪226番5先		
		中原区市ノ坪230番2先		
14	溝口第102号線	高津区溝口1丁目324番8先		
		高津区溝口1丁目320番2先		
15	溝口第103号線	高津区溝口1丁目324番1先		
		高津区溝口1丁目325番1先		
16	下作延第182号線	高津区下作延4丁目570番7先		
		高津区下作延4丁目572番3先		
17	下作延第183号線	高津区下作延4丁目569番先		
		高津区下作延4丁目567番1先		
18	蟹ヶ谷第77号線	高津区蟹ヶ谷230番15先		
		高津区蟹ヶ谷230番16先		
19	蟹ヶ谷第78号線	高津区蟹ヶ谷230番1先		
		高津区蟹ヶ谷218番3先		
20	野川第63号線	宮前区野川209番3先		
		宮前区野川210番4先		
21	野川第144号線	宮前区野川1265番1先		
		宮前区野川1273番1先		
22	野川第444号線	宮前区野川1268番6先		
		宮前区野川1273番1先		
23	野川第253号線	宮前区野川2273番23先		
		宮前区野川2273番1先		
24	菅生第249号線	宮前区菅生2丁目1552番1先		
		宮前区菅生2丁目1551番1先		
25	菅生第250号線	宮前区菅生2丁目1552番1先		
		宮前区菅生2丁目1552番1先		
26	菅第65号線	多摩区菅5丁目1582番1先		
		多摩区菅5丁目1579番13先		
27	東百合丘第99号線	麻生区東百合丘4丁目4001番3先		
		麻生区東百合丘4丁目7496番1先		
28	上麻生第251号線	麻生区上麻生6丁目863番1先		
		麻生区上麻生6丁目867番4先		
29	片平第180号線	麻生区片平5丁目724番1先		
		麻生区片平5丁目695番3先		

川崎市告示第141号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

て、平成31年3月18日から平成31年4月2日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	蟹ヶ谷第46号線	川崎市高津区蟹ヶ谷230番1先 川崎市高津区蟹ヶ谷230番1先	9.00 ～ 11.00	119.16	
新	蟹ヶ谷第46号線	川崎市高津区蟹ヶ谷230番1先 川崎市高津区蟹ヶ谷230番1先	4.00 ～ 6.00	119.16	
旧	蟹ヶ谷第47号線	川崎市高津区蟹ヶ谷218番3先 川崎市高津区蟹ヶ谷230番10先	9.00	24.59	
新	蟹ヶ谷第47号線	川崎市高津区蟹ヶ谷218番1先 川崎市高津区蟹ヶ谷230番10先	2.73	24.73	
旧	蟹ヶ谷第72号線	川崎市高津区蟹ヶ谷218番3先 川崎市高津区蟹ヶ谷214番3先	9.00	97.19	隅きりを含む
新	蟹ヶ谷第72号線	川崎市高津区蟹ヶ谷218番3先 川崎市高津区蟹ヶ谷214番3先	6.00	97.19	

川崎市告示第142号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月18日から平成31年4月2日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上麻生第252号線	川崎市麻生区上麻生6丁目4007番先 川崎市麻生区上麻生6丁目4007番先	1.82	0.69	
新	上麻生第252号線	川崎市麻生区上麻生6丁目863番2先 川崎市麻生区上麻生6丁目4007番先	2.00 ～ 3.00	40.69	

川崎市告示第143号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月18日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月18日から平成31年4月2日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上麻生第252号線	川崎市麻生区上麻生6丁目863番2先 川崎市麻生区上麻生6丁目4007番先	

川崎市告示第144号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により東京都から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
多摩都市計画道路(3・1・6号南多摩尾根幹線)の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 麻生区 黒川地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第145号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市営霊園(緑ヶ丘霊園、緑ヶ丘霊堂、早野聖地公園)の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市墓地条例(昭和31年川崎市条例第5号)第1条の2第3項及び川崎市霊堂条例(昭和40年川崎市条例第15号)第1条の2第3項の規定により告示します。

平成31年3月18日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	(名 称) 川崎市営霊園 (緑ヶ丘霊園、緑ヶ丘霊堂、早野聖地公園) (所在地) 川崎市高津区下作延1241番地 (緑ヶ丘霊園) 川崎市麻生区早野732番地 (早野聖地公園)
指定管理者	(所 在 地) 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 (名 称) 川崎市営霊園パートナーズ (代表者名) 西武造園株式会社 取締役社長 大嶋 聡
指定期間	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

川崎市告示第146号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成31年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第147号

証票無効について

本市が発行した次の証票は、紛失した旨の届出がありましたので、紛失の日以後、無効とします。

平成31年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

証 票 名	証票番号	紛失年月日	職 名	氏 名
徴税吏員証	第1867号	平成31年 3月13日	事務職員	磯貝 初

川崎市告示第148号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月20日から平成31年4月4日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月20日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(m)	延 長(m)	備考
旧	野 川 第141号線	川崎市宮前区野川1265番3先 ----- 川崎市宮前区野川3477番74先	1.82	7.58	
新	野 川 第141号線	川崎市宮前区野川1265番3先 ----- 川崎市宮前区野川1259番25先	1.82	6.19	
旧	野 川 第149号線	川崎市宮前区野川1265番2先 ----- 川崎市宮前区野川1276番33先	3.36 ～ 4.64	10.92	
新	野 川 第149号線	川崎市宮前区野川1265番3先 ----- 川崎市宮前区野川1276番33先	4.00 ～ 4.64	10.92	

川崎市告示第149号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月20日から平成31年4月4日まで一般の縦覧に供します。

平成31年 3月20日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川 第141号線	川崎市宮前区野川1265番3先	
	川崎市宮前区野川1259番25先	
野川 第149号線	川崎市宮前区野川1265番3先	
	川崎市宮前区野川1276番33先	

川崎市告示第150号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則に規定する調査の方法並びに処理対策の方法及び管理の方法（平成29年川崎市告示第185号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月26日

川崎市長 福田 紀 彦

別記1の1(1)ア(イ) b(b)中「(平成14年環境省令第29号)第6条第4項第2号」を「第6条第4項第2号」に改め、同(d)中「計量法」の次に「(平成4年法律第51号)」を加え、同ウ(オ) a中「シスー1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改める。

別記1の表1-3シスー1, 2-ジクロロエチレンの項中「シスー1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に、「検液1リットルにつき0.004ミリグラム」を「シス体、トランス体とも検液1リットルにつき0.004ミリグラム」に改める。

別記1の1(2)ア(イ)中「別表第1」を「別表第2」に改め、同イ(イ) a(b)中「シスー1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に、同(3)ウ(ア)中「(平成14年環境省令第29号)」を削り、同キ(ア)中「別表第1」を「別表第2」に改める。

別記2の1(1)中「土壤汚染対策法施行規則別表第1」を「土壤汚染対策法施行規則別表第2」に改め、同(2)イ中「土壤汚染対策法」の次に「(平成14年法律第53号)」を加え、同2(2)中「(土壤汚染対策法施行規則)別表第4」を「土壤汚染対策法施行規則別表第5」に改め、同(3)ア(イ) a中「別記1の(2)」を「別記1の1(2)」に改め、同3(2)ア(イ)中「(平成14年環境省令第29号)別表第6」を「別表第8」に改め、同4(1)イ(ウ)中「施行規則」を「規則」に改め、同(4)イ(イ) a中「(平成14年環境省令第29号)」を削り、同5(1)イ(イ) a(e)中「(平成14年環境省令第29号)」及び「(平成15年環境省告示第17号)」を削る。

別表第1シスー1, 2-ジクロロエチレンの項中「シスー1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改める。

チレン」に改める。

別表第2備考中「別表第7」を「規則別表第7」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記1の表1-3及び別表第1の規定は、この告示の施行の日以後に行われる調査及び処理対策に係るものについて適用し、同日前に行われた調査及び処理対策に係るものについては、なお従前の例による。

川崎市告示第151号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成31年 3月26日

川崎市長 福田 紀 彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎シンフォニーホールの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎シンフォニーホール条例（平成15年川崎市条例第39号）第17条第4項の規定により告示します。

平成31年 3月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎シンフォニーホール 川崎市幸区大宮町1310番地
指定管理者	(所在地) 川崎市幸区大宮町1310番地 (名称) 川崎市文化財団グループ (代表者名) 公益財団法人川崎市文化財団 理事長 多田 昭彦
指定期間	平成32年 4月 1日から 平成42年 3月31日まで

川崎市告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成31年 3月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成31年 3月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介

護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成31年 3月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成31年 3月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成31年 3月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成31年 3月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規

定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成31年3月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第160号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成31年3月26日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 4SEASONS COLOR RECORDZ	ヘルパーステーション 蓮華	川崎市多摩区栗谷三丁目 33番地	居宅介護 重度訪問介護	平成31年3月1日	1415400959
株式会社アイム	ピカソ・カレッジ 新百合北	川崎市麻生区古沢255-5	生活介護	平成31年3月1日	1415600657
合同会社 みらいリレーション	あったかホームさずな	川崎市宮前区野川3199	共同生活援助	平成31年3月1日	1425500814
ミナノワ株式会社	クライスハイム 川崎南部事業所	川崎市川崎区桜本 1-7-4	共同生活援助	平成31年3月1日	1425001292
合同会社TKプロジェクト	ACE16川崎中原	川崎市中原区下小田中 3丁目4-34	就労継続支援B型	平成31年3月1日	1415201050

川崎市告示第161号

指定障害児通所支援事業者の指定について
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15
第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に
基づき別表のとおり告示します。

平成31年3月26日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社リヴサービス	next 新百合ヶ丘駅前教室	川崎市麻生区上麻生1-13-6 ツエニーワンビル2F, 3F	児童発達支援	平成31年3月1日	1455600328
株式会社リヴサービス	next 新百合ヶ丘駅前教室	川崎市麻生区上麻生1-13-6 ツエニーワンビル2F, 3F	放課後等 デイサービス	平成31年3月1日	1455600328
つむぐ株式会社	アプリ児童デイサービス 川崎末長	川崎市高津区末長3-19-5 有明ビル1階	児童発達支援	平成31年3月1日	1455300341
つむぐ株式会社	アプリ児童デイサービス 川崎末長	川崎市高津区末長3-19-5 有明ビル1階	放課後等 デイサービス	平成31年3月1日	1455300341
株式会社 ココアンドルックス	児童デイサービス・ ココステージ宮前	川崎市宮前区平3丁目9-2	児童発達支援	平成31年3月1日	1455500304
株式会社 ココアンドルックス	児童デイサービス・ ココステージ宮前	川崎市宮前区平3丁目9-2	放課後等 デイサービス	平成31年3月1日	1455500304
株式会社 エクシード・アース	放課後等デイサービス アンファン	川崎市川崎区京町1-17-21 木戸ハイム101号室	放課後等 デイサービス	平成31年3月1日	1455000537
株式会社 Jパートナーズ	さくら下沼部	川崎市中原区下沼部1953番地2 リバーサイドハイツ 1階 101号室	児童発達支援	平成31年3月1日	1455200459
株式会社 Jパートナーズ	さくら下沼部	川崎市中原区下沼部1953番地2 リバーサイドハイツ 1階 101号室	放課後等 デイサービス	平成31年3月1日	1455200459
株式会社 SKコーポレーション	リアライズ武蔵新城	川崎市高津区千年新町16-2	放課後等 デイサービス	平成31年3月1日	1455300333

川崎市告示第162号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成31年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
合同会社アメージング	ケアセンター スノー・ドロップ	川崎市麻生区王禅寺東 5-46-1	居宅介護	平成31年2月28日	1415600558
ソーシャルインクルー株式会社	フレンジアメゾン かわさき	川崎市川崎区桜本1-7-4	共同生活援助	平成31年2月28日	1425001201

川崎市告示第163号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成31年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 教育委員会 1件

(2) 外部提供

ア 市長 5件
 イ 上下水道事業管理者 2件
 ウ 消防長 5件
 エ 教育委員会 1件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

を

「

2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	22,890
		川崎区東扇島 (92番地を除く。)	166,039
	専用利用	川崎区千鳥町	251,987
		川崎区東扇島	92,565
		川崎区夜光1丁目 1番地の5ほか	1,149
		川崎区夜光3丁目 2番地の5地先	1,483

に改める。

別表17事務所千鳥町事務所B棟の項を削る。

別表18事務所附帯施設作業員詰所B棟の項を削る。

別表25電気施設第1号中

「

	名称	位置	設備容量	基数
川崎 コン テナ	第1レーン冷凍 用コンセント	川崎市東扇島 92番地	三相式、 440ボルト、 32アンペア	78
	第2レーン冷凍 用コンセント	〃	〃	78
	第3レーン冷凍 用コンセント	〃	〃	78
	第4レーン冷凍 用コンセント	〃	〃	78

を

川崎市告示第164号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、平成31年3月28日から適用する。

平成31年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

別表13荷さばき地中

「

2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	22,966
		川崎区東扇島 (92番地を除く。)	166,039
	専用利用	川崎区千鳥町	251,987
		川崎区東扇島	92,565
		川崎区夜光1丁目 1番地の5ほか	1,149
		川崎区夜光3丁目 2番地の5地先	1,483

名称	位置	設備容量	基数	
川崎 コン テナ	第1レーン冷凍 用コンセント	川崎市東扇島 92番地	三相式、 440ボルト、 32アンペア	69
	第2レーン冷凍 用コンセント	〃	〃	69
	第3レーン冷凍 用コンセント	〃	〃	69
	第4レーン冷凍 用コンセント	〃	〃	78

に改め、同表第2号中

名称	位置	設備容量	基数
川崎コンテナ動力用 コンセント	川崎市東扇島 92番地	三相式、 440ボルト、 32アンペア	5

を

名称	位置	設備容量	基数
川崎コンテナ動力用 コンセント	川崎市東扇島 92番地	三相式、 440ボルト、 32アンペア	6

に改める。

川崎市告示第165号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月27日から平成31年4月10日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	菅 稲 田 堤 第 3 号 線	川崎市多摩区菅稲田堤 3丁目3308番1先 ----- 川崎市多摩区菅稲田堤 3丁目3308番1先	2.73	8.93	
新	菅 稲 田 堤 第 3 号 線	川崎市多摩区菅稲田堤 3丁目3308番1先 ----- 川崎市多摩区菅稲田堤 3丁目3308番1先	4.00 ～ 4.16	8.93	

川崎市告示第166号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月27日から平成31年4月10日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅 稲 田 堤 第 3 号 線	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目3308番1先	
	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目3308番1先	

川崎市告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・4・4号 世田谷町田線
- 2 行者の名称
川崎市
- 3 事務所の所在
 - (1) 川崎市川崎区駅前本町12番1号
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
 - (2) 川崎市麻生区古沢120
川崎市建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
川崎市多摩区登戸新町並びに登戸字丙耕地、
字巳耕地、字戊耕地
及び字丁耕地地内
 - (2) 使用の部分
川崎市多摩区登戸字巳耕地地内

川崎市告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・4・4号 世田谷町田線
- 2 縦覧場所
- (1) 川崎市川崎区駅前本町12番1号
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
- (2) 川崎市麻生区古沢120
川崎市建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤
整備事務所

川崎市告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・4・4号 世田谷町田線
- 2 施行者の名称
川崎市
- 3 事務所の所在
- (1) 川崎市川崎区駅前本町12番1号
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
- (2) 川崎市麻生区古沢120
川崎市建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤
整備事務所
- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分
川崎市麻生区万福寺、古沢、上麻生3丁目、
片平1丁目及び片平2丁目地内
- (2) 使用の部分
なし

川崎市告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・4・4号 世田谷町田線
- 2 縦覧場所
- (1) 川崎市川崎区駅前本町12番1号
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
- (2) 川崎市麻生区古沢120
川崎市建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤

整備事務所

川崎市告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・5・14号 野川柿生線
- 2 施行者の名称
川崎市
- 3 事務所の所在
- (1) 川崎市川崎区駅前本町12番1号
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
- (2) 川崎市麻生区古沢120
川崎市建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤
整備事務所
- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分
川崎市麻生区王禅寺東1丁目、王禅寺東2丁目
並びに王禅寺字源左衛門谷及び字日吉谷地内
- (2) 使用の部分
なし

川崎市告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・5・144号 野川柿生線
- 2 縦覧場所
- (1) 川崎市川崎区駅前本町12番1号
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
- (2) 川崎市麻生区古沢120
川崎市建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤
整備事務所

川崎市告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・5・11号 荻宿小田中線
- 2 施行者の名称
川崎市
- 3 事務所の所在
 - (1) 川崎市川崎区駅前本町12番1号
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
 - (2) 川崎市中原区下小田中2-9-1
川崎市建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
川崎市中原区木月住吉町及び木月伊勢町地内
 - (2) 使用の部分
川崎市中原区木月伊勢町地内

川崎市告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・5・11号 荻宿小田中線
- 2 縦覧場所
 - (1) 川崎市川崎区駅前本町12番1号
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
 - (2) 川崎市中原区下小田中2-9-1
川崎市建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所

川崎市告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業
3・3・6号 東京丸子横浜線
同 3・4・3号 鹿島田菅線（関連外郭部）
- 2 施行者の名称
川崎市
- 3 事務所の所在
 - (1) 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパークビル14階

- 川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
- (2) 川崎市中原区下小田中2-9-1
川崎市建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
川崎市中原区新丸子東2丁目、新丸子東3丁目、中丸子、市ノ坪、今井南町及び木月住吉町地内
 - (2) 使用の部分
川崎市中原区新丸子東3丁目地内

川崎市告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業
3・3・6号 東京丸子横浜線
同 3・4・3号 鹿島田菅線（関連外郭部）
- 2 縦覧場所
 - (1) 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
 - (2) 川崎市中原区下小田中2-9-1
川崎市建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所

川崎市告示第177号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月28日から平成31年4月10日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

路線名	供用開始の区間	備考
横浜上麻生	川崎市麻生区早野501番4先	
	川崎市麻生区早野391番6先	

川崎市告示第178号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月28日から平成31年4月10日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	世田谷町	川崎市麻生区片平3丁目200番18先	21.18	25.17	
		川崎市麻生区片平3丁目200番15先	23.68		
新	世田谷町	川崎市麻生区片平3丁目200番18先 川崎市麻生区上麻生6丁目969番5先	23.68 27.31	25.17	

川崎市告示第179号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月28日から平成31年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
幸第2号線	川崎市幸区塚越2丁目159番11先	
	川崎市幸区塚越2丁目159番11先	

川崎市告示第180号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月28日から平成31年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	蟹ヶ谷第51号線	川崎市高津区蟹ヶ谷1694番4先	2.73	25.45	
		川崎市高津区蟹ヶ谷43番4先			
新	蟹ヶ谷第51号線	川崎市高津区蟹ヶ谷1694番1先 川崎市高津区蟹ヶ谷17番97先	4.50	25.45	隅きりを含む

川崎市告示第181号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月28日から平成31年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
蟹ヶ谷第51号線	川崎市高津区蟹ヶ谷1694番1先	隅きりを含む
	川崎市高津区蟹ヶ谷17番97先	

川崎市告示第182号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月28日から平成31年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	千年第48号線	川崎市高津区千年1137番12先	2.50	2.18	
		川崎市高津区千年1137番12先			
新	千年第48号線	川崎市高津区千年1137番13先 川崎市高津区千年1137番13先	3.25	2.18	

川崎市告示第183号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月28日から平成31年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
千年第48号線	川崎市高津区千年1137番13先	
	川崎市高津区千年1137番13先	

川崎市告示第184号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う平成31年度定期予防接種（インフルエンザを除く。）については、別表に掲げる場所で同表に掲げる医師等が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

医療機関	医師名	住所
松田内科医院	松田 文男	川崎市川崎区堀之内10-24
稲葉医院	稲葉 周作	川崎市川崎区砂子1-5-22
うすい整形外科医院	薄井 利郎	川崎市川崎区砂子2-2-10 第2園ビル
入江医院	入江 宏	川崎市川崎区砂子2-6-2 三恵ビル
川崎おおつか内科・消化器内科	大塚 征爾	川崎市川崎区砂子2-6-2 三恵ビル4F
安岡クリニック	安岡 昇二	川崎市川崎区砂子2-6-2 三恵ビル7F
川崎駅前クリニック	古川 智洋	川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前ターミナルビル2F
おおしま内科	大島 康男	川崎市川崎区駅前本町14-6 マウエル川崎3階・4階
ナビタスクリニック川崎	河野 一樹	川崎市川崎区駅前本町26-1 アトレ川崎8F
あべクリニック	阿部 秀樹	川崎市川崎区駅前本町4-7 3F
三島クリニック	三島 雅辰	川崎市川崎区駅前本町5-2 大星川崎ビル6F
畑医院	畑 章一	川崎市川崎区宮前町5-1
総合新川橋病院	内海 通	川崎市川崎区新川通1-15
川崎市立川崎病院	成松 芳明	川崎市川崎区新川通12-1
川崎すずき内科クリニック	鈴木 竜司	川崎市川崎区貝塚1-15-4 ESTA BILDING3階
阿部医院	阿部 能明	川崎市川崎区貝塚1-9-10
由井クリニック	由井 史樹	川崎市川崎区貝塚2-4-19
第一病院	方波見 剛	川崎市川崎区元木2-7-2
ささきクリニック	佐々木 博一	川崎市川崎区池田1-6-3 2階
いしぐる耳鼻科	石黒 隆一郎	川崎市川崎区池田1-6-3-3F
かめだこどもクリニック	亀田 佳哉	川崎市川崎区池田2-4-5
内科小児科宮島医院	宮島 真之	川崎市川崎区池田2-7-4
太田総合病院	太田 史一	川崎市川崎区日進町1-50
馬嶋病院	馬嶋 正和	川崎市川崎区日進町24-15
川崎クリニック	穴戸 寛治	川崎市川崎区日進町7-1 川崎日進ビルディング6.7.8階
村山整形外科	村山 均	川崎市川崎区大師駅前1-6-17 ハーベスト川崎大師表参道2F
宮川病院	宮川 政久	川崎市川崎区大師駅前2-13-13
野田眼科内科小児科医院	野田 俊子	川崎市川崎区藤崎1-1-3
キノメディッククリニック川崎	渡邊 嘉久	川崎市川崎区藤崎3-6-1-1F
平安医院	平安 良博	川崎市川崎区藤崎4-19-15
協同ふじさきクリニック	竹内 啓哉	川崎市川崎区藤崎4-21-2
青山クリニック	青山 真一	川崎市川崎区伊勢町25-3
総合川崎臨港病院	渡邊 嘉行	川崎市川崎区中島3-13-1
なかじまクリニック	木村 美根雄	川崎市川崎区中島3-9-9
港町こどもクリニック	小川 英伸	川崎市川崎区港町5-2-103
門前外科医院	阿保 雅也	川崎市川崎区東門前1-14-4
和田内科医院	和田 齊	川崎市川崎区東門前3-1-6
後藤医院	後藤 雅彦	川崎市川崎区昭和2-16-16
大師診療所	杉山 靖	川崎市川崎区大師町6-8
さくら中央クリニック	櫻井 与志彦	川崎市川崎区大師本町9-11
鈴木医院	鈴木 真	川崎市川崎区田町1-6-15
AOI国際病院	古川 良幸	川崎市川崎区田町2-9-1
昭和医院	田添 克衛	川崎市川崎区出来野7-20
川崎大師いしまる内科クリニック	石丸 尚	川崎市川崎区観音2-10-6 第3忠ぶねビル1F
川崎協同病院	田中 久善	川崎市川崎区桜本2-1-5
いしい医院	石井 貴士	川崎市川崎区桜本2-4-9
村上外科医院	村上 俊一	川崎市川崎区大島1-5-14
渡辺外科内科医院	渡辺 健児	川崎市川崎区大島2-17-16
高良医院	高良 憲光	川崎市川崎区大島3-15-17
花田内科胃腸科医院	花田 徹野	川崎市川崎区大島4-16-1
森田クリニック	森田 裕人	川崎市川崎区大島5-10-5
田辺医院	田邊 裕明	川崎市川崎区大島上町1-10
はた内科胃腸科クリニック	畑 英司	川崎市川崎区渡田向町15-2
元木町眼科・内科	方波見 隆史	川崎市川崎区渡田新町2-1-1
第一クリニック	横峯 憲吾	川崎市川崎区渡田新町2-3-5
川崎七福診療所	大黒 学	川崎市川崎区小田1-1-2 ヴァルステイア京町ビル4F
野末整形外科歯科内科	小澤 様	川崎市川崎区小田5-1-3
熊谷医院	倉田 典子	川崎市川崎区小田5-28-15
菊地外科内科クリニック	菊地 弘毅	川崎市川崎区小田6-5-1
柴田医院	清水 泉	川崎市川崎区浅田3-10-12
京町クリニック	栗須 修	川崎市川崎区京町1-9-11
飯塚医院	飯塚 和弘	川崎市川崎区京町2-14-2
京町診療所	倉田 眞行	川崎市川崎区京町2-15-6 神和ビル
竹内クリニック	竹内 明男	川崎市川崎区京町2-24-4 セール川崎京町ハイライズ111
黒坂医院	黒坂 きょう子	川崎市川崎区京町2-8-17
安士医院	安士 達夫	川崎市川崎区浜町1-22-6
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	吉邨 博孝	川崎市川崎区浜町1-7-6
悠翔会在宅クリニック川崎	宮原 光興	川崎市川崎区浜町4-6-19
日本鋼管病院	小川 健二	川崎市川崎区鋼管通1-2-1
こうかんクリニック	豊間 博	川崎市川崎区鋼管通1-2-3
東扇島診療所	新井 理之	川崎市川崎区東扇島78 福利厚生センター2F
介護老人保健施設千の風・川崎	廣瀬 好文	川崎市幸区小向町15-25
佐々木内科クリニック	佐々木 明德	川崎市幸区小向町3-21
田代クリニック	田代 尚美	川崎市幸区小向西町2-22-3
さいわい整形外科	山本 憲一	川崎市幸区戸手1-2-1 みゆきコーポラス1F
田村外科病院	田村 哲郎	川崎市幸区戸手1-9-13
橋爪医院	橋爪 誠	川崎市幸区戸手2-3-12
三條医院	三條 明良	川崎市幸区幸町2-697
関クリニック	関 文雄	川崎市幸区幸町3-7
米田医院	米田 直人	川崎市幸区中幸町3-13
大野クリニック	大野 直規	川崎市幸区堀川町580 ヴィットスクエア西館2F
中村クリニック泌尿器科	中村 薫	川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎227
ミューザ川崎こどもクリニック	游 理恵	川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎2F
横山クリニック	横山 勲	川崎市幸区大宮町14-4 尊昌ビル4F
川崎幸クリニック	杉山 孝博	川崎市幸区南幸町1-27-1
まつくら整形外科	松倉 陽一	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F

ましも内科循環器内科	真下 好勝	川崎市幸区南幸町2-26-12
いきいきクリニック	武知 由佳子	川崎市幸区南幸町2-34-2 川崎グレスチャンセンター1F
おさないクリニック	長内 佳代子	川崎市幸区南幸町2-80 KS紅屋ビル4F
小林クリニック	小林 英之	川崎市幸区南幸町2-80
けいクリニック	正村 謙二	川崎市幸区南幸町3-104 中川ビル3F
森田医院	森田 由里	川崎市幸区南幸町3-14
あいホームケアクリニック	塗木 裕也	川崎市幸区都町37-10 さいわい都町ビル1階
第二川崎幸クリニック	関川 浩司	川崎市幸区都町39-1
黒瀬クリニック	黒瀬 恒幸	川崎市幸区神明町2-1-1
鈴木医院	小柳 順子	川崎市幸区神明町2-14-7
川崎中央クリニック	松井 康信	川崎市幸区神明町2-68-7
植村内科医院	植村 信之	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F
山田小児科医院	山田 尚士	川崎市幸区塚越1-121
松葉医院	松葉 育郎	川崎市幸区塚越2-159
田中小児科医院	榎井 志保	川崎市幸区塚越2-217
矢野内科医院	矢野 春雄	川崎市幸区塚越4-314-2
みつや内科診療所	三迺 信之	川崎市幸区古川町120
小林内科医院	小林 敏則	川崎市幸区紺屋町39
さいわい鹿島田クリニック	朝倉 裕士	川崎市幸区新塚越201 丸E新川崎
ゆりこどもクリニック	御宿 百合子	川崎市幸区新塚越201 丸E新川崎5F
まつの内科クリニック	松野 久子	川崎市幸区新川崎5-2 シカモビル3F
関口医院	関口 博仁	川崎市幸区古市場1-21
中村整形外科	中村 信之	川崎市幸区古市場1-21
川崎セツルメント診療所	西村 真紀	川崎市幸区古市場2-67
石永医院	石永 隆成	川崎市幸区下平間130
南武医院	西脇 博一	川崎市幸区下平間205
まつやまクリニック	松山 恭輔	川崎市幸区下平間341 1才Ⅲ2F
たつのごどもクリニック	田角 喜美雄	川崎市幸区下平間359 1才V
千梨内科クリニック	関 江里子	川崎市幸区下平間359 1才V201
ナカオカクリニック	中岡 康	川崎市幸区下平間38
ゆいクリニック	由井 郁子	川崎市幸区下平間39-2F
パークシティクリニック	大森 尚文	川崎市幸区小倉1-1 パークシティ新川崎クリニック棟217
木村整形外科	木村 記行	川崎市幸区小倉1-3-14
栗田病院	寺崎 太洋	川崎市幸区小倉2-30-13
柁原医院	柁原 啓一	川崎市幸区小倉3-23-4
たくま幸クリニック	詫摩 哲郎	川崎市幸区小倉3-28-12 シェア佐野1F
小倉かとう内科	加藤 義郎	川崎市幸区小倉5-19-23 クラスター川崎209号
川崎南部在宅診療所	中村 努	川崎市幸区南加瀬2-8-15 新川崎ロイヤルビル1F-B
生駒クリニック	生駒 光博	川崎市幸区南加瀬4-27-6
鎌田医院	鎌田 健司	川崎市幸区南加瀬4-30-2
高取内科医院	高取 正雄	川崎市幸区矢上13-6
メディ在宅クリニック	高橋 保正	川崎市幸区矢上2-7
スキップこどもアレルギークリニック	田中 裕	川崎市幸区北加瀬2-11-3 コトナガ-デ-ン新川崎
新川崎むらせ内科循環器内科	村瀬 達彦	川崎市幸区北加瀬2-11-3
高橋クリニック	高橋 薫	川崎市幸区北加瀬2-7-20
鹿島田病院	川田 忠典	川崎市幸区鹿島田1-21-20
新川崎ふたばクリニック小児科皮膚科	吉村 博	川崎市幸区鹿島田1-4-3-1階
新川崎こびきウィメンズクリニック	木挽 真慈	川崎市幸区鹿島田1-8-33 はとりビル2F
はとりクリニック	羽鳥 裕	川崎市幸区鹿島田1-8-33 はとりビル3F
川崎リウマチ・内科クリニック	小井戸 則彦	川崎市幸区大宮町1310 ミュザ川崎222区画
あむる内科クリニック	安室 尚樹	川崎市中原区上丸子八幡町796
田中内科クリニック	田中 洋一	川崎市中原区新丸子東1-774
渡辺こども診療所	渡邊 慎	川崎市中原区新丸子東1-788
こずき駅前クリニック	宮脇 誠	川崎市中原区新丸子東2-925 白誠ビル1F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	高田 茂	川崎市中原区新丸子東3-1100-14 フォーティム武蔵小杉2F
どうどう小児科・アレルギー科	藤巻 孝一郎	川崎市中原区新丸子東3-1302 ららら武蔵小杉4F
むさし小杉内科クリニック	鈴木 健修	川崎市中原区新丸子東3-1302 ららら武蔵小杉4階
武蔵小杉レディースクリニック	飯田 信	川崎市中原区新丸子東3-1302 ららら武蔵小杉4階452号
武蔵小杉ハートクリニック	菊池 有史	川崎市中原区新丸子東3-946-3 MK7ア-ストビル1F
山出内科	柳澤 尚紀	川崎市中原区新丸子町727-1
えじり子供クリニック	江尻 和夫	川崎市中原区新丸子町734-1 7ハ-ニ新丸子1F
山口外科	山口 裕史	川崎市中原区新丸子町745-3
荒田内科クリニック	荒田 浩久	川崎市中原区新丸子町747 クラインサ新丸子Ⅱ1F
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	生富 公明	川崎市中原区新丸子町748 1F
前田医院	小関 克彦	川崎市中原区新丸子町765
かわいクリニック武蔵小杉	河井 誠	川崎市中原区新丸子町767-2 氏橋ビル3階B区画
こだま診療所	児玉 文雄	川崎市中原区丸子通1-403-10 ケ-ハウスこだまビル2F
松本クリニック	松本 正智	川崎市中原区丸子通2-441
新丸子ペインクリニック内科	宗像 和彦	川崎市中原区丸子通2-682 エ-フィスAN101号室
わたたに医院	豊田 隆世	川崎市中原区下沼部1747
やまと診療所武蔵小杉	程塚 明	川崎市中原区下沼部1760 カインド玉川1F101
中村医院	中村 泰昭	川崎市中原区下沼部1930
小杉内科ファミリークリニック	田中 栄	川崎市中原区中丸子13-21 LROCKSビル2F
亀谷内科クリニック	亀谷 麒興隆	川崎市中原区中丸子361
平間クリニック	金谷 通	川崎市中原区中丸子589-11
土井小児科医院	土井 啓司	川崎市中原区下平間1149-1
菊岡内科医院	菊岡 正和	川崎市中原区田尻町35
小林医院	小林 洋一	川崎市中原区北谷町31
中橋メディカルクリニック	中橋 栄太	川崎市中原区北谷町51-9
二宮内科小児科クリニック	二宮 嵩寛	川崎市中原区北谷町693
内田クリニック	内田 竜生	川崎市中原区市ノ坪223 スカイ来夢101
もくぼ内科クリニック	李保 敦子	川崎市中原区木月住吉町2-25 エ-ビル2 4階
宇藤内科医院	宇藤 浩	川崎市中原区荻宿24-37
野口クリニック	野口 肇	川崎市中原区西加瀬16-10 メ-ィカルレイズ元住吉
川崎中原クリニック	竹内 遼	川崎市中原区西加瀬17-8 エ-メントビュー元住吉1F
わかば子供クリニック	宮沢 啓貴	川崎市中原区西加瀬17-8 エ-メントビュー元住吉1F
徳植医院	徳植 純也	川崎市中原区木月1-2-24

綾部内科クリニック	綾部 晃久	川崎市中原区木月1-23-7
はぐくみ母子クリニック元住吉	金 晶恵	川崎市中原区木月1-24-27 アルベージュ元住吉1F
元住吉こころみクリニック	大澤 亮太	川崎市中原区木月1-28-5 マリアカワサキ元住吉3F
豊崎医院	豊崎 信雄	川崎市中原区木月1-31-10
宮尾クリニック	宮尾 直彦	川崎市中原区木月1-6-14
元住吉クリニック	高村 和太	川崎市中原区木月2-12-18
北村医院	北村 修一	川崎市中原区木月2-14-6
みやぎ内科クリニック	宮城 憲一	川崎市中原区木月3-25-10
毛利医院	毛利 誠	川崎市中原区木月3-5-33
住吉診療所	佐藤 温	川崎市中原区木月3-7-3
澤口内科クリニック	澤口 健太郎	川崎市中原区木月祇園町14-16 グランビル元住吉116
江島整形外科クリニック	江島 正春	川崎市中原区木月祇園町14-16-115
久保田クリニック	久保田 勇人	川崎市中原区木月祇園町15-1
有田こどもクリニック	有田 二郎	川崎市中原区井田中ノ町33-5
中島クリニック	中島 啓介	川崎市中原区井田中ノ町8-36
さかもと内科クリニック	坂本 和彦	川崎市中原区井田1-36-3
すずき耳鼻咽喉科クリニック	鈴木 敏幸	川崎市中原区井田1-36-3
川崎市立井田病院	中島 洋介	川崎市中原区井田2-27-1
竹本小児科医院	竹本 桂一	川崎市中原区井田杉山町13-48
島脳神経外科整形外科医院	島 浩史	川崎市中原区井田杉山町29-10
上杉クリニック	上杉 毅彦	川崎市中原区下小田中1-15-33
中原こどもクリニック	関 隆志	川崎市中原区下小田中1-1-6 ミル・フランチ3e 1F
たかはし内科	高橋 正光	川崎市中原区下小田中1-3-6 JOJE 1F
神保内科クリニック	神保 芳宏	川崎市中原区下小田中2-1-31 中原クリニック1F
むさし整形外科	本庄 雄司	川崎市中原区下小田中2-1-31 中原クリニック2F
山高クリニック	山高 浩一	川崎市中原区下小田中2-33-39
なかはら内科クリニック	岸 智	川崎市中原区下小田中3-30-3
すずむらクリニック	鈴木 健太	川崎市中原区下小田中3-31-1 フェニックスコート1F
はぐくみ母子クリニック	興石 太郎	川崎市中原区下小田中3-33-5
武蔵中原しくらクリニック	四蔵 朋之	川崎市中原区下新城2-1-38 キュアビル101
回生医院	秋丸 大理	川崎市中原区新城2-10
京浜総合病院	岩崎 浩	川崎市中原区新城1-2-5
大迫内科クリニック	大迫 宏次	川崎市中原区新城2-15-2
宮崎医院	宮崎 彰	川崎市中原区新城3-13-8
春原内科クリニック	春原 経彦	川崎市中原区新城3-2-13
中島医院	中島 夏樹	川崎市中原区新城3-5-1
やまだ内科クリニック	山田 修司	川崎市中原区上新城1-2-28-201
つじむら耳鼻咽喉科	藤村 昭子	川崎市中原区上新城2-11-29 武蔵新城マリアビル2F
新城女性のクリニック	後藤 妙恵子	川崎市中原区上新城2-11-29 4階
うちだこどもクリニック	内田 啓司	川崎市中原区上新城2-14-23 アトワンスカイ7武蔵新城1F
おぼな内科クリニック	小花 光夫	川崎市中原区上新城2-4-8
ハウズクリニック渡辺内科	渡邊 富博	川崎市中原区宮内1-8-3
さかね内科クリニック	坂根 健志	川崎市中原区宮内2-12-1
おくせ医院	奥瀬 紀晃	川崎市中原区上小田中1-26-1 ハイフェリ-B101
しまだ小児クリニック	島田 温次	川崎市中原区上小田中2-42-22 スタート1F
ポプラメディカルクリニック	寺田 江里	川崎市中原区上小田中3-29-2 サークルステイアークコート1F
つちや内科・循環器内科	土屋 勝彦	川崎市中原区上小田中5-2-7 クレシア武蔵中原1F
武蔵中原まちいクリニック	町井 克行	川崎市中原区上小田中6-23-10 小川ビル1F
白沢医院	白沢 光太郎	川崎市中原区小杉陣屋町1-17-12
武蔵小杉整形外科	小谷野 康彦	川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワーレイズ2F
小杉中央クリニック	布施 純郎	川崎市中原区小杉町1-403-35 武蔵小杉タワーレイズ2F
塚原クリニック	塚原 浩章	川崎市中原区小杉町1-529 STEPS-3 1F
柴崎整形外科	柴崎 徹	川崎市中原区小杉町1-529-15
のなみクリニック	沼波 良太	川崎市中原区小杉町1-547-83
むらた内科クリニック	村田 亜紀子	川崎市中原区小杉町3-1501 セント武蔵小杉A棟1階
ひまわり小児科	深澤 ちえみ	川崎市中原区小杉町3-1501-1 セント武蔵小杉A棟3F
こすぎ小児科	村田 篤彦	川崎市中原区小杉町3-249-2 クレシア武蔵小杉101
あさひ小児科・内科クリニック武蔵小杉	安藤 昌守	川崎市中原区小杉町3-432 尾村ビル2F
聖マリアンナ医科大学東横病院	宮島 伸宜	川崎市中原区小杉町3-435
加藤順クリニック	加藤 順一	川崎市中原区小杉町3-441-1 エントピア安藤2F
こすぎ皮ふ科	山本 亜偉策	川崎市中原区小杉町3-441-1 ベル・クレール武蔵小杉2階
さとうクリニック	佐藤 俊	川崎市中原区小杉町3-8-6 レジデンス小杉1F
岡島クリニック	岡島 一雄	川崎市中原区今井南町21-35-102 ルミエールII 1階A
さかい医院	堺 浩之	川崎市中原区今井南町9-34
田口小児科医院	田口 宏和	川崎市中原区今井仲町10-18
清水医院	清水 歩	川崎市中原区今井仲町12-12
たむらクリニック	田村 義民	川崎市中原区今井西町12-14 柳田ビル1F
神田クリニック	神田 東人	川崎市中原区今井上町4-4 ルビィ武蔵小杉1F
はなまる在宅クリニック	山本 英世	川崎市中原区小杉御殿町1-974-2
ヒロクリニック	廣澤 彰	川崎市中原区小杉御殿町2-53-3 小杉スカイビル2F
小杉外科内科医院	寺戸 孝之	川崎市中原区小杉御殿町2-88
関東労災病院	佐藤 譲	川崎市中原区木月住吉町1-1
日本医科大学武蔵小杉病院	田島 廣之	川崎市中原区小杉町1-396
溝のロクリニック	井出 真弓	川崎市高津区溝口1-12-20 ウェストキャニオンビルII 2F
洲之内内科	洲之内 建二	川崎市高津区溝口1-13-16-102
総合高津中央病院	小林 進	川崎市高津区溝口1-16-7
宮川内科医院	宮川 浩	川崎市高津区溝口1-6-1
ふじクリニック	藤下 昌彦	川崎市高津区溝口1-8-6
田園二子クリニック	山岡 桂太	川崎市高津区溝口2-16-5 アイビー溝のロビル2F
鈴木医院	鈴木 宗紀	川崎市高津区溝口2-18-46
住永クリニック	住永 雅司	川崎市高津区溝口2-6-26 アス・マヤ橋ビル2F
猿谷耳鼻咽喉科医院	猿谷 伸司	川崎市高津区溝口3-10-38 猿谷ビル1F
優ウイメンズクリニック	井上 美由起	川崎市高津区溝口3-7-1 フォントビル4F
柴崎医院	柴崎 慎一	川崎市高津区溝口3-9-4
高津駅前みみ・はな・のどクリニック	加藤 功	川崎市高津区溝口4-1-17 SKD高津駅前ビルI-3F
二子クリニック	山田 恭司	川崎市高津区二子1-11-15
高津内科クリニック	上田 裕司	川崎市高津区二子3-33-20

窪田医院	田中 美砂子	川崎市高津区二子5-10-1
二子新地ひかりこどもクリニック	久保田 亘	川崎市高津区諏訪1-3-15 FM7521F
高橋内科医院	高橋 重人	川崎市高津区諏訪1-9-1 諏訪平香番館101
はっとりファミリークリニック	服部 隆志	川崎市高津区北見方2-16-1 高津ゆうあいビル1F
はじかの医院	初鹿野 誠彦	川崎市高津区北見方3-6-35-A
もぎたて耳鼻咽喉科	茂木立 学	川崎市高津区久本1-2-5 関口第一ビル4階401
つるや内科クリニック	鶴谷 孝	川崎市高津区久本1-6-5
溝の口慶友クリニック	岩田 憲治	川崎市高津区久本3-1-31 U-LAND溝ノ口ビル4F
みぞのくちファミリークリニック	高木 博	川崎市高津区久本3-14-1-1F
おかの小児科・アレルギー科	岡野 裕二	川崎市高津区久本3-2-1 ウェルワ-1F
高山クリニック	高山 鉄郎	川崎市高津区久本3-2-3 ウェルビュー溝の口
レディースクリニック溝の口	熊澤 哲哉	川崎市高津区久本3-3-3 サ・344ビル203
廣津医院	廣津 伸夫	川崎市高津区久本3-6-1-212
坂戸診療所	内野 和顕	川崎市高津区坂戸1-6-18
溝の口胃腸科・内科クリニック	石川 泰郎	川崎市高津区坂戸1-6-20 ハイランド・ベイ溝の口
KSPクリニック	儀 美河	川崎市高津区坂戸3-2-1 KSPビル西503
梶ヶ谷クリニック	羽生 健	川崎市高津区末長1-23-17 梶ヶ谷ビル1F
そめや内科クリニック	染谷 貴志	川崎市高津区末長1-45-1 秋本ビル1階
Sunnyこどもクリニック	中村 英明	川崎市高津区末長1-9-1 スイッチ梶ヶ谷ビル7F
福住医院	福住 亮雄	川崎市高津区末長3-12-3
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	竹野 景海	川崎市高津区新作3-1-4
片倉病院	豊島 秀夫	川崎市高津区新作4-11-16
新城・新作こどもクリニック	池上 英	川崎市高津区新作4-12-6 FMCビル2F
かたおか小児科クリニック	片岡 正	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101
あおば内科クリニック	難波 康夫	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8
ハタカズコ婦人クリニック	秦 和子	川崎市高津区千年新町28-9
千年診療所	大関 一郎	川崎市高津区千年新町29-5
桐村医院	桐村 拓明	川崎市高津区千年200-5
いずみ泌尿器科皮膚科	泉 博一	川崎市高津区千年301-1 グラント・コスモ千歳203
千年ファミリークリニック	林 ゆき子	川崎市高津区千年637-4 グラント・カールビル1階
しまむらクリニック	篤村 健	川崎市高津区子母口497-2 子母口クリニックビル1F
かわかみ小児科クリニック	川上 章弘	川崎市高津区子母口497-2 子母口クリニックビル2F
山本医院	山本 均	川崎市高津区子母口728-4
伊藤医院	伊藤 達也	川崎市高津区久未1894
森クリニック	森 久美子	川崎市高津区久未9-1
野川整形外科	嶋崎 宣孝	川崎市高津区野川3625-1 野川ビル野川1F
ゆめこどもクリニック	林 毅隆	川崎市高津区東野川12-36-4 久未ビル1階B棟2F
成宮医院	成宮 達善	川崎市高津区東野川11-17-5
福西内科クリニック	福西 康夫	川崎市高津区東野川11-7-9 野川ビル野川2F
田中クリニック	田中 柳水	川崎市高津区東野川12-36-5 久未ビル1階A棟1F
大久保クリニック	大久保 賢治	川崎市高津区東野川12-36-5
久地さとう医院	佐藤 浩則	川崎市高津区宇奈根637-5
久地診療所	喜瀬 守人	川崎市高津区久地4-19-8
内田内科	内田 和仁	川崎市高津区久地4-24-30 グリーンスクエア1F
くじこどもクリニック	丸山 啓子	川崎市高津区久地4-24-30 グリーンスクエア2F
木暮クリニック	木暮 悦子	川崎市高津区下作延2-4-3
武井クリニック	武井 裕	川崎市高津区下作延2-7-26 シェイフォーラム溝ノ口101号
渡辺クリニック	渡辺 茂	川崎市高津区下作延2-9-10
国島医院	國島 友之	川崎市高津区下作延3-22-7
長瀬クリニック	長瀬 良彦	川崎市高津区下作延3-3-10 アルバリア梶ヶ谷2F
北浜こどもクリニック	北浜 直	川崎市高津区下作延3-3-10-2F
津田山クリニック	横山 護	川崎市高津区下作延6-4-1
にし医院	伊藤 園子	川崎市高津区上作延151-4
帝京大学医学部附属溝口病院	沖永 恵津子	川崎市高津区二子5-1-1
虎の門病院分院	宇田川 晴司	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1
馬目整形外科・内科クリニック	馬目 晃匡	川崎市宮前区野川1122
佐治医院	佐治 正勝	川崎市宮前区野川12238-7
村上循環器科内科皮膚科	村上 康文	川崎市宮前区野川3000 野川ビル1階センター2F
こども元気！内科クリニック	手塚 勝也	川崎市宮前区野川3000
野川クリニック	亀谷 雄一郎	川崎市宮前区野川3021
風の道クリニック	須藤 みか	川崎市宮前区野川3134-5
好生堂医院	田村 俊	川崎市宮前区野川1963
森島小児科内科クリニック	森島 昭	川崎市宮前区東有馬3-15-10
きたじま内科・脳神経クリニック	北島 和人	川崎市宮前区東有馬5-1-2
本村医院	本村 智子	川崎市宮前区東有馬5-24-1
薄井胃腸科外科	薄井 武人	川崎市宮前区有馬1-1-18
鷺沼診療所	行形 毅	川崎市宮前区有馬1-22-16
有馬病院	大沼 秀樹	川崎市宮前区有馬3-10-7
なないるこどもとアレルギーのクリニック	石川 良子	川崎市宮前区有馬5-17-21
さがらクリニック	相良 憲彦	川崎市宮前区有馬5-19-7-201
本田医院	本田 智嗣	川崎市宮前区鷺沼1-10-11
鷺沼人工腎臓石川クリニック	石川 丈之	川崎市宮前区鷺沼1-10-3
さぎぬま公園クリニック	石川 雅也	川崎市宮前区鷺沼1-18-1 プレール鷺沼ビル203
田園都市クリニック	横田 雅史	川崎市宮前区鷺沼1-22-7 カサステレヤ1F
こにしクリニック	小西 一男	川崎市宮前区鷺沼1-3-13
丸田クリニック	丸田 和夫	川崎市宮前区鷺沼3-4-5
原クリニック	原 俊雄	川崎市宮前区鷺沼4-10-5
すずか小児科・皮膚科クリニック	鈴鹿 隆久	川崎市宮前区土橋1-21-11 ビル・ベルイ72F
やがわ内科・消化器内科	矢川 裕介	川崎市宮前区土橋1-21-11 ビル・ベルイ71F
宮前平医院	青山 弘毅	川崎市宮前区土橋2-1-30
むとう小児科クリニック	武藤 真二	川崎市宮前区土橋3-2-17
おおば内科クリニック	大庭 治雄	川崎市宮前区土橋3-3-1 トウエービル204
河野医院	河野 勝驥	川崎市宮前区土橋3-3-4
みよしこどもクリニック	三吉 智子	川崎市宮前区土橋6-15-1 宮前平ビル1015B-115
川本整形外科	川本 守	川崎市宮前区宮前平2-1-3
根岸耳鼻咽喉科医院	根岸 達郎	川崎市宮前区宮前平2-1-5
三倉医院	三倉 亮平	川崎市宮前区宮前平2-15-15

宮前平内科クリニック	伊東 克彦	川崎市宮前区宮前平2-15-2
クリニックのびのびキッズピア	山本 弘子	川崎市宮前区宮前平2-15-3 ｸﾞｲﾌﾞﾙ201
K-クリニック	河上 哲	川崎市宮前区宮前平2-1-6
福島内科医院	福島 淑隆	川崎市宮前区宮前平2-19-9
宮前平第2クリニック	山田 耕永	川崎市宮前区宮前平2-5-16 ｽﾏｰﾗﾝﾄﾞ3F
神奈川ひまわりクリニック	小野 龍太	川崎市宮前区宮前平3-3-26
川崎ヒューマンクリニック	小野寺 直樹	川崎市宮前区小台1-17-3 Saginuma Dento Hills101
鷺沼透光診療所	氏家 茂樹	川崎市宮前区小台1-20-1 ﾏﾞﾝﾋﾞﾝ ｽﾏｰ-ｸ601・602号室
菊岡医院	菊岡 理	川崎市宮前区小台2-22-7
宮前平健栄クリニック	出川 寿一	川崎市宮前区小台2-5-2 宮前平ﾊｲｯﾌﾞ2F
東方医院	佐々木 健一	川崎市宮前区小台2-6-2 ﾏﾞｰﾙ宮前平3F
宮前平すがのクリニック	菅野 雅彦	川崎市宮前区小台2-6-6 宮前平ｽﾀｰｶﾞﾙﾓｰﾙ3F
たかはしメモリークリニック	高橋 正彦	川崎市宮前区犬蔵2-7-1
北部市場クリニック	藤野 喜理子	川崎市宮前区水沢1-1-1 川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	福井 俊哉	川崎市宮前区潮見台20-1
潮見台植木クリニック	植木 茂年	川崎市宮前区潮見台6-7 ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙｽﾞ 潮見台103
あおやぎ内科循環器クリニック	青柳 彰彦	川崎市宮前区菅生2-1-9
五所塚診療所	浜島 秀典	川崎市宮前区五所塚1-21-4
おおたけファミリークリニック	大竹 晋	川崎市宮前区平1-1-4 平橋ｸﾘﾆｯｸ ｰﾃﾞﾝ2F
鎌田クリニック	鎌田 正広	川崎市宮前区平2-11-3 YOUﾋﾞﾙ1F
いしだ内科外科クリニック	石田 孝雄	川崎市宮前区平4-4-1
宮前平グリーンハイツ診療所	大熊 由美子	川崎市宮前区けやき平1-16-209
木山医院	木山 博夫	川崎市宮前区けやき平8-1
みやびクリニック	中田 雅弘	川崎市宮前区南平台3-17
鎌田クリニック南平台	富樫 秀生	川崎市宮前区南平台3-30
山本内科クリニック	山本 一哉	川崎市宮前区白幡台1-9-10
小林外科胃腸科	藤田 美弥子	川崎市宮前区神木本町2-2-17
くりう内科クリニック	粟生 和幸	川崎市宮前区神木2-2-1 宮崎台ｽﾀｰｶﾞﾙﾌﾞﾗﾝｸﾞ A-2
宮崎台耳鼻咽喉科	細井 広道	川崎市宮前区宮崎2-10-8 ﾏﾞﾗｽﾞ 宮崎台2F
原医院	原 亨	川崎市宮前区宮崎2-10-9 ﾓｰﾆﾝｸﾞ 宮崎台ビル1F
たかはしクリニック	高橋 俊光	川崎市宮前区宮崎2-13-1 ﾏﾞﾝｼﾞｮﾝ 宮崎台1F
ニョットこどもクリニック	三森 謙一	川崎市宮前区宮崎2-9-3 ﾏﾞﾝｼﾞｮﾝ ｸﾞﾗﾝﾄﾞ ｸﾞﾗﾝﾄﾞ1階
宮崎台クリニック	泉 正紀	川崎市宮前区宮崎3-14-23
もぎ循環器科内科医院	茂木 純一	川崎市宮前区宮崎5-14-19
宮前つばさクリニック	幸田 恭子	川崎市宮前区宮崎6-9-5 東急宮前平ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞ ﾎｰﾙ-ｸ2F
川原小児科	川原 千鶴子	川崎市宮前区馬絹1-1-41
大野医院	大野 祐子	川崎市宮前区馬絹1745
かねこクリニック	金子 光延	川崎市宮前区馬絹4-4-13
小野田医院	小野田 恵一郎	川崎市宮前区馬絹526-7 第一-ｸﾞﾞｰﾙ
聖マリアンナ医科大学病院	北川 博昭	川崎市宮前区菅生2-16-1
まつもと小児クリニック	松本 廣伸	川崎市多摩区菅1-2-31 ﾏﾞﾗﾝｸﾞ ｸﾞﾗｲﾄﾞ2F
てづか内科・循環器クリニック	手塚 尚紀	川崎市多摩区菅1-5-12 ﾋﾞﾙﾄﾞｰﾙ 稲田堤1A
稲田堤メディカルクリニック	安彦 篤	川崎市多摩区菅2-15-5
西村クリニック	西村 真	川崎市多摩区菅2-4-2 ﾏﾞｰｽﺎｲﾄﾞ 202
関口内科医院	関口 信哉	川崎市多摩区菅2-8-27 第一-ﾌﾞﾙｯﾄﾞ 1階
コハル内科	鈴木 春彦	川崎市多摩区菅4-1-1 ﾕﾝﾄﾗｲ101号
清水小児科クリニック	清水 晃	川崎市多摩区菅6-13-20
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	荘司 光彦	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201
前原医院	前原 真司	川崎市多摩区菅馬場1-1-27
牛山クリニック	洲之上 弘道	川崎市多摩区菅馬場3-7-5
あいクリニック産婦人科・小児科	上野 紀子	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
大倉消化器科外科クリニック	大倉 聡	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
つじ内科クリニック	辻 正人	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
ことぶきクリニック	前田 壽哉	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
稲田小児科医院	大出 集	川崎市多摩区菅北浦2-2-24
土井医院	土井 義之	川崎市多摩区菅北浦4-11-25
稲田登戸クリニック	松本 秀平	川崎市多摩区菅北浦4-3-1 ﾎｰﾙ 101号
前田医院	前田 暢彦	川崎市多摩区布田10-8
多摩クリニック	桜井 淳	川崎市多摩区布田2-24
中野島糖尿病クリニック	大津 成之	川崎市多摩区中野島1-9-2 ﾏﾞｰﾌﾞLDG-II 101号
藤田クリニック	藤田 毅	川崎市多摩区中野島3-14-37
池田小児科医院	生駒 雅昭	川崎市多摩区中野島3-15-15
牧野クリニック	牧野 秀樹	川崎市多摩区中野島3-27-34 ﾏﾞｰﾄﾞ ｸﾞﾗﾝﾄﾞ 番館1F
中野島診療所	高橋 伸之	川崎市多摩区中野島4-9-1
中野島小児科クリニック	池上 香	川崎市多摩区中野島6-22-9
中野島北口コガワクリニック	古河 哲哉	川崎市多摩区中野島6-26-2 F&Fﾊｲﾙ2F
鈴木内科医院	鈴木 雅之	川崎市多摩区登戸新町188
多摩ファミリークリニック	大橋 博樹	川崎市多摩区登戸新町337 ﾈｰﾋﾞﾙ1F
中村医院	中村 全	川崎市多摩区登戸新町358-1
やまとクリニック	山本 勝	川崎市多摩区登戸新町404 古谷ビル3F
登戸内科・脳神経クリニック	加茂 力	川崎市多摩区登戸新町434
多摩脳神経外科	諫山 和男	川崎市多摩区登戸1654
岡野内科医院	岡野 敏明	川崎市多摩区登戸1737
公文内科クリニック	公文 大輔	川崎市多摩区登戸1792-2 ﾏﾞﾙｸﾞｽﾄ 向ヶ丘1階
すずき内科クリニック	鈴木 健吾	川崎市多摩区登戸2130-2 ﾏﾞｽﾀ- 向ヶ丘遊園208
えがわ療育クリニック	江川 文誠	川崎市多摩区登戸2256 Jeune feuillage1F
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	櫻井 文	川崎市多摩区登戸2662-1 ﾏﾞﾗﾝｸﾞ 向ヶ丘遊園3F
向ヶ丘久保内科	久保田 章	川崎市多摩区登戸2708-1 YMC 3F・4F
吉田内科	吉田 博美	川崎市多摩区登戸2710-6 第2ｽﾀｰﾄﾞ 向ヶ丘202
こう内科クリニック	洪 基哲	川崎市多摩区登戸2766-5 SKﾋﾞﾙ101
たまこどもクリニック	野矢 淳子	川崎市多摩区登戸2948-6
豊田クリニック	豊田 博史	川崎市多摩区登戸3200
桜クリニック	岡野 公一	川崎市多摩区登戸3292 ﾏﾞﾗﾝｼﾞｮﾘ1F
ベルズレディースクリニック	鈴木 由美	川崎市多摩区登戸3351-203
登戸クリニック	友廣 忠寿	川崎市多摩区登戸3388-3
あさい内科医院	浅井 洋貴	川崎市多摩区登戸538
石原内科医院	石原 浩	川崎市多摩区宿河原3-10-3 ﾋﾙｽ 110

本橋内科クリニック	本橋 信博	川崎市多摩区宿河原3-1-6
久保田診療所	久保田 風生	川崎市多摩区宿河原4-21-23
コクボ診療所	國保 久光	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F
高橋クリニック	高橋 章	川崎市多摩区堰3-5-14
かえでファミリークリニック	楢笥 永晴	川崎市多摩区長尾5-2-2-101
西根医院	西根 晃	川崎市多摩区枳形1-8-38
たまふれあいクリニック	鈴木 忠	川崎市多摩区枳形2-24-6 エス'ランザ'枳形101号室
生田クリニック	内田 敏之	川崎市多摩区三田1-14-1
黒須内科クリニック	黒須 知二	川崎市多摩区長沢4-2-9 グリーンパ'レ松沢207
土屋医院	土屋 広明	川崎市多摩区南生田1-12-2
南生田クリニック	森山 貴志	川崎市多摩区南生田4-11-8
須田メディカルクリニック	須田 直史	川崎市多摩区南生田4-20-2
よつば診療所	御影 秀徳	川崎市多摩区南生田5-24-9 生田テラスハウスよつば診療所方
大森医院	石川 信子	川崎市多摩区南生田7-20-21
南生田レディースクリニック	石川 雅一	川崎市多摩区南生田7-20-21
読売ランド前すわクリニック	諏訪 敏之	川崎市多摩区西生田1-8-1-102
岸内科胃腸科医院	岸 忠宏	川崎市多摩区西生田2-2-5
山崎クリニック	山崎 晴義	川崎市多摩区西生田3-26-7
水上内科医院	水上 純一	川崎市多摩区西生田3-9-26 ミルビ'ル2F
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	伊藤 博喜	川崎市多摩区西生田3-9-3 クレル読売ランド'前202~203
原田内科クリニック	原田 契一	川崎市多摩区西生田4-16-24
中村クリニック	中村 健	川崎市多摩区生田6-6-5 カサ'11F
中込内科クリニック	中込 健郎	川崎市多摩区生田7-2-13 SK'ル2F
渡辺小児科医院	渡邊 明子	川崎市多摩区栗谷3-1-1 井田'ル207
石田整形外科	石田 保夫	川崎市多摩区栗谷3-1-6 セ'ウエスト71F
川崎市立多摩病院	鈴木 通博	川崎市多摩区宿河原1-30-37
百合が丘すみれクリニック	松浦 健太郎	川崎市麻生区細山2-8-7-1F
にじいろ子どもクリニック	湯山 亮平	川崎市麻生区万福寺1-1-2 シティ'ル4F
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	池内 信人	川崎市麻生区万福寺1-1-2 新百合ヶ丘駅前'ル4階405区画
新百合ヶ丘こどもクリニック	重永 博登志	川崎市麻生区万福寺1-2-3
あさおクリニック	前波 輝彦	川崎市麻生区万福寺1-8-10
新ゆりクリニック	小野田 肇	川崎市麻生区万福寺1-8-7 パ'ストル新百合丘101
光中央診療所	小幡 純一	川崎市麻生区万福寺1-8-7 パ'ストル新百合丘1-103
さくらクリニック	岡村 弘次郎	川崎市麻生区万福寺3-2-1
新百合山手福本内科	福本 学	川崎市麻生区万福寺6-7-2 ティ'カルミ'ル206
新ゆり山手通りこどもクリニック	東芝 直樹	川崎市麻生区万福寺6-7-2 ティ'カルミ'ル2階
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	平山 裕	川崎市麻生区万福寺6-7-2 ティ'カルミ'ル2階
おぼた小児クリニック	小幡 裕彦	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12 スイ'ラ'1-A
リスホームケアクリニック	岩崎 拓也	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204
嶋崎内科医院	嶋崎 美奈子	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202
百合ヶ丘外科産婦人科	中原 大	川崎市麻生区百合丘1-14-6
百合ヶ丘診療所	竹岡 知子	川崎市麻生区百合丘1-16-12 サン'ル百合ヶ丘8-101
百合ヶ丘水野クリニック	水野 泰彦	川崎市麻生区百合丘1-16-22
吉松クリニック	吉松 信彦	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301
ふるたクリニック	古田 一徳	川崎市麻生区百合丘1-19-2 司生堂'ル1階
内田医院	内田 健夫	川崎市麻生区百合丘1-2-1
耳鼻咽喉科よしだクリニック	吉田 高史	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201
光永医院	光永 忍	川崎市麻生区百合丘1-2-2
林整形外科	林 央介	川崎市麻生区百合丘1-5-19
しもやまこどもクリニック	下山 丈紀	川崎市麻生区百合丘1-5-4 米山'ル1F
あさひファミリークリニック	朝日 洋一	川崎市麻生区百合丘2-16-6
いしだクリニック	石田 和彦	川崎市麻生区百合丘2-7-1
みねき内科クリニック	峯木 仁志	川崎市麻生区東百合丘2-29-10
たま日吉台病院	鈴木 敏夫	川崎市麻生区王禅寺1105
川崎みどりの病院	桑野 稔啓	川崎市麻生区王禅寺1142
玉川内科クリニック	玉川 恭士	川崎市麻生区白山4-1-1-119
あさお・百合クリニック	佐野 順子	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1
米田胃腸科外科医院	米田 禮之	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1
王禅寺公園クリニック	中原 広明	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7
新ゆり内科	高橋 央	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8
ごみぶちクリニック	五味 誠	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30 1階B
藤木内科医院	藤木 博昭	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3
岡崎医院	岡崎 貴美子	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1
北村クリニック	北村 隆信	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6 王禅寺'ル1F
村松小児科医院	村松 芳子	川崎市麻生区王禅寺東3-29-3
ミオ医院	三尾 英之	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5
ゆうクリニック	木村 孝	川崎市麻生区王禅寺東5-2-9
新百合ヶ丘ステーションクリニック	高橋 啓泰	川崎市麻生区上麻生1-20-1 小田急'ル新百合ヶ丘5F
新ゆり武内クリニック	武内 宏之	川崎市麻生区上麻生1-3-5
新百合ヶ丘石田クリニック	石田 一雄	川崎市麻生区上麻生1-5-2 小田急新百合ヶ丘'ル4F
クロキ形成外科クリニック	黒木 信雄	川崎市麻生区上麻生1-9-10
小林内科医院	小林 明文	川崎市麻生区上麻生1-9-10
あさお診療所	清田 実穂	川崎市麻生区上麻生2-1-10
上麻生内科	小関 新	川崎市麻生区上麻生2-11-21
渡辺内科消化器科医院	渡辺 義郎	川崎市麻生区上麻生4-34-5
柿生すずき内科循環器内科	鈴木 宏行	川崎市麻生区上麻生5-23-6
柿生内科クリニック	菅田 文彦	川崎市麻生区上麻生5-38-10
喜里山小児クリニック	喜里山 慶子	川崎市麻生区上麻生5-38-7 サ'ラ'ル柿生2F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	石川 結美香	川崎市麻生区上麻生5-40-1
たくこどもクリニック	橋本 卓史	川崎市麻生区上麻生5-6-18 泰平'ル柿生201
ともクリニック	鈴木 知子	川崎市麻生区上麻生5-6-8
麻生リハビリ総合病院	菅 直樹	川崎市麻生区上麻生6-23-50
麻生総合病院	菅 泰博	川崎市麻生区上麻生6-25-1
柿生記念病院	関田 則昭	川崎市麻生区上麻生6-28-20
おおたクリニック	大田 篤	川崎市麻生区上麻生6-31-1 ド'ウェルナ'ル1F
かきお駅前さいとうクリニック	齋藤 光代	川崎市麻生区上麻生6-39-35 1階
みそぶちクリニック	溝渕 昇	川崎市麻生区上麻生6-9-2 ビ'ア'ティ'ル晃和1F

渡辺クリニック	渡邊 寛之	川崎市麻生区上麻生7-22-11
キウイファミリークリニック	宮田 大揮	川崎市麻生区下麻生3-23-28
川崎田園都市病院	邊見 仁	川崎市麻生区片平1782
きむら内科クリニック	木村 謙介	川崎市麻生区片平5-24-15 ガ-テ-ンテラス五月台1F
すこやかこどもクリニック	小野木 恵子	川崎市麻生区白鳥3-5-2 ガ-テ-ンビル 白鳥1-B
井上医院	井上 安子	川崎市麻生区白鳥3-6-12
新百合ヶ丘龍クリニック	龍 祥之助	川崎市麻生区古沢7
新百合ヶ丘総合病院	笹沼 仁一	川崎市麻生区古沢都古255
池内クリニック	池内 孝夫	川崎市麻生区栗平2-1-6 小田急丸江栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川口 文夫	川崎市麻生区栗木台1-2-3
塚本医院	塚本 房江	川崎市麻生区栗木台2-15-5
はるひ野内科クリニック	荒木 康史	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野行 ｲﾝﾀ-ｲﾚｯｼﾞ A棟-1F
ニコニコこどもクリニック	宮下 好洋	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野行 ｲﾝﾀ-ｲﾚｯｼﾞ C棟-1F
いばらきレディースクリニック	茨木 保	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野行 ｲﾝﾀ-ｲﾚｯｼﾞ C棟-2F

川崎市告示第185号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風
- 2 実施期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期初回
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
 - (2) 第1期追加
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
(第1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく)
 - (3) 第2期
11歳以上13歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第186号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
麻しん、風しん
- 2 実施期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期
生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - (2) 第2期
5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 妊娠していることが明らかな者
 - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第187号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
日本脳炎
- 2 実施期間

- 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
- (1) 第1期初回
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - (2) 第1期追加
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
(第1期初回終了後6月以上の間隔をおく)
 - (3) 第2期
9歳以上13歳未満の者
 - (4) 特例対象者
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
- (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第188号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
結核(BCG)
- 2 実施期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって

アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

- (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第189号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
H i b感染症
- 2 実施期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第190号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)
- 2 実施期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和233年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第191号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

1 予防接種の種類

ヒトパピローマウイルス感染症

2 実施期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第192号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

1 予防接種の種類

水痘

2 実施期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第193号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

1 予防接種の種類

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）

2 実施期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 実施機関

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 実施対象者

- (1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳以上の者
- (2) 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

な者

- (5) 当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第194号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
B型肝炎
- 2 実施期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第195号

平成31(2019)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)第6条第1項の規定に基づき、平成31(2019)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

平成31(2019)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

- 1 区域
川崎市全域
- 2 処理計画量

(1) ごみ

	収集対象人口(人)	処理計画量(トン)
計画収集	1,531,800	299,178
施設搬入		108,550
合計		407,728

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口(人)	処理計画量(キロリットル)
し尿収集	2,427	7,628
浄化槽清掃	6,210	18,965
汚泥処理		14,911
事業所汚水		2,033
処理計画総量		43,537

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

- ・収集日 週1回または2回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域ごとに収集曜日を定めて実施する。
- ・収集対象物 空き缶・空きびん・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装・蛍光管

イ 地域ごとに月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の金属製品を「小物金属」として分別収集する。

ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。

エ 市民が排出する粗大ごみのうち、再利用可能な家具等については、リサイクルコミュニティセンターに展示して市民に提供するなど、可能な限り資源の有効利用を図る。

(2) 食品廃棄物の減量化・資源化の取組

ア 家庭から発生する食品ロス、生ごみ減量のための普及啓発の実施(3きり運動の推進、エコ・クッキング講習会の開催など)

イ 生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみ減量化・資源化講習会の開催

ウ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

エ 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対する助成

オ 小・中・特別支援学校から排出される生ごみの一部を民間事業者への委託等により飼料化及び堆肥化

カ 食べきり協力店の設定など、外食産業と連携した食品ロス対策の実施

- キ 食品廃棄物を多く排出する事業者等の排出実態把握とリサイクル推進に向けた普及啓発の実施
- (3) 資源回収の実施
- ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収
 処理の過程において粗大ごみの中から金属及び羽毛布団の回収を行うとともに、小物金属の中から金属類及び使用済み小型電子機器等の再資源化促進に関する法律への対応として小型家電の回収を実施する。
- イ 資源化処理施設における資源の回収
 資源化処理施設において空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の資源化を図る。
- (4) 資源集団回収実施への支援
- ア 根 拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等
- イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。
 ・回収業者に対し、報償金を交付する。
 ・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成金を交付する。
- ウ 対象品目 ・紙類・布類・びん類（リターナブルびんに限る）
- エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、拠点回収を行う。
- (5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	50,062 トン
市の処理施設からの資源回収量	1,349 トン
資源集団回収量	40,811 トン
資源化量合計	92,222 トン

- (6) 拠点回収及び店頭回収の実施
 小型家電、牛乳パック、蛍光管、古着類、インクカートリッジ等については、生活環境事業所・区役所等に回収場所を設け、資源化等を行う。
- (7) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱
 定数 1,991人
 組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び各区廃棄物減量指導員連絡協議会
- (8) 廃棄物に係る環境学習
 3R推進講演会の開催、社会科副読本（「くらしとごみ」）の配布、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施
- (9) 再生利用等の普及啓発施設の運営

施設名	住 所
橋リサイクルコミュニティセンター	高津区新作1-20-3

- (10) 市民に対する普及啓発活動等
- ア 市政だより、ホームページ、ごみ分別アプリ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発
- イ 3Rの推進に関する行事開催
- ウ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請
- エ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請
- オ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰
- カ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動
- キ 市民まつり・区民祭への出展
- (11) 事業者に対する指導等
- ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者等に対する減量化、資源化等の指導
- イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成
- ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進
- エ 事業系ごみの適正排出の指導
- オ 適正包装及びレジ袋削減の推進
- カ リユース・リサイクルショップ制度及びエコショップ制度の普及
- キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書の徴収事務等
- ク 一般廃棄物処理業の許可事務等（更新対象業者数：28業者）

4 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理計画

ア ごみ収集計画等

(ア) ごみ収集計画

区分		収集 計画量 (トン)	収集方法及び 収集運搬主体	搬 入 先	処理処分方法 及び処理処分 主体	市民及び事業者等の 協力義務等
家庭系 廃棄物	普通ごみ	238,276	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 2回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(市)	処理センター 及び加瀬クリ ーンセンター	焼却後埋立 (市)	可能な限り再生利用 等の減量を行って排 出すること。 排出方法は、所定の 集積所に原則として ふた付きポリ容器又 は透明・半透明袋に より行うこと。 竹串等鋭利なものに ついては折るなど し、また、ガラス・ 陶磁器については厚 紙に包み、危険であ ることを表示した上 排出すること。 収集後は集積所の清 掃等を行い、清潔の 保持に努めること。 分別対象の廃棄物は 混入しないこと。
	普通ごみ (火災ごみ)	—	り災者自らが 指定処理施設 に運搬する。	指定処理施設	焼却後埋立 (市)	可能な限り再生利用 等の減量を行って排 出すること。

粗大ごみ []は再 利用可能 な家具等 に限る。	10,531	収集申込みに よる地域ご との月2回の戸 別収集を実施 する。(委託) [市あるいは橋 リサイクルコミ ュニティセンタ ー指定管理者が 引き取りを行う]	浮島処理セン ター粗大ごみ 処理施設及び 王禅寺処理セ ンター資源化 処理施設 [橋リサイクル コミュニティセ ンター]	金属類等は資 源化(委託) 可燃物は焼却 (市) [市民への提 供など、資源 の有効利用を 図る]	再利用可能なもの は、排出抑制に努め ること。
粗大ごみ (火災ごみ)	102	り災者自らが 指定処理施設 に運搬する。	指定処理施設	金属類等は資 源化(委託) 可燃物は焼却 (市)	再利用可能なもの は、排出抑制に努め ること。
空き缶	6,808	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(委託)	南部リサイク ルセンター及 び王禅寺処理 センター資源 化処理施設	資源化(委託)	缶内の残留物を除去 し、ペットボトルと 一緒に透明又は半透 明袋に入れて排出す ること。
空きびん	10,614	ステーション 方式(空きびん 入れ)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(委託)	南部リサイク ルセンター及 び王禅寺処理 センター資源 化処理施設	資源化(委託)	雑びんを対象とし、 びん内の残留物を除 去し、空きびん入れ に排出すること。 リターナルびんは販 売店又は資源集団回 収等に出すこと。
ペットボ トル	4,978	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(委託)	南部リサイク ルセンター及 び王禅寺処理 センター資源 化処理施設	資源化(委託)	ペットボトル内の残 留物を除去し、キャ ップ・ラベルを取り、 つぶしてから空き缶 と一緒に透明又は半 透明袋に入れて排出 すること。

小物金属	2,618	ステーション方式(所定の集積所)による月2回の隔週定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	散乱しやすいものは、紐かテープにより結束して排出すること。 なお、鋏、剃刀、包丁等は厚紙に包むなど安全に配慮すること。
使用済み乾電池	288	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源物抽出型無害化处理(委託)	乾電池が確認できる透明又は半透明袋に入れ、資源物集積所に排出すること。 ボタン型・充電式電池は、販売店等の回収に協力すること。
古紙	83	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)	可能な限り資源集団回収等に出すこと。
ミックスペーパー	11,896	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対象物※1は紙袋に入れる、包装紙で包む、または、紐で縛るなど中身が出ないようにして排出すること。
プラスチック製容器包装	12,737	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れをふき取り透明又は半透明の中身の確認できる袋に入れて排出すること。

蛍光管	40	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日(普通ごみと同じ)収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	資源化(委託)	購入時に入れられていた箱等に入れるか、厚紙等に包んで排出すること。
道路清掃ごみ	309	公衆用くず入れのごみ収集及び駅前喫煙所の清掃等を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	焼却後埋立(市)	公共の場所に吸い殻、空き缶等の投げ捨てはしないこと。
犬猫等の死体	4,354 個	市民からの申込み等により、戸別収集を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	専用焼却炉により焼却(市)	申込みに際しては、段ボール箱等に収納して排出すること。
特定家庭用機器再商品化法対象品目 ※2	家電小売業者に回収してもらうか、自らで指定引取場所に持ち込む。回収した廃棄物を製造事業者等は、再商品化等を行う。市民は、収集運搬及び再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
パソコン ※3	製造事業者等が回収し、再資源化する。市民は、再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
原動機付き自転車	製造事業者等が回収し、資源化する。				
使用済小型電子機器等	認定事業者または、再資源化を適正に実施し得る者は、再資源化等を行う。市民は、拠点回収等に出すこと。				
事業系一般廃棄物	108,550	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。※4	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り資源化を行うなど減量化を図ること。焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。許可業者に運搬を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。

犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)	438 個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却(市)	段ボール箱等に収納して排出すること。
実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。				
資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。				
食品廃棄物及び木くず※5	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。				

※1 ミックスペーパーの対象物は次のもの以外の紙類とする。

- (1) 資源集団回収対象品目の紙類(実施団体により異なる)
- (2) 臭いの強い紙類
- (3) 汚れた紙類

※2 テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機など、特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省

令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。

※4 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

※5 食品廃棄物にあつては資源化するものに限り、また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

(イ) 市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物 (硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等)	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火炎によって瞬間的に燃え出す物質 (ガソリン、シンナー、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等)	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物(爆発物、銃砲刀剣類、注射針等)	
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物 (汚物及び汚物の付着した紙おむつ等)	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもあるため、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。
市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設の能力を超えるもの	

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出されるPCB使用部品を含む電子レンジ等のうち、PCB使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

指定処理施設名	搬入しようとする事業系一般廃棄物が排出された区
浮島処理センター	川崎市内全域
堤根処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
王禅寺処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区

※一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

※犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中継区域	輸送計画量 (トン)
普通ごみ 及び 破碎ごみ 可燃物	加瀬クリーンセンター → (車両) → 浮島処理センター 及び 堤根処理センター	72,220
	王禅寺処理センター(車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅(鉄道) → 神奈川臨海鉄道 → 末広町駅(車両) → 浮島処理センター	41,405
ミックス ペーパー	梶ヶ谷貨物ターミナル駅(鉄道) → 神奈川臨海鉄道 → 末広町駅(車両) → 浮島処理センター 資源化处理施設	7,247
プラスチ ック製容 器包装	梶ヶ谷貨物ターミナル駅(鉄道) → 神奈川臨海鉄道 → 末広町駅(車両) → 浮島処理センター 資源化处理施設	7,796
焼却灰	王禅寺処理センター(車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅(鉄道) → 神奈川臨海鉄道 → 末広町駅(車両) → 浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	12,237

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力	受入計画量
加瀬 クリーンセンター	幸区南加瀬 4-40-23	ごみ圧縮・専用コ ンテナ詰め込み	300トン/5h	72,220トン

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/24h)	処理計画量 (トン)	焼却灰量 (トン)
浮島 処理センター	川崎区浮島町 509-1	全連続燃焼式	900	186,895 (内施設搬入分 62,735)	23,361
堤根 処理センター	川崎区堤根 52	全連続燃焼式	600	64,030 (内施設搬入分 11,310)	8,708
王禅寺 処理センター	麻生区王禅寺 1285	全連続燃焼式	450	101,130 (内施設搬入分 34,505)	12,237
計			1,950	352,055 (内施設搬入分 108,550)	44,306

(イ) 破碎処理(小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	処理計画量 (トン)
浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町 509-1	回転式、剪断式破碎機	50	6,153
王禅寺処理センター 資源化处理施設	麻生区王禅寺 1285	回転式、剪断式破碎機	40	7,098
計			90	13,251

(ウ) 資源化処理

a 空き缶、ペットボトル及び空きびん

施設名	所在地	品目	形式	公称能力	受入計画量 (トン)
南部リサイクルセンター	川崎区夜光 3-1-3	空き缶	選別、 圧縮・成型等	28 トン/4h	1,794
		ペットボトル	選別、 圧縮・結束等	7 トン/1h	1,574
		空きびん	手選別	20 トン/5h	3,075
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285	空き缶	選別、 圧縮・成型等	20 トン/5h	5,014
		ペットボトル	選別、 圧縮・結束等	12.5 トン/5h	3,404
		空きびん	手選別	25 トン/5h	7,539
計		空き缶		—	6,808
		ペットボトル		—	4,978
		空きびん		—	10,614

b 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設 (委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	288

c ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮	70	11,896

d プラスチック製容器包装

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮・梱包	55	12,737

e 蛍光管

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設 (委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	40

(エ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター動物死体処理施設	川崎区浮島町509-1	犬猫等の死体	150キログラム/5h ×2炉	4,792個

エ 最終処分計画

施設名		浮島廃棄物埋立処分場(2期地区)	
所在地		川崎区浮島町5-2-3番地1先	
埋立計画量	都市施設 廃棄物	一般廃棄物	44,306 トン
		産業廃棄物	1,560 トン
	産業廃棄物		208 トン
	一般廃棄物		94 トン
	合計		46,168 トン
埋立対象物		燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥	

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所

(ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

指定引取場所	場 所
東芝環境ソリューション株式会社	横浜市鶴見区寛政町20-1
日本通運神奈川東支店緑物流センター	横浜市都筑区佐江戸町433
スガヤメタル株式会社	横浜市都筑区早渕1-25-33
日本通運東京引越支店大田区取扱所	東京都大田区本羽田3-20-20

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟家電小売業者が利用できる市ストックヤード

場 所

堤根処理センター(※)	川崎区堤根52
多摩生活環境事業所	多摩区柘形1-14-1

※ スtockヤードの所管は生活環境部収集計画課

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物を次のとおり定める。

- (ア) 発生場所 川崎市内
 (イ) 排出者 川崎市内の小規模事業者
 (ウ) 処理の方法 埋立
 (エ) 対象物 市が行う一般廃棄物の処理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

(オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋 立	ガラス及び陶磁器くず	再生利用が困難なもの
		最大径15cm以下のもの
		中空でないもの
		有害でないもの
	がれき類	再生利用が困難なもの
		最大径概ね30cm以下のもの
		中空でないもの
		有害でないもの

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

(2) し尿等処理実施計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	対象件 (基) 数	計 画 量 (キロリットル)	収集及び清掃方法	市民等の協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ収集分含む)	62,692 件 (収集延 件数)	7,628	・原則として、月 2 回収集とする。 ・仮設トイレは事 業者等からの申込 みにより収集を実 施する。	公共下水道処理区域内において くみ取りトイレを設けている建 築物等の所有者は、下水道直結 の水洗化に努めること。 便槽内に布切れ等異物を投入し ないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入 しないようにすること。
浄化槽清掃	3,910 基 (対象基 数)	18,965	設置管理者の申込 みによる各戸清掃 とする。	公共下水道処理区域において浄 化槽を設けている建築物等の所 有者は、下水道直結の水洗化に 努めること。
汚泥収集	1,276 件 (収集延 件数)	14,911		

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キロリットル/h)	受入計画量 (キロリットル/年)
入江崎 クリーンセンター	川崎市塩浜 3-14-1	夾雑物を除去し、希 釈して下水処理施設 へ圧送する。	20.0	33,837
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎172	汚泥を沈殿分離し上 澄水を希釈して下水 管に投入する。	8.0	9,700※

※事業所汚水排出量2,033 k l を含む

ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
13	・原則、1日2回清掃を行う。 ・清掃間隔を2日以上空けない。	利用者が快適に使用できるよう に清潔に使用すること。

川崎市告示第196号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条
第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しますの
で、同規則第9条の規定に基づき告示します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀 彦

1 国民健康保険、介護保険、自立支援給付及び住民基
本台帳事務専用市印

(1) 保管場所及び個数

健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課
1 個

(2) 廃止年月日

平成31年3月31日

川崎市告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1
項の規定により、都市計画マスタープラン麻生区構想及
び多摩区構想を改定しましたので、次のとおり告示し、
この図書を公衆の縦覧に供します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀 彦

1 図書の種類及び名称

- ・川崎市都市計画マスタープラン麻生区構想
- ・川崎市都市計画マスタープラン多摩区構想

2 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第198号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月29日から平成31年4月12日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	下麻生第147号線	川崎市麻生区下麻生3丁目144番4先 川崎市麻生区下麻生3丁目145番3先	1.21	35.10	
新	下麻生第147号線	川崎市麻生区下麻生3丁目144番1先 川崎市麻生区下麻生3丁目145番2先	1.65 ～ 4.00	35.10	

川崎市告示第199号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月29日から平成31年4月12日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月29日

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	県道扇町川崎停車場舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区境町12番地先
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。	

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
下麻生第147号線	川崎市麻生区下麻生3丁目144番1先	
	川崎市麻生区下麻生3丁目145番2先	

川崎市告示第200号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成31年3月29日から平成31年4月12日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
黒川第10号線	川崎市麻生区黒川3154番先	
	川崎市麻生区黒川3154番先	
黒川第13号線	川崎市麻生区黒川676番16先	
	川崎市麻生区黒川679番1先	

公 告

川崎市公告第205号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成31年4月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道堀川町線道路改良工事
	履 行 場 所	川崎市幸区堀川町地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年9月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成31年4月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	夜光町地区26'号陸隔ほか改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区夜光1丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成31年4月12日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	市道登戸野川線(VI)舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区野川3134番地先
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成31年4月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第206号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成31年3月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区東百合丘二丁目7476番1
ほか2筆の一部
1,083平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市境二丁目2番2号
株式会社 飯田産業
代表取締役 兼井 雅史
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年6月29日
川崎市指令 ま宅審(イ)第44号
平成30年11月26日
川崎市指令 ま宅審(イ)第118号(変更)

川崎市公告第207号

都市計画道路宮内新横浜線(子母口工区)道路整備事業に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成31年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

都市計画道路宮内新横浜線(子母口工区)
道路整備事業に係る条例環境影響評価審査書

平成31年3月

川 崎 市

はじめに

- 1 指定開発行為の概要
- 2 審査結果及び内容
 - (1) 全般的事項
 - (2) 個別事項
 - ア 大気質
 - イ 騒音・振動
 - ウ 景観
 - エ 地域交通(交通安全、地域分断)
 - (3) 環境配慮項目に関する事項
- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

はじめに

都市計画道路宮内新横浜線(子母口工区)道路整備事業(以下「指定開発行為」という。)は、川崎市(以下「指定開発行為者」という。)が、高津区子母口地内の約245mの区間において、道路の新設を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成30年11月27日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

- 1 指定開発行為の概要
 - (1) 指定開発行為者

名 称：川崎市
代表者：川崎市長 福田 紀彦
住 所：川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類
 名称：都市計画道路宮内新横浜線（子母口工区）道路整備事業

種類：道路の新設又は車線の増設（第3種行為）
 （川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の11の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域
 位置：高津区子母口地内
 延長：約245m
 計画幅員：22.0m
 用途地域：第一種住居地域、準住居地域

(4) 計画の概要

- ア 目的
道路の新設
- イ 道路計画

項目	内容
区間	起点 高津区子母口301-1番地（計画区間北側） 終点 高津区子母口791-20番地（計画区間南側）
延長	約245m
道路の区分	第4種第1級
設計速度	60km/h
計画幅員	22.0m
車線数	供用時：2～3車線 将来完成時：4車線（片側2車線）

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、道路の新設であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度（1時間値の最大値：0.361ppm）が短期曝露の指針値の上限（0.2ppm以下）を上回ると予測していること、計画区間が住宅等に近接していることから、窒素酸化物の排出量をさらに低減するため、積極的に最新の排出ガス対策型建設機械を採用していくなど、一層の低減対策を徹底すること。

イ 騒音・振動

(ア) 騒音

工事中の建設機械の稼働に伴う騒音レベル

の最大値（89.2デシベル）が環境保全目標（85デシベル以下）を超過すると予測していることから、著しい騒音が発生する工種については、できる限りの低減措置を検討し実施すること。また、計画区間が住宅等に近接していること、排水性舗装劣化による騒音抑制機能の低下が考えられることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

計画区間が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

ウ 景観

道路構造物の形状、色彩等については、当該地区の景観形成方針を踏まえ、市関係部署と十分協議すること。

エ 地域交通（交通安全、地域分断）

(ア) 交通安全

計画区間及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、計画区間を横断する市道は通学路に指定されていることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(イ) 地域分断

本事業の実施による生活環境への影響が懸念されていることから、地域分断の緩和に向けた内容を計画区間周辺の住民等に対し説明するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「光害」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

- 平成30年11月27日 指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
- 12月4日 条例準備書公告、縦覧開始
- 平成31年1月17日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出 なし
 3月19日 条例審査書公告、指定開発行為
 者宛て送付

川崎市公告第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の
 規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
 告します。

平成31年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 川崎市中 原 区木月祇園町255番2
 806平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 川崎市中原区井田三舞町13番20号
 青山 茂久
- 3 予定建築物の用途
 共同住宅
 計画戸数：15戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
 平成31年1月16日
 川崎市指令 ま管審（イ）第142号

川崎市公告第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の
 規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
 告します。

平成31年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 川崎市幸区戸手四丁目53番2
 ほか3筆の一部
 11,021平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都港区赤坂一丁目8番1号
 新日鉄興和不動産株式会社
 代表取締役 永井 幹人
 東京都中央区京橋三丁目13番1号
 大成有楽不動産株式会社
 代表取締役 浜中 裕之
- 3 予定建築物の用途
 共同住宅
 計画戸数：279戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
 平成29年5月31日
 川崎市指令 ま建管宅地（イ）第25号
 平成30年10月24日
 川崎市指令 ま建管宅地（イ）第96号（変更）

平成30年12月28日

川崎市指令 ま宅審（イ）第137号（変更）

川崎市公告第210号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告し
 ます。

平成31年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 プロポーザルに付する事項
 - (1) 件名
 平成31年度若者の参加促進事業実施委託
 - (2) 履行場所
 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課
 ほか
 - (3) 履行期間
 契約締結日から平成32年3月31日（火）まで
 - (4) 業務概要

ア 業務目的

これまで、市民自治のまちづくりを進める上
 で、より多様な世代・立場の市民による参加が求
 められている中で、若者（当事業では市内の高校
 生や大学生などを中心とした概ね30歳台までの市
 民を対象とする。以下「若者」という。）を対象
 とした参加層の掘り起こしに取り組んできた。

現在、本市においては、「市民創発」による市
 民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互
 助」の都市型コミュニティの形成を基本理念とし
 て、多様な主体の連携による持続可能な暮らしや
 すい地域の実現に向けたコミュニティ施策の再構
 築の取組を進めており、施策の方向性を示すもの
 として、「これからのコミュニティ施策の基本的
 考え方」を平成31年3月に策定したところである。

これを背景とし、多様な主体の連携による持続
 可能な暮らしやすい地域の実現に向けて、若者の
 社会参加・地域参加のすそ野を広げるとともに、
 若者の声を市政に反映していくための取組みのひ
 とつとして、若者目線での課題検討と課題解決へ
 向けた活動を通じて、まちづくりへの参加に対す
 る若者の関心を惹き、主体的な市政参加へのき
 っかけの提供と、これまでの取組によって醸成され
 た若者の「地域への関心の高まり」と「都市に対
 する愛着・誇り」を、地域の活性化と持続的な発
 展に向けた好循環へと繋げることを目的として本
 事業を実施する。

具体的には、これらの事業目的達成を目指すた
 め、本市の抱える地域課題や社会課題等の解決に
 向けたワークショップイベントを開催する。受注
 者は、ワークショップイベントを効果的、効率的

に実施するため、本事業の企画提案及びイベントの開催に向けた運営等の支援を行う。

イ 業務概要

「平成31年度若者の参加促進事業実施委託仕様書」のとおり。

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登載済の団体であること（業種コード：99その他業務種目コード：01催物会場設営及びイベント、運営・企画又は99その他業務）ただし、参加意向申出書提出時において業者登録申請中の場合、企画提案会（4月下旬予定）までに業者登録されていれば、資格を認める。

※業者登録については下記ホームページをご参照ください。

<https://keiyaku.city.kawasaki.jp/epv/jsp/V0.jsp>

- (4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度

仕様書の趣旨に沿った内容であるか。

- (2) 企画提案の内容

ア 意欲的であるか（事業に対する意欲が高いか。）

イ 独創性（事業者の特性・特徴を生かした創意・工夫のある提案内容であるか。）

ウ 情報発信力（対象の若者へ届き、興味を喚起する情報発信力・ノウハウがあるか。市内及び近隣自治体の学校や若者に関わる団体等との連携・交流があり、それらを活用した情報拡散が広く見込めるか。）

エ 広報の提案内容（対象とする若者の応募が十分に見込まれるような広報の提案内容となっているか）

オ イベントの内容（若者の関心・興味を惹く内容であるか。イベント内容が具体的に示されているか。単発のイベント実施に留まらず、地域とのつながりの形成や地域の持続的発展に向けた好循環の構築等の事業目的達成に資する内容となっているか。）

カ 実現可能性（取組内容・規模等は適切であるか。）

- (3) 知識、能力、実績

若者に関する業務実績や本事業に類似する業務実績並びに知識・ノウハウを有するか。

- (4) 事業実施体制

実現可能な計画の提案、事業実施に必要なスタッフの確保ができるか。

- (5) 企画内容と見積書の整合性

仕様書の内容が反映されているか。提案内容の見積もりのバランスが取れているか、

※基準点として、受託予定者に特定する下限の得点ラインは、全評価委員の評価点の平均の6割とする。評価が同点となった場合は、企画提案評価項目のうち「企画提案の内容」の点数が高い提案者を選定業者とします。

4 参加意向申出書等の配布、提出及び問い合わせ先

このプロポーザルに参加を希望するものは、次により参加意向申出書（様式1）を提出しなければなりません。また、参加意向申出書の提出は持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

- (1) 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル7階

川崎市市民文化局コミュニティ

推進部協働・連携推進課 担当 和田、山田

電話 044-200-2094（直通）

FAX 044-200-3800

電子メール 25kyodo@city.kawasaki.jp

参加申出意向書等につきましては、川崎市ホームページからダウンロード可能です。（<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000095843.html>）

- (2) 配布・提出期間

配布・提出期間：平成31年3月19日（火）から

平成31年3月29日（金）

※郵送の場合、平成31年3月29日（金）必着

受付時間：午前9時から午後5時

（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

- (3) その他

参加意向申出書を配布する際、企画提案書作成要領等も併せて配布します。

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付期間

受付期間：平成31年3月19日（火）から

平成31年3月25日（月）

受付時間：午前9時から午後5時

- (2) 質問書の様式

参加申出意向書に添付の「質問書」の様式により

提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メールのみとします。

電子メール 25kyodo@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

平成31年3月27日(水) 全社宛てに電子メールにて送付します。

6 参加資格確認結果通知書の交付

4により、参加資格確認申請書を提出した者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受け取りに来るようお願いします。

※「参加資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求められます。

(1) 交付日

平成31年4月4日(木)

(2) 場所

4(1)に同じ

7 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) プロポーザル参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

受付期間：平成31年4月5日(金) から
平成31年4月18日(木)

受付時間：午前9時から午後5時(閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(2) 提案書の提出方法

持参又は郵送とします。持参の場合の提出場所は、4(1)に同じ。

※郵送の場合、平成31年4月18日(木) 必着

(3) 提出書類

ア 企画提案書(様式自由) 10部

(ア) A4版縦横どちらでも構いません。

(イ) 表紙を除いて30ページ以内で作成してください。

(ウ) 散逸しないような形で綴ってください。

イ 見積書(様式自由) 1部

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税額を抜いた金額です。

ウ 団体概要(パンフレット等) 10部

エ 業務実績表(様式2) 10部

オ 担当予定技術者の経歴等(様式3) 10部

9 企画提案会(プレゼンテーション)

(1) 日時・場所

ア 日時：平成31年4月24日(水) ※予定

※開催日時・場所については、各提案事業者へ別途通知します。

(2) プレゼンテーションについて

統括責任者又は担当者を含む原則3名以内により各団体30分程度(説明20分、質疑応答10分)

10 審査結果の通知

審査結果は、「審査結果通知書」(様式6)により、平成31年5月中旬に提案各社全てに郵送で通知します。また、市ホームページで公表します。

※「非特定」の通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求められます。

11 その他

(1) 事業概算額(参考)

2,431,000円(消費税額及び地方消費税額込み)

※提案額が事業概算額を超過している場合は失格となります。

(2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

(4) 契約保証金

免除とします。

(5) 契約書作成の要否

必要とします。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページで閲覧できます。<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(8) 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達にかかる予算の議決を要します。

(9) 詳細は、企画提案書作成要領によります。

(10) 関連情報を入手するための窓口は4(1)と同じです。

川崎市公告第211号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成31年3月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名

民間活用の取組の推進に向けた方針等の改正支援
業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所

(3) 履行期間

契約締結日から平成32年3月31日(火)まで

(4) 募集手続

詳細は提案公募要項によります。

2 提案公募要項、仕様書、各種様式の配布

提案公募要項、仕様書、各種様式については、次
のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000105270.html>

※ 同様のものを川崎市総務企画局行政改革マネジメ
ント推進室でお渡しすることも可能です。必要があ
ればお越しください。

3 参加意向申出書の提出等

(1) 参加意向申出書及び団体に関する確認書

プロポーザルに参加を希望される方は、参加意向
申出書(様式1)及び団体に関する確認書(様式2)
を提出してください。

参加意向申出書(様式1)及び団体に関する確
認書(様式2)については、次のホームページか
らダウンロードしてください。<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000105270.html>

ア 提出期間:平成31年3月20日(水)から

平成31年3月27日(水)まで

イ 提出場所:川崎市総務企画局行政改革マネジメ
ント推進室

住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2061

ウ 提出方法:持参又は郵送

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務
委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果
通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録してい
る電子メールアドレスへ送付いたします。

4 参加資格を有した事業者の企画提案書等の提出
企画提案書等を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間:平成31年4月8日(月)から

平成31年4月24日(水)まで

(2) 提出場所:川崎市総務企画局行政改革マネジメ
ント推進室

住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2061

(3) 提出方法:持参又は郵送

5 問い合わせ・連絡先

担 当:川崎市総務企画局行政改革マネジメント推
進室 森木・山本

住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電 話:044-200-2061

F A X:044-200-0622

Mail :17manage@city.kawasaki.jp

川崎市公告第212号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定
に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成31年3月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

公園の名称	所在地	区域	面積(m ²)
くろがわみやぎざりよくち 黒川宮添緑地	麻生区黒川字宮添262-1 ほか	別図	13,219

※ 公告日をもって供用開始日とします。

(別図省略)

川崎市公告第213号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年3月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	坂戸小学校ほか1校校舎改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区坂戸1丁目18番1号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成31年11月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」 で登録されていること。	

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年4月26日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	西有馬小学校ほか2校校舎改修その他工事
	履行場所	川崎市宮前区有馬7丁目6番1号ほか2校
	履行期限	契約の日から平成32年3月19日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年4月26日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
-------	--

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区役所トイレ等改修その他工事 (第1期)
	履 行 場 所 川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
	履 行 期 限 契約の日から平成32年4月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年4月19日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 菅こども文化センターほか2か所冷暖房設備工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号ほか2か所
	履 行 期 限 契約の日から平成31年8月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>

参 加 資 格	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年4月12日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	平こども文化センターほか2か所冷暖房設備工事
	履行場所	川崎市宮前区平2丁目13番1号ほか2か所
	履行期限	契約の日から平成31年8月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年4月12日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 旭町こども文化センターほか3か所冷暖房設備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区旭町2丁目1番5号ほか3か所
	履 行 期 限 契約の日から平成31年9月13日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年4月12日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 浅田小学校体育館改修及び倉庫等新築その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浅田2丁目11番21号
	履 行 期 限 契約の日から平成32年3月31日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年4月26日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	中野島住宅新築第4号エレベータ設備工事
	履行場所	川崎市多摩区中野島6丁目2008番1ほか
	履行期限	契約の日から平成32年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 川崎市発注のエレベータ設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年4月12日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	梶ヶ谷小学校受変電設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区梶ヶ谷4丁目12番地
	履 行 期 限	契約の日から平成31年10月18日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年4月12日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前小学校ほか1校体育館改修電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮前町8番13号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成31年11月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年4月17日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名	西生田小学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区細山2丁目2番1号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成 31年4月26日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

(案件12)

競争入札に 付する事項	件 名	中原中学校受変電その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉陣屋町1丁目24番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年4月17日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名	塚越中学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区塚越1丁目60番地ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月10日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年4月26日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

(案件14)

競争入札に付する事項	件 名	野川中学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履行場所	川崎市宮前区野川3142番地1ほか1校
	履行期限	契約の日から平成32年3月6日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年4月26日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第214号

初山住宅建設計画に係る条例見解書について
川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第1項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第19条に定める事項について次のとおり公告します。

平成31年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

条例見解書について

- 1 指定開発行為者
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
名 称：川崎市
代表者：川崎市長 福田 紀彦
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
初山住宅建設計画
 - (2) 種類
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
住宅団地の新設（第3種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市宮前区初山二丁目16番
- 4 指定開発行為の目的及び内容
 - (1) 目的
住宅団地の更新（建替え）
 - (2) 内容
計画地面積：約20,894㎡
（うち開発区域面積：約15,774㎡）
延べ面積：約13,504㎡
- 5 指定開発行為の施行期間
着手予定：2020年7月
完了予定：2037年3月
- 6 条例見解書の要旨
 - 第1章 指定開発行為の概要
 - 第2章 条例環境影響評価準備書の縦覧等の経過
 - 第3章 市民意見等の内容と指定開発行為者の見解

第4章 関係地域の範囲

- 5 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
 - (1) 期間
平成31年3月22日（金）から平成31年4月5日（金）まで
土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4土曜日及び3月30日（土）の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。
 - (2) 場所
宮前区役所、宮前区役所向丘出張所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
 - (3) 時間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第215号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

平成31年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	所在地	区域	変更前面積 (㎡)	変更後面積 (㎡)
くろかわみやざりよくら黒川宮添緑地	麻生区黒川 宇西谷1561番	別図	16,272	27,689

※ 公告日をもって供用開始日とします。
(別図省略)

川崎市公告第216号

入 札 公 告

平成31年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
赤外線サーモグラフィ賃貸借
 - (2) 履行場所
川崎市環境総合研究所
(川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階)

(3) 履行期間

平成31年6月1日から平成36年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

都市環境課 米屋(技術仕様関係)

事業推進課 仙石(契約事務関係)

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成31年3月25日(月)から

平成31年3月29日(金)まで

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成31年4月9日(火)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成31年4月9日(火)午前9時から

正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成31年4月9日(火)から平成31年4月12日

(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成31年4月16日(火)に、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を60ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成31年4月25日(木)午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

- 7(1)アに同じ
- (4) 開札の場所
 - 7(1)イに同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等

次により、契約を締結します。

 - (1) 契約保証金

免除とします。
 - (2) 前払金

否
 - (3) 契約書作成の要否

必要とします。
 - (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

- 9 その他
 - (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
 - (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
 - (3) 当該落札決定の効果は平成31年第1回川崎市議定会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第217号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道水江町2号線道路補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区水江町6番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成31年4月8日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第218号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年3月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

王禅寺老人いこいの家・こども文化センター他8か所の保全に向けた調査及び保全計画策定業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所健康福祉局高齢者在宅サービス課、施設所在地

(3) 完了期限

平成31年12月27日(金)限り

(4) 業務概要

市内に設置されている老人いこいの家・こども文化センターについて、劣化状況を把握し、建替え、リノベーション、リフォームなど(以下「建替え等」という。)の方向性を示すとともに、建替え等の計画を策定する。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」に搭載予定とされていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 一級建築士を配置できること。
- (5) 公共建築物の劣化診断及び保全計画作成業務の実務経験を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2(4)、(5)を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課 伊藤
電 話 044-200-2680(直通)

F A X 044-200-3926

E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成31年3月25日(月)から平成31年3月29日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書等の交付
上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書等を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されません。なお、入札説明会は実施しません。

(1) 日時(予定)

平成31年4月3日(水)

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

平成31年4月3日(水)から平成31年4月9日(火)の午後5時15分までとします。

(3) 質問受付方法

3(1)の電子メールにお送りください。

(4) 回答日時・方法

平成31年4月12日(金) 全社に電子メールで回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください。)

ウ 入札は、王禅寺老人いこいの家・こども文化センター他8か所の保全に向けた調査及び保全計画策定業務委託にかかる費用の合計金額で行います。

エ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

オ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とす

るので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

カ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います（開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。）。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年4月17日（水）午前11時

イ 入札場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階12D会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします（持参以外は無効とします）。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 契約手続等

ア 契約予定日 平成31年4月下旬

イ 着手予定日 平成31年4月下旬

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口 3 (1) に同じ

(3) その他関係書類については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」内の、本件の公表情報詳細のページからもダウンロードできます。

川崎市公告第219号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成31年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称		住所
川崎市麻生区黒川明坪2080	田	744	元木 要介	川崎市麻生区黒川1343	賃借権	水田	平成31年4月1日	平成33年3月31日	円 10,000	毎年12月末日までに貸手宅に持参する。	坂本 正	川崎市麻生区黒川245	賃借権
川崎市麻生区黒川宇宮添216-1 黒川宇宮添216-2	田 田	476 422	洲藤 毅彦	川崎市麻生区黒川683	使用借権	収穫体験は場として利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	—	—	川崎市	川崎市川崎区宮本町1	使用貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条(明治29年法律第89号)によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市中原区上小田中一丁目84番1

1,302平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市鶴見区中央4丁目33番1号

ナイス株式会社 代表取締役 杉田 理之

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：13戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年10月29日

川崎市指令 ま宅審（イ）第107号

平成31年2月21日

川崎市指令 ま宅審（イ）第157号（変更）

川崎市公告第221号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	今井小学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区今井西町3番18号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月10日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年5月10日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	高津中学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久本3丁目11番2号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月6日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年5月10日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	塚越中学校ほか1校トイレ改修衛生その他設備工事
	履行場所	川崎市幸区塚越1丁目60番地ほか1校
	履行期限	契約の日から平成32年3月10日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（指定）」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年5月10日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	西有馬小学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区有馬7丁目6番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成32年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年5月10日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前平小学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮前平3丁目14番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成32年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年5月10日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	菅生小学校校舎改修昇降機設備工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区菅生1丁目5番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成33年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>	

参加資格	(7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績（元請に限る。）を平成15年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年4月22日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	南河原小学校蓄電池設備設置工事
	履行場所	川崎市幸区都町18番地
	履行期限	契約の日から平成31年12月27日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年5月10日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	浅田小学校体育館改修及び倉庫等新築電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浅田2丁目11番21号
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年5月10日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	菅小学校校舎改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅2丁目6番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年11月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	<p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年5月10日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 下布田小学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区布田23番1号
	履 行 期 限 契約の日から平成32年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100

入札日時等	平成31年5月10日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名	長沢中学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区東百合丘4丁目12番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成32年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成31年5月10日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名	西有馬小学校ほか2校校舎改修衛生その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区有馬7丁目6番1号ほか2校
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月19日まで

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(指定)」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成31年5月10日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第222号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

	公園の名称	所在地	区域	面積(m ²)
1	たいらとくべつりよくら 平特別緑地	宮前区平3丁目332ほか	別図	2,628
2	たかいしりよくら 高石緑地	麻生区高石5丁目212-48	別図	3,004

※ 公告日をもって供用開始日とします。
(別図省略)

川崎市公告第223号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区有馬八丁目21番2
ほか2筆の一部(第2工区)
2,892平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
株式会社 フージャースアベニュー
代表取締役 森 俊哉
- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：28戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年7月9日

川崎市指令 ま宅審(イ)第53号

平成30年11月8日

川崎市指令 ま宅審(イ)第112号(変更)

平成30年12月4日

川崎市指令 ま宅審(イ)第127号(変更)

川崎市公告第224号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成31年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市中原区宮内四丁目642番1

ほか2筆の一部

1,384平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市中原区宮内4丁目31番15号

山本 正明

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数：30戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年2月6日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第147号

川崎市公告第225号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成31年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市川崎市麻生区細山六丁目347番4

ほか10筆の一部

2,973平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都世田谷区成城1丁目20番3号

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻 惣平

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：17戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年3月19日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第166号

平成30年5月25日

川崎市指令 ま宅審(イ)第29号

川崎市公告第226号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成31年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長		
住所・氏名	福田 紀彦		
道路位置の地名・地番	川崎市幸区下平間字稲荷耕地68番6、68番14、70番5の一部 別図参照		
幅員	8.40メートル	延長	11.33メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第221号		指定年月日	平成31年3月28日

川崎市公告第227号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市商店街出張キャラバン隊事業調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期限 契約締結日～平成31年8月22日
- (4) 概要 市内全商店街を訪問し、商店街アーチの保有有無や業種構成を確認。

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 入札期日において平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」に業種「20 調査・測定」(種目「99 その他の調査・測定」)に登録されている者
- (4) 入札期日において平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」に地域区分「市内」または「準

市内」で登録されている者

- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）による中小企業者であること
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 競争入札参加申込書及び仕様書の配布、競争入札参加申込書の提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

経済労働局産業振興部商業振興課（担当 齋藤）

電 話：044-200-2328

F A X：044-200-3920

電子メール：28syogyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

平成31年3月29日（金）から

平成31年4月5日（金）まで

午前8時30分から正午まで及び午後1時から

午後5時まで（土・日を除く。）

(3) 提出物

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参に限る。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。また、提出された書類は返却しない。仕様書については上記3(1)の場所において無償で交付する。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち、参加資格があると認められたものには、平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」へ登載した際に登録した委任先メールアドレスに平成31年4月9日（火）までに送付する。委任先メールを登録していない場合は、次のとおり、直接受け取りに来ること。

なお、入札説明会は開催しない。

(1) 交付日

平成31年4月9日（火）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から

午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ

5 仕様に関する問合せ及び回答

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

平成31年4月9日（火）から

平成31年4月11日（木）まで

午前8時30分から正午まで及び

午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付すること。また、質問書を送信した旨は必ず担当まで電話連絡すること。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、平成31年4月15日（月）に、参加全社宛てに電子メールで送付する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失する。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札の方法

川崎市商店街出張キャラバン隊事業調査業務委託に係る費用の総額（税抜）を入札金額とする。

ア 入札書の提出日時

平成31年4月22日（月）午後4時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

経済労働局労働雇用部内会議室

(2) 入札保証金

免除とする。

(3) 開札の日時及び場所

上記7(1)に同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を実施することがある。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とする。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とする。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書の作成の要否

- ア 契約書を作成することを要する。
- イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とする。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することができる。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによるものとする。

(2) この入札への参加者が、2社以上にならないとき

は、この入札を中止することがある。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 入札金額等

ア 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとする。

イ 入札は所定の入札書により行うものとする。

(5) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に立ち会うに関する権限の委任をした書類を事前に提出すること。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除くこととする。

川崎市公告第228号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成31年3月15日	特定非営利活動法人 姿勢教育の孝心会	溝井 直孝	川崎市幸区塚越3丁目475番地	この法人は、心身の姿勢教育と姿勢改善に関する普及啓発事業を行うことで、姿勢改善を図り、正しい心と身体の教育の推進に寄与することを目的とする。 また、地域住民の生活、健康、文化の向上を図るため、公園や施設等の運営管理を行うことで、地域の活性化と地域交流を深めることも目的とする。

川崎市公告第229号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成31年3月29日

川崎市長 福田紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成31年3月20日	特定非営利活動法人 めだかキッズ	小山 雄二	川崎市宮前区平4丁目18番43号	この法人は、乳幼児・児童及びその保護者に対して、子育て支援に関する事業を行い、乳幼児・児童の健全な育成及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

川崎市公告第230号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成31年 3月29日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	主要地方道横浜上麻生(下麻生工区)
指定区間の地名・地番	麻生区下麻生3丁目28番3、28番4、30番2、30番3、30番4、31番2、32番2、36番3、36番4、37番2、39番2、41番2、42番、43番2、44番、45番3、45番7、110番4、112番2、113番2、116番2、117番3、120番3、121番2、127番2、140番2、141番3、141番4、149番9、4006番の各一部、117番2、117番23 別図省略
幅員・延長	12.00～18.00m × 52.00m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第508号 平成31年 3月29日

川崎市公告第231号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成31年 3月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 委託名

平成31年度 宮前市民館・図書館の整備等に関する基本計画及び(仮称)図書館のあり方素案作成支援業務委託

(2) 委託概要

ア 目的

本業務委託は、鷺沼駅前への宮前市民館・図書館の整備等にあたって、現在の川崎市立市民館・図書館にはない、新たな発想による施設づくりを進め、多くの市民へのより良いサービスの提供につながるよう、導入機能及び機能配置の考え方を内容とする「宮前市民館・図書館の整備等に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定支援を目的とする。

また、川崎市における今後の市立図書館運営の基本理念及び実施すべき事業等を内容とする「(仮称)図書館のあり方素案」(以下「素案」という。)の策定支援を目的とする。

基本計画と素案の作成のため検討過程等においては共通する事項及び業務が多く、また、協調して検討を進めるべき内容であることから、基本計画及び素案の作成に係る支援を併せて業務委託す

ることとする。

イ 内容

(ア) 宮前市民館・図書館の整備等に関する基本計画作成支援

a 「(仮称)宮前市民館・図書館の導入機能に関する意見交換会」の運営

b 宮前区内で開催されるイベント開催時における意見聴取の実施補助

c 基本計画の作成補助

(イ) (仮称)図書館のあり方素案作成支援

a 市立図書館利用者アンケートの実施補助

b 既存報告書等及び定性情報の整理、分析

c 「図書館のあり方に関する意見交換会」の運営

d 素案の作成補助

(ウ) 共通業務

a ニュースレター等の作成

b 他都市先進類似事例等の調査・報告

(3) 履行期間

契約締結日から平成32(2020)年3月31日(火)まで

(4) 事業規模(予算概算額)

11,752,400円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

2 プロポーザル参加資格

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について掲載されている者であること(業種コード:99その他業務)。

(4) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

3 提案内容の評価基準

評価項目	配点
1 企画力	50
(1) 社会教育施設に対する理解した企画提案となっている	10
(2) 市民の参加意欲を喚起し、参加者の満足度を高め、率直な意見を引き出す内容となっている	10
(3) 意見交換会のプログラムの内容や構成、広報手段が具体的かつ効果的な内容となっている	10
(4) 基本計画等策定に向けた効果的な意見聴取・整理が見込める内容となっている	10
(5) 提案内容に独自の工夫がある	10
2 専門的知識・技術	20
(1) わかりやすいプレゼンテーションであり、高い説明能力が認められる	10
(2) 本事業の様子を広く周知し、参加者以外の興味を惹く工夫・能力が認められる	10
3 業務への積極性、事業実施体制	15
(1) 仕様書に記述されている水準以上の提案（上積み）がある	5
(2) 事業実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	10
4 費用対効果・実績評価	15
(1) 企画提案に見合った適正な見積金額であると認められる	5
(2) 本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できる	10

4 担当部署

部署・担当者名	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 玉井
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階
電話番号	044-200-1981
電子メール	88syogai@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時 (閉庁日及び正午～午後1時を除く)

5 参加意向申出書の提出

平成31年4月8日（月）までに担当部署に郵送又は持参してください。

※郵送の場合は、書留郵便等の配達した記録が残るもので必着

6 参加資格確認結果通知書の交付

「参加意向申出書」を提出した者には、資格の有無を確認し、平成31年4月（火）に電子メールで「参加資格確認結果通知書（様式2）」を送付します。

※「参加資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

7 仕様書に関する質問

(1) 質問受付期間

平成31年4月10日（水）から平成31年4月12日（金）まで

(2) 質問受付方法

電子メールにより受け付けます。

電子メールアドレス 88syogai@city.kawasaki.jp

(3) 回答方法

平成31年4月16日（火）に電子メールで参加予定事業者全員に送付します。

8 企画提案書の提出

必要書類	①企画提案書：当該業務の企画提案内容を記載
	②見積書：積算根拠がわかるよう内訳を記載
	③業務実績：近年の主な類似業務の件名、発注者、金額、内容などを記載
	④団体概要：団体の理念、業務内容などがわかる資料（パンフレットなどで可） ※いずれも様式自由
提出部数	各15部
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	平成31年4月22日（月）※当日必着

9 企画提案評価委員会

日 時	平成31年4月25日（木）午後
	※参集時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します。
参集場所	9 担当部署参照 ※参集場所から会場等へは担当者がご案内します。
会 場	教育委員会事務局会議室
内 容	説明（プレゼンテーション）20分、質疑応答10分 ※プロジェクター等はありません。

10 その他

- (1) 使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (2) 契約書作成は必要とします。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は「4 担当部署」です。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 関係書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。

川崎市公告第232号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成31年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

築 造 主	川崎市川崎区宮本町1番地		
住所・氏名	川崎市長 福田 紀彦		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区蟹ヶ谷字四方之嶺310番1他 別図参照		
幅 員	4.00メートル	延 長	407.7メートル
	5.00メートル		103.0メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第611号	廃止 年月日	平成31年 3月29日	

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第242号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の名称
庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約
(平成31年3月31日追加導入)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年3月8日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 J E C C
専務取締役 依田 茂
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)
総額 33,732,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成31年1月25日

川崎市公告(調達)第243号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の名称
一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における測定機器の保守管理等業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
環境局環境総合研究所
川崎市川崎区殿町3丁目25-13
川崎生命科学・環境研究センター3階
- 3 落札者を決定した日
平成31年3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
公害計器サービス株式会社
代表取締役 荻原 明
神奈川県横浜市都筑区東山田4-45-30
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
29,364,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成31年1月25日

川崎市公告(調達)第244号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の名称
川崎市役所第2・3・4庁舎の電気需給に関する契約
(調達見込数量 約5,389,900キロワット時)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局総務部庁舎管理課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年2月25日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役 川崎 敏寛
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額
86,286,325円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成31年1月10日

川崎市公告(調達)第245号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年 4月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の名称
川崎市役所電話交換設備等の賃貸借
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局総務部庁舎管理課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年 2月 6日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
神奈川支店長 東山 正昭
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 落札金額
104,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年12月25日

川崎市公告(調達)第246号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年 4月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の名称及び予定数量
 - (1) 児童生徒用机(固定式) 約 6,500台
 - (2) 児童生徒用椅子(固定式) 約 6,500脚
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成31年 3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 児童生徒用机(固定式) 約 6,500台
 - (2) 児童生徒用椅子(固定式) 約 6,500脚
 アイリスチトセ 株式会社 神奈川営業所
所長 橘川 紘
横浜市都筑区荏田南5丁目23番33号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く1台または1脚あたりの単価)

- (1) 児童生徒用机(固定式) 4,120円
- (2) 児童生徒用椅子(固定式) 2,090円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成31年 1月25日

川崎市公告(調達)第247号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年 4月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の名称及び予定数量
 - (1) 再生紙・A3 約 2,200箱
 - (2) 再生紙・A4 約 20,200箱
 - (3) 再生紙・B5 約 7,350箱
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成31年 3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 再生紙・A3 約 2,200箱
 - (2) 再生紙・A4 約 20,200箱
 - (3) 再生紙・B5 約 7,350箱
 理想科学工業 株式会社 理想川崎支店
理想川崎支店長 水嶋 啓之
川崎市高津区溝口2-11-8
リバーストーン第3ビル7F
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く1箱あたりの単価)
 - (1) 再生紙・A3 1,620円
 - (2) 再生紙・A4 1,350円
 - (3) 再生紙・B5 1,015円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成31年 1月25日

川崎市公告(調達)第248号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

平成31年 4月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 件名
平成31年度川崎市の認知・魅力向上に向けたデジタル

マーケティング業務委託

- 2 履行期間
契約締結日から平成31年9月30日まで
- 3 履行場所
川崎市内
- 4 事業概要
本市の魅力を紹介したプロモーション映像を制作し、インターネット等を通じ、デジタルプロモーションを積極的に行うことによって、世界での本市の認知度向上を図るとともに、今後の海外誘客対策等を効果的かつ効率的に行うためのデジタルプロモーションを行う過程で得られる情報を分析することを目的とする。
- 5 契約上限額
30,000,000円(消費税及び地方消費税含む)
- 6 参加資格
 - (1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
 - (3) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
 - (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (7) 平成31・32年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、本業務に対応するとして定めた業種(99その他)・種目(02映画制作又は08広告代理店)に登録されている者
- 7 評価項目及び基準等
 - (1) 業務遂行能力等
 - ア 業務実績
 - イ 業務体制
 - ウ スケジュール
 - エ プレゼンテーション及びヒアリング
 - (2) 企画提案内容
 - ア 業務理解
 - イ 実現可能性
 - ウ 企画提案①(動画コンテンツ制作・構成案)
 - エ 企画提案②(ウェブサイト制作の企画案)
 - オ 企画提案③(動画配信・ウェブサイト誘導案)
 - カ 業務経費

8 提出書類

- (1) 参加意向申出書の提出
 - ア 提出期限 平成31年4月12日(金)17時必着
 - イ 参加意向申出書(様式1号) 正本1部
 - ウ 誓約書(様式3号) 正本1部
 - エ 類似・関連事業の実績一覧表(様式4号) 正本1部
 - オ 付属書類 各1部

※参加を取り下げる場合は、4月24日(水)までに参加辞退届(様式2号)正本1部を提出すること。
- (2) 質問書の提出
 - ア 提出期限 平成31年4月24日(水)17時必着
 - イ 質問書(様式5号)
- (3) 企画提案書
 - ア 提出期限 平成31年5月7日(火)17時必着
 - イ 企画提案書の提出(様式6号) 正本1部
 - ウ 企画提案書(様式任意)8部(うち正本1部)
 - エ 費用見積書(様式7号) 正本1部
 - オ 事業の総括責任者・従事予定技術者一覧表(様式8号) 正本1部
- (4) 提出方法
直接持参、郵送(締切日必着)又は電子メールで提出すること。
なお、質問書は電子メールでの提出のみとする。
- (5) 提出先
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパークビル20階
港湾局港湾振興部誘致振興課
電 話 044-200-3791
F A X 044-200-3981
電子メール 58yuuti@city.kawasaki.jp
- 9 委託先の選定
 - (1) 1次審査及び2次審査による審査及び評価を行う。
 - (2) 1次審査は、書類審査により行う。審査結果は、確定後直ちに、提案者に書面により通知(様式9号)する。
 - (3) 2次審査は、当該評価委員会において、提案書等について30分程度のヒアリング(プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度)を実施する。日程は平成31年5月10日(金)を予定している。
 - (4) 2次審査の結果により提案内容の順位付けを行い、総合得点が最も高い提案者を業務委託候補者として特定する。
 - (5) 総合得点が最も高い提案者が複数ある場合は、「評価項目」の業務経費が最も低い提案者を業務委託候補者とする。
 - (6) 選定結果については、全ての提案者に書面により通知(様式10号)する。

- 10 企画提案書に仕様する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 契約書作成の要否
要
- 12 関連情報を入力するための照会窓口
8(5)と同じ
- 13 その他必要と認める事項
 - (1) 提案書の作成に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書等作成に伴う費用は、提案者の負担とする。
 - (2) その他
詳細は、本企画提案書作成・応募要領を御参照ください。

川崎市公告(調達)第249号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
幸市民館電源切替盤その他設備長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市幸区戸手本町1-11-2
川崎市幸市民館・幸図書館
- (3) 履行期限
契約日から平成31年9月27日まで
- (4) 業務概要
幸市民館・図書館に設置されている電源切替盤・受変電設備内高圧機器の交換、試験調整及び既設コンデンサー絶縁油のPCB調査などを行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者
- (2) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (3) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。
- (6) 過去5年以内(平成26年度以降)に本市又は他官

公庁(国及び地方自治体)において、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。ただし、発注者と直接契約を締結し履行した元請としての実績に限る。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0023 川崎市幸区戸手本町1-11-2

幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課

(幸市民館)

電 話 044-541-3910

F A X 044-555-8224

E-mail 88saisi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成31年4月10日(水)から平成31年4月17日

(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を

除く)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 2(6)に示す契約実績が確認できる契約書の写し及び仕様書の写し

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、競争入札参加申込書及び質問書の様式などが添付されている入札説明書は、上記「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」に縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

また、入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本案件の入札公表詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、平成31年4月24日(水)までに、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにて送付します。

6 仕様書等に関する問合せ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しませんので御注意ください。

(1) 問合せ先

上記「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成31年4月10日(水)から平成31年5月8日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88saisi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-555-8224

なお、電子メール又はFAXにて質問書を送付した場合は、送付した旨を044-541-3910あてに電話連絡してください。

(5) 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を全入札参加者に、平成31年5月13日(月)午後5時までに、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにて送付します。

また、回答後の再質問は受付しません。

7 現地確認の方法

(1) 現地確認期間

平成31年4月23日(火)から平成31年5月7日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)

(2) 現地確認の方法

現地確認を希望される場合は、必ず事前に現地確認を希望する旨を電話(044-541-3910)にて連絡してください。電話連絡を受けていない場合の現地確認はできません。

なお、現地確認の日時は双方の調整により決定するため、必ずしも希望日時に行えるものではありません。

また、口頭での質問には回答できません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額(消費税等を含まない契約希望金額)を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時

平成31年5月16日(木)午後2時

イ 入札・開札の場所

川崎市幸区戸手本町1-11-2

幸市民館2階 第1会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を実施します。再度入札用の入札書等も準備の上、参加してください。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

また、入札・開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

11 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該

当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引」を御覧ください。

12 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

また、契約条項等は、上記「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において閲覧することができます。

13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は、上記「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告(調達)第250号

一般競争入札について、次のとおり公表します。
平成31年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 トイレ改修工事設計に伴う仕上塗材の成分分析調査業務委託
- (2) 履行場所 殿町小学校ほか40校(詳細は別紙参照)
- (3) 履行期間 平成31年8月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他調査測定」に登録されていること。
- (4) この業務について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) 公益社団法人日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業のAランク若しくはBランクの認定分析技術者、又はアスベスト偏光顕微鏡実技研修エキスパートコース修了者若しくはアスベスト偏光顕微鏡インストラクターが所属していること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室
〒214-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当
電話：044-200-0361

(2) 配布・提出期間

平成31年4月10日(水)～平成31年4月16日(火)
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

ウ 上記2(5)に示した資格者証等の写し

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができなため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 提出方法

持参。

競争入札参加申込書等は、上記(2)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メ

ールアドレスを登録していない者にはFAXで送付
します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加社以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

3(2)と同じ

ウ 質問書の提出方法

持参

(2) 回答

ア 回答日

平成31年4月24日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札金額・方法等

入札金額は、税抜の総額で行います。入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 平成31年5月8日(水)午前10時

提出場所 JAセレスみなみビル 4階会議室
(川崎区宮本町2番地31)

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査をおこなうことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) その他

登録されている代表者の方が来られない場合には、代表者及び受任者の記名押印がある委任状を入札日当日に必ずお持ちください。(様式は入札説明書に添付の「委任状」を使用してください。)また、入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を提出してください。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第251号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防指令システム用空調機器保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区南町20番地7 消防局総合庁舎ほか

(3) 履行期間

平成31年5月1日から平成32年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、消防指令システム用空調機器の保守点

検業務と障害対応業務を行い、消防業務の円滑な遂行を維持することを目的とします。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間で1件以上、国または地方公共団体において類似の契約を締結し、すべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20番地7
(川崎市消防局総合庁舎7階)
川崎市消防局警防部指令課
電話 044-223-2639

(2) 配布・提出期間

平成31年4月10日から平成31年4月16日正午まで(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

平成31年4月18日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sirei@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

平成31年4月10日から平成31年4月19日までの、午前9時から午後5時(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

平成31年4月22日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めると必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年4月23日 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室

(3) 入札保証金

免除
 (4) 落札者の決定方法
 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
 な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著
 しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効
 入札に参加する資格のない者が行った入札及び
 「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
 札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金
 契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規
 則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否
 要

(3) 契約条項等の閲覧
 川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争
 入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情
 報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することが
 できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本
 語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎
 市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定める
 ところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
 3(1)と同じ。

川崎市公告(調達)第252号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
 規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につい
 て公示します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び予定数量

- (1) 重金属安定剤 約254トン
- (2) 重曹(微粉重曹) 約480トン
- (3) アンモニア水 約538トン

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課
 川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

- (1) 重金属安定剤 平成31年3月19日
- (2) 重曹(微粉重曹) 平成31年3月8日
- (3) アンモニア水 平成31年3月8日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 重金属安定剤
 大成クリーン 株式会社
 代表取締役 加藤 直彦
 川崎市川崎区中島一丁目7番1号

(2) 重曹(微粉重曹)
 株式会社 泰山堂
 代表取締役 金成 敏史
 川崎市川崎区駅前本町15番地1

(3) アンモニア水
 株式会社 ホンダ
 代表取締役 本田 啓子
 川崎市川崎区池田1-13-8

5 落札金額(税抜き単価)

- (1) 重金属安定剤 金219,000円
- (2) 重曹(微粉重曹) 金85,000円
- (3) アンモニア水 金61,000円

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 重金属安定剤 一般競争入札
- (2) 重曹(微粉重曹) 一般競争入札
- (3) アンモニア水 一般競争入札

7 入札の公告を行った日

- (1) 重金属安定剤 平成31年1月10日
- (2) 重曹(微粉重曹) 平成31年1月25日
- (3) アンモニア水 平成31年1月25日

川崎市公告(調達)第253号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告し
 ます。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 件名
 川崎市資産マネジメントの第3期取組期間の実施
 方針及び個別施設計画策定等支援業務委託
- (2) 履行期限
 契約日から平成33年3月31日まで
- (3) 履行場所
 川崎市
- (4) 委託概要
 詳細は、プロポーザル実施要領及び仕様書により
 ます。

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する者は、次の条件
 を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 入札期日において平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の「業種「調査・測定」」に登録されていること。
- 3 プロポーザル参加意向申出書の配布及び提出
- このプロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書を提出しなければなりません。
- (1) 配布及び提出場所
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル13階
川崎市役所財政局資産管理部資産運用課
東、橋内、高田 担当
電話 044-200-2851(直通)
 - (2) 配布及び提出期間
平成31年4月11日(木)から平成31年4月19日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
 - (3) プロポーザル実施要領及び仕様書の縦覧
プロポーザル実施要領及び仕様書は、(1)の場所において、(2)の期間、縦覧に供します。
 - (4) 提出方法
持参とします。
- 4 参加資格確認結果通知書の交付
- 3により、プロポーザル参加意向申出書を提出いただいた後、次により当該実施委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を交付します。
- (1) 交付場所及び問合せ先
3(1)と同じ
 - (2) 交付日時
平成31年4月25日(木)
- 5 プロポーザルの実施説明及び仕様書等の配布
- 平成31年5月8日(水)の別途指定する時間及び場所において、プロポーザルの実施説明を行い、仕様書及びプロポーザル実施要領を配布します。
- 6 仕様書等に関する問合せ
- 仕様書等の内容に関する質問は、次により行います。
- (1) 問合せ先
3(1)と同じ
 - (2) 受付方法
電子メールにより質問を受け付けます。
電子メールアドレス 23sisan@city.kawasaki.jp
 - (3) 質問書の様式
任意
 - (4) 受付期間

- 平成31年5月9日(木)から平成31年5月15日(水)午後5時まで
- (5) 回答方法
平成31年5月22日(水)までに、参加資格確認結果通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。
- 7 プロポーザルの実施手続等
- (1) 方法
企画提案書の提出及び企画提案会の開催
 - (2) 企画提案書の受付方法
ア 企画提案書の提出日時
平成31年6月3日(月)午後3時まで
イ 企画提案書の提出場所
3(1)と同じ
 - (3) 企画提案会の日時及び場所
ア 日時
平成31年6月12日(水)の指定する時間
イ 場所
指定する場所
 - (4) 受託者の特定方法
川崎市資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針及び個別施設計画策定等支援業務委託に関する受託者特定のためのプロポーザル評価委員会において、提案内容の審査及び評価を行い、財政局契約指名業者等選定委員会において、当該委託に最適な提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定します。
なお、提案者が多数の場合は提出された企画提案書について事前に審査を行い、基準を満たした提案者のみ企画提案会を実施します。
 - (5) 提案の無効
プロポーザルに参加する資格のない者が行った提案は無効とします。
- 8 業務規模等
- (1) 上限額は25,000,000円(消費税10%込み)とします。
 - (2) プロポーザル参加者は、上記に係る見積書を作成し、7に掲げる企画提案書と併せて持参してください。
- 9 契約の手続等
- (1) 契約保証金
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納付しなければなりません。
 - (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は、プロポーザル実施要領によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じです。

川崎市公告（調達）第254号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市国保ハイアップシステムに係る保険料徴収用携帯端末機器等の賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
川崎市健康福祉局収納管理課、各区役所保険年金課・支所区民センター及び本市が指定する場所
- (3) 履行期間
平成32年1月1日から平成36年12月31日まで
- (4) 調達概要
 - ア 調達物品
入札説明書によります。
 - イ 数量
入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「事務用機器」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者も含む）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成31年4月17日（水）までに行うこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類（契約書の写し等）を提出しなければなりません。なお、契約実績を証する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻

訳文も添付してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0005
川崎市川崎区東田町8番地
（パレール三井ビル12階）
川崎市健康福祉局医療保険部収納管理課
担当 小嶋
電 話：044-200-3589
F A X：044-200-3930
E-mail：40syunou@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成31年4月10日（水）から平成31年4月17日（水）まで（土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (3) 提出方法
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
競争参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに平成31年4月25日（木）までに一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。
 - (1) 場所
3(1)と同じ
 - (2) 日時
平成31年4月25日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (3) その他
 - ア 入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に、併せて入札説明書を無償で交付します。電子メールにて一般競争入札参加資格確認通知書を交付される者については、4(2)の日時まで電子メールにて交付します。
 - イ 入札説明書と仕様書は、3(1)の場所において平成31年4月10日（水）から平成31年4月17日（水）まで縦覧に供します（土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。
- 5 仕様に関する問い合わせ
 - (1) 場所
3(1)と同じ
 - (2) 問い合わせ期間
平成31年4月25日（木）から平成31年5月8日（水）まで（土・日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、3(1)のFAX又は電子メールアドレスあてに送付してください。また、質問書をFAX又は電子メール送付後に、その旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められた全ての者に対し、平成31年5月13日(月)までにFAX又は電子メールにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。また、回答後の再質問についても受付しません。

6 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種、導入予定ソフト等のカタログ3部を3(1)の場所に平成31年5月16日(木)午後5時までに提出してください。また、開札日の前日までの間において、提出したカタログに関し本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、契約金額総額で行います。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 川崎市健康福祉局医療保険部会議室(A)
イ 日時 平成31年5月27日(月)午前11時

(3) 郵送による場合の入札書のあて先及び受領期限

ア あて先 3(1)に同じ
イ 受領期限 平成31年5月24日(金)午後5時必着。
郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付して

ください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申し立てることができます。

11 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(6) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
The contract for the lease and maintenance of handy terminal for the National Health Insurance Information System
- (2) Time-limit for tender :
11:00 A.M., May, 27, 2019
- (3) Time-limit for tender by mail :
5:00 P.M., May, 24, 2019
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
National Health Insurance Premium Payment Management Section
Medical Insurance Department
Health and Welfare Bureau
8, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan
TEL : 044-200-3589
- (5) Language and currency used in the contract formalities must be in the Japanese

川崎市公告(調達)第255号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成31年度 路線バス利用実態調査業務委託(その1)ほか4件
- (2) 履行場所 川崎市域及び近隣地域
- (3) 履行期間 契約日から平成32年3月13日まで
- (4) 調達概要 市内等における詳細な路線バスの利用需要を把握し、バス路線の輸送効率等の実態を捉えるための調査及び調査データの集計等を行う。
なお、平成31年度 路線バス利用実態調査業務委託(その1)、平成31年度 路線バス利用実態調査業務委託(その2)、平成31年度 路線バス利用実態調査業務委託(その3)、平成31年度 路線バス利用実態調査業務委託(その4)及び平成31年度 路線バス利用実態調査業務委託(その5)は、合併入札を行う。

2 一般競争入札参加に必要な資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「交通量調査」に登録されていること。
なお、有資格者名簿に搭載のない者(入札参加業種・種目に搭載のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成31年4月15日(月)までに行うこと。
- (4) 平成26年4月1日以降に、国内において、本件における路線バス利用者の乗車及び降車停留所の調査と同様な調査方法による調査であり、受託契約上、調査に要する全ての調査員等を受託者が雇い確保するもので、調査対象の路線バスの仕業数が200以上/日(調査日が複数日設定されている場合には、いずれか1日の調査対象の仕業数が200以上であれば可)の業務を元請として受託し履行した実績があること。
- (5) 確実に履行することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を証する書類(契約書及び仕様書の写し等)を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書について

ア 提出及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル6階)

川崎市まちづくり局交通政策室

電話:044-200-2034(直通)

イ 配布期間及び提出期限

平成31年4月10日(水)から平成31年4月16日(火)まで(土曜及び日曜を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ウ 提出物

(ア) 一般競争入札参加申込書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は上記3(1)アの場所で上記3(1)イの期間に配布します。

(イ) 上記2(4)を証明する書類(契約書及び仕様書の写し等)

(日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付すること。)

エ 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールのアドレスを登録している場合は、当該メールアドレスに、平成31年4月23日(火)までに送付します。当該メールアドレスを登録していない者には、同日までにFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

6 仕様書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者は、次により入札説明書及び「平成31年度 路線バス利用実態調査業務委託(その1)ほか4件の仕様書」(以下「仕様書」という。)について、無償で交付します。

(1) 交付場所

上記3(1)アに同じ

(2) 交付期間

上記3(1)イに同じ

7 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書を交付された者が、仕様書等に質問がある場合は、次により質問を行うことができます。

(1) 問い合わせ先

上記3(1)アに同じ

(2) 問い合わせ期間

平成31年4月26日(金)から平成31年5月8日(水)まで(土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、上記3(1)アの受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、平成31年5月13日(月)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

平成31年5月24日(金)午前11時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市川崎区東田町5番地4
第3庁舎15階第1会議室

(4) 入札書の提出方法

ア 持参による提出の場合

(ア) 入札場所 上記9(3)に同じ

(イ) 提出日時 平成31年5月24日(金)

午前11時00分

イ 郵送(書留郵便に限る。)による提出の場合

(ア) 提出場所 上記3(1)アに同じ

(イ) 提出期限 平成31年5月22日(水)必着

(郵送による提出の際は、上記3(1)アの問い合わせ先へ郵送した旨を電話連絡してください。)

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きによって落札者を定めます。この場合において、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退することはできません。当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(7) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(8) 再度入札の実施

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされたものは除きます。なお、開札に立ち会わない者は再度入札に参加の意志が無いものとみなします。

(9) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧することができます。

11 その他

(1) 本調達は「政府調達に関する協定」の対象となる調達です。

(2) 公告に定めるもののほか、「川崎市契約条例」、「川崎市契約規則」、「政府調達に関する協定」、「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」、「川崎市物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」等に定めるところによります。

(3) 入札書、一般競争入札参加申込書等に用いることができる言語は日本語となります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)アに同じです。

(5) 仕様書等は、この入札以外の目的に使用してはなりません。また、川崎市の承認を得た場合を除き、仕様書等を他の者に公表又は貸与したり、使用させたりしてはなりません。

(6) 契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the services required
Contract of survey on actual use of route bus

(2) Submission deadline for the Form of Tender:

a Submission in person

2019/05/24 Friday, by 11 a.m.

b Submission by mail (registered mail only)

2019/05/22 Wednesday

c Contract proposal must be submitted in Japanese, and payment can only be made with Japanese yen.

(3) Inquires

Traffic Policy Office

Urban Improvement Bureau

6th Floor, Meiji Yasuda Seimei Kawasaki Building

6 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki City, Kanagawa Prefecture, 210-8577 Japan

Tel:044-200-2034

川崎市公告（調達）第256号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 平成31年度 川崎駅・臨海部周辺地域
路線バス利用実態調査業務委託

(2) 履行場所 川崎駅・臨海部周辺地域及び近隣地域

(3) 履行期間 契約日から平成32年3月13日まで

(4) 調達概要 川崎駅・臨海部周辺地域等における詳細な路線バスの利用需要を把握し、バス路線の輸送効率等の実態を捉えるための調査及び調査データの集計等を行う。

2 一般競争入札参加に必要な資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「交通量調査」に登録されていること。

(4) 平成26年4月1日以降に、国内において、本件における路線バス利用者の乗車及び降車停留所の調査と同様な調査方法による調査であり、受託契約上、調査に要する全ての調査員等を受託者が雇い確保するもので、調査対象の路線バスの仕業数が200以上/日（調査日が複数日設定されている場合には、いずれか1日の調査対象の仕業数が200以上であれば可）の業務を元請として受託し履行した実績がある

こと。

(5) 確実に履行することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を証する書類(契約書及び仕様書の写し等)を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書について

ア 提出及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル6階)

川崎市まちづくり局交通政策室

電話:044-200-2034(直通)

イ 配布期間及び提出期限

平成31年4月10日(水)から平成31年4月16日

(火)まで(土曜及び日曜を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ウ 提出物

(ア) 一般競争入札参加申込書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は上記3(1)アの場所以で上記3(1)イの期間に配布します。

(イ) 上記2(4)を証明する書類(契約書及び仕様書の写し等)

(日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付すること。)

エ 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールのアドレスを登録している場合は、当該メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該メールアドレスを登録していない者には、同日までにFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等

の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

6 仕様書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。

(1) 交付場所

上記3(1)アに同じ

(2) 交付期間

上記3(1)イに同じ

7 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書を交付された者が、仕様書等に質問がある場合は、次により質問を行うことができます。

(1) 問い合わせ先

上記3(1)アに同じ

(2) 問い合わせ期間

平成31年4月23日(火)から平成31年4月24日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、上記3(1)アの受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、平成31年4月26日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

平成31年5月10日(金)午前11時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市川崎区東田町5番地4

第3庁舎15階第1会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の

範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、当該者のくじ引きによって落札者を定めます。この場合において、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退することはできません。当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(6) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(7) 再度入札の実施

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされたものは除きます。なお、開札に立ち会わない者は再度入札に参加の意志が無いものとみなします。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧することができます。

11 その他

(1) 公告に定めるもののほか、「川崎市契約条例」、「川崎市契約規則」等に定めるところによります。

(2) 入札書、一般競争入札参加申込書等に用いることができる言語は日本語となります。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)アに同じ

です。

(4) 仕様書等は、この入札以外の目的に使用してはなりません。また、川崎市の承認を得た場合を除き、仕様書等を他の者に公表又は貸与したり、使用させたりしてはなりません。

(5) 契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第257号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市アートセンター舞台音響設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市麻生区万福寺6丁目7-1

(3) 履行期間

契約日から平成31年7月14日まで

(4) 業務概要

アートセンターアルテリオ小劇場に設置されている音響調整卓について、デジタルミキサー等の部品交換を行い、機能回復を図る。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に搭載されていること。

(4) 平成31・32年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(5) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(7) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、施工実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してください。

- (1) 申込書及び仕様書の配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)
 - (2) 申込書及び仕様書の配布期間
平成31年4月10日(火) 午前9時から平成31年4月17日(水) 正午まで
 - (3) 申込書の提出場所
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
川崎市市民文化局市民文化振興室
映像のまち推進担当
電 話 : 044-200-2433
F A X : 044-200-3248
E-Mail : 25bunka@city.kawasaki.jp
 - (4) 申込書及び仕様書の提出期間
平成31年4月10日(水) から平成31年4月17日(水) までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(ただし、土日祝日を除く)
 - (5) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書及び履行実績を示す契約書の写し及び仕様書の写し
 - (6) 提出方法
持参(持参以外は無効とします)
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、平成31年4月19日(金)までに、平成31・32年度川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した電子メールアドレスに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、申請者がメールアドレスを登録していない場合にはFAXで送付します。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
 - (2) 質問受付期間
平成31年4月19日(金) から4月23日(火) までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
 - (4) 質問受付方法
持参、電子メール又はFAXによります。
ア 電子メール 25bunka@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3248
FAX・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(3)の所管課まで電話連絡願います。
 - (5) 回答方法
平成31年4月26日(金) 午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
平成31年5月9日(木) 午前10時
イ 入札場所
川崎市市民文化局小会議室
川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
 - (3) 入札書の提出方法
持参とします。
 - (4) 入札保証金
免除とします。
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先のと場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(3)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告（調達）第258号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

庁内共通システム基盤追加メモリの賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎

(3) 履行期間

平成31年5月18日から平成33年1月31日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 森田・坂本

電 話 044-200-2057

F A X 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成31年4月10日（水）から平成31年4月18日（木）までとします。（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成31年4月22日（月）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)と同じ

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成31年4月10日（水）から平成31年4月18日（木）まで縦覧に供します。（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

平成31年4月22日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

川崎市役所 第3庁舎9階

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 3(1)に同じ

(2) 仕様に関する質問は、平成31年4月22日(月)から平成31年4月24日(水)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

なお、回答については平成31年4月26日(金)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

7 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月8日(水) 午後4時

イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じとなります。

川崎市公告(調達)第259号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

福祉総合情報システム機器更新に伴う拠点機器等の賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎ほか

(3) 履行期間

平成32年1月1日から平成36年12月31日まで

(4) 調達概要

ア 調達物品

入札説明書によります。

イ 数量

入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市有資格業者名簿に業種「リース」種目「事務用機器」に登録されており、かつ、A等級に格付されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業

種・種目に記載のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成31年4月24日(水)までに行うこと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は中核市以上の規模の他官公庁において、同規模の拠点機器賃貸借契約の実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク8階
健康福祉局総務部企画課
福祉総合情報システム担当
電 話：044-200-3655
E-mail:40kikaku@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問合せ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

平成31年4月10日(水)から平成31年4月24日(水)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出書類

ア 競争参加申込書

3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。

イ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、そのアドレス宛に平成31年5月9日(木)に競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

平成31年5月9日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無償交付します。また入札説明書は上記3(1)の場所において、3(2)の期間縦覧に供します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

平成31年5月9日(木)から平成31年5月16日(木)まで(土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、3(1)のメールアドレス宛に開封確認付きの電子メールにて送信してください。また、メール送信後にメールで送信した旨を3(1)の担当宛連絡してください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められた全ての者に対し、平成31年5月21日(火)までに電子メールにて送付します。

6 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種、導入予定ソフト等が本調達の仕様を満たしていることを証明するためのカタログを3(1)の場所に平成31年5月16日(木)午後4時まで提出してください。なお、本市からの質問回答を踏まえ差替えが必要となった場合は、平成31年5月24日(金)までに差替え分を提出してください。また、開札日の前日までの間において、提出したカタログに関し本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、上記1(1)の総額で行います。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に関する課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 3(1)に同じ

イ 日時 平成31年5月29日(水)午前10時

(3) 郵送による場合の入札書の宛先及び受領期限

ア 宛先 3(1)に同じ

イ 受領期限 平成31年5月28日(火)午後5時必着

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

11 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申立てることができます。

12 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 委員会に苦情申立てが行われた場合、申立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。

(3) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用しては

なりません。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(6) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

The contract for the lease and maintenance of personal computer and other necessary services of hardware for Renovation of the Kawasaki City welfare synthesis information system.

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m. May 29 2019 (Wednesday)

(3) Time-limit for tender by mail:

5:00 p.m. May 28 2019 (Tuesday)

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Welfare synthesis information system charge
Planning Section

General Administration Department

Health and Welfare Bureau

12-1, Ekimaehon-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki City, Kanagawa 210-0007 Japan

T E L : 044-200-3655

E-mail : 40kikaku@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第260号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

福祉総合情報システム機器更新に伴うセンタ機器の賃貸借及び保守(一次・二次システム基盤)契約

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部企画課

川崎市川崎区駅前本町12-1

3 契約の相手方を決定した日

平成31年3月7日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース株式会社横浜支店
支店長 谷頭 洋一
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 落札金額
1,300,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
平成31年1月25日

川崎市公告(調達)第261号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
福祉総合情報システム機器更新に伴うセンタ機器の賃貸借及び保守(三次システム基盤)契約
- 2 契約に関する事務担当部局
健康福祉局総務部企画課
川崎市川崎区駅前本町12-1
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年3月7日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション 株式会社
神奈川支店長 東山 正昭
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 落札金額
248,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
平成31年1月25日

川崎市公告(調達)第262号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
国民健康保険システムに係る機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地

- 川崎市健康福祉局医療保険部保険年金課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年3月7日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション 株式会社
神奈川支店長 東山 正昭
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 5 契約金額(税抜総額)
477,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成31年1月25日

川崎市公告(調達)第263号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎市国保ハイアップシステムに係る機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市健康福祉局医療保険部保険年金課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年2月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション 株式会社
神奈川支店長 東山 正昭
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 5 契約金額
41,274,045円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第264号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

新本庁舎稼働に伴う行政基盤ネットワーク設計業務委託

(2) 履行場所

川崎市総務企画局情報管理部システム管理課及び本市が指定する場所

川崎市川崎区東田町5-4 他

(3) 履行期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

(4) 調達概要

「入札説明書」によります。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 指定都市もしくは本市と同等の規模(拠点数400以上、利用者7,000人以上、接続端末台数7,000台以上)のネットワークにおいて、全庁的なネットワークの設計・構築・運用のいずれかの業務を受託した実績が過去5年間にあること。

(5) この業務委託について、確実に履行することができること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4 (第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 椎野、佐藤

電 話 044-200-2057

F A X 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成31年4月10日(水)から平成31年4月19日(金)までとします(土曜日・日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成31年4月26日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札仕様書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成31年4月10日(水)から平成31年4月19日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

ア 仕様書配布日時

平成31年4月26日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

質問受付期間は、平成31年4月26日(金)から平成31年5月10日(金)までとします(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から12時まで及び午後1時から午後5時15分まで)。質問については、入札説明書に添付の「質問書」にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

なお、回答は、平成31年5月20日(月)全社にF A Xまたはメールにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

総額(税抜き)を入札金額として行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年5月24日(金) 午前11時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室1

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)と同じ

税 公 告

川崎市税公告第54号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月15日

川崎市長 福田 紀彦

年度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着し得る日	件数・備考
平成30年度	市民税・県民税（普通徴収）	2月随時分以降	平成31年4月1日 2月随時分	計30件
平成30年度 （平成29年度課税分）	市民税・県民税（普通徴収）	2月随時分以降	平成31年4月1日 2月随時	計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第55号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第56号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成31年 3月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第57号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第58号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第59号

差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第2号

環 境 局

区 役 所

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する
規則の制定に伴う職員の勤務について

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則（平成31年川崎市規則第13号）の制定に伴い、別に発令されない限り、現に別表第1の左欄に掲げる主任を命ぜられたものとし、現に別表第2の左欄に掲げる課又は所に勤務する職員は同日付けで同表の右欄に掲げる課又は所に勤務を命ぜられたものとする。

平成31年 3月29日

川崎市長 福田 紀彦

別表第1

左 欄	右 欄
南部生活環境事業所主任	川崎生活環境事業所主任
川崎区役所保健福祉センター児童家庭課主任	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課主任
川崎区役所保健福祉センター高齢・障害課主任	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課主任
川崎区役所保健福祉センター保護第1課主任	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第1課主任
川崎区役所保健福祉センター保護第2課主任	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第2課主任
川崎区役所保健福祉センター衛生課主任	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課主任
幸区役所保健福祉センター児童家庭課主任	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課主任
幸区役所保健福祉センター高齢・障害課主任	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課主任

幸区役所保健福祉センター保護第1課主任	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第1課主任
幸区役所保健福祉センター保護第2課主任	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第2課主任
幸区役所保健福祉センター衛生課主任	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課主任
中原区役所保健福祉センター児童家庭課主任	中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課主任
中原区役所保健福祉センター高齢・障害課主任	中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課主任
中原区役所保健福祉センター保護課主任	中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課主任
中原区役所保健福祉センター衛生課主任	中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課主任
高津区役所保健福祉センター児童家庭課主任	高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課主任
高津区役所保健福祉センター高齢・障害課主任	高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課主任
高津区役所保健福祉センター保護課主任	高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課主任
高津区役所保健福祉センター衛生課主任	高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課主任
宮前区役所保健福祉センター児童家庭課主任	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課主任
宮前区役所保健福祉センター高齢・障害課主任	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課主任
宮前区役所保健福祉センター保護課主任	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課主任
宮前区役所保健福祉センター衛生課主任	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課主任

多摩区役所保健福祉センター児童家庭課主任	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課主任
多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課主任	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課主任
多摩区役所保健福祉センター保護第1課主任	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第1課主任
多摩区役所保健福祉センター保護第2課主任	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第2課主任
多摩区役所保健福祉センター衛生課主任	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課主任
麻生区役所保健福祉センター児童家庭課主任	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課主任
麻生区役所保健福祉センター高齢・障害課主任	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課主任
麻生区役所保健福祉センター保護課主任	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課主任
麻生区役所保健福祉センター衛生課主任	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課主任

別表第2

左 欄	右 欄
南部生活環境事業所	川崎生活環境事業所
川崎区役所保健福祉センター児童家庭課	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課
川崎区役所保健福祉センター高齢・障害課	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課
川崎区役所保健福祉センター保護第1課	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第1課
川崎区役所保健福祉センター保護第2課	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第2課

川崎区役所保健福祉センター衛生課	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課
幸区役所保健福祉センター児童家庭課	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課
幸区役所保健福祉センター高齢・障害課	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課
幸区役所保健福祉センター保護第1課	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第1課
幸区役所保健福祉センター保護第2課	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第2課
幸区役所保健福祉センター衛生課	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課
中原区役所保健福祉センター児童家庭課	中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課
中原区役所保健福祉センター高齢・障害課	中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課
中原区役所保健福祉センター保護課	中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課
中原区役所保健福祉センター衛生課	中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課
高津区役所保健福祉センター児童家庭課	高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課
高津区役所保健福祉センター高齢・障害課	高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課
高津区役所保健福祉センター保護課	高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課
高津区役所保健福祉センター衛生課	高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課
宮前区役所保健福祉センター児童家庭課	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課

宮前区役所保健福祉センター高齢・障害課	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課
宮前区役所保健福祉センター保護課	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課
宮前区役所保健福祉センター衛生課	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課
多摩区役所保健福祉センター児童家庭課	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課
多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課
多摩区役所保健福祉センター保護第1課	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第1課
多摩区役所保健福祉センター保護第2課	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第2課
多摩区役所保健福祉センター衛生課	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課
麻生区役所保健福祉センター児童家庭課	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課
麻生区役所保健福祉センター高齢・障害課	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課
麻生区役所保健福祉センター保護課	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課
麻生区役所保健福祉センター衛生課	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課

川崎市訓令第3号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市政策・調整会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市政策・調整会議規程の一部を改正する訓令

川崎市政策・調整会議規程（平成元年川崎市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（付議事案）

第4条 政策・調整会議に付議する事案は、次のとおり

とする。

(1) 決定事項

- ア 市政の基本的な計画及び方針に関すること。
- イ 重要な計画、施策及び事業に関すること。
- ウ その他市長が特に必要と認める事項

(2) 報告事項

- ア 重要な計画、施策及び事業の進行状況等に関すること。
- イ 政策・調整会議における決定及び指示事項の進行管理に関すること。
- ウ その他市長が特に必要と認める事項
(付議の手続)

第5条 局長等は、政策・調整会議に付議する事案があるときは、当該事案にその趣旨及び資料を添え総務企画局長に提出するものとする。

2 総務企画局長は、市長又は副市長の指示に基づき、政策・調整会議に事案を付議するときは、局長等に対し、当該事案にその趣旨及び資料を添え提出するよう求めるものとする。

3 総務企画局長は、政策・調整会議に付議する事案があると認めるときは、局長等に対し、当該事案にその趣旨及び資料を添え提出するよう求めることができる。

4 総務企画局長は、前3項の規定により事案の提出を受けたときは、必要に応じ事前の調整等を行い、当該事案を政策・調整会議に付議するものとする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市訓令第4号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令

川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「保健福祉センター副所長」を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)副所長」に改める。

第9条第4項ただし書中「保健福祉センターにおける」を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)における」に、「保健福祉センター所長」を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)所長」に、「保健福祉センター副所長」を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)副所長」に改

める。

別表1一般事項中(23)を(24)とし、(10)から(22)までを1ずつ繰り下げ、同表1一般事項(9)の項中「審査請求、」を削り、同項を同表1一般事項(10)の項とし、同表1一般事項(8)の項の次に次の1項を加える。

(9) 審査請求に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	通例的なもの	局長専決を要しないもの	
-----------------	---------	-------	--------	-------------	--

別表3財務事項(1)の項中「工事」の次に「(川崎市軽易工事契約事務取扱規程(昭和49年川崎市訓令第8号)第2条第3号に規定する軽易工事(以下「軽易工事」という。)を除く。)」を加え、同表3財務事項(2)の項中「工事」の次に「(軽易工事を除く。)」を加え、同表3財務事項(12)の項及び(13)の項中「建物等」を「軽易工事及び100,000円以下の需用費に該当する建物等」に改め、同表3財務事項(15)の項を次のように改める。

(15) 軽易工事及び100,000円以下の需用費に該当する建物等の小破修繕の決定及び契約に関すること。					○
--	--	--	--	--	---

別表3財務事項(70)の項及び(71)の項中「工事」の次に「(軽易工事を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に決裁中の文書の取扱いについては、なお従前の例による。

川崎市訓令第5号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

川崎市事業所等事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「をいう」を「(担当課長を含む。)」をいうに改める。

別表3財務事項(1)一般(1)の項中「工事」の次に「(川崎市軽易工事契約事務取扱規程(昭和49年川崎市訓令第8

号) 第2条第3号に規定する軽易工事(以下「軽易工事」という。)を除く。)]を加え、同表3財務事項(1)一般(9)の項中「建物等」を「軽易工事及び100,000円以下の需用費に該当する建物等」に改め、同表3財務事項(1)一般(11)の項を次のように改める。

(11) 軽易工事及び100,000円以下の需用費に該当する建物等の小破修繕の決定及び契約に関すること。		○	○
--	--	---	---

別表3財務事項(1)一般(43)の項及び同表3財務事項(2)看護短期大学(1)の項中「工事」の次に「(軽易工事を除く。)]を加え、同表3財務事項(2)看護短期大学(9)の項中「及び建物等」を「並びに軽易工事及び100,000円以下の需用費に該当する建物等」に改め、同表3財務事項(2)看護短期大学(11)の項を次のように改める。

(11) 軽易工事及び100,000円以下の需用費に該当する建物等の小破修繕の決定及び契約に関すること。			○
--	--	--	---

別表3財務事項(2)看護短期大学(42)の項中「工事」の次に「(軽易工事を除く。)]を加える。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成31年4月1日から施行する。(経過措置)
- この訓令の施行の際現に決裁中の文書の取扱いについては、なお従前の例による。

川崎市訓令第6号

市民オンブズマン事務局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程(昭和35年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表市民オンブズマン事務局の款を次のように改める。

市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当の職員	38時間45分(事務局長)	1 日勤8:30~17:15 2 変則勤務10:30~19:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び1週間のうち1日
-------------	-----------------	---------------	-------------------------------------	----------------	---------------

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市訓令第7号

総務企画局
環境局
健康福祉局
区役所

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市職員出勤記録整理規程(昭和35年川崎市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「消費者行政センター」を「センター」に改め、

同表環境局の項中

「

生活環境事業所（宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所を除く。）	所長
宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業	副所長

」

を

「

川崎生活環境事業所	所長
生活環境事業所（川崎生活環境事業所を除く。）	副所長

」

に改め、同表健康福祉局の項中「わーくす」を「わーくす大島」に改め、同表区役所の項中

「

課	課長
保健福祉センター（課を除く。）	庶務を担当する担当課長

」

を

「

課	課長
---	----

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市訓令第8号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市職員服務規程（昭和35年川崎市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書を削る。

第40条第1項中「総務企画局人事部労務課」を「総務企画局人事部総務事務センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市訓令第9号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改

正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の自己啓発等休業に関する規程（平成29年川崎市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市訓令第10号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市軽易工事契約事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市軽易工事契約事務取扱規程の一部を改正する訓令

川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年川崎市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「(昭和43年訓令第4号)」を「(昭和43年川崎市訓令第4号)」に改め、同条第3号中「該当し、」を「該当する」に、「建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事」を「工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）」に改める。

別表を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第3号

川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 督

川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市入江崎余熱利用プール条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第62号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第7条関係）

区 分	単 位	対 象 者	金 額
週1回コース	月4回	15歳以上の者	1人につき 5,760円
		3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）	1人につき 5,230円
		親と子（出生後6月以上3歳未満に限る。）	2人1組につき 5,760円
週2回コース	月8回	15歳以上の者	1人につき 7,330円
		3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）	1人につき 6,800円
		親と子（出生後6月以上3歳未満に限る。）	2人1組につき 7,330円
短期集中コース	5回	3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）	1人につき 5,760円

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成31年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の規程別表の規定は、この規程の施行の日以後の川崎市入江崎余熱利用プールの使用に係る水泳教室使用料について適用し、同日前の川崎市入江崎余熱利用プールの使用に係る水泳教室使用料については、なお従前の例による。

川崎市上下水道局規程第4号

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

営業課	営業係
給水装置課	業務係
	工務係
	メーター管理係

を

営業課	
給水装置課	業務係
	工務係

に、

	水質係 操作係 ポンプ場第1係 ポンプ場第2係 ポンプ場第3係
加瀬水処理センター	管理係 水質係 操作係 設備係

を

入江崎水処理センター	管理係 水質係
加瀬水処理センター	管理係 水質係

に改める。

第2条経営企画課の事務分掌中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

（15）局の働き方・仕事の進め方改革の推進に関すること。

第2条営業課の事務分掌を次のように改める。

営業課

- サービスセンターの料金関係業務の統計及び調査に関すること。
- 水道料金、下水道使用料等に係る債権管理に関すること。
- 料金関係業務の調査及び指導に関すること。
- 料金関係業務の総括及び連絡調整に関すること。
- 水道料金、給水装置工事費その他諸収入の調定に関すること。
- 料金等の委託業務の総括に関すること。
- 水道料金等オンラインシステム及びこれに関連するシステムの保守管理に関すること。
- 水道料金及び下水道使用料に係るシステムの企画及び調整に関すること。
- 課の庶務に関すること。

第2条給水装置課業務係の事務分掌の前に次の6号を加える。

- (1) 水道メーターの調査及び研究に関すること。
- (2) メーター用指定機材の調査及び企画に関すること。
- (3) 水道メーターに係る委託及び工事の設計に関すること。
- (4) 給水装置工事の施行に伴う水道メーターの新設に関すること。
- (5) 水道メーターの取替に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 水道メーターの管理に関すること。

第2条給水装置課工務係の事務分掌第2号中「給水用機材」を「指定給水用機材」に改め、同条給水装置課メーター管理係の事務分掌を削る。

第2条施設保全課の事務分掌第2号中「(建物修繕を除く。)」を削る。

第2条水処理センターの事務分掌を次のように改める。

入江崎水処理センター

- (1) 下水処理施設の運転操作並びに維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 所属ポンプ場及び所属施設の運転操作並びに維持管理及び修繕に関すること。
- (3) センターの修繕に関すること。
- (4) センターの広報施設に関すること。

管理係

- (1) センター、所属ポンプ場施設等の維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) センターの庶務に関すること。
- (3) センター内他係に属しないこと。

水質係

- (1) センターの水質管理に関すること。
- (2) 汚泥の試験に関すること。

加瀬水処理センター

- (1) 下水処理施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 所属ポンプ場及び所属施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (3) センターの修繕に関すること。

管理係

- (1) センター、所属ポンプ場施設等の維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) センターの庶務に関すること。
- (3) センター内他係に属しないこと。

水質係

- (1) センターの水質管理に関すること。
- (2) 汚泥の試験に関すること。

等々力水処理センター及び麻生水処理センター管理係

- (1) 下水処理施設、センター、所属ポンプ場施設等の維持管理（他の所管に属するものを除く。）及

び修繕に関すること。

- (2) センターの庶務に関すること。
- (3) センター内他係に属しないこと。

水質係

- (1) センターの水質管理に関すること。
- (2) 汚泥の試験に関すること。

操作係

- (1) 下水処理施設の運転操作及び維持管理に関すること。
- (2) 所属ポンプ場及び所属施設の運転操作及び維持管理に関すること。
- (3) 麻生水処理センター施設の夜間における遠方監視に関すること（等々力水処理センターに限る。）。

第2条入江崎総合スラッジセンター管理係の事務分掌第1号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同条入江崎総合スラッジセンター設備係の事務分掌第1号中「処理設備」を「汚泥処理施設」に改め、「並びに」の次に「センターの」を加える。

第8条第6項中「、営業課」を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第5号

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程（平成25年川崎市上下水道局規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「よる」を「基づく」に改め、同条第3号中「又は水道環境」を削る。

第3条第1号中「条例第3条第1号」の次に「、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号」を、「同条第3号に規定する学校の卒業生」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この規程による改正後の川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程第2条第3号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

川崎市上下水道局規程第6号

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月27日

「

管財用地係及び貯蔵品管理係職員	2-1	2-1	2-1	2-1	3-1		1-1
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----	--	-----

を

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程(昭和43年川崎市水道局規程第21号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

10月	10月	10月	10月	10月
-----	-----	-----	-----	-----

」

を

「

10月	10月	10月	6月	6月
-----	-----	-----	----	----

」

に改め、同表サービスセンター職員のうち「サービスセンター職員」を「サービスセンター事務職員」に改め、同表下水道使用料担当職員のうち「下水道使用料担当職員」を「下水道使用料担当事務職員」に改め、同表中

「

管財課用地係事務職員	2-1	2-1	2-1	2-1	3-1		1-1
管財課貯蔵品管理係事務職員	2-1	2-1	2-1	2-1	3-1	5-1	

」

に改め、同表備考第2項中「職員」を「事務職員」に改める。

別表第3中

「

10月	6月	6月
-----	----	----

」

を

「

10月	6月	6月及び 10月
-----	----	-------------

」

に改め、同表給水装置課の部中「(課長)」を「(課長及び担当課長)」に、

「メーター管理係」を「メーター管理担当」に改め、同表中

「

水道管理課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1 (除)	5-1 (除)		4-1 (除)	
水道計画課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1 (除)	5-1 (除)		4-1 (除)	
水道管路課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1 (除)	5-1 (除)		4-1	

」

を

「

水道管理課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
水道計画課	技術職員(課長)	2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
水道管路課	技術職員(課長)	2-1	1-1	2-1	2-2				4-1	
	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	

に、

「

水道整備課、第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所	技術職員（所長及び係長）	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1 (除)	5-1 (除)	4-1 (除)	3-1	
	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
	作業長、技能職員及び業務職員	1-1	1-1	1-1	1-4	3-1	4-1	4-1	2-1	

」

を

「

水道整備課、第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所	技術職員（課長及び所長）	2-1	1-1	2-1	2-2				3-1	
	技術職員（作業長を除く係長）	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1	4-1	3-1	
	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
	作業長、技能職員及び業務職員	1-1	1-1	1-1	1-4	3-1	4-1	4-1	2-1	

」

に改め、同表水道施設管理課の部中

「

施設維持担当	技術職員（施設担当、設備担当、維持担当及び南部施設担当の担当係長）
	技術職員、技能職員及び業務職員

」

を

「

施設維持担当	技術職員（係長）
	技術職員

」

に改め、同表水運用センターの部中

「

上記以外の技術職員

を

「

技術・保 全担当	技術職員
-------------	------

」

に改め、同表中

「

浄水課及び 生田浄水場	技術職員(場長及び課長)		2-1	1-1	2-1	2-2					
	浄水係	技術職員(係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		5-1	1-2
		技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	5-1		5-1	1-2
	交替制勤務の技術職員		1-1	1-1	1-1	1-3	3-1	5-1		5-1	1-2
	上記以外の技術職員		1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	5-1		5-1	1-2

」

を

「

浄水課	技術職員(課長)		2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員(水質係長を除く係長)		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1	4-1	5-1	1-2
	浄水係	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	5-1	4-1	5-1	1-2
	交替制勤務の技術職員		1-1	1-1	1-1	1-3	3-1	5-1	4-1	5-1	1-2
	水質係	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-3	3-1	5-1			1-2
生田浄水場	技術職員(場長)		2-1	1-1	2-1	2-2					
	技術職員(係長)		2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		5-1	1-2
	浄水係	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	5-1		5-1	1-2
	交替制勤務の技術職員		1-1	1-1	1-1	1-3	3-1	5-1		5-1	1-2

」

に、

「

下水道計画課	技術職員
下水道管路課	技術職員
管路保全課	技術職員
施設課	技術職員
施設保全課	技術職員

」

を

「

下水道計画課	技術職員（課長及び担当課長を除く。）
下水道管路課	技術職員（課長を除く。）
管路保全課	技術職員（課長を除く。）
施設課	技術職員（課長を除く。）
施設保全課	技術職員（課長を除く。）

」

に改め、同表下水道水質課の部中「の技術職員」の次に「(課長を除く。)」を加え、同表上記以外の技術職員の項中「技術職員」の次に「、技能職員及び業務職員」を加え、同表備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 この表において「係長」とは、川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）第7条第1項に規定する係長及び同規程第8条第7項に規定する担当係長をいう。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第7号

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書を削る。

第13条第2項中「毎月出勤記録」を「毎月の出勤記録」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第8号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(年次休暇の時期の定め)

第14条の2 前条の規定にかかわらず、管理者は、一の休暇年度における年次休暇（第13条第1項から第10項までの規定による年次休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。以下この条において同じ。）の日数のうち5日については、当該休暇年度に、職員ごとにその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、休暇年度の中途に年次休暇を受けることができることとなった職員（翌休暇年度に年次休暇を受けることができることとなる者に限る。）にあつては、年次休暇を受けることができることとなった日の属する月を始期として、翌休暇年度の3月を終期とする期間の月数を12で除した数に5を乗じた年次休暇の日数について、当該期間中にその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定により1日又は半日単位で与えられた年次休暇の日数分については、管理者は、時期を定めることにより与えることを要しない。

4 管理者は、前3項の規定により職員に年次休暇の時期を定めることにより与えるに当たっては、あらかじめ、その旨を当該職員に明らかにした上で、その時期について当該職員の意見を聴き、当該意見を尊重しなければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第9号

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程（昭和46年川崎市水道局規程第29号）の一部を次のように改正する。

別表作業手当の部中「メーター管理係」を「メーター管理担当」に改め、同表に次のように加える。

災害応急 作業等派 遣手当	従事した日 1日につき	910円(ただし、災害対策基本 法(昭和36年法律第223号)第 63条第1項に規定する警戒区 域その他これに類する区域等 において当該業務に従事した ときは、1,820円)	災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害が発生した国内 の本市の区域以外の地域(以下「災害発生地域」という。) に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業 務(本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域 における車両等の運転の業務を含む。)に従事したとき(当 該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務 に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。)
---------------------	----------------	--	--

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第10号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び
勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正
する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年川崎市水道局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の65」、12月に支給する場合には100分の137.5(再任用職員にあっては、100分の80)を「100分の72.5」に改める。

第4条第1項中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の106」に、「100分の190」を「100分の185」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の98.5」に、「100分の108.5」を「100分の106」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の93.5」を「100分の91」に改める。

第4条の5第1項各号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第11号

川崎市上下水道局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の自己啓発等休
業に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の自己啓発等休業に関する規程(平成29年川崎市上下水道局規程第9号)の一部を

次のように改正する。

第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第12号

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局契約規程の一部を改正す
る規程

川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項第1号中「建物等の破損修繕に類するもので管理者が別に定めるもの」を「管理者が別に定める軽易工事」に改める。

第7号様式第4条第1項に次の1号を加える。

(6) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

第7号様式第4条第3項中「又は第3号」を「、第3号又は第6号」に改める。

第7号様式第8条の2の見出しを「(下請負人の制限)」に改め、同条中「下請契約の相手方」を「下請負人」に改め、同条ただし書中「、社会保険等未加入建設業者」を「社会保険等未加入建設業者」に改め、「場合」の次に「又は社会保険等未加入建設業者を受注者と下請契約を締結する下請負人以外の下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情が受注者と下請契約を締結する下請負人以外の下請負人であると発注者が認める場合」を加える。

第8号様式第4条第1項に次の1号を加える。

(6) この契約による債務の不履行により生ずる損害金

の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

第8号様式第4条第3項中「又は第3号」を「、第3号又は第6号」に改める。

第8号様式第7条の2の見出しを「(下請負人の制限)」に改め、同条中「下請契約の相手方」を「下請負人」に改め、同条ただし書中「、社会保険等未加入建設業者」を「社会保険等未加入建設業者」に改め、「場合」の次に「又は社会保険等未加入建設業者を受注者と下請契約を締結する下請負人以外の下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情が受注者と下請契約を締結する下請負人以外の下請負人にあると発注者が認める場合」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程の規定は、この規程の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

川崎市上下水道局規程第13号

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局安全衛生管理規程（昭和61年川崎市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

入江崎総合 スラッジ センター	入江崎総合 スラッジセ ンター所長	1人	1人		
-----------------------	-------------------------	----	----	--	--

を

入江崎総合 スラッジ センター	入江崎総合 スラッジセ ンター所長	1人	1人	1人	
-----------------------	-------------------------	----	----	----	--

に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第14号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当該組織の長」を「財務課及び管財課にあっては当該組織の長を、給水装置課にあってはメーター管理担当の担当課長」に改め、同条第2号ウを削る。

第3条第2項中「メーター管理係長」を「メーター管理担当の担当係長」に改める。

第6条第1項中「管財課、」を削る。

第127条の2及び第129条第2項中「給水装置課長」を「給水装置課のメーター管理担当の担当課長」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第15号

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程（平成22年川崎市水道局規程第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 軽易工事 1件2,500,000円以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）をいう。

別表を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式

決裁欄

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">軽 易 工 事 完 成 届</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">_____ 年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">請負人</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">商号又は名称 _____</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">代 表 者 名 _____ 印</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">次の工事が完成したので届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">契 約 番 号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">工 事 名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">工 期</td> <td style="padding: 2px;">_____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">工 事 場 所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">請 負 金 額</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">完 成 年 月 日</td> <td style="padding: 2px;">_____ 年 月 日</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">備 考</p>	契 約 番 号		工 事 名		工 期	_____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで	工 事 場 所		請 負 金 額		完 成 年 月 日	_____ 年 月 日
契 約 番 号												
工 事 名												
工 期	_____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで											
工 事 場 所												
請 負 金 額												
完 成 年 月 日	_____ 年 月 日											

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第15号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成31年3月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1663号
氏名又は名称 関原管工株式会社
住 所 東京都品川区南品川6丁目19番7号
代表者氏名 松原 祐司
指 定 年 月 日 平成31年3月18日
- 2 指 定 番 号 第1664号
氏名又は名称 緊急水道マスター ノア
住 所 川崎市麻生区王禅寺東5丁目10番12号 L-2
代表者氏名 上田 麻世
指 定 年 月 日 平成31年3月18日

川崎市上下水道局告示第16号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成31年3月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1098号
氏名又は名称 株式会社横浜技研
住 所 (新) 横浜市港南区東芹が谷11番15号
(旧) 横浜市港南区芹が谷2丁目8番26号
代表者氏名 堀本 寛
変 更 年 月 日 平成31年2月4日
- 2 指 定 番 号 第1353号

氏名又は名称 株式会社ダンレイ
住 所 神奈川県茅ヶ崎市南湖1丁目10番26号
代表者氏名 (新) 森上 和久
(旧) 森 徹
変 更 年 月 日 平成29年10月31日

- 3 指 定 番 号 第1641号
氏名又は名称 株式会社アクアプラス
住 所 (新) 静岡県葵区春日2丁目3番21号
(旧) 静岡県駿河区宮竹1丁目10番1号大石ギルビビル3F東号室
代表者氏名 勝間田 大右
変 更 年 月 日 平成31年1月25日

川崎市上下水道局告示第17号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成31年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 有 効 期 間
平成31年4月01日から
平成36年1月31日まで
- 2 指 定 工 事 店
指 定 番 号 1084
商号又は名称 株式会社オーソリティー空調
営業所所在地 川崎市高津区久地4丁目21番28号
代表者氏名 立花 信一

川崎市上下水道局告示第18号

川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し
について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第11条第1項の規定により、次のとおり川崎市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第12条第2号の規定により告示します。

平成31年3月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 を 取 り 消 し た 期 日
平成31年3月27日
- 2 指 定 を 取 り 消 し た 工 事 店
指 定 番 号 606
商号又は名称 有限会社栄進設備工業
営業所所在地 横浜市鶴見区江ヶ崎町19番36号
代表者氏名 渡部 弘海

指定有効期間 平成27年5月1日から
平成32年4月30日まで

上下水道局 告 告

川崎市上下水道局公告第22号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年3月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

競争入札に 付する事項	件 名	固定資産管理システム賃貸借一式
	履 行 場 所	仕様書のとおり
	履 行 期 限	平成31年12月1日から平成34年11月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務機器」に登載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	平成31年4月25日午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第23号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年3月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	第1配水工事事務所 受変電設備等改良工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1183(第1配水工事事務所内)
	履 行 期 限	契約の日から390日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参加資格	<p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100</p>
入札日時等	平成31年4月15日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>当該落札決定の効果は、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	平成31年度中部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内
	履行期限	契約の日から平成32年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成31年4月15日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第24号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	工業用水道 日本ゼオン(株)ほか5箇所流量計測設備取替工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区夜光1-2-1（日本ゼオン(株)）ほか5箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成31年11月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成31年4月17日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成31年度南部下水管内取付管布設第1号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成32年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成31年4月16日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	片平1丁目350mm-150mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：麻生区古沢19-1先 至：麻生区片平1-9-25先 ほか1件
	履 行 期 限	契約の日から140日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>平成31年4月22日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	<p>大師河原地区ほか下水枝線第214号工事</p>
	履行場所	<p>川崎市川崎区大師河原2丁目、出来野地内</p>
	履行期限	<p>契約の日から200日間</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>	

入札日時等	平成31年4月22日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係 (明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告 (調達)

川崎市上下水道局公告 (調達) 第11号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 調達の名称
等々力水処理センター建設土木その37工事
- 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 落札者を決定した日
平成31年2月25日
- 落札者の氏名及び住所
戸田・TSUCHIYA・織戸・伊達共同企業体
代表者 戸田建設株式会社横浜支店
執行役員支店長 市原 卓
横浜市中区本町四丁目43番
- 落札金額
3,458,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告を行った日
平成30年11月26日

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第1号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見 洋之

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程 (昭和38年交通局規程第14号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の72.5」に改め、「、12月に支給する場合には100分の137.5 (再任用職員にあっては、100分の80)」を削る。

第4条の3第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の106」に、「100分の190」を「100分の185」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の98.5」に、「100分の108.5」を「100分の106」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の93.5」を「100分の91」に改める。

第4条の4第1項各号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第2号

川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見 洋之

川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改正する規程

川崎市交通局現業機関設置規程 (昭和30年交通部規程第5号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

川崎市交通局井田営業所	川崎市宮前区犬蔵3丁目5番1号
-------------	-----------------

」

を

「

川崎市交通局菅生営業所	川崎市宮前区犬蔵3丁目5番1号
-------------	-----------------

」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

川崎市交通局規程第3号

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を
改正する規程

川崎市交通局ICカード取扱規程(平成19年交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第3条関係)中

「伊豆箱根バス株式会社
株式会社江ノ電バス横浜
株式会社江ノ電バス藤沢」

を、

「伊豆箱根バス株式会社
株式会社江ノ電バス」

に、

「株式会社千葉交タクシー」

を、

「京成タクシー成田株式会社」

に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第4号

川崎市交通局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局軽易工事執行の特例を定める
規程の一部を改正する規程

川崎市交通局軽易工事執行の特例を定める規程(平成8年規程第22号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規程において、軽易工事とは、予算科目が修繕費又は経費(建設改良費に限る。)に該当する1件2,500,000円(修繕費中100,000円以下のものを除く。)以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。)の作成を要する工事を除く。)(予算科目が修繕費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。)をいう。

別表(第2条関係)を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第5号

川崎市交通局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局契約規程の一部を改正する
規程

川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項第1号中「建物等の小破修繕等に類するもので局長が別に定めるもの」を「局長が別に定める軽易工事」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第6号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の
一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和29年交通部規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

〃	〃	塩浜営業所前
---	---	--------

」

を

「

〃	大島四丁目	浜町二丁目
---	-------	-------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第7号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の2の次に次の1条を加える。

（年次休暇の時期の定め）

第10条の3 前条の規定にかかわらず、局長は、一の休暇年度における年次休暇（第10条第2項から第10項までの規定による年次休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。以下この条において同じ。）の日数のうち5日については、当該休暇年度に、職員ごとにその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、局長は、休暇年度の中途に年次休暇を受けることができることとなった職員（翌休暇年度に年次休暇を受けることができることとなる者に限る。）にあつては、年次休暇を受けることができることとなった日の属する月を始期として、翌休暇年度の3月を終期とする期間の月数を12で除した数に5を乗じた年次休暇の日数について、当該期間中にその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定により1日又は半日単位で与えられた年次休暇の日数分については、局長は、時期を定めることにより与えることを要しない。

4 局長は、前3項の規定により職員に年次休暇を時期を定めることにより与えるに当たっては、あらかじめ、その旨を当該職員に明らかにした上で、その時期について当該職員の意見を聴き、当該意見を尊重しなければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第8号

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程（平成29年交通局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第9号

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市交通局事務決裁規程（昭和55年交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表局長決裁事項及び部課長等専決事項3財務事項を次のように改める。

3 財務事項

事項	局長決裁	部長専決	課長専決
(1) 工事（川崎市交通局軽易工事執行の特例を定める規程（平成8年交通局規程第22号）第2条に規定する軽易工事（以下「軽易工事」という。）を除く。）の施行決定に関する こと。	1件50,000,000円を超えるもの	1件50,000,000円以下のもの（企画管理部長）	1件10,000,000円以下のもの（経理課長）
(2) 工事（軽易工事を除く。）の請負契約に関する こと。	1件600,000,000円を超えるもの	1件600,000,000円以下のもの（企画管理部長）	1件200,000,000円以下のもの（経理課長）
(3) 委託及び受託の決定（出納事務の委託の決定を除く。）に関する こと。	1件20,000,000円を超えるもの	1件20,000,000円以下のもの（企画管理部長）	1件5,000,000円以下のもの（経理課長）
(4) 委託及び受託の契約に関する こと。	1件300,000,000円を超えるもの	1件300,000,000円以下のもの（企画管理部長）	1件100,000,000円以下のもの（経理課長）

(5) 出納事務の委託の決定に関する こと。	○		
(6) 物品（局長が別に定める特定物品及び20,000円以下のものを除く。） 、労力その他の調達等の決定に関する こと。	1件10,000,000円を超えるもの	1件10,000,000円以下のもの（企画 管理部長）	1件3,000,000円以下のもの（経理 課長）
(7) 物品（局長が別に定める特定物品及び20,000円以下のものを除く。） 、労力その他の調達等の契約に関する こと。	1件50,000,000円を超えるもの	1件50,000,000円以下のもの（企画 管理部長）	1件10,000,000円以下のもの（経理 課長）
(8) 局長が別に定める特定物品の調達の決定及び契約に関する こと。			○
(9) 20,000円以下の物品の調達の決定及び契約に関する こと。			○
(10) 修繕（物品並びに車両の軽易な修繕並びに軽易工事及び100,000円以下の建物等の小破修繕を除く。） の決定に関する こと。	1件30,000,000円を超えるもの	1件30,000,000円以下のもの（企画 管理部長）	1件10,000,000円以下のもの（経理 課長）
(11) 修繕（物品並びに車両の軽易な修繕並びに軽易工事及び100,000円以下の建物等の小破修繕を除く。） の契約に関する こと。	1件50,000,000円を超えるもの	1件50,000,000円以下のもの（企画 管理部長）	1件30,000,000円以下のもの（経理 課長）
(12) 物品並びに車両の軽易な修繕の			○

決定及び契約に関すること。			
(13) 軽易工事及び100,000円以下の建物等の小破修繕の決定及び契約に関すること。			○ (経理課長)
(14) 報酬(支給額及び支払期日の定めのないものに限る。)の支出決定に関すること。			○ (経理課長)
(15) 退職手当の支出決定に関すること。	○		
(16) 法定福利費の支出決定に関すること。	1件1,000,000円を超えるもの	1件1,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件300,000円以下のもの(経理課長)
(17) 賃金の支出決定に関すること。			○ (経理課長)
(18) 報償費(支出の基準の定めがあるものを除く。)の支出決定に関すること。	1件1,000,000円を超えるもの	1件1,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件500,000円以下のもの(経理課長)
(19) 支出の基準の定めがある報償費の支出決定に関すること。	1件5,000,000円を超えるもの	1件5,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件2,000,000円以下のもの(経理課長)
(20) 旅費の支出決定に関すること。			○ (経理課長)
(21) 交際費の支出決定に関すること。	○		
(22) 食糧費の支出決定に関すること。	1件200,000円を超えるもの	1件200,000円以下のもの(企画管理部長)	1件70,000円以下のもの(経理課長)
(23) 損害保険等(自動車損害賠償責任保険を除く。)の契約及び支出決定に関すること。	1件2,000,000円を超えるもの	1件2,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件200,000円以下のもの(経理課長)

(24) 自動車損害賠償責任保険の契約に関すること。		○ (企画管理部長)	
(25) 自動車損害賠償責任保険及び自動車重量税の支出決定に関すること。		○ (企画管理部長)	
(26) 負担金(会議、講習会、研修会及び工事に係るものを除く。)補助金、交付金、扶助費、貸付金等(支出の基準の定めがあるものを除く。)の支出決定に関すること。	○		
(27) 工事に係る負担金の支出決定に関すること。	○		
(28) 支出の基準の定めがある負担金(会議、講習会、研修会等に係るものを除く。)、補助金、扶助費、貸付金等の支出決定に関すること。	1件10,000,000円を超えるもの	1件10,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件1,000,000円以下のもの(経理課長)
(29) 会議、講習会、研修会等に係る負担金の支出決定に関すること。			○ (経理課長)
(30) 損失補償の額の決定及び契約に関すること。	1件30,000,000円を超えるもの	1件30,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件10,000,000円以下のもの(経理課長)
(31) 不動産その他物件の貸付け又は借受けの決定及び契約に関すること。	1件の賃貸借料年額又は総額が7,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が7,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件の賃貸借料年額又は総額が3,000,000円以下のもの(経理課長)
(32) 不動産その他物件の貸付け又は	1件の賃貸借料年額又は総額が	1件の賃貸借料年額又は総額が	1件の賃貸借料年額又は総額が

借受けの更新の決定及び契約に関すること。	24,000,000円を超えるもの	24,000,000円以下のもの(企画管理部長)	12,000,000円以下のもの(経理課長)
(33) 物品の貸付け又は借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。)の決定に関すること。	1件の賃貸借料年額又は総額が7,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が7,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件の賃貸借料年額又は総額が3,000,000円以下のもの(経理課長)
(34) 物品の貸付け又は借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けを除く。)の契約に関すること。	1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円を超えるもの	1件の賃貸借料年額又は総額が24,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件の賃貸借料年額又は総額が12,000,000円以下のもの(経理課長)
(35) 物品の借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けに限る。)の決定に関すること。	1件の賃借料総額が35,000,000円を超えるもの	1件の賃借料総額が35,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件の賃借料総額が15,000,000円以下のもの(経理課長)
(36) 物品の借受け(予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けに限る。)の契約に関すること。	1件の賃借料総額が120,000,000円を超えるもの	1件の賃借料総額が120,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件の賃借料総額が50,000,000円以下のもの(経理課長)
(37) 前年度以前に予算で債務負担行為として定めて支出負担行為が行われたものに係る支出決定に関するこ			○ (経理課長)

と。			
(38) 前年度以前に長期継続契約が締結されたものに係る支出決定に関すること。			○ (経理課長)
(39) 繰越をした経費のうち前年度以前に支出負担行為が行われたものに係る支出決定に関すること。			○ (経理課長)
(40) 不動産の買入れ等の決定及び契約に関すること。	○		
(41) 不動産の売払いの決定及び契約に関すること。	○		
(42) 物品(不動産を除く。)の売払いの決定及び契約に関すること。	1件5,000,000円を超えるもの	1件5,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件1,000,000円以下のもの(経理課長)
(43) 不動産その他物件の交換の決定及び契約に関すること。	○		
(44) 不動産その他物件の譲与の決定及び契約に関すること。	○		
(45) 負担付きでない寄附の受納の決定に関すること。	1件5,000,000円を超えるもの	1件5,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件1,000,000円以下のもの(経理課長)
(46) 行政財産の目的外使用の許可(使用料の減免を伴うものを含む。)に関すること。	使用料の年額又は総額が1,500,000円を超えるもの	使用料の年額又は総額が1,500,000円以下のもの(企画管理部長)	使用料の年額又は総額が800,000円以下のもの(経理課長)
(47) 行政財産の目的外使用の許可の更新(使用料の減免を伴うものを含	使用料の年額又は総額が10,000,000円を超えるもの	使用料の年額又は総額が10,000,000円以下のもの(企画管理部長)	使用料の年額又は総額が2,000,000円以下のもの(経理課長)

む。)に関するこ と。			
(48) 予算に定める 金額の流用に関する こと。		目間 (企画管理部 長)	節間 (経理課長)
(49) 予備費の使用 に関すること。	1件5,000,000円 を超えるもの	1件5,000,000円 以下のもの (企画 管理部長)	1件1,000,000円 以下のもの (経理 課長)
(50) 目及び節の新 設に関すること。			○ (経理課長)
(51) 企業債及び借 入金に関するこ と。	○		
(52) 収入の決定に 関すること。			○ (経理課長)
(53) 収入の履行期 限の繰上げに関する こと。			○
(54) 収入の配当要 求その他債権の申 出に関すること。			○
(55) 収入の徴収停 止に関すること。			○
(56) 収入の履行延 期の特約又は処分 に関すること。			○
(57) 地方自治法施 行令 (昭和22年政 令第16号) 第171 条の7の規定によ る収入の免除に関 すること。			○
(58) 収入の徴収猶 予に関すること。			○
(59) 収入の滞納処 分に関すること。			○
(60) 収入の過誤納 金の充当又は還付 に関すること。			○
(61) 収入の減免に 関すること。	基準の定めのない もの		基準の定めのある もの
(62) 契約に係る予			○

定価格の決定に関する こと。			(経理課長)
(63) 物品の不用決定及び処分決定に関する こと。	取得価額又は評価額100,000円以上のもの		取得価額又は評価額100,000円未満のもの
(64) 不用品の売払いの契約に関する こと。	1件5,000,000円を超えるもの	1件5,000,000円以下のもの(企画管理部長)	1件1,000,000円以下のもの(経理課長)
(65) 科目の振替に関する こと。			○ (経理課長)
(66) 既納乗車料金の還付、乗車券の書換え等に関する こと。			○ (管理課長又は営業所長)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

交 通 局 告 示

川崎市交通局告示第1号

公金徴収業務の委託について

東急バス小杉案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見洋之

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 東京都目黒区東山三丁目8番地1
名 称 東急バス株式会社
代表者 取締役社長 山口 哲生
- 2 委託する業務の種類
東急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収
- 3 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 履行場所
東急バス小杉案内所(中原区小杉町3-492-1)

川崎市交通局告示第2号

公金徴収業務の委託について

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき

告示します。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見洋之

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 東京都調布市仙川町二丁目19番地5
名 称 小田急バス株式会社
代表者 取締役社長 抱山 洋之
- 2 委託する業務の種類
小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収
- 3 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 履行場所
小田急バス新百合ヶ丘案内所(麻生区上麻生1-20-1)

川崎市交通局告示第3号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局上平間営業所の管理の委託に伴う公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見洋之

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 川崎市川崎区中瀬3丁目21番6号
名 称 川崎鶴見臨港バス株式会社
代表者 取締役社長 田中 伸介
- 2 委託する業務の種類
川崎市交通局上平間営業所の管理の委託に伴う公金

の徴収

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

川崎市交通局告示第4号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局井田営業所の管理の委託に伴う公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見洋之

1 受託者の所在地及び名称

所在地 藤沢市辻堂新町3丁目4番23号

名称 神奈川中央交通東株式会社

代表者 代表取締役社長 住吉 利夫

2 委託業務の種類

川崎市交通局井田営業所の管理の委託に伴う公金の徴収

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

交 通 局 訓 令

川崎市交通局訓令第1号

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊見洋之

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を
改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程（平成18年交通局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「(以下「本庁舎勤務職員」という。)」の次に「及び本庁舎勤務職員以外の職員のうち部長級以上の者」を加え、同項第1号ただし書を削り、同条第3項中「本庁舎勤務職員以外の職員」の次に「(部長級以上の者を除く。)」を加え、同項ただし書を削る。

第13条第2項中「所要の手続をとり、承認を受けなければならない。」を「所要の手続をとらなければならない。」に改める。

第30条第1項中「総務企画局人事部労務課」を「総務企画局人事部総務事務センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第1号

川崎市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

川崎市病院局事務分掌規程の一部を改正
する規程

川崎市病院局事務分掌規程（平成17年川崎市病院局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

「(1) 病院職員の教育研修に関すること。」
を

「(1) 病院職員の教育研修に関すること。
(2) 病院職員の安全衛生管理に関すること。」

に、

「(3) 病院職員の安全衛生管理に関すること。
(4) 病院内他の所管に属しないこと。」

を

「(3) 病院内他の所管に属しないこと。」
に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第2号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成17年3月31日病院局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(年次休暇の時期の定め)

第17条の2 前条の規定にかかわらず、管理者は、一の休暇年度における年次休暇（第16条第2項から第10項までの規定による年次休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。以下この条において同じ。）の日数のうち5日については、当該休暇年度に、職員ごとにその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、休暇年度の中途に年次休暇を受けることができることとなった職員

(翌休暇年度に年次休暇を受けることができることとなる者に限る。)にあつては、年次休暇を受けることができることとなつた日の属する月を始期として、翌休暇年度の3月を終期とする期間の月数を12で除した数に5を乗じた年次休暇の日数について、当該期間中にその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定により1日又は半日単位で与えられた年次休暇の日数分については、管理者は、時期を定めることにより与えることを要しない。

4 管理者は、前3項の規定により職員に年次休暇を時期を定めることにより与えるに当たっては、あらかじめ、その旨を当該職員に明らかにした上で、その時期について当該職員の意見を聴き、当該意見を尊重しなければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第3号

川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員服務規程(平成17年川崎市病院局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書を削る。

第34条第1項中「総務企画局人事部労務課」を「総務企画局人事部総務事務センター」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第4号

川崎市病院局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局企業職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の自己啓発等休業に関する規程(平成29年川崎市病院局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4項」を「第7項」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第5号

川崎市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年3月29日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市病院局事務決裁規程(平成17年川崎市病院局規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表1、3財務事項(1)の項中「工事」の次に「(川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める規程(平成17年病院局規程第46号)第2条第1項に規定する軽易工事(以下「軽易工事」という。)を除く。)」を加え、同表1、3財務事項(2)の項中「工事」の次に「(軽易工事を除く。)」を加え、同表1、3財務事項(11)の項及び(13)の項中「建物等の小破修繕」を「軽易工事」に改め、同表1、3財務事項(14)の項を次のように改める。

(14) 軽易工事の決定及び契約に関すること。				○
-------------------------	--	--	--	---

別表1、3財務事項(67)の項中「工事」の次に「(軽易工事を除く。)」を加える。

別表2、3財務事項(1)の項中「工事」の次に「(軽易工事を除く。)」を加える。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第6号

川崎市病院局契約規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年3月29日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局契約規程の一部を改正する規程

川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「予定価格1,000,000円」を「予定価格1,000,000円(管理者が別に定める軽易工事にあつては、2,500,000円)」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第7号

川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年3月29日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程

川崎市病院局軽易工事執行の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「修繕費」を「工事請負費又は修繕費」に、「2,500,000円未満の建物、諸設備等の破損修繕等に類するもので、別表で定める内容の原形復旧工事」を「2,500,000円以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）」に改める。

別表を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

病 院 局 告 示

川崎市病院局告示第1号

川崎市病院事業出納取扱金融機関の指定解除について

次の金融機関は、平成31年3月31日をもって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）ただし書の規定に基づき川崎市病院事業出納取扱金融機関の指定を解除することとなったため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

平成31年3月29日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

金融機関の名称	取扱店舗
りそな銀行	本店又は支店
三井住友銀行	本店又は支店
三井住友信託銀行	本店又は支店
三菱UFJ銀行	本店又は支店
三菱UFJ信託銀行	本店又は支店
川崎信用金庫	本店又は支店

川崎市病院局告示第2号

川崎市立井田病院収納取扱金融機関の指定解除について

次の金融機関は、平成31年3月31日をもって、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）ただし書の規定に基づき川崎市立井田病院収納取扱金融機関の指定を解除することとなったため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

平成31年3月29日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

金融機関の名称	取扱店舗
三菱UFJ銀行	本店又は支店

病 院 局 告 告 (調 達)

川崎市病院局公告（調達）第4号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 役務の名称

- (1) 川崎病院清掃業務委託 一式
- (2) 井田病院清掃業務委託 一式

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

- (1) 平成31年2月20日
- (2) 平成31年2月20日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) セントラル総業 株式会社

川崎市中原区上小田中二丁目3番6号

代表取締役 小出 皓治

- (2) セントラル総業 株式会社

川崎市中原区上小田中二丁目3番6号

代表取締役 小出 皓治

5 契約金額

- (1) 102,845,500円
(消費税額及び地方消費税額を含む。)

- (2) 53,791,980円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札契約
- (2) 一般競争入札契約

7 入札の公告（公示）を行った日

- (1) 平成31年1月10日
- (2) 平成31年1月10日

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第3号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月22日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市危険物事務処理規程の一部を改正
する訓令

川崎市危険物事務処理規程（平成11年消防局訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「照合し、確認するとともに」を「照合するとともに、実務経験証明書（第13号様式の2）を添付させ、」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

危険物 仮貯蔵 承認申請書
仮取扱い

(宛先) 消防署長		年 月 日
申請者		
住所		(電話)
氏名		⑩
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	電話 ()
	氏名	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称	川崎市
危険物の類、品名及び最大数量	指定数量の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法		
仮貯蔵・仮取扱いの期間	年 月 日から	年 月 日まで 日間
管 理 の 状 況		
現場管理責任者	住所	緊急連絡先 ()
	氏名	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理		
その他必要事項		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄
	承認年月日 承認番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式

保安検査済証交付整理簿

済証 番号	交 年	付 日	検 種	査 別	検 年	査 日	設 置 年	設 置 月	許 番 号	可 号 号	タンク 番号	容 容 (KL)	事 業 所 名
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	
	・	・	定特	期別	・	・	・	・	第 号	号		KL	

第13号様式の次に次の1様式を加える。

第 1 3 号 様 式 の 2

実 務 経 験 証 明 書

氏 名	(年 月 日生)			
取り扱った危険物	類 別	第 類	品 名	
取り扱った期間	年 月 日 から 年 月 日まで (年 月)			
製造所等の区分 (該当するものを○ で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
証 明 年 月 日		年 月 日		
事 業 所 名				
所 在 地				
証 明 者		職 名		
		氏 名		印
		電 話 番 号 ()		

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市消防局訓令第4号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市危険物流出等の事故調査に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月22日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市危険物流出等の事故調査に関する
規程の一部を改正する訓令

川崎市危険物流出等の事故調査に関する規程（平成20年消防局訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第20条関係)

通 報 書

.....川消__第__.....号
.....年__月__日

.....警察署長 様

川崎市消防長 印

次の危険物流出等の事故について、犯罪の疑いがあると認められるので、平成20年7月16日付けの申合せ(警察庁丁捜一発第72号、警察庁丁生環発第190号、警察庁丁刑企発第202号、警察庁丁交企発第223号、警察庁丁交指発第90号、消防予第171号)の1に基づき、通知します。

事故発生日時年.....月.....日.....時.....分ころ

事故発生場所 川崎市.....区

事故発生事業所名

危険物施設の区分

責任者職・氏名

事故概要

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第30条関係）

危険物流出等の事故の実況見分調書（第 回）

発生日時

発生場所

上記の事故について、関係者の承諾を得て、次のとおり現場を見分した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

日 時	年	月	日	時	分	開始
	年	月	日	時	分	終了
場所及び施設名称						
立 会 人	(歳)					

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第5号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防団休団事務処理規程を次のように定める。

平成31年3月27日

川崎消防長 原 悟 志

川崎市消防団員休団事務処理規程

川崎市消防団員休団事務処理規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、消防団の業務（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第36条に規定する業務をいう。以下同じ。）の休止（以下「休団」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出)

第2条 この規程により定められた書類で市長及び消防団長に提出するものは、所属消防団長及び所轄消防署長を経由して消防局長に提出しなければならない。

(休団期間)

第3条 傷病、仕事、妊娠、出産等により、消防団の業務に従事することができない消防団員は、職務に復帰が可能であり、かつ、3年を超えない範囲内で、休団することができる。

(休団申請)

第4条 消防団員が休団するときは、あらかじめ、消防団長は市長に、消防団長以外の消防団員は消防団長に、休団申請書（第1号様式）により届け出て承認を受けなければならない。

(休団解除)

第5条 休団中の消防団員が職務に復帰しようとするときは、あらかじめ、消防団長は市長に、消防団長以外の消防団員は消防団長に、休団解除申請書（第2号様式）により届け出て承認を受けなければならない。

なお、休団中の消防団員が復帰したときの当該消防団員の階級は、休団した日にその者が有していた階級とする。

(報酬の不支給)

第6条 休団期間中は、川崎市消防団給与条例（昭和23年川崎市条例第1号）第4条第2項及び第4項に定める勤務しない期間に該当するものとし、報酬は支給しない。

(勤務年数等)

第7条 休団期間中は、川崎市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年川崎市条例第32号）第4条の2に定める勤務年数に算入しないものとする。

2 川崎市消防表彰条例（昭和23年川崎市条例第63号）

第3条第1項第4号に定める勤続年数に算入しないものとし、その他表彰に関しても同様とする。

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第1号様式

休 団 申 請 書

.....年.....月.....日

.....消防団長 様

(所属)

(階級)

(氏名) 印

次のとおり休団を申請します。

休団申請期間	年 月 日～ 年 月 日
休団の理由 (詳細に記載)	
分団長等意見	年 月 日 階級..... 氏名.....
※決定内容	

※は記入しないこと。

第 2 号様式

休 団 解 除 申 請 書

.....年.....月.....日

.....消防団長 様

(所属)

(階級)

(氏名) 印

次のとおり休団解除を申請します。

休団申請期間	年 月 日～ 年 月 日
休団解除の理由 (詳細に記載)	
分団長等意見	年 月 日 階級..... 氏名.....
※決定内容	

※は記入しないこと。

川崎市消防局訓令第6号

局 内 一 般
消 防 署

消防団の火災出場区分基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月27日

川崎消防長 原 悟 志

消防団の火災出場区分基準の一部を改正する訓令

消防団の火災出場区分基準(昭和55年消防局訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表中原消防団の項中

大戸分団	3	中原区のうち、新城、上新城1丁目、上新城2丁目、新城1丁目、新城2丁目、新城3丁目、新城4丁目、新城5丁目、新城中町、下新城1丁目、下新城2丁目、下新城3丁目	同上	中原分団(小杉班)橘分団(千年班)
------	---	---	----	-------------------

を

大戸分団	3	中原区のうち、新城、上新城1丁目、上新城2丁目、新城1丁目、新城2丁目、新城3丁目、新城4丁目、新城5丁目、新城中町、下新城1丁目、下新城2丁目、下新城3丁目	同上	中原分団(宮内班)橘分団(千年班)
------	---	---	----	-------------------

に、同表宮前消防団の項中

向丘分団	1	宮前区のうち、平1丁目、平2丁目、平3丁目、平4丁目、平5丁目、平6丁目、白幡台1丁目、白幡台2丁目、神木1丁目、神木2丁目、神木本町1丁目、神木本町2丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目、五所塚1丁目、五所塚2丁目、向ヶ丘、けやき平、南平台	向丘分団(神木班)(蔵敷班)	宮前分団(土橋班)作延分団(上作延班)
------	---	---	----------------	---------------------

を

向丘分団	1	宮前区のうち、平1丁目、平2丁目、平3丁目、平4丁目、平5丁目、平6丁目、白幡台1丁目、白幡台2丁目、神木1丁目、神木2丁目、神木本町1丁目、神木本町2丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目、五所塚1丁目、五所塚2丁目、向ヶ丘、けやき平、南平台	向丘分団(神木班)(蔵敷班)	宮前分団(土橋班)作延分団(上作延班)稲田分団(長尾班)ただし、神木本町1～5丁目に限る。
------	---	---	----------------	---

に、同表多摩消防団の項中

稲田分団	1	多摩区のうち、宿河原1丁目、宿河原2丁目、宿河原3丁目、宿河原4丁目、宿河原5丁目、宿河原6丁目、宿河原7丁目、長尾1丁目、長尾2丁目、長尾3丁目、長尾4丁目、長尾5丁目、長尾6丁目、長尾7丁目、堰1丁目、堰2丁目、堰3丁目	稲田分団(宿河原・堰班)(長尾班)(登戸班)	稲田分団(中野島班)生田分団(東生田班)
------	---	--	------------------------	----------------------

を

稲田分団	1	多摩区のうち、宿河原1丁目、宿河原2丁目、宿河原3丁目、宿河原4丁目、宿河原5丁目、宿河原6丁目、宿河原7丁目、長尾1丁目、長尾2丁目、長尾3丁目、長尾4丁目、長尾5丁目、長尾6丁目、長尾7丁目、堰1丁目、堰2丁目、堰3丁目	稲田分団(宿河原・堰班)(長尾班)(登戸班)	稲田分団(中野島班)生田分団(東生田班)向丘分団(神木班)ただし、長尾1～7丁目に限る。
------	---	--	------------------------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第7号

局 内 一 般
消 防 署

消防署 消防職員(階級別)・一般職員 1

	臨港消防署						川崎消防署				幸消防署					中原消防署					
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	荻宿	井田	小田中	小計	
消防司監																					
消防正監																					
消防監	1					1	1		1						1	1				1	
消防司令長	5					5	5		5						5	5				5	
消防司令	12	2	2	2	2	20	10	2	14	2	2	2	2	2	16	10	2	2	2	16	
消防司令補																					
消防士長	81	20	22	22	12	157	75	26	121	64	20	20	22	126	71	10	20	26	127		
消防副士長																					
消防士																					
小計	99	22	24	24	14	183	91	28	141	80	22	22	24	148	87	12	22	28	149		
事務職員																					
技術職員																					
小計																					
合計	99	22	24	24	14	183	91	28	141	80	22	22	24	148	87	12	22	28	149		

消防署 消防職員(階級別)・一般職員 2

	高津消防署						宮前消防署						多摩消防署						麻生消防署						署合計
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	大蔵	菅生	小計	本署	循河原	菅	栗谷	小計	本署	王禪寺	百合丘	柿生	栗木	小計	
消防司監																									
消防正監																									
消防監	1					1						1	1						1					1	8
消防司令長	5					5						5	5						5					5	40
消防司令	10	2	2	2	2	18	10	2	2	2	2	20	10	2	2	2	2	16	10	2	2	2	2	18	138
消防司令補																									
消防士長	66	12	20	10	20	128	66	20	20	12	20	158	66	12	20	20	118	65	20	10	22	20	20	137	1072
消防副士長																									
消防士																									
小計	82	14	22	12	22	152	82	22	22	14	22	184	82	14	22	22	140	81	22	12	24	22	22	161	1258
事務職員																									
技術職員																									
小計																									
合計	82	14	22	12	22	152	82	22	22	14	22	184	82	14	22	22	140	81	22	12	24	22	22	161	1258

消防署(庶務要員・予防要員)

	臨港消防署				川崎消防署				香川消防署				中原消防署				高津消防署				宮前消防署				多摩消防署				麻生消防署				署合計
	庶務係	予防係	危険物係	小計	庶務係	予防係	危険物・毒物係	小計																									
消防要員	7			7	7			7	7			7	7			7	7			7	7			7	7			7	56				
事務職員																																	
技術職員																																	
小計	7			7	7		7	7	7			7	7			7	7			7	7			7	7			7	56				
消防要員	7	9	16	7	9	16	14	8	8	14	5	4	9	7	5	12	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	86				
事務職員																																	
技術職員																																	
小計	7	9	16	7	9	16	14	8	8	14	5	4	9	7	5	12	5	4	9	5	4	9	5	4	9	5	4	9	86				
合計	7	7	9	23	7	8	6	21	7	5	4	16	7	7	5	19	7	5	4	16	7	5	4	16	7	5	4	16	142				

消防局・消防署(警防要員) 1

日勤	変則勤務	合計		局合計			臨港消防署			川崎消防署			幸消防署			中原消防署								
		車両	人員	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	羽宿	井田	小田中	小計	
		1	1																					
	航空隊要員																							
	ヘリコプター																							
	指揮者																							
	消防ポンプ自動車	33	33	6	1	1	1	3	1	1	1	6	6	2	1	1	1	4	1	1	1	1	1	6
	大型動力ポンプ自動車	272	272	8	8	8	8	24	10	10	10	20	8	8	8	8	32	10	8	8	10	8	10	36
	水槽付消防ポンプ自動車(*1)																							
	はしご自動車	8	8																					
	救助工作車	80	80	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	化学消防車	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	大型化学消防車	8	8																					
	大型化学高所放水車	2	2																					
	支援車	8	8																					
	高発砲車	8	8																					
	震災工作車	1	1																					
	電源車	1	1																					
	ホース延長車	1	1																					
	水災害対応車	2	2																					
	救急自動車	28	28	1	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	3
	ポンプ積載車	168	168	6	6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	6	24	6	6	6	6	6	6	18
	指揮車	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特殊災害対応自動車	9	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別高度工作車	48	48	6	6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	6	24	6	6	6	6	6	6	18
	大型除染システム搭載車	6	6																					
	消防艇	1	1																					
	その他車両	12	12																					
	通信要員	75	75	5	5	5	5	15	5	5	5	15	5	5	5	5	15	5	5	5	5	5	15	
	通体等要員(*2)	83	83	4	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	4	4	12	4	4	4	4	4	12	
	合計	378	378	26	26	26	26	78	26	26	26	78	26	26	26	26	78	26	26	26	26	26	78	
		202	202	16	16	16	16	48	16	16	16	48	16	16	16	16	48	16	16	16	16	16	48	
		1160	1160	44	44	44	44	132	44	44	44	132	44	44	44	44	132	44	44	44	44	44	132	

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 最低操作人員に週休係数(0.5336)を乗じて計上する。

消防局 消防機械

消防機械	消防局												員合計				
	総務部				警防部				予防部				危険物課				
	企画担当	小計	庶務係	庶務係	消防団係	小計	人事課	施設整備課	警防課	救急課	指令課	航空隊	予防課	査察課	危険物課	小計	
消防ポンプ自動車		33															
水槽付消防ポンプ自動車(*1)		11															
化学消防車		5															
大型化学消防車		2															
大型化学高所放水車		1															
はしご自動車		8															
救助工作車		8															
高発泡車		1															
電源車		1															
救急自動車		28															
指揮車		9						1								1	
支援車		1															
震災工作車		1															
大型動力ポンプ自動車		1															
ホース延長車		1															
ポンプ積載車		8															
水災害対応車		2															
特殊災害対応自動車		2															
特別高度工作車		1															
大型除染システム搭載車		1															
消防艇		1															
ヘリコプター		1														1	
その他車両(*2)		75	4		4		2	2	3	3	3	3	3	1	4	2	3
合計		202	4		4		2	2	3	3	4	4	4	2	2	3	25

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 非常用車両はその他車両に含む。

消防署 消防機械 1

	臨港消防署					川崎消防署				幸消防署					中原消防署					
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	荏宿	井田	小田中	小計
消防ポンプ自動車	1		1	1		3	1	1		2	1	1	1	4	1	1	1	1		4
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	*1		1		1	3	1			1	1			1	1					1
化学消防車		1				1		1	1	2		1								
大型化学消防車			1		1	2														
大型化学高所放水車	1					1														
はしご自動車	1					1	1	1		1	1			1	1					1
救助工作車	1					1	1	1		1	1			1	1					1
高発泡車							1			1										
電源車											1									
救急自動車	1		1	1		3	1	1	1	3	1	1	1	4	1	1	1	1		3
指揮車	1					1	1	1		1	1			1	1					1
支援車					1	1														
震災工作車																1				
大型動力ポンプ自動車																1				1
ホース延長車																1				1
ポンプ積載車	1					1	1			1	1			1	1					1
水災害対応車	1					1														
特殊災害対応自動車	1					1														
特別高度工作車	1					1														
大型除染システム搭載車																				
消防艇			1			1														
ヘリコプター																				
その他車両(*2)	5	2		1	1	9	5			5	6			6	5	1				6
合計	16	4	4	3	4	31	13	3	2	18	14	2	3	2	21	2	2	2	2	21

消防機械

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 非常用車両はその他車両を含む。

消防署 その他車両 1

	臨港消防署						川崎消防署				幸消防署				中原消防署					
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	苅宿	井田	小田中	小計
消防ポンプ自動車					1	1	1			1	1				1		1			1
水槽付消防ポンプ自動車																				
大型高所放水車		1				1														
救助工作車				1		1														
救急自動車	1					1	1		1	1					1	1				1
消防艇		1				1														
ヘリコプター																				
指令車																				
広報車	2					2	1		1	2					2	2				2
査察車	1					1	2		2	1					1	1				1
査察車(緊急車)	1					1														
警備連絡車																				
防災指導車																				
防災資器材運搬車																				
人員輸送車(警防バス)																				
人員輸送車(その他バス)																				
合計	5	2		1	1	9	5		5	6				6	5	1				6

その他車両

* 非常用車両はその他車両に含む。

消防署 その他車両 2

	高津消防署					宮前消防署					多摩消防署					麻生消防署					署合計				
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	矢蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺		百合丘	柿生	栗木	小計
消防ポンプ自動車				1		1				1			1								1			1	8
水槽付消防ポンプ自動車																							1	1	1
大型高所放水車																								1	1
救助工作車																									1
救急自動車	1					1							1	1										1	8
消防艇																									1
ヘリコプター																									
指令車																									
広報車	2					2							2	2										2	15
査察車	1					1							2	2										2	12
査察車(緊急車)													1												2
警備連絡車																									
防災指導車																									
防災資器材運搬車																									3
人員輸送車(警防バス)																									
人員輸送車(その他バス)																									
合計	4			1		5	6			1		7	6	1					7	5	1		1	7	52

* 非常用車両はその他車両を含む。

附 則
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
(消防職員及び主要機械の配置基準の廃止)
- 2 消防職員及び主要機械の配置基準(平成30年消防局訓令第2号)は、廃止する。

川崎市消防局訓令第8号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月27日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防署の組織に関する規程の一部を
改正する訓令

川崎市消防署の組織に関する規程(昭和53年消防局訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第6条の表予防課の項中第36号を第37号とし、第35号の次に次の1号を加える。

- (36) 火薬類及び高圧ガスに関すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第9号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防職員の隔日勤務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月27日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防職員の隔日勤務に関する規程の
一部を改正する訓令

川崎市消防職員の隔日勤務に関する規程(平成15年消防局訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「平成 年 月 日() 消防署 警防第 課」

を

「年 月 日() 消防署 警防第 課」

に改める。

第2号様式中

休暇等人員	週 休	年次休暇	自己研修	病 休	忌 引	出 張	その他	合 計
-------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----

を

休暇等人員	週 休	年次休暇	夏季休暇	病 休	忌 引	出 張	その他	合 計
-------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----

に、

「平成 年 月 日 曜日」

を

「年 月 日 曜日」

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第10号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月27日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する
訓令

川崎市消防職員服務規程（平成10年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書を削る。

第27条第1項中「総務企画局人事部労務課」を「総務企画局人事部総務事務センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第11号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防局消防職員委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

川崎市消防長 原 悟 志

川崎市消防局消防職員委員会規程の一部を
改正する訓令

川崎市消防局消防職員委員会規程（平成8年消防局訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第14条」に改める。

第6条第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第2号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月27日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の
一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の表職員部の部給与厚生課の項に次の1号を加える。

(8) 職員等の健康管理に関すること。

第4条の表学校教育部の部中

「(2) 学校運営の支援に関すること。

(3) 小杉小学校開校準備に関すること。」

を

「(2) 学校運営の支援に関すること。」

に改め、同表健康給食推進室の部を次のように改める。

健康給食推進室

(1) 学校給食に関すること。

(2) 学校給食を活用した食育の推進に関すること。

(3) 学校給食センターに関すること。

(4) 公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。

第9条中「の各号」を削り、同条第1号中「及び部室間」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第3号

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月27日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の
一部を改正する規則

川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「浅田小学校」の次に「、小杉小学校」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第4号

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月27日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則

川崎市就学奨励規則（平成15年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以下「受給希望者」というを「小学校就学予定者の保護者を除く」に改め、「校長」という。）の次に「を経由して委員会」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、」を削り、同項を同条第2項とする。

第5条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、」を削り、「小学校就学予定者の

保護者から」を「前条の規定による」に、「当該保護者」を「申請書を提出した者」に改め、同項を同条とする。

第6条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、「支給対象者」の次に「(小学校就学予定者の保護者を除く。次項から第4項までにおいて同じ。)」を、「返納」の次に「並びにこれらの方法の指定」を加え、同条第2項中「前条第1項の規定による認定を受けた」を削り、同条第3項中「請求書」の次に「及び校長の指定」を、「援助費を」の次に「支給対象者に支給し、又は」を加え、同条第5項中「前各項の規定にかかわらず、」を削り、「前条第3項」を「前条」に改め、「支給対象者」の次に「(小学校就学予定者の保護者に限る。)」を加え、「直接支給する」を「支給する」に改める。

第7条第1項中「第5条第1項の規定による認定を受けた」を「校長から援助費の支給を受ける」に改め、同条第2項中「支給対象者」を「同項に規定する支給対象者」に改め、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、」を削り、「第5条第3項の規定による認定を受けた」を「委員会から援助費の支給を受ける」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第10号

平成31年3月13日川崎市教育委員会告示第9号につきまして、次のとおり議事の訂正と追加をいたします。また、議事の追加に伴い議案番号を訂正いたします。

平成31年3月19日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

- 1 日時 平成31年3月20日(水) 14時00分から
- 2 場所 中原市民館 視聴覚室
- 3 訂正する議事事項
 - 誤 議案第67号 通学区域の一部変更について
(久地小・中野島小・南菅小・生田小学校区)
 - 正 議案第67号 通学区域の一部変更について
(久地小・東菅小・南菅小・生田小学校区)
- 4 追加する議事事項
 - 議案第77号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の解嘱について
- 5 追加に伴う議案番号の訂正
 - 誤 議案第77号 学校運営協議会の設置及び平成31年度川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について
 - 議案第78号 人事について
 - 議案第79号 人事について

正 議案第78号 学校運営協議会の設置及び平成31年度川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

議案第79号 人事について

議案第80号 人事について

川崎市教育委員会告示第11号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成31年3月25日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成31年4月1日(月) 9時15分から
- 2 場 所 明治安田生命川崎ビル3階 委員会室
- 3 その他報告等(非公開予定)

川崎市教育委員会告示第12号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成31年3月27日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成31年3月29日(金) 8時15分から
- 2 場 所 明治安田生命川崎ビル3階 委員会室
- 3 議 事

(非公開予定)

議案第81号 人事について

教 育 委 員 会 訓 令

川崎市教育委員会訓令第1号

事務局各課
各教育機関

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月27日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令
(川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正)

第1条 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程(平成18年川崎市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び学校事務職」を削る。

(川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程
(平成18年川崎市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の表中

校長、副校長及び教頭以外の教職員（健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職並びに小杉小学校開校準備担当の学校事務職を除く。）	副校長又は教頭	校長
健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長
小杉小学校開校準備担当の学校事務職	担当課長	担当部長

を

校長、副校長及び教頭以外の教職員（健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職を除く。）	副校長又は教頭	校長
健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長
小杉小学校開校準備担当の学校事務職	担当課長	担当部長

に改める。

第11号様式の1中

学校名 ・ 所属名

を

学校名

に改める。

第11号様式の2中

学校名・所属名

を

学校名

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第2号

事務局各課
各教育機関

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月27日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（平成30年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第3号

事務局各課
各教育機関

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月27日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程（平成29年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第4号

事務局各課
各教育機関

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月27日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美
 教員特殊業務手当の支給に関する規程の
 一部を改正する訓令

教員特殊業務手当の支給に関する規程（平成20年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「4時間」を「3時間」に、「3,400円」を「2,700円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「600円」を「700円」に、「300円」を「350円」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第5号

事務局各課
 各教育機関

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

川崎市教育委員会
 教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を
 改正する訓令

川崎市教育委員会職員服務規程（平成29年川崎市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書を削る。

第30条第1項中「総務企画局人事部労務課」を「総務企画局人事部総務事務センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月18日

川崎市人事委員会
 委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第1号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する
 規則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第5条の2の2 任命権者は、職員に正規の勤務時間を

超える勤務を命ずる場合には、1箇月について45時間及び1年について360時間を超えない範囲内で必要最小限の正規の勤務時間を超える勤務を命ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に正規の勤務時間を超える勤務を命じ、又は週休日における勤務を命ずる必要がある場合においては、任命権者は、次の各号に掲げる時間（前項の規定により正規の勤務時間を超える勤務を命ずる時間を含む。）及び月数の範囲内で必要最小限の正規の勤務時間を超える勤務又は週休日における勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ずるものとする。

(1) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

(2) 1年において正規の勤務時間を超える勤務を命ずる時間について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において45時間（前項の規定により正規の勤務時間を超える勤務を命ずる時間を含む。）を超えて正規の勤務時間を超える勤務を命ずる月数について6箇月

3 前2項の規定にかかわらず、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合においては、任命権者は、必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、任命権者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定する協定で定めるところにより職員に時間外勤務を命ずる場合においては、同条及び当該協定で定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

5 任命権者は、第2項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第5条の6第1項中「(条例第8条の2第2項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。)」を削る。

第6条第11項中「(昭和22年法律第49号)」を削る。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（年次休暇の時期の定め）

第6条の3 前条の規定にかかわらず、任命権者は、一

の休暇年度における年次休暇（第6条第3項から第11項までの規定による年次休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。以下この条において同じ。）の日数のうち5日については、当該休暇年度に、職員ごとにその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、休暇年度の中途に年次休暇を受けることができることとなった職員（翌休暇年度に年次休暇を受けることができることとなる者に限る。）にあつては、年次休暇を受けることができることとなった日の属する月を始期として、翌休暇年度の3月を終期とする期間の月数を12で除した数に5を乗じた年次休暇の日数について、当該期間中にその時期を1日又は半日単位で定めることにより与えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定により1日又は半日単位で与えられた年次休暇の日数分については、任命権者は、時期を定めることにより与えることを要しない。

4 任命権者は、前3項の規定により職員に年次休暇を時期を定めることにより与えるに当たっては、あらかじめ、その旨を当該職員に明らかにした上で、その時期について当該職員の意見を聴き、当該意見を尊重しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第2号の改正規定は、平成32年1月1日から施行する。

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第2号

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「第5号」を「第4号」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第3号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則（平成15年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「
公文書館長
」

を

「
公文書館長
総務事務センター室長
」

に、

「
宮前生活環境事業所長
多摩生活環境事業所長
」

を

「
生活環境事業所長（川崎
生活環境事業所長を除く。）
」

に、「生活環境事業所長（南部・川崎・中原に限る。）」を「川崎生活環境事業所長」に、

「
保健福祉センター所長
保健福祉センター副所長
」

を

「
地域みまもり支援センター
（福祉事務所・保健所支所）
所長
地域みまもり支援センター
（福祉事務所・保健所支所）
副所長
」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「副室長」を「室長」に、「内部監察担当の担当係長 行政改革マネジメント推進室の組織及び定数を担当する担当係長」を「総務事務センターの担当係長 行政改革マネジメント推進室の組織及び定数を担当する担当係長 内部監察担当の担当係長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第4号

第22回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成31年3月29日

川崎市農業委員会

会長 長瀬和徳

1 日 時

平成31年4月10日(水) 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第3会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 議案第2号 農地の買受適格証明について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第4号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (5) 議案第5号 特定都市農地貸付けの承認について
- (6) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (7) 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (8) 報告第3号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (9) 報告第4号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて

- (10) 報告第5号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認取消願について
- (11) 報告第6号 平成31年度川崎市予算要望(回答)について
- (12) 報告第7号 平成31年度県農林業施策及び予算に関する要望(回答)について
- (13) 報告第8号 平成32年度県農林業施策及び予算に関する要望(素案)について
- (14) その他

職 員 共 済 組 合 告 示

川崎市共済告示第1号

川崎市職員共済組合定款(昭和37年12月1日共済告示第4号)の一部を変更したのでここに告示する。

平成31年3月28日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

第34条の2第1項の表中「1,000分の6.1」を「1,000分の6.8」に、「1,000分の1.72」を「1,000分の3.16」に改める。

第34条の3中「1,000分の12.2」を「1,000分の13.6」に改める。

第35条の2中「平成30年度」を「平成31年度」に、「2,415円」を「2,300円」に改める。

附 則(平成31年3月28日共済告示第1号)

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の2第1項及び第34条の3の規定は、平成31年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

職 員 共 済 組 合 公 告

川崎市共済公告第2号

川崎市職員共済組合定款第36条の規定に基づき、平成31年度事業計画及び予算を次のとおり公告します。

平成31年3月28日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

- 1 平成31年度事業計画及び予算(別紙のとおり)
- 2 議決年月日 平成31年3月18日

平成31年度 事業計画及び予算

川崎市職員共済組合

短 期 経 理
予 算 総 則

事 項	平成30年度	平成31年度
	千円	千円
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券 4,000,000	有価証券 4,000,000
2 業務経理へ繰り入れる資 金の最高限度額	20,154	18,073

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成30年度	平成31年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	7,868,811	7,638,476	8,061,285	△ 230,335	422,809
(事業費用)					
保 健 給 付	3,178,185	3,030,530	2,963,327	△ 147,655	△ 67,203
休 業 給 付	368,715	415,370	423,805	46,655	8,435
災 害 給 付	0	0	1,200	0	1,200
附 加 給 付	29,007	30,261	28,787	1,254	△ 1,474
老 人 保 健 拠 出 金	22	0	0	△ 22	0
退 職 者 給 付 拠 出 金	109,630	14,387	187	△ 95,243	△ 14,200
前 期 高 齢 者 納 付 金	970,317	1,016,483	1,139,292	46,166	122,809
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,901,924	1,849,956	1,857,385	△ 51,968	7,429
病 床 転 換 支 援 金	8	8	8	0	0
介 護 納 付 金	742,500	787,232	893,501	44,732	106,269
一 部 負 担 金 払 戻 金	41,430	40,603	40,186	△ 827	△ 417
短 期 任 意 継 続 掛 金 還 付 金	0	578	100	578	△ 478
介 護 任 意 継 続 掛 金 還 付 金	0	84	100	84	16
連 合 会 払 込 金	118,783	117,993	117,373	△ 790	△ 620
連 合 会 拠 出 金	408,290	334,991	596,034	△ 73,299	261,043
繰 入 金	17,650	20,064	18,073	2,414	△ 1,991
業 務 経 理 へ 繰 入	17,650	20,064	18,073	2,414	△ 1,991
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	548,060	525,649	513,303	△ 22,411	△ 12,346
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	548,060	525,649	513,303	△ 22,411	△ 12,346
特 別 損 失	36	0	0	△ 36	0
前 期 損 益 修 正 損	36	0	0	△ 36	0
当 期 利 益 金	0	4,582	0	4,582	△ 4,582
当 期 短 期 利 益 金	0	0	0	0	0
当 期 介 護 利 益 金	0	4,582	0	4,582	△ 4,582
合 計	8,434,557	8,188,771	8,592,661	△ 245,786	403,890

科 目	平成29年度 決 算 額	平成30年度 推 計	平成31年度 推 計	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
				平成30年度	平成31年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
経 常 収 益	7,234,022	7,274,346	7,374,667	40,324	100,321
(事業収益)					
短 期 負 担 金	2,993,898	2,980,723	2,968,553	△ 13,175	△ 12,170
介 護 負 担 金	367,256	392,514	436,669	25,258	44,155
短 期 掛 金	2,988,433	2,976,160	2,961,289	△ 12,273	△ 14,871
介 護 掛 金	367,270	392,514	436,669	25,244	44,155
短期任意継続掛金	34,575	37,168	36,310	2,593	△ 858
介護任意継続掛金	4,956	6,870	7,482	1,914	612
雑 収 入	0	0	18,431	0	18,431
(補助金等収入)					
高 額 医 療 交 付 金	126,738	103,250	111,836	△ 23,488	8,586
災 害 給 付 交 付 金	0	0	1,200	0	1,200
育児・介護休業手当金交付金	328,974	362,867	376,287	33,893	13,420
調 整 負 担 金	18,322	18,249	18,160	△ 73	△ 89
(事業外収益)					
短期利息及び短期配当金	2,118	1,479	1,681	△ 639	202
賠 償 金	1,482	2,552	100	1,070	△ 2,452
前年度繰越支払準備金	559,509	548,060	525,649	△ 11,449	△ 22,411
前年度繰越支払準備金	559,509	548,060	525,649	△ 11,449	△ 22,411
特 別 利 益	4,268	2,857	0	△ 1,411	△ 2,857
前 期 損 益 修 正 益	4,268	2,857	0	△ 1,411	△ 2,857
当 期 損 失 金	636,758	363,508	692,345	△ 273,250	328,837
当 期 短 期 損 失 金	633,740	363,508	679,564	△ 270,232	316,056
当 期 介 護 損 失 金	3,018	0	12,781	△ 3,018	12,781
合 計	8,434,557	8,188,771	8,592,661	△ 245,786	403,890

短 期 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	平成30年度	平成31年度
(借 方)	千円	千円
経 常 費 用	7,638,476	8,061,285
(事 業 費 用)		
保 健 給 付	<u>3,030,530</u>	<u>2,963,327</u>
療養の給付	1,138,514	療養の給付 1,125,594
入院時食事療養の給付	2,803	入院時食事療養の給付 2,018
訪問看護療養の給付	0	訪問看護療養の給付 100
家族療養の給付	889,022	家族療養の給付 862,421
家族訪問看護療養の給付	3,539	家族訪問看護療養の給付 3,172
高額療養の給付	161,872	高額療養の給付 151,829
療養費	17,864	療養費 17,383
移送費	0	移送費 100
家族療養費	11,518	家族療養費 10,409
家族移送費	0	家族移送費 100
高額療養費	27,314	高額療養費 27,374
高額介護合算療養費	0	高額介護合算療養費 100
薬剤支給	652,732	薬剤支給 634,132
出産費	77,808	出産費 84,055
家族出産費	47,327	家族出産費 44,395
埋葬料	87	埋葬料 55
家族埋葬料	130	家族埋葬料 90
休 業 給 付	<u>415,370</u>	<u>423,805</u>
傷病手当金	52,503	傷病手当金 47,318
出産手当金	0	出産手当金 100

科 目	平成30年度	平成31年度
	千円	千円
休業手当金	0	休業手当金 100
育児休業手当金	361,096	育児休業手当金 373,101
介護休業手当金	1,771	介護休業手当金 3,186
災 害 給 付	0	1,200
弔慰金	0	弔慰金 100
家族弔慰金	0	家族弔慰金 100
災害見舞金	0	災害見舞金 1,000
附 加 給 付	30,261	28,787
家族療養費附加金	17,336	家族療養費附加金 16,552
家族訪問看護療養費附加金	0	家族訪問看護療養費附加金 100
出産費附加金	3,462	出産費附加金 3,625
家族出産費附加金	2,051	家族出産費附加金 1,874
埋葬料附加金	85	埋葬料附加金 50
家族埋葬料附加金	130	家族埋葬料附加金 101
傷病手当金附加金	7,197	傷病手当金附加金 6,485
老人保健拠出金	0	0
退職者給付拠出金	14,387	187
前期高齢者納付金	1,016,483	1,139,292
後期高齢者支援金	1,849,956	1,857,385
病床転換支援金	8	8
介護納付金	787,232	893,501
一部負担金払戻金	40,603	40,186
短期任意継続掛金還付金	578	100
介護任意継続掛金還付金	84	100
連 合 会 払 込 金	117,993	117,373
災害給付払込金	18,168	災害給付払込金 18,058
財政調整払込金	99,825	財政調整払込金 99,315
連 合 会 拠 出 金	334,991	596,034
育児・介護休業手当金拠出金	316,742	育児・介護休業手当金拠出金 577,874
特別調整拠出金	18,249	特別調整拠出金 18,160

科 目	平成30年度	平成31年度
	千円	千円
繰 入 金	<u>20,064</u>	<u>18,073</u>
業 務 経 理 へ 繰 入	20,064	18,073
次年度繰越支払準備金	<u>525,649</u>	<u>513,303</u>
次年度繰越支払準備金	525,649	513,303
特 別 損 失	<u>0</u>	<u>0</u>
前 期 損 益 修 正 損	0	0
当 期 利 益 金	4,582	0
当 期 短 期 利 益 金	<u>0</u>	<u>0</u>
当 期 介 護 利 益 金	<u>4,582</u>	<u>0</u>
合 計	8,188,771	8,592,661
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益	7,274,346	7,374,667
(事 業 収 益)		
短 期 負 担 金	<u>2,980,723</u>	<u>2,968,553</u>
30年度12月末実績	2,415,177	1 標準報酬月額負担金 2,232,763
1～3月推計	565,546	(1) 地方公共団体の長 1,390,000円×33.0/1,000×12月 (2) 一般及び特定消防組合員 5,636,904,000円×33.0/1,000×12月
		2 標準期末手当等負担金 728,526
		(1) 地方公共団体の長 5,730,000円×33.0/1,000 (2) 一般及び特定消防組合員 22,070,843,000円×33.0/1,000
		3 公的負担金 7,264
		(1) 地方公共団体の長 1,390,000円×0.08/1,000×12月 (2) 一般及び特定消防組合員 5,716,137,000円×0.08/1,000×12月 (3) 賞与分 ア 地方公共団体の長 5,730,000円×0.08/1,000 イ 一般及び特定消防組合員 22,192,421,000円×0.08/1,000
介 護 負 担 金	<u>392,514</u>	<u>436,669</u>
30年度12月末実績	317,824	1 標準報酬月額負担金 326,305
1～3月推計	74,690	(1) 地方公共団体の長 1,390,000円×6.8/1,000×12月 (2) 一般及び特定消防組合員

科 目	平成30年度		平成31年度	
		千円		千円
				3,997,455,000円×6.8/1,000×12月
			2 標準期末手当等負担金	110,364
			(1) 地方公共団体の長	
			5,730,000円×6.8/1,000	
			(2) 一般及び特定消防組合員	
			16,224,441,000円×6.8/1,000	
短 期 掛 金		<u>2,976,160</u>		<u>2,961,289</u>
	30年度12月末実績	2,411,791	1 標準報酬月額掛金	2,232,763
	1~3月推計	564,369	(1) 地方公共団体の長	
			1,390,000円×33.0/1,000×12月	
			(2) 一般及び特定消防組合員	
			5,636,904,000円×33.0/1,000×12月	
			2 標準期末手当等掛金	728,526
			(1) 地方公共団体の長	
			5,730,000円×33.0/1,000	
			(2) 一般及び特定消防組合員	
			22,070,843,000円×33.0/1,000	
介 護 掛 金		<u>392,514</u>		<u>436,669</u>
	30年度12月末実績	317,827	1 標準報酬月額掛金	326,305
	1~3月推計	74,687	(1) 地方公共団体の長	
			1,390,000円×6.8/1,000×12月	
			(2) 一般及び特定消防組合員	
			3,997,455,000円×6.8/1,000×12月	
			2 標準期末手当等掛金	110,364
			(1) 地方公共団体の長	
			5,730,000円×6.8/1,000	
			(2) 一般及び特定消防組合員	
			16,224,441,000円×6.8/1,000	
短期任意継続掛金		<u>37,168</u>		<u>36,310</u>
介護任意継続掛金		<u>6,870</u>		<u>7,482</u>
雑 収 入		<u>0</u>		<u>18,431</u>
(補助金等収入)		<u>484,366</u>		<u>507,483</u>
高額医療交付金		103,250		111,836
災害給付交付金		0		1,200
育児・介護休業手当金 交付金		362,867		376,287
調 整 負 担 金		18,249		18,160
(事業外収益)		<u>4,031</u>		<u>1,781</u>
短期利息及び短期配当金		1,479		1,681
賠 償 金		2,552		100
前年度繰越支払準備金		<u>548,060</u>		<u>525,649</u>
前年度繰越支払準備金		548,060		525,649

科 目	平成30年度	平成31年度
	千円	千円
特 別 利 益	<u>2,857</u>	<u>0</u>
前 期 損 益 修 正 益	2,857	0
当 期 損 失 金	<u>363,508</u>	<u>692,345</u>
当 期 短 期 損 失 金	363,508	679,564
当 期 介 護 損 失 金	0	12,781
合 計	8,188,771	8,592,661

短 期 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成29年度	平成30年度		平成31年度	
	決 算 額	増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>4,721,146</u>	<u>△ 381,129</u>	<u>4,340,017</u>	<u>△ 704,960</u>	<u>3,635,057</u>
普 通 預 金	2,484,101	619,387	3,103,488	△ 704,963	2,398,525
定 期 預 金	0	0	0	0	0
金 銭 信 託	2,200,000	△ 1,000,000	1,200,000	0	1,200,000
未 収 収 益	14	△ 3	11	3	14
未 収 金	513	△ 513	0	0	0
支 払 基 金 委 託 金	36,518	0	36,518	0	36,518
合 計	4,721,146	△ 381,129	4,340,017	△ 704,960	3,635,057
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>6,749</u>	<u>208</u>	<u>6,957</u>	<u>△ 269</u>	<u>6,688</u>
前 受 収 益	6,749	208	6,957	△ 269	6,688
固 定 負 債	<u>548,060</u>	<u>△ 22,411</u>	<u>525,649</u>	<u>△ 12,346</u>	<u>513,303</u>
支 払 準 備 金	548,060	△ 22,411	525,649	△ 12,346	513,303
剰 余 金	<u>4,166,337</u>	<u>△ 358,926</u>	<u>3,807,411</u>	<u>△ 692,345</u>	<u>3,115,066</u>
利 益 剰 余 金	4,166,337	△ 358,926	3,807,411	△ 692,345	3,115,066
合 計	4,721,146	△ 381,129	4,340,017	△ 704,960	3,635,057

短 期 経 理
予定貸借対照表説明書

科 目	平成30年度	平成31年度
(借 方)	千円	千円
流動資産	4,340,017	3,635,057
普通預金	年度末推計 <u>3,103,488</u>	年度末推計 <u>2,398,525</u>
金銭信託	年度末推計 <u>1,200,000</u>	年度末推計 <u>1,200,000</u>
未収収益	年度末推計 <u>11</u>	年度末推計 <u>14</u>
未収金	年度末推計 <u>0</u>	年度末推計 <u>0</u>
支払基金委託金	年度末推計 <u>36,518</u>	年度末推計 <u>36,518</u>
合 計	4,340,017	3,635,057
(貸 方)	千円	千円
流動負債	6,957	6,688
前受収益	<u>6,957</u>	<u>6,688</u>
固定負債	<u>525,649</u>	<u>513,303</u>
支払準備金	525,649	513,303
剰余金	<u>3,807,411</u>	<u>3,115,066</u>
利益剰余金	3,807,411	3,115,066
欠損金補てん積立金	326,779	317,403
短期積立金	3,456,023	2,785,835
介護積立金	24,609	11,828
合 計	4,340,017	3,635,057

厚生年金保険経理
予定損益計算書

科 目	平成29年度 決 算 額	平成30年度 推 計	平成31年度 推 計	前年度対比較増△減	
				平成30年度	平成31年度
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 費 用	<u>20,816,599</u>	<u>20,937,768</u>	<u>20,846,375</u>	<u>121,169</u>	<u>△ 91,393</u>
(事業費用)					
負担金払込金	12,940,931	12,941,146	12,816,432	215	△ 124,714
組合員保険料払込金	7,875,668	7,996,622	8,029,943	120,954	33,321
合 計	20,816,599	20,937,768	20,846,375	121,169	△ 91,393
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 収 益	<u>20,816,599</u>	<u>20,937,768</u>	<u>20,846,375</u>	<u>121,169</u>	<u>△ 91,393</u>
(事業収益)					
負 担 金	12,940,931	12,941,146	12,816,432	215	△ 124,714
組 合 員 保 険 料	7,875,668	7,996,622	8,029,943	120,954	33,321
合 計	20,816,599	20,937,768	20,846,375	121,169	△ 91,393

厚生年金保険経理
予定損益計算書説明書

科 目	平成30年度	平成31年度
	千円	千円
(借 方)		
経 常 費 用	20,937,768	20,846,375
(事業費用)		
負担金払込金	<u>12,941,146</u>	<u>12,816,432</u>
組合員保険料払込金	<u>7,996,622</u>	<u>8,029,943</u>
合 計	20,937,768	20,846,375
	千円	千円
(貸 方)		
経 常 収 益	20,937,768	20,846,375
(事業収益)		
負 担 金	<u>12,941,146</u>	<u>12,816,432</u>
30年12月末実績	10,761,228	1 地方公共団体負担金 8,029,943
1~3月推計	2,179,918	(1) 標準報酬月額 6,027,757
		ア 地方公共団体の長 680
		620千円 × 91.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く) 6,027,077
		5,489,142千円 × 91.5/1,000 × 12月
		(2) 標準期末手当等 2,002,186
		ア 地方公共団体の長 274
		3,000千円 × 91.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く) 2,001,912
		21,878,822千円 × 91.5/1,000
		2 基礎年金拠出金 3,526,052
		(1) 標準報酬月額 2,652,518
		ア 地方公共団体の長 295
		620千円 × 39.7/1,000 × 12月
		イ 長期組合員 2,652,223
		5,567,220千円 × 39.7/1,000 × 12月
		(2) 標準期末手当等 873,534
		ア 地方公共団体の長 119
		3,000千円 × 39.7/1,000
		イ 長期組合員 873,415
		22,000,400千円 × 39.7/1,000
		3 追加費用 1,260,437
		5,528,236千円 × 19/1,000 × 12月

科 目	平成30年度	平成31年度
	千円	千円
組 合 員 保 険 料	<u>7,996,622</u>	<u>8,029,943</u>
30年12月末実績	6,475,418	1 標準報酬月額保険料 8,029,943
1~3月推計	1,521,204	(1) 標準報酬月額 6,027,757
		ア 地方公共団体の長 680
		620千円 × 91.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く) 6,027,077
		5,489,142千円 × 91.5/1,000 × 12月
		2 標準期末手当等保険料 2,002,186
		(1) 標準期末手当等 2,002,186
		ア 地方公共団体の長 274
		3,000千円 × 91.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く) 2,001,912
		21,878,822千円 × 91.5/1,000
合 計	20,937,768	20,846,375

厚生年金保険経理
予定貸借対照表

科 目	平成29年度 決算額	平成30年度		平成31年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	<u>1,224,179</u>	<u>△ 211,733</u>	<u>1,012,446</u>	<u>△ 7,503</u>	<u>1,004,943</u>
普通預金	1,222,528	△ 210,399	1,012,129	△ 7,503	1,004,626
当座預金	374	△ 57	317	0	317
未収金	1,277	△ 1,277	0	0	0
合 計	1,224,179	△ 211,733	1,012,446	△ 7,503	1,004,943
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動負債	<u>1,224,179</u>	<u>△ 211,733</u>	<u>1,012,446</u>	<u>△ 7,503</u>	<u>1,004,943</u>
未払金	1,223,795	△ 211,666	1,012,129	△ 7,503	1,004,626
預り金	384	△ 67	317	0	317
合 計	1,224,179	△ 211,733	1,012,446	△ 7,503	1,004,943

厚生年金保険経理
予定貸借対照表説明書

科 目	平成30年度	平成31年度
(借 方)	千円	千円
流動資産	1,012,446	1,004,943
普通預金	年度末推計 <u>1,012,129</u>	年度末推計 <u>1,004,626</u>
当座預金	年度末推計 <u>317</u>	年度末推計 <u>317</u>
未収金	0	0
	未収負担金 0	未収負担金 0
	未収組合員保険料 0	未収組合員保険料 0
合 計	1,012,446	1,004,943
(貸 方)	千円	千円
流動負債	1,012,446	1,004,943
未払金	年度末推計 <u>1,012,129</u>	年度末推計 <u>1,004,626</u>
預り金	年度末推計 <u>317</u>	年度末推計 <u>317</u>
合 計	1,012,446	1,004,943

退 職 等 年 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成29年度 決 算 額	平成30年度 推 計	平成31年度 推 計	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
				平成30年度	平成31年度
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 費 用	<u>1,325,185</u>	<u>1,320,690</u>	<u>1,316,380</u>	<u>△ 4,495</u>	<u>△ 4,310</u>
(事業費用)					
負 担 金 払 込 金	662,590	660,345	658,190	△ 2,245	△ 2,155
掛 金 払 込 金	662,595	660,345	658,190	△ 2,250	△ 2,155
合 計	1,325,185	1,320,690	1,316,380	△ 4,495	△ 4,310
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
経 常 収 益	<u>1,325,185</u>	<u>1,320,690</u>	<u>1,316,380</u>	<u>△ 4,495</u>	<u>△ 4,310</u>
(事業収益)					
負 担 金	662,590	660,345	658,190	△ 2,245	△ 2,155
掛 金	662,595	660,345	658,190	△ 2,250	△ 2,155
合 計	1,325,185	1,320,690	1,316,380	△ 4,495	△ 4,310

退 職 等 年 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	平成30年度	平成31年度
	千円	千円
(借 方)		
経常費用	1,320,690	1,316,380
(事業費用)		
負担金払込金	<u>660,345</u>	<u>658,190</u>
掛金払込金	<u>660,345</u>	<u>658,190</u>
合 計	1,320,690	1,316,380
	千円	千円
(貸 方)		
経常収益	1,320,690	1,316,380
(事業収益)		
負担金	<u>660,345</u>	<u>658,190</u>
	30年12月末実績	1 地方公共団体負担金
	1～3月推計	(1) 標準報酬月額分
	535,734	7 地方公共団体の長
	124,611	620千円 × 7.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く)
		5,489,142千円 × 7.5/1,000 × 12月
		(2) 標準報酬期末手当等分
		7 地方公共団体の長
		3,000千円 × 7.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く)
		21,878,822千円 × 7.5/1,000
	<u>660,345</u>	<u>658,190</u>
	30年12月末実績	1 標準報酬月額掛金
	1～3月推計	(1) 標準報酬月額分
	535,799	7 地方公共団体の長
	124,546	620千円 × 7.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く)
		5,489,142千円 × 7.5/1,000 × 12月
		2 標準期末手当等掛金
		(1) 標準報酬期末手当等分
		7 地方公共団体の長
		3,000千円 × 7.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く)
		21,878,822千円 × 7.5/1,000
組 合 員 掛 金	<u>660,345</u>	<u>658,190</u>
	30年12月末実績	1 標準報酬月額掛金
	1～3月推計	(1) 標準報酬月額分
	535,799	7 地方公共団体の長
	124,546	620千円 × 7.5/1,000 × 12月
		イ 長期組合員(免除者除く)
		5,489,142千円 × 7.5/1,000 × 12月
		2 標準期末手当等掛金
		(1) 標準報酬期末手当等分
		7 地方公共団体の長
		3,000千円 × 7.5/1,000
		イ 長期組合員(免除者除く)
		21,878,822千円 × 7.5/1,000
合 計	1,320,690	1,316,380

退 職 等 年 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成29年度 決 算 額	平成30年度		平成31年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	84,139	△ 1,178	82,961	△ 615	82,346
普通預金	84,074	△ 1,113	82,961	△ 615	82,346
未 収 金	65	△ 65	0	0	0
合 計	84,139	△ 1,178	82,961	△ 615	82,346
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	84,139	△ 1,178	82,961	△ 615	82,346
未 払 金	84,139	△ 1,178	82,961	△ 615	82,346
合 計	84,139	△ 1,178	82,961	△ 615	82,346

退 職 等 年 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	平成30年度		平成31年度	
	千円	千円	千円	千円
(借 方)				
流 動 資 産	82,961		82,346	
普通預金	年度末推計	82,961	年度末推計	82,346
未 収 金	0	0	0	0
	未収負担金	0	未収負担金	0
	未収掛金	0	未収掛金	0
合 計	82,961		82,346	
(貸 方)				
流 動 負 債	82,961		82,346	
未 払 金	年度末推計	82,961	年度末推計	82,346
合 計	82,961		82,346	

経過の長期経理
予定損益計算書

科目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	前年度対比較増△減	
	決算額	推計	推計	平成30年度	平成31年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借方) 経常費用 (事業費用) 負担金払込金	<u>77,602</u>	<u>169,508</u>	<u>109,253</u>	<u>91,906</u>	<u>△ 60,255</u>
	77,602	169,508	109,253	91,906	△ 60,255
合計	77,602	169,508	109,253	91,906	△ 60,255
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸方) 経常収益 (事業収入) 負担金	<u>77,602</u>	<u>169,508</u>	<u>109,253</u>	<u>91,906</u>	<u>△ 60,255</u>
	77,602	169,508	109,253	91,906	△ 60,255
合計	77,602	169,508	109,253	91,906	△ 60,255

経過の長期経理
予定損益計算書説明書

科目	平成30年度	平成31年度
(借方) 経常費用 (事業費用) 負担金払込金	千円 169,508	千円 109,253
	<u>169,508</u>	<u>109,253</u>
合計	169,508	109,253
(貸方) 経常収益 (事業収入) 負担金	千円 169,508	千円 109,253
	30年12月末実績 1~3月推計 <u>167,792</u> <u>1,716</u>	109,253 1 地方公共団体負担金 <u>9,745</u> (1) 標準報酬月額分 7,331 ア 地方公共団体の長 1 620千円 × 0.1098/1,000 × 12月 イ 長期組合員 7,330 5,563,560千円 × 0.1098/1,000 × 12月 (2) 標準期末手当等分 2,414 ア 地方公共団体の長 1 3,000千円 × 0.1098/1,000 イ 長期組合員 2,413 21,983,435千円 × 0.1098/1,000 2 追加費用 <u>99,508</u> 5,528,236千円 × 1.5/1,000 × 12月
合計	169,508	109,253

經 過 的 長 期 經 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成29年度 決 算 額	平成30年度		平成31年度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 資 産	<u>639</u>	<u>△ 59</u>	<u>580</u>	<u>31</u>	<u>611</u>
普 通 預 金	639	△ 59	580	31	611
未 収 金	0	0	0	0	0
合 計	639	△ 59	580	31	611
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流 動 負 債	<u>639</u>	<u>△ 59</u>	<u>580</u>	<u>31</u>	<u>611</u>
未 払 金	639	△ 59	580	31	611
合 計	639	△ 59	580	31	611

經 過 的 長 期 經 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	平成30年度	平成31年度
(借 方)	千円	千円
流 動 資 産	580	611
普 通 預 金	年度末推計 <u>580</u>	年度末推計 <u>611</u>
未 収 金	未収負担金 <u>0</u>	未収負担金 <u>0</u>
合 計	580	611
(貸 方)	千円	千円
流 動 負 債	580	611
未 払 金	年度末推計 <u>580</u>	年度末推計 <u>611</u>
合 計	580	611

経過の長期預託金管理経理
予 算 総 則

事 項	平成30年度	平成31年度
1 経理単位相互間における 資金の融通の最高限度額	(1)長期貸付金	(1)長期貸付金
	貸付経理に対する長期貸付金	貸付経理に対する長期貸付金
	千円	千円
	最高限度額 10,829,404	最高限度額 10,719,197
	前年度末残高 800,000	前年度末残高 200,000
	本年度増加額 0	本年度増加額 0
	本年度減少額 600,000	本年度減少額 200,000
	本年度末残額 200,000	本年度末残額 0
	(2)貸付条件	(2)貸付条件
	利率	利率
地方公務員等共済組合法第38条の2第2項第7号の規定により地方公務員共済組合連合会が定める基準利率の区分に応じて総務大臣が定める率	地方公務員等共済組合法第38条の2第2項第7号の規定により地方公務員共済組合連合会が定める基準利率の区分に応じて総務大臣が定める率	

経過の長期預託金管理経理
予定損益計算書

科 目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	前年度対比較増△減	
	決算額	推 計	推 計	平成30年度	平成31年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>24,003</u>	<u>4,680</u>	<u>334</u>	<u>△ 19,323</u>	<u>△ 4,346</u>
(事業費用)					
支払利息	24,003	4,680	334	△ 19,323	△ 4,346
合 計	24,003	4,680	334	△ 19,323	△ 4,346
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
経常収益	<u>24,003</u>	<u>4,680</u>	<u>334</u>	<u>△ 19,323</u>	<u>△ 4,346</u>
(運用収入)					
利息及び配当金	24,003	4,680	334	△ 19,323	△ 4,346
合 計	24,003	4,680	334	△ 19,323	△ 4,346

経過の長期預託金管理経理
予定損益計算書説明書

科 目	平成30年度	平成31年度
	千円	千円
(借 方)		
経常費用	4,680	334
(事業費用)		
支払利息	<u>4,680</u>	<u>334</u>
合 計	4,680	334
	千円	千円
(貸 方)		
経常収益	4,680	334
(運用収入)		
利息及び配当金	<u>4,680</u>	<u>334</u>
	30年12月末実績 1～3月推計	1 貸付金利息 2 預金利息
	4,016 664	333 1
合 計	4,680	334

経過の長期預託金管理経理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成29年度	平成30年度		平成31年度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>112,439</u>	<u>△ 110,320</u>	<u>2,119</u>	<u>△ 2,119</u>	<u>0</u>
普通預金	112,439	△ 110,320	2,119	△ 2,119	0
未収収益	0	0	0	0	0
固 定 資 産	<u>800,000</u>	<u>△ 600,000</u>	<u>200,000</u>	<u>△ 200,000</u>	<u>0</u>
(投資その他の資産)					
長期貸付金	800,000	△ 600,000	200,000	△ 200,000	0
合 計	912,439	△ 710,320	202,119	△ 202,119	0
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
固 定 負 債	<u>912,439</u>	<u>△ 710,320</u>	<u>202,119</u>	<u>△ 202,119</u>	<u>0</u>
連合会預託金	912,439	△ 710,320	202,119	△ 202,119	0
合 計	912,439	△ 710,320	202,119	△ 202,119	0

経過の長期預託金管理経理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	平成30年度	平成31年度
	千円	千円
(借 方)		
流 動 資 産	2,119	0
普通預金	<u>2,119</u>	<u>0</u>
未収収益	<u>0</u>	<u>0</u>
固 定 資 産	200,000	0
長期貸付金	貸付経理へ貸付金 <u>200,000</u>	貸付経理へ貸付金 <u>0</u>
合 計	202,119	0
(貸 方)	千円	千円
固 定 負 債	202,119	0
連合会預託金	<u>202,119</u>	<u>0</u>
合 計	202,119	0

業 務 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 有価証券 100,000	千円 有価証券 100,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円 役員報酬 39 職員給与 29,093 旅 費 887 事 務 費 18,191	千円 役員報酬 39 職員給与 30,987 旅 費 359 事 務 費 16,481
3 法第113条第4項に規定 する組合の事務に要する費用 の組合員1人当たりの額	円 7,500	円 7,200
4 短期経理から業務経理へ 繰り入れる資金の最高限度額	千円 20,154	千円 18,073

業 務 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
(借 方)	千円	千円
経 常 費 用	140,740	130,704
(事業費用)		
役員報酬	<u>26</u>	<u>39</u>
		1 監事報酬 39
職員給与	<u>27,132</u>	<u>30,987</u>
		1 時間外勤務手当等 8,570
		2 非常勤職員給与 20,520
		3 臨時職員賃金 1,897
旅 費	<u>510</u>	<u>359</u>
		1 大都市職員共済組合事務連絡会 96
		2 大都市職員共済組合事務担当者会議(短期) 1
		3 大都市職員共済組合事務担当者会議(長期) 93
		4 関東ブロック担当者会議 10
		5 全国理事研修会 90
		6 その他の会議等(年金集会、日帰り旅費等) 69
事 務 費	<u>15,264</u>	<u>16,481</u>
		1 事務消耗品費 990
		(1) パソコン用消耗品 672
		(2) その他消耗品 318
		2 図書印刷費 1,764
		(1) 事業計画及び予算・決算書 120
		(2) 様式類印刷 374
		(3) 雑誌等定期刊行物 153
		(4) 関係法令集追録 60
		(5) 関係法令参考書 10
		(6) 封筒等印刷 919
		(7) その他印刷物 128
		3 通信運搬費 8,824
		(1) 任継等切手 454
		(2) 年金受給者等切手 8,200
		(3) ISDN回線等使用料 82
		(4) レセオンライン回線料 68
		(5) その他通信運搬費 20
		4 会議費 13
		(1) 組合会 7
		(2) その他の会議 6

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
	千円	千円
		5 雑費 4,890
		(1) 振込手数料 2,285
		(2) 納入通知書振込手数料 1,782
		(3) コンビニ収納手数料 350
		(4) 残高証明発行・証券管理等手数料 30
		(5) RIEBE研修参加費等 323
		(6) その他手数料等雑費 120
委 託 費	<u>22,282</u>	<u>20,094</u>
		1 短期給付システム保守費 3,694
		2 共済組合HP維持管理委託費 195
		3 柔道整復点検照会事務委託料 1,810
		4 電子レセプト受領委託費 804
		5 産業廃棄物収集運搬及び処理 4
		6 短期給付システム改修費(制度改正対応) 3,780
		7 基幹システム保守委託費 1,031
		8 組合員証カード費用 2,090
		9 個人番号照会及び基幹別符号取得費用 65
		10 クライアント運営管理ソフトウェア費用 814
		11 医療保険者向け中間サーバーに関する運営費用 2,699
		12 基幹システム改修委託費 1,080
		13 「年金だより」封入作業委託費 95
		14 扶養親コールセンター業務委託費 1,334
		15 基幹システムデータ消去委託費 82
		16 基幹システムデータ移行委託費 287
		17 F A X保守費 30
		18 その他委託費 200
賃 借 料	<u>3,365</u>	<u>4,611</u>
		1 パソコン使用料 4,411
		2 コピー使用料 200
普 及 費	<u>2,013</u>	<u>2,138</u>
		1 職員月報発行経費 523
		2 共済新報 9
		3 福利厚生ガイド 1,600
		4 年金ガイド 1
		5 わかりやすい年金 5
負 担 金	<u>3,112</u>	<u>3,591</u>
		1 社会保険料等負担金 3,552
		2 その他の会議 39
選 挙 費	<u>0</u>	<u>10</u>
連 合 会 分 担 金	<u>25,001</u>	<u>12,320</u>
		連合会分担金(短期給付分)
		(組合員1人当たり)(期首組合員数)
		983円 × 12,533人

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
	千円	千円
事務費負担金払込金	<u>42,010</u>	事務費負担金払込金 <u>40,039</u> (組合員1人当たり) (平均組合員数) 3,200円 × 12,512人
雑 費	<u>25</u>	<u>35</u>
当期利益金	<u>0</u>	<u>0</u>
当期利益金	0	0
合 計	140,740	130,704
(貸 方)	千円	千円
経常収益	117,640	107,593
(事業収益)		
負担金	<u>95,122</u>	業務経理負担金 <u>90,237</u> (組合員1人当たり) (期首組合員数) 7,200円 × 12,533人
雑 収 入	<u>5</u>	<u>10</u>
(補助金等収入)		
連合会交付金	<u>22,513</u>	I 連合会交付金 (厚年・経過的分) <u>17,346</u> 1 平成31年度交付額 (①+②-③-④) 14,556 ①事務費負担金払込金 40,038 (組合員1人当たり) (平均組合員数) 3,200円 × 12,512人 ②組合事務費繰入金 16,678 (厚年・経過的分の経理より繰入) (組合員1人当たり) (平均組合員数) 1,333円 × 12,512人 ③連合会事務費 (厚年・経過的分) 27,121 (組合員1人当たり) (期首組合員数) 2,164円 × 12,533人 ④地方公務員共済組合連合会分担金 15,039 (組合員1人当たり) (期首組合員数) 1,200円 × 12,533人

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
	千円	千円
		2 平成30年度精算額 (②-①) △ 145
		①平成30年度交付額〔見込〕 16,812
		②平成30年度確定額〔見込〕 16,667
		(ア+イ-ウ-エ)
		ア 事務費負担金払込金決算見込額 42,021
		(組合員1人当たり) (組合員数実績見込)
		3,334円×12,604人
		イ 事務費繰入金払込金決算見込額 17,091
		(組合員1人当たり) (組合員数実績見込)
		1,356円×12,604人
		ウ 連合会事務費確定額 26,285
		(組合員1人当たり) (期首組合員数実績)
		2,082円×12,625人
		エ 地方公務員共済組合連合会分担金確定額 16,160
		(組合員1人当たり) (期首組合員数実績)
		1,280円×12,625人
		II 連合会交付金(退職等) (1+2) 2,935
		1 退職等年金給付業務に要する経費 3,760
		相当額 (①+②+③)
		① 短期・長期共通経費の23分の1の額 2,064
		② 長期共通経費の12分の1の額 890
		③ 個別の退職等年金給付業務経費の額 806
		2 平成30年度精算額 (②-①) △ 825
		①平成30年度交付額〔見込〕 4,336
		②平成30年度確定額〔見込〕 3,511
(事業外収益)		
利息及び配当金	0	0
		1 信託収益 0
繰 入 金	20,064	18,073
短期経理より繰入	20,064	(組合員1人当たり) (期首組合員数) 18,073
		1,442円 × 12,533人
特 別 利 益	0	0
前期損益修正益	0	0
当 期 損 失 金	3,036	5,038
当 期 損 失 金	3,036	5,038
合 計	140,740	130,704

業 務 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成30年度	平成31年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>133,939</u>	<u>140,740</u>	<u>130,704</u>	<u>6,801</u>	<u>△ 10,036</u>
(事業費用)					
役員報酬	26	26	39	0	13
職員給与	26,433	27,132	30,987	699	3,855
旅費	331	510	359	179	△ 151
事務費	13,997	15,264	16,481	1,267	1,217
委託費	16,137	22,282	20,094	6,145	△ 2,188
賃借料	3,252	3,365	4,611	113	1,246
普及費	3,740	2,013	2,138	△ 1,727	125
負担金	3,120	3,112	3,591	△ 8	479
選挙費	0	0	10	0	10
連合会分担金	24,550	25,001	12,320	451	△ 12,681
事務費負担金払込金	42,328	42,010	40,039	△ 318	△ 1,971
雑費	25	25	35	0	10
特別損失	0	0	0	0	0
前期損益修正損	0	0	0	0	0
当期利益金	<u>6,883</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 6,883</u>	<u>0</u>
当期利益金	6,883	0	0	△ 6,883	0
合 計	140,822	140,740	130,704	△ 82	△ 10,036
(貸 方)					
経常収益	<u>123,172</u>	<u>117,640</u>	<u>107,593</u>	<u>△ 5,532</u>	<u>△ 10,047</u>
(事業収益)					
負担金	95,302	95,122	90,237	△ 180	△ 4,885
雑収入	5	5	10	0	5
(補助金等収入)					
連合会交付金	27,865	22,513	17,346	△ 5,352	△ 5,167
(事業外収益)					
利息及び配当金	0	0	0	0	0
繰入金	<u>17,650</u>	<u>20,064</u>	<u>18,073</u>	<u>2,414</u>	<u>△ 1,991</u>
短期経理より繰入	17,650	20,064	18,073	2,414	△ 1,991
特別利益	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	0	0
前期損益修正益	0	0	0	0	0
当期損失金	<u>0</u>	<u>3,036</u>	<u>5,038</u>	<u>3,036</u>	<u>2,002</u>
当期損失金	0	3,036	5,038	3,036	2,002
合 計	140,822	140,740	130,704	△ 82	△ 10,036

業 務 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成29年度	平 成 30 年 度		平 成 31 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流動資産	<u>122,120</u>	<u>332</u>	<u>122,452</u>	<u>△ 15,555</u>	<u>106,897</u>
普通預金	122,111	331	122,442	△ 15,555	106,887
立替金	9	1	10	0	10
固定資産	<u>161</u>	<u>0</u>	<u>161</u>	<u>0</u>	<u>161</u>
(有形固定資産)					
器具及び備品	1	0	1	0	1
(無形固定資産)					
電話加入権	160	0	160	0	160
合 計	122,281	332	122,613	△ 15,555	107,058
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流動負債	<u>10,053</u>	<u>3,368</u>	<u>13,421</u>	<u>△ 10,517</u>	<u>2,904</u>
未払金	7,300	3,739	11,039	△ 10,698	341
未払費用	2,197	70	2,267	181	2,448
預り金	556	△ 441	115	0	115
剰余金	<u>112,228</u>	<u>△ 3,036</u>	<u>109,192</u>	<u>△ 5,038</u>	<u>104,154</u>
資本剰余金	1,107	0	1,107	0	1,107
利益剰余金	111,121	△ 3,036	108,085	△ 5,038	103,047
合 計	122,281	332	122,613	△ 15,555	107,058

業 務 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流 動 資 産	<u>122,452</u>	<u>106,897</u>
普 通 預 金	122,442	106,887
立 替 金	10	10
固 定 資 産	<u>161</u>	<u>161</u>
(有形固定資産)		
器 具 及 び 備 品	1	1
(無形固定資産)		
電 話 加 入 権	160	160
合 計	122,613	107,058
	千円	千円
(貸 方)		
流 動 負 債	<u>13,421</u>	<u>2,904</u>
未 払 金	11,039	委託費等 341
未 払 費 用	2,267	職員給与等 2,448
預 り 金	115	預り所得税等 115
剰 余 金	<u>109,192</u>	<u>104,154</u>
資 本 剰 余 金	1,107	1,107
利 益 剰 余 金		
	108,085	103,047
	前年度繰越利益剰余金 111,121	前年度繰越利益剰余金 108,085
	当期損失金 3,036	当期損失金 5,038
合 計	122,613	107,058

保 健 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円	千円
	有価証券 250,000	有価証券 250,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円	千円
	職員給与 2,524	職員給与 2,856
	旅 費 10	旅 費 10
	事 務 費 790	事 務 費 690
3 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	千円	千円
	30,000	30,000

保 健 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成30年度	平成31年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>308,850</u>	<u>348,859</u>	<u>363,610</u>	<u>40,009</u>	<u>14,751</u>
(事業費用)					
職員給与	2,396	2,524	2,856	128	332
厚生費	222,479	240,918	256,554	18,439	15,636
特定健康診査等費	66,988	73,519	76,213	6,531	2,694
旅 費	0	0	10	0	10
事務費	395	474	690	79	216
委託費	10,467	23,973	19,421	13,506	△ 4,552
賃借料	1,730	1,730	1,763	0	33
普及費	292	1,692	2,128	1,400	436
負担金	360	355	362	△ 5	7
連合会分担金	3,743	3,674	3,613	△ 69	△ 61
特別損失	<u>3,239</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 3,239</u>	<u>0</u>
前期損益修正損	3,239	0	0	△ 3,239	0
当期利益金	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当期利益金	0	0	0	0	0
合 計	312,089	348,859	363,610	36,770	14,751
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
経常収益	<u>301,076</u>	<u>290,387</u>	<u>309,640</u>	<u>△ 10,689</u>	<u>19,253</u>
(事業収益)					
負担金	139,418	138,611	137,698	△ 807	△ 913
掛 金	135,829	135,279	134,603	△ 550	△ 676
施設収入	25,829	16,497	37,339	△ 9,332	20,842
(補助金等収入)					
連合会交付金	0	0	0	0	0
(事業外収益)					
利息及び配当金	0	0	0	0	0
当期損失金	<u>11,013</u>	<u>58,472</u>	<u>53,970</u>	<u>47,459</u>	<u>△ 4,502</u>
当期損失金	11,013	58,472	53,970	47,459	△ 4,502
合 計	312,089	348,859	363,610	36,770	14,751

保 健 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
(借 方)	千円	千円
経 常 費 用	348,859	363,610
職 員 給 与	<u>2,524</u>	<u>2,856</u>
		1 時間外勤務手当等 665
		2 非常勤職員給与 2,191
厚 生 費	<u>240,918</u>	<u>256,554</u>
		1 健康診断費 227,429
		(1) 健康診断経費 54,969
		(2) 人間ドック経費 139,920
		(3) 乳がん子宮がん検診経費 29,380
		(4) 骨密度検診経費 3,160
		2 健康相談費 1,863
		(1) 電話健康相談 810
		(2) こころの相談 1,053
		3 契約保養所費 24,262
		契約保養所経費 24,262
		4 健康増進費 3,000
		運動会助成金 3,000
特定健康診査等費	<u>73,519</u>	<u>76,213</u>
		1 特定健診委託費・対応諸費 68,865
		2 特定保健指導費 7,348
旅 費	<u>0</u>	<u>10</u>
事 務 費	<u>474</u>	<u>690</u>
		1 事務消耗品費 100
		2 図書印刷費 100
		3 通信運搬費 16
		4 事務費雑費 474
委 託 費	<u>23,973</u>	<u>19,421</u>
		1 共済システム保守委託料 3,762
		2 診療報酬明細書審査業務等委託料 1,753
		3 特定保健指導システム保守委託料 458
		4 特定保健指導システム改修委託料 1,000
		5 健康管理システム運用保守負担金 9,908
		6 健康管理システム改修委託料 1,000
		7 健康セミナー委託料 1,278
		8 その他委託費 262
賃 借 料	<u>1,730</u>	<u>1,763</u>
		1 共済システムパソコンリース料 1,340
		2 新共済システムパソコンリース料 423
普 及 費	<u>1,692</u>	<u>2,128</u>
		1 医療費通知 2,128
負 担 金	<u>355</u>	<u>362</u>
		1 社会保険料等負担金 362
連 合 会 分 担 金	<u>3,674</u>	<u>3,613</u>
		1 保健事業等分担金 3,321
		2 施設運営分担金 292
特 別 損 失	<u>0</u>	<u>0</u>
前期損益修正損	0	0
当 期 利 益 金	0	0
当 期 利 益 金	<u>0</u>	<u>0</u>
合 計	348,859	363,610

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益	290,387	309,640
(事業収益)		
負 担 金	<u>138,611</u>	<u>137,698</u>
30年12月末実績	112,946	1 標準報酬月額負担金 101,489
1~3月推計	25,665	(1) 地方公共団体の長 25
		1,390千円×1.5/1000×12
		(2) 一般及び特定消防組合員 101,464
		5,636,904千円×1.5/1000×12
		2 標準期末手当等負担金 33,114
		(1) 地方公共団体の長 8
		5,730千円×1.5/1000
		(2) 一般及び特定消防組合員 33,106
		22,070,843千円×1.5/1000
		3 特定健康診査等負担金 3,095
		247円×12,532人 3,095
掛 金	<u>135,279</u>	<u>134,603</u>
30年12月末実績	109,621	1 標準報酬月額掛金 101,489
1~3月推計	25,658	(1) 地方公共団体の長 25
		1,390千円×1.5/1000×12
		(2) 一般及び特定消防組合員 101,464
		5,636,904千円×1.5/1000×12
		2 標準期末手当等掛金 33,114
		(1) 地方公共団体の長 8
		5,730千円×1.5/1000
		(2) 一般及び特定消防組合員 33,106
		22,070,843千円×1.5/1000
施 設 収 入	<u>16,497</u>	<u>37,339</u>
		1 法定健診受託料 37,339
(補助金等収入)		
連合会交付金	0	0
(事業外収益)		
利息及び配当金	0	0
当 期 損 失 金	58,472	53,970
当 期 損 失 金	<u>58,472</u>	<u>53,970</u>
1 信託収益 0		
合 計	348,859	363,610

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成29年度	平 成 30 年 度		平 成 31 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>286,612</u>	<u>△ 69,430</u>	<u>217,182</u>	<u>△ 53,926</u>	<u>163,256</u>
普通預金	260,765	△ 60,080	200,685	△ 74,768	125,917
証券投資信託	0	0	0	0	0
未 収 金	25,847	△ 9,350	16,497	20,842	37,339
固 定 資 産	<u>450,000</u>	<u>0</u>	<u>450,000</u>	<u>0</u>	<u>450,000</u>
(無形固定資産)					
施設預託金	450,000	0	450,000	0	450,000
合 計	736,612	△ 69,430	667,182	△ 53,926	613,256
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>14,034</u>	<u>△ 10,958</u>	<u>3,076</u>	<u>44</u>	<u>3,120</u>
未 払 金	13,909	△ 10,960	2,949	40	2,989
未 払 費 用	125	2	127	4	131
剰 余 金	<u>722,578</u>	<u>△ 58,472</u>	<u>664,106</u>	<u>△ 53,970</u>	<u>610,136</u>
資 本 剰 余 金	450,000	0	450,000	0	450,000
利 益 剰 余 金	272,578	△ 58,472	214,106	△ 53,970	160,136
合 計	736,612	△ 69,430	667,182	△ 53,926	613,256

保 健 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流 動 資 産	217,182	163,256
普 通 預 金	<u>200,685</u>	<u>125,917</u>
証 券 投 資 信 託	<u>0</u>	<u>0</u>
未 収 金	<u>16,497</u>	<u>37,339</u>
固 定 資 産	450,000	450,000
(無形固定資産)		
施 設 預 託 金	<u>450,000</u>	<u>450,000</u>
合 計	667,182	613,256
	千円	千円
(貸 方)		
流 動 負 債	3,076	3,120
未 払 金	<u>2,949</u>	厚生費等 <u>2,989</u>
未 払 費 用	<u>127</u>	職員給与等 <u>131</u>
剰 余 金	664,106	610,136
資 本 剰 余 金	<u>450,000</u>	<u>450,000</u>
利 益 剰 余 金	<u>214,106</u>	<u>160,136</u>
	欠損金補てん積立金 22,500	欠損金補てん積立金 22,500
	前年度繰越利益剰余金 250,078	前年度繰越利益剰余金 191,606
	当期損失金 58,472	当期損失金 53,970
合 計	667,182	613,256

貯 金 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 30 年 度		平 成 31 年 度	
		千円		千円
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券	9,000,000	有価証券	9,000,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 事務費	167 403	職員給与 事務費	167 930
3 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額		30,000		30,000
4 組合員貯金に対する支払 利率		年 0.55%		年 0.55%

貯 金 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	前年度対比較増△減	
	決 算 額	推 計	推 計	平成30年度	平成31年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経常費用	<u>50,297</u>	<u>57,018</u>	<u>59,400</u>	<u>6,721</u>	<u>2,382</u>
(事業費用)					
職員給与	0	167	167	167	0
事務費	138	351	930	213	579
委託費	0	2,916	0	2,916	△ 2,916
普及費	907	501	501	△ 406	0
支払利息	49,252	53,083	57,802	3,831	4,719
特別損失	<u>16</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>△ 16</u>	<u>0</u>
前期損益修正損	16	0	0	△ 16	0
当期利益金	<u>27,614</u>	<u>17,973</u>	<u>13,471</u>	<u>△ 9,641</u>	<u>△ 4,502</u>
当期利益金	27,614	17,973	13,471	△ 9,641	△ 4,502
合 計	77,927	74,991	72,871	△ 2,936	△ 2,120
(貸 方)					
経常収益	<u>77,927</u>	<u>74,991</u>	<u>72,871</u>	<u>△ 2,936</u>	<u>△ 2,120</u>
(運用収入)					
利息及び配当金	77,177	74,907	72,741	△ 2,270	△ 2,166
償還差益	750	84	130	△ 666	46
合 計	77,927	74,991	72,871	△ 2,936	△ 2,120

貯 金 経 理
予定損益計算書説明書

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
	千円	千円
(借 方)		
経常費用 (事業費用)	57,018	59,400
職員給与	年度末推計 <u>167</u>	1 時間外勤務手当 <u>167</u>
事務費	<u>351</u>	<u>930</u>
	1 事務用消耗品費 <u>0</u>	1 事務用消耗品費 <u>50</u>
	年度末推計 <u>0</u>	(1) 事務文具等 <u>50</u>
	2 図書印刷費 <u>300</u>	2 図書印刷費 <u>300</u>
	年度末推計 <u>300</u>	(1) 様式類印刷 <u>200</u>
		(2) その他印刷物 <u>100</u>
	3 事務費雑費 <u>51</u>	3 事務費雑費 <u>580</u>
	年度末推計 <u>51</u>	(1) 通知書振込手数料 <u>53</u>
		(2) 振込手数料 <u>527</u>
委託費	<u>2,916</u>	<u>0</u>
普及費	<u>501</u>	1 職員手帳負担金 <u>501</u>
支払利息	<u>53,083</u>	<u>57,802</u>
	30年12月末実績 <u>25,557</u>	4～9月分利息 <u>28,243</u>
	1～3月推計 <u>27,526</u>	10～3月分利息 <u>29,559</u>
特別損失	<u>0</u>	<u>0</u>
前期損益修正損	年度末推計 <u>0</u>	年度末推計 <u>0</u>
当期利益金	17,973	13,471
当期利益金	年度末推計 <u>17,973</u>	年度末推計 <u>13,471</u>
合 計	74,991	72,871
(貸 方)	千円	千円
経常収益 (運用収入)	74,991	72,871
利息及び配当金	<u>74,907</u>	<u>72,741</u>
	1 預貯金利息 <u>0</u>	1 預貯金利息 <u>0</u>
	30年12月末実績 <u>0</u>	定期預金 <u>0</u>
	1～3月推計 <u>0</u>	
	2 有価証券利息 <u>74,392</u>	2 有価証券利息 <u>72,423</u>
	30年12月末実績 <u>40,014</u>	
	1～3月推計 <u>34,378</u>	
	3 信託収益 <u>515</u>	3 信託収益 <u>318</u>
	30年12月末実績 <u>383</u>	(1) 金銭信託 <u>318</u>
	1～3月推計 <u>132</u>	(2) 証券投資信託 <u>0</u>
償還差益	年度末推計 <u>84</u>	年度末推計 <u>130</u>
合 計	74,991	72,871

貯 金 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成29年度	平 成 30 年 度		平 成 31 年 度	
	決 算 額	増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>573,295</u>	<u>76,171</u>	<u>649,466</u>	<u>38,820</u>	<u>688,286</u>
普通預金	560,486	75,351	635,837	38,885	674,722
仮払金	23	△ 23	0	0	0
未収収益	12,786	843	13,629	△ 65	13,564
固 定 資 産	<u>9,094,991</u>	<u>596,306</u>	<u>9,691,297</u>	<u>700,130</u>	<u>10,391,427</u>
(投資その他の資産)					
金 銭 信 託	800,000	△ 200,000	600,000	0	600,000
投資有価証券	8,294,991	796,306	9,091,297	700,130	9,791,427
合 計	9,668,286	672,477	10,340,763	738,950	11,079,713
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>9,046,960</u>	<u>654,504</u>	<u>9,701,464</u>	<u>725,479</u>	<u>10,426,943</u>
組合員貯金	9,022,695	652,233	9,674,928	723,494	10,398,422
未払費用	24,265	2,271	26,536	1,985	28,521
剰 余 金	<u>621,326</u>	<u>17,973</u>	<u>639,299</u>	<u>13,471</u>	<u>652,770</u>
利益剰余金	621,326	17,973	639,299	13,471	652,770
合 計	9,668,286	672,477	10,340,763	738,950	11,079,713

貯 金 経 理
予定貸借対照表説明書

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流動資産	649,466	688,286
普通預金	年度末推計 <u>635,837</u>	年度末推計 <u>674,722</u>
未収収益	<u>13,629</u>	<u>13,564</u>
1 有価証券利息	13,627	2 有価証券利息 13,563
2 信託収益	2	3 信託収益 1
年度末推計		年度末推計
固定資産	9,691,297	10,391,427
(投資その他の資産)		
金銭信託	年度末推計 <u>600,000</u>	年度末推計 <u>600,000</u>
投資有価証券	<u>9,091,297</u>	<u>9,791,427</u>
1 国債	300,000	1 国債 300,000
年度末推計		前年度末 300,000
		本年度取得見込額 0
		本年度償還見込額 0
2 地方債	3,696,682	2 地方債 3,996,762
年度末推計		前年度末 3,696,682
		本年度取得見込額 500,000
		本年度償還見込額 199,920
3 公営企業債	0	3 公営企業債 0
年度末推計		前年度末 0
		本年度取得見込額 0
		本年度償還見込額 0
4 社債	2,197,807	4 社債 2,197,807
年度末推計		前年度末 2,197,807
		本年度取得見込額 300,000
		本年度償還見込額 300,000
5 諸債券	2,896,808	5 諸債券 3,296,858
年度末推計		前年度末 2,896,808
		本年度取得見込額 500,000
		本年度償還見込額 99,950
6 証券投資信託	0	6 証券投資信託 0
年度末推計		年度末推計
合 計	10,340,763	11,079,713

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流 動 負 債	9,701,464	10,426,943
組 合 員 貯 金	年度末推計 <u>9,674,928</u>	年度末推計 <u>10,398,422</u>
未 払 費 用	年度末推計 <u>26,536</u>	年度末推計 <u>28,521</u>
剰 余 金	639,299	652,770
利 益 剰 余 金	年度末推計 <u>639,299</u>	年度末推計 <u>652,770</u>
	欠損金補てん積立金 483,746	欠損金補てん積立金 519,921
	積立金 155,553	積立金 132,849
合 計	10,340,763	11,079,713

貸 付 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
	千円	千円
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券 3,500,000	有価証券 3,500,000
2 経理単位相互間における 資金の最高限度額及び条件	経過的長期預託金管理経理からの 長期借入金 最高限度額 10,829,404 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方 公務員共済組合連合会が定める基 準利率の区分に応じて総務大臣が 定める率	経過的長期預託金管理経理からの 長期借入金 最高限度額 10,719,197 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方 公務員共済組合連合会が定める基 準利率の区分に応じて総務大臣が 定める率
3 組合員貸付金の最高限度 額及び条件	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26%	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26%
	2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)	2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)
	3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93%	3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93%
	4 特別貸付 貸付限度額 17,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 10,800 利率 年1.26%	4 特別貸付 貸付限度額 17,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 10,800 利率 年1.26%
4 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 2,940 旅 費 184 事 務 費 1,360	職員給与 2,664 旅 費 198 事 務 費 1,534

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	平成29年度 決 算 額	平成30年度 推 計	平成31年度 推 計	前 年 度 対 比 較 増 △ 減	
				平成30年度	平成31年度
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
経 常 費 用	38,439	16,777	16,912	△ 21,662	135
(事業費用)					
職 員 給 与	2,220	2,064	2,664	△ 156	600
旅 費	38	29	198	△ 9	169
事 務 費	709	526	1,534	△ 183	1,008
委 託 費	675	401	2,757	△ 274	2,356
修 繕 費	0	0	30	0	30
賃 借 料	218	204	181	△ 14	△ 23
普 及 費	2,487	2,422	3,223	△ 65	801
諸 謝 金	0	0	30	0	30
負 担 金	341	348	433	7	85
支 払 利 息	24,003	4,680	334	△ 19,323	△ 4,346
連 合 会 払 込 金	7,642	5,950	5,350	△ 1,692	△ 600
雑 費	25	25	50	0	25
減 価 償 却 費	81	128	128	47	0
特 別 損 失	852	360	0	△ 492	△ 360
前期損益修正損	852	360	0	△ 492	△ 360
当 期 利 益 金	39,200	16,269	11,308	△ 22,931	△ 4,961
当 期 利 益 金	39,200	16,269	11,308	△ 22,931	△ 4,961
合 計	78,491	33,406	28,220	△ 45,085	△ 5,186
(貸 方)					
経 常 収 益	78,491	33,406	28,220	△ 45,085	△ 5,186
(事業収益)					
組 合 員 貸 付 金 利 息	78,141	33,126	27,976	△ 45,015	△ 5,150
(補助金等収入)					
連 合 会 交 付 金	350	280	244	△ 70	△ 36
特 別 利 益	0	0	0	0	0
前期損益修正益	0	0	0	0	0
当 期 損 失 金	0	0	0	0	0
当 期 損 失 金	0	0	0	0	0
合 計	78,491	33,406	28,220	△ 45,085	△ 5,186

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
	千円	千円
(借 方)		
経 常 費 用	16,777	16,912
(事業費用)		
職 員 給 与	<u>2,064</u>	<u>2,664</u>
		1 時間外勤務手当 600
		2 非常勤職員給与 2,064
旅 費	<u>29</u>	<u>198</u>
		1 住宅貸付実地調査旅費 100
		2 大都市職員共済組合事務連絡会 93
		3 大都市職員共済組合事務担当者会議 5
事 務 費	<u>526</u>	<u>1,534</u>
		1 事務消耗品費 713
		(1) パソコン用消耗品 591
		(2) その他消耗品 122
		2 図書印刷費 167
		(1) 様式類印刷 147
		(2) その他印刷物 20
		3 通信運搬費 50
		4 会議費 244
		(1) 組合会 20
		(2) 理事会 20
		(3) 大都市互選関係役員協議会 204
		5 雑費 360
		(1) 納入通知書振込手数料 260
		540円×40枚×12月
		(2) その他雑費 100
委 託 費	<u>401</u>	<u>2,757</u>
		1 基幹システム改修委託費 2,000
		2 基幹個別システム保守委託費 157
		3 その他委託費 600
修 繕 費	<u>0</u>	<u>30</u>

科 目	平 成 30 年 度	平 成 31 年 度
賃 借 料	204	181
		1 パソコン等使用料 131
		2 自動車等借上料 50
普 及 費	2,422	3,223
		1 職員月報発行経費 523
		2 職員手帳発行分担金 500
		3 福利厚生ガイド 2,000
		4 貸付制度PR誌印刷 200
諸 謝 金	0	30
負 担 金	348	433
		1 社会保険料等負担金 383
		2 会議等負担金 50
支 払 利 息	4,680	334
連 合 会 払 込 金	5,950	5,350
雑 費	25	50
減価償却費	128	128
		1 器具及び備品 128
特 別 損 失	360	0
前期損益修正損	360	0
当 期 利 益 金	16,269	11,308
当 期 利 益 金	16,269	11,308
合 計	33,406	28,220
(貸 方)	千円	千円
経 常 収 益	33,406	28,220
(事業収益)		
組合員貸付利息	33,126	本年度貸付分推計 27,976
(補助金等収入)		
連合会交付金	280	244
特 別 利 益	0	0
前期損益修正益	0	0
当 期 損 失 金	0	0
当 期 損 失 金	0	0
合 計	33,406	28,220

貸 付 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	平成29年度	平成30年度		平成31年度	
	決 算 額	増△減	年度末	増△減	年度末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流 動 資 産	<u>226,113</u>	<u>△ 21,598</u>	<u>204,515</u>	<u>163,807</u>	<u>368,322</u>
普 通 預 金	211,125	△ 21,210	189,915	163,807	353,722
立 替 金	0	0	0	0	0
未 収 金	14,988	△ 388	14,600	0	14,600
固 定 資 産	<u>2,976,216</u>	<u>△ 562,717</u>	<u>2,413,499</u>	<u>△ 352,782</u>	<u>2,060,717</u>
(有形固定資産)					
器具及び備品	688	△ 128	<u>560</u>	△ 128	<u>432</u>
投資その他の資産	0	0	0	0	0
組合員貸付金	2,975,528	△ 562,589	2,412,939	△ 352,654	2,060,285
合 計	3,202,329	△ 584,315	2,618,014	△ 188,975	2,429,039
	千円	千円	千円	千円	千円
(貸 方)					
流 動 負 債	<u>2,770</u>	<u>△ 584</u>	<u>2,186</u>	<u>△ 283</u>	<u>1,903</u>
未 払 金	2,236	△ 506	1,730	△ 313	1,417
未 払 費 用	34	14	48	53	101
預 り 金	500	△ 92	408	△ 23	385
固 定 負 債	<u>800,000</u>	<u>△ 600,000</u>	<u>200,000</u>	<u>△ 200,000</u>	<u>0</u>
長 期 借 入 金	800,000	△ 600,000	200,000	△ 200,000	0
剰 余 金	<u>2,399,559</u>	<u>16,269</u>	<u>2,415,828</u>	<u>11,308</u>	<u>2,427,136</u>
利 益 剰 余 金	2,399,559	16,269	2,415,828	11,308	2,427,136
合 計	3,202,329	△ 584,315	2,618,014	△ 188,975	2,429,039

貸付経理
予定貸借対照表説明書

科 目	平成30年度	平成31年度
	千円	千円
(借方)		
流動資産	204,515	368,322
普通預金	年度末推計 <u>189,915</u>	年度末推計 <u>353,722</u>
未収金	<u>14,600</u>	着服金分 <u>14,600</u>
固定資産	2,413,499	2,060,717
(有形固定資産)		
器具及び備品	<u>560</u>	<u>432</u>
投資その他の資産	<u>0</u>	<u>0</u>
組合員貸付金	<u>2,412,939</u>	<u>2,060,285</u>
1 普通貸付金	4,747	1 普通貸付金 2,598 前年度繰越額 4,747 本年度貸付見込額 500 本年度償還見込額 2,649
2 住宅貸付金	2,187,443	2 住宅貸付金 1,872,123 前年度繰越額 2,187,443 本年度貸付見込額 0 本年度償還見込額 315,320
3 災害貸付金	0	3 災害貸付金 0 前年度繰越額 0 本年度貸付見込額 0 本年度償還見込額 0
4 特別貸付金	212,452	4 特別貸付金 178,543 前年度繰越額 212,452 本年度貸付見込額 17,500 本年度償還見込額 51,409
5 在宅介護対応住宅	8,297	5 在宅介護対応住宅 7,021 前年度繰越額 8,297 本年度貸付見込額 0 本年度償還見込額 1,276
合 計	2,618,014	2,429,039
	千円	千円
(貸方)		
流動負債	2,186	1,903
未払金	年度末推計 <u>1,730</u>	年度末推計 <u>1,417</u>
未払費用	年度末推計 <u>48</u>	年度末推計 <u>101</u>
預り金	<u>408</u>	<u>385</u>
固定負債	200,000	0
長期借入金	<u>200,000</u>	<u>0</u> 前年度繰越分 200,000 本年度減少額 200,000
剰余金	2,415,828	2,427,136
利益剰余金	2,415,828	2,427,136
欠損金補てん積立金	<u>120,647</u>	<u>103,015</u>
積立金	<u>2,295,181</u>	<u>2,324,121</u>
合 計	2,618,014	2,429,039

川崎市共済公告第3号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第46条の2の規定に基づき、任意継続組合員の平均標準報酬月額について次のとおり公告します。

平成31年3月28日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

平均標準報酬月額 470,000円

ただし、平成31年4月から平成32年3月までの各月に徴収すべき任意継続掛金について適用します。

川 崎 区 告 示**川崎市川崎区告示第2号**

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

平成31年3月22日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

自動車臨時運行許可番号標	無効年月日
川崎 8 - 76	平成31年3月22日

宮 前 区 告 示**川崎市宮前区告示第4号**

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

平成31年3月26日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 8 - 09	平成31年3月22日

川 崎 区 公 告**川崎市川崎区公告第36号**

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年3月15日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第5期分		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第37号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年3月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第10期	平成31年4月2日 (第10期分)	計5件
平成30年度	介護保険料	第11期	平成31年4月2日 (第11期分)	計29件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第38号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年3月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第7期	平成31年4月2日 (第7期分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第8期	平成31年4月2日 (第8期分)	計6件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第39号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業

所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第7期	平成31年4月2日(第7期)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第8期	平成31年4月2日(第8期)	計5件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	平成31年4月2日(第9期)	計22件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第40号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成31年4月2日(第2期)	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成31年4月2日(第3期)	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成31年4月2日(第4期)	計7件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成31年4月2日(第5期)	計7件
平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成31年4月2日(第6期)	計5件
平成30年度	国民健康保険料	第7期	平成31年4月2日(第7期)	計6件
平成30年度	国民健康保険料	第8期	平成31年4月2日(第8期)	計5件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	平成31年4月2日(第9期)	計49件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第41号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	平成29年度第3期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成29年度第4期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成29年度第5期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成29年度第6期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成29年度第7期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成29年度第8期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成29年度第9期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成29年度第10期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成30年度第1期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成30年度第2期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成30年度第3期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成30年度第4期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成30年度第5期	平成31年4月2日	計1件
平成30年度	国民健康保険料	平成30年度第6期	平成31年4月2日	計3件
平成30年度	国民健康保険料	平成30年度第7期	平成31年4月2日	計3件
平成30年度	国民健康保険料	平成30年度第8期	平成31年4月2日	計13件
平成30年度	国民健康保険料	平成30年度第9期	平成31年4月2日	計87件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第42号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月26日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第8号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第12期	平成31年4月2日(第12期分)	計3件
平成30年度	介護保険料	第1期	平成31年4月2日(第1期分)	計9件
平成30年度	介護保険料	第2期	平成31年4月2日(第2期分)	計10件
平成30年度	介護保険料	第3期	平成31年4月2日(第3期分)	計10件
平成30年度	介護保険料	第4期	平成31年4月2日(第4期分)	計8件
平成30年度	介護保険料	第5期	平成31年4月2日(第5期分)	計8件
平成30年度	介護保険料	第6期	平成31年4月2日(第6期分)	計8件
平成30年度	介護保険料	第7期	平成31年4月2日(第7期分)	計7件
平成30年度	介護保険料	第8期	平成31年4月2日(第8期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第9号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第1期	平成31年4月2日(第1期分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第2期	平成31年4月2日(第2期分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第3期	平成31年4月2日(第3期分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第4期	平成31年4月2日(第4期分)	計2件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第5期	平成31年4月2日(第5期分)	計5件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第6期	平成31年4月2日(第6期分)	計5件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第7期	平成31年4月2日(第7期分)	計1件
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第8期	平成31年4月2日(第8期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第10号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第10期	平成31年4月2日 (第10期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成31年4月2日 (第1期分)	計8件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成31年4月2日 (第2期分)	計9件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成31年4月2日 (第3期分)	計18件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成31年4月2日 (第4期分)	計14件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成31年4月2日 (第5期分)	計17件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	平成31年4月2日 (第6期分)	計20件
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	平成31年4月2日 (第7期分)	計27件
平成 30年度	国民健康 保険料	第8期	平成31年4月2日 (第8期分)	計25件
平成 30年度	国民健康 保険料	第9期	平成31年4月2日 (第8期分)	計23件
平成 30年度	国民健康 保険料	過年11月	平成31年4月2日 (過年11月分)	計1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第16号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年3月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	平成31年4月2日	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第8期	平成31年4月2日	計65件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第17号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年3月20日

川崎市中原区長 向坂光浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第10期	平成31年4月2日	計7件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第14号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年3月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第5期分	平成31年4月2日 (第5期分)	計1件
平成 30年度	介護保険料	第6期分	平成31年4月2日 (第6期分)	計1件
平成 30年度	介護保険料	第7期分	平成31年4月2日 (第7期分)	計1件
平成 30年度	介護保険料	第8期分	平成31年4月2日 (第8期分)	計2件
平成 30年度	介護保険料	第9期分	平成31年4月2日 (第9期分)	計1件
平成 30年度	介護保険料	第10期分	平成31年4月2日 (第10期分)	計4件
平成 30年度	介護保険料	第11期分	平成31年4月2日 (第11期分)	計27件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第15号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	第7期分	平成31年4月2日(第7期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第16号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第3期分	平成31年4月2日(第3期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第4期分	平成31年4月2日(第4期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第5期分	平成31年4月2日(第5期分)	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第6期分	平成31年4月2日(第6期分)	計5件
平成30年度	国民健康保険料	第7期分	平成31年4月2日(第7期分)	計6件
平成30年度	国民健康保険料	第8期分	平成31年4月2日(第8期分)	計9件
平成30年度	国民健康保険料	第9期分	平成31年4月2日(第9期分)	計67件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第17号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年 3月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第18号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年 3月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第12号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第

20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年3月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	平成31年4月2日 (第1期分)	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第2期	平成31年4月2日 (第2期分)	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第3期	平成31年4月2日 (第3期分)	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	平成31年4月2日 (第4期分)	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第5期	平成31年4月2日 (第5期分)	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第6期	平成31年4月2日 (第6期分)	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第7期	平成31年4月2日 (第7期分)	計1件
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	第8期	平成31年4月2日 (第8期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第13号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年3月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第11期	平成31年3月31日	計10件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第14号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律

第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年3月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	過随10月	平成31年4月2日	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	過随11月	平成31年4月2日	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成31年4月2日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成31年4月2日	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成31年4月2日	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期	平成31年4月2日	計2件
平成 30年度	国民健康 保険料	第5期	平成31年4月2日	計4件
平成 30年度	国民健康 保険料	第6期	平成31年4月2日	計6件
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	平成31年4月2日	計6件
平成 30年度	国民健康 保険料	第8期	平成31年4月2日	計9件
平成 30年度	国民健康 保険料	第9期	平成31年4月2日	計25件

(別紙省略)

宮前区公告第15号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年3月26日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第16号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年 3月26日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第17号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年 3月27日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第18号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年 3月27日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があっ

たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第21号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成31年 3月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成31年4月2日(第1期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第2期	平成31年4月2日(第2期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第3期	平成31年4月2日(第3期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第4期	平成31年4月2日(第4期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第5期	平成31年4月2日(第5期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第6期	平成31年4月2日(第6期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第8期	平成31年4月2日(第8期分)	計12件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	平成31年4月2日(第9期分)	計68件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第22号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方

税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により
公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成31年 3月20日

川崎市多摩区長 石本孝弘

年度	科目	期別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第9期	平成31年4月2日	1件
平成 30年	介護保険料	第10期	平成31年4月2日	9件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第23号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住
民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第
1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職
権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者
に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の
為、通知が送達できないので公示します。

平成31年 3月28日

川崎市多摩区長 石本孝弘

この処分について不服がある場合は、この処分があつ
たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎
市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知つ
た日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に
ついての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算
して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告
の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第24号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条
第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、
印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定によ
り、その者に通知しなければならないところ住所及び居
所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成31年 3月28日

川崎市多摩区長 石本孝弘

この処分について不服がある場合は、この処分があつ
たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎
市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知つ
た日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に
ついての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算
して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告

の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第14号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その
者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達す
ることができないので、国民健康保険法(昭和33年12月
27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25
年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成31年 3月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第4期	平成31年4月2日 (第4期分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第8期	平成31年4月2日 (第8期分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第9期	平成31年4月2日 (第9期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成31年4月2日 (第1期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第2期	平成31年4月2日 (第2期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第3期	平成31年4月2日 (第3期分)	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第7期	平成31年4月2日 (第7期分)	計5件
平成 30年度	国民健康 保険料	第8期	平成31年4月2日 (第8期分)	計17件
平成 30年度	国民健康 保険料	第9期	平成31年4月2日 (第9期分)	計52件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第15号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が
不明のため送達することができないので、介護保険法
(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地
方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定によ
り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成31年 3月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護保険料	第10期	平成31年4月2日 (第10期分)	計8件

(別紙省略)
